

平成25年第4回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（11月29日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣言・開議宣言	3
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第2. 会期の決定（15日間）	3
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	3
1. 休憩宣言	14
1. 再開宣言	14
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市青少年問題協議会条例の一部改正について	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○原案可決	15
1. 日程第5. 議案第2号 指定管理者の指定について（なよろ健康の森）	
議案第3号 指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）	
議案第4号 指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）	
議案第5号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）	
議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）	
議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）	
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄東病院）	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○原案可決	15
1. 日程第6. 議案第9号 市道路線の廃止について	
議案第10号 市道路線の認定について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第7. 議案第11号 定住自立圏形成協定の変更について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○補足説明（扇谷総務部長）	17
○原案可決	17

1. 日程第 8. 議案第 12 号 平成 25 年度名寄市一般会計補正予算（第 6 号）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○補足説明（扇谷総務部長）	18
○質疑（佐藤 靖議員）	19
○質疑（熊谷吉正議員）	19
○原案可決	22
1. 日程第 9. 議案第 13 号 平成 25 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	23
1. 日程第 10. 議案第 14 号 平成 25 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	24
1. 日程第 11. 議案第 15 号 平成 25 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第 12. 議案第 16 号 平成 25 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○原案可決	24
1. 日程第 13. 議案第 17 号 平成 25 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○質疑（日根野正敏議員）	25
○原案可決	26
1. 日程第 14. 議案第 18 号 平成 25 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 2 号）	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	27
1. 日程第 15. 議案第 19 号 平成 25 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 2 号）	27
○提案理由説明（加藤市長）	27
○原案可決	27
1. 加藤市長の発言	28
1. 休会の決定	28
1. 散会宣告	28

第2号(12月11日)

1. 議事日程	29
1. 本日の会議に付した事件	29
1. 出席議員	29
1. 欠席議員	29
1. 事務局出席職員	29
1. 説明員	29
1. 開議宣告	30
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	30
1. 日程第2. 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革 を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○議事延期	30
1. 日程第3. 一般質問	30
○質問（高橋伸典議員）	30
○質問（佐藤 靖議員）	40
1. 休憩宣告	52
1. 再開宣言	52
○質問（東 千春議員）	52
○質問（植松正一議員）	63
1. 休憩宣言	74
1. 再開宣言	74
○質問（山田典幸議員）	74
1. 散会宣言	85

第3号（12月12日）

1. 議事日程	87
1. 本日の会議に付した事件	87
1. 出席議員	87
1. 欠席議員	87
1. 事務局出席職員	87
1. 説明員	87
1. 開議宣告	88
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	88
1. 日程第2. 一般質問	88
○質問（佐々木 寿議員）	88
○質問（駒津喜一議員）	98
1. 休憩宣告	107
1. 再開宣言	107
○質問（竹中憲之議員）	107
○質問（川口京二議員）	118
1. 休憩宣告	127
1. 再開宣言	127
○質問（山口祐司議員）	127
○質問（奥村英俊議員）	137
1. 会議時間延長宣告	148
1. 散会宣告	149

第4号(12月13日)

1. 議事日程	1 5 1
1. 本日の会議に付した事件	1 5 1
1. 出席議員	1 5 1
1. 欠席議員	1 5 1
1. 事務局出席職員	1 5 1
1. 説明員	1 5 2
1. 開議宣告	1 5 3
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 5 3
1. 日程第2. 一般質問	1 5 3
○質問（川村幸栄議員）	1 5 3
○質問（熊谷吉正議員）	1 6 4
1. 休憩宣言	1 7 6
1. 再開宣言	1 7 6
1. 日程第3. 議案第20号　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革 を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 7 6
○質疑（佐藤　靖議員）	1 7 6
○質疑（川村幸栄議員）	1 8 1
○原案可決	1 8 3
1. 日程第4. 意見書案第1号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意 見書 意見書案第2号　過疎対策の積極的推進を求める意見書 意見書案第3号　積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書	1 8 4
○原案可決	1 8 4
1. 日程第5. 報告第1号　例月現金出納検査報告について	1 8 4
○報告済	1 8 4
1. 日程第6. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 8 4
○決定	1 8 4
1. 閉会宣言	1 8 4
1. 質問通告表	1 8 5
1. 議決結果表	1 9 0

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成25年11月29日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 指定管理者の指定について（なよろ健康の森）
議案第3号 指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）
議案第4号 指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）
議案第5号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）
議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）
議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄東病院）
日程第6 議案第9号 市道路線の廃止について
議案第10号 市道路線の認定について
日程第7 議案第11号 定住自立圈形成協定の変更について
日程第8 議案第12号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第13号 平成25年度名寄市民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第14号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第15号 平成25年度名寄市下

- 水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第16号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第17号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第18号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第19号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 指定管理者の指定について（なよろ健康の森）
議案第3号 指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）
議案第4号 指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）
議案第5号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）
議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）
議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄東病院）
日程第6 議案第9号 市道路線の廃止について

議案第10号 市道路線の認定について
日程第7 議案第11号 定住自立圈形成協定の変更について
日程第8 議案第12号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第13号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第14号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第15号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第16号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第17号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第18号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第19号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員

12番	駒津	喜一	議員
13番	熊谷	吉正	議員
15番	日根野	正敏	議員
17番	山口	祐司	議員
19番	東千	春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏文
書記	山崎	直子
書記	鷺見	潤
書記	佐藤	

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保和	幸	君
教育長	小野浩	一	君
総務部長	扇谷茂	幸	君
市民部長	中村勝	己	君
健康福祉部長	田邊俊	昭	君
経済部長	高橋光	男	君
建設水道部長	長内和	明	君
教育部長	鈴木邦	輝	君
市立総合病院事務部長	松島佳	寿夫	君
市立大学事務局長	鹿野裕	二	君
営業戦略室長	常本史	之彦	君
上下水道室長	斎藤一	真理	君
会計室長	山崎剛		君
監査委員	手間本		

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成25年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月13日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月13日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成25年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、佐藤喜代枝さんに文化奨励賞を授与いたしました。

「科学部門（古典文学及び相談支援）」で受賞された佐藤さんは、市立名寄図書館が毎年開催し

ている「古典文学講座」をはじめ市内外で古典文学に関する講師を長年にわたり務められ、多くの人に古典への親しみと知識を深め、後世に伝える取組に御尽力されました。

また、教員在職中、障がい児教育に専門的に関わり、悩みを抱える御家族への対応を通じてカウンセリングの必要性を強く実感したことから、応用心理カウンセラーなどの資格を取得し、名寄市教育委員会教育専門相談員及び名寄市立大学精神保健センター相談員を務め、悩みを抱える方々の心のケアを行ってきました。平成19年からは北海道教育委員会スクールカウンセラー活用事業の委嘱を受け、上川及び宗谷管内の特別支援学校・高等学校における児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員対象の研修にも取り組まれました。

教員退職後もカウンセラーとして学校教育に積極的に関わり、本市の教育振興に大きく貢献されています。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、保健衛生、産業経済、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された23個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた15個人、18団体に善行表彰を、芸術文化、スポーツなどの分野で輝かしい活躍をされた1団体に栄誉賞をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っています。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催によるまちづくり懇談会は、10月28日の市民文化センターを皮切りに全10回開催され、名寄市立大学生の参加をはじめ、各町内会から例年を上回る市民が参加されました。

いただいた貴重な御意見、提言などは、次年度予算をはじめ、今後の行政運営に反映させ、協働

のまちづくりを進めてまいります。

次に、男女共同参画社会の推進について申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民への意識啓発が重要であることから、今般、地域づくり研修会開催支援金交付事業の採択を受け、12月8日、駅前交流プラザ「よろーな」において講演会を開催することとなりました。

講師には、TVなどでも活躍されている漫画家倉田真由美先生をお招きし「くらたま流 スッキリ生きる方法」と題して、楽しみながら男女共同参画について考える機会を提供してまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

ふるさと会交流事業については、東京なよろ会総会が11月10日、東京都内のホテルにおいて開催され、会員をはじめ、約80人の出席によりスキーやゴルフトーナメントなどの事業計画が承認されました。

東京都杉並区との交流事業については、10月25日、26日に、「阿佐谷ジャズストリート2013」が開催され、本市出身のミュージシャンが交流自治体セッションに参加し、イベントを盛り上げました。

また、11月9日、10日には、「すぎなみフェスタ2013」において、杉並区職員の協力をいただきながら、煮込みジンギスカン1,100食のほか馬鈴しょ、玉ねぎなど全量を完売しました。

国際交流における、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、道北6市によるユジノサハリンスク道北物産展が9月7日、8日に開催され、当市からは「名寄・ドーリンスク友好委員会」が中心となり特産6品目を販売したところ、好評を博し全品目を完売することができました。

台湾との交流では、台湾からの観光客誘致に向けた取組として、10月16日から22日まで、アジア・太平洋地域最大の旅行見本市である「台北国際旅行博」に職員1人を派遣し、本市の知名度向上と観光PRを図りました。

交流居住の推進における「お試し移住住宅」については、横浜市から札幌市に移住した50歳代と40歳代の夫婦が8月26日から9月1日までの7日間、東京都八王子市の60歳代の夫婦と10歳代の長男の家族が9月2日から30日までの29日間、それぞれ利用され、名寄での生活を体験いただきました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

2次募集を行い選考を進めていた農業支援員については、10月7日付で橋本薗士さん、平澤宏幸さんの二人を委嘱しました。現在は、風連日進地区に移住し農作業研修に励むとともに、農閑期における地域貢献活動に向けて、準備を進めています。

なお、地域振興支援員については、残念ながら体調不良による退任の申し出があり、先に受理させていただいたところです。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会」については、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、その地域ならではの魅力・価値を伝え、新たに訪れる方々に滞在・交流を楽しんでいただくことを目的に「天塩川住民再発見ツアー」を実施しました。13市町村を4つのエリアに分け、10月25日から27日は、美深町・音威子府村・中川町・中頓別町のエリアで、11月1日から3日は、天塩町・豊富町・幌延町のエリアで実施されました。なお、残り2つのエリアについては、来年1月から2月の実施を予定しています。

また、「すぎなみフェスタ2013」において、協議会構成市町村の特産品を販売するとともに、協議会PR用エコバッグを買い物の袋として活用するなど、天塩川地域のさらなるPRに努めました。

さらに、首都圏プロモーション活動の一環として、11月16日に東京都台東区において開催された「2013北海道暮らしフェア」に参加し、

「お試し移住住宅」のPRをはじめ、移住環境などについて説明を行いました。

なお、本協議会の取組については、本年度をもって道による2カ年の支援が終了するため、来年以降の進め方について、構成市町村と協議しているところです。

次に、自衛隊関係について申し上げます。

本年12月中旬の決定が見込まれる新防衛大綱については、現在、国において調整の最中にあります。先に防衛省が示した概要には、道内を訓練地として重視する内容が盛り込まれたものの、西南防衛へのシフトが鮮明との報道もあり、予断を許さない状況にあると認識しております。

のことから、この間、北海道基地協議会や北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会など全道的な取組はもとより、第二師団管轄の諸団体や上川北部市町村での活動、さらには、市内関係団体で構成する陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会での取組など、様々な機会を通じ、精力的に国への要望を行ってきたところであります。引き続き、全力で取り組んでまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第26回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月28日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体との協働のもと総合福祉センターを会場に開催しました。

内臓脂肪CT検査、体内健康測定、骨密度測定、ストレス測定などに400人の市民が集まり、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への啓発を図ってきました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における患者取扱い状況は、入院患者数が延べ5万2,077人で前年比1,234人の減少となり、外来の取扱い患者数では、延べ10万8,517人と前年比5,302人の増加となっています。

医業収支の状況は、医業収益が36億5,749万円となり、前年比10.7.8パーセント、金額で

2億6,591万円の増となりました。主な内訳では、入院収益で1億8,630万円の増、外来収益で7,892万円の増となっています。

また、医業費用は39億4,805万円と、前年比10.7.1パーセント、金額で2億6,324万円の増となりました。主な内訳では、給与費は前年比10.5.5パーセント、金額で1億2,334万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費は、前年比11.2.7パーセント、金額で1億802万円の増となっています。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き2億9,055万円の損失となり、医業外収支、特別収支を含めた全体の収支では、1億5,728万円の損失となりました。

今後も、医業収益の確保に努めるとともに経費節減により収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、精神科病棟改築事業について申し上げます。

11月18日現在、工事の進捗率は39.8パーセントで、内訳は建築主体工事が48.5パーセント、空調設備工事が29.5パーセント、給排水衛生設備工事が27.0パーセント、電気設備工事が22.0パーセントとなっています。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,955人、前年比468人の増加となり、外来では延べ1,615人、前年比145人の増加となりました。

収支面では、事業収益が3億2,384万円となり、前年比1,227万円の増収となっています。

事業費用は3億1,526万円で、前年比2,139万円の増加となり、差し引き約858万円の医業利益が計上されました。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成25年度「長寿を祝う会」を市内の関係団体と実行委員会を組織し、9月14日に市民文化センターで開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた104歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えた200の方々と金婚を迎えた100組の御夫婦をお招きしてお祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月14日から16日まで開催し、100の方々から143点の出品をいただき、市民の皆様に力作を御覧いただいたところです。

また、75歳以上を対象に町内会など78団体が開催した「敬老会」では、4,976の方々が祝福されました。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

古着などの回収については、市内12箇所の公共施設に設置しているボックスで、本年4月から繊維全般のリサイクルが可能となり、上半期における回収量は既に例年の回収実績を大きく上回ったところです。今後も、市民の負担軽減や埋立処分場の延命のため、市民への周知・啓発を図ってまいります。

また、廃食用油については、市内公共施設で拠点回収し、バイオディーゼル燃料として再利用しています。本年9月末には、市内に生産拠点を持つ事業者が事業から撤退しましたが、旭川市の事業者が引き継ぐこととなり、その輸送と管理に費用が嵩むため回収全量を有償として取り扱うことで協定書を交わしたところです。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

省エネを推進する「エコチャレンジ2013夏」の表彰式を11月12日に行いました。本事業には13人の応募があり、前年比10パーセントの節電目標を達成された9人に表彰状と景品を贈呈しました。なお、達成された方々の体験はパンフレットなどにとりまとめ、省エネ意識の啓発に活用するとともに、冬季間においては「エコチャレンジ2013冬」として実施してまいります。

また、旧風連中学校跡地におけるメガソーラー

発電施設については、12月9日に竣工式が執り行われる予定であり、民間におけるモデル的な取組として支援を行ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの災害出動状況については、火災件数が13件で前年比5件の増となり、火災による負傷者は3人となっています。

救急出動件数については1,054件で前年同期比171件の増となっています。

本年度実施事業については、風連地区の消火栓更新12基を完了しています。また、現在、風連消防団第4分団車の更新を実施しており、12月上旬の納車を予定しています。

防火対策については、「秋の全道火災予防運動」期間中に一般家庭と独居老人宅の防火訪問、消防車試乗会や記念撮影の実施、防火パレードや防火グッズの配布など、火災予防のPRや防火対策の啓発を実施しました。

次に、河川の防災対策について申し上げます。

風連地区の無名川水位通報装置設置工事については、今月末の完成を予定しており、減災及び防災対策の推進に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、「交通死亡事故ゼロ」を目標に、市民一丸となって交通安全運動を進めてまいりました。

11月7日に名寄市民会館で開かれた「交通安全道警音楽隊コンサートinなよろ」に、市内外から320人の参加がありました。高齢者の交通事故防止を考えるフォーラムをはじめ、道警音楽隊による演奏やカラーガード隊のステージドリルなどが披露され、高齢者の交通事故への注意喚起が行われました。

次に、消費生活相談事業について申し上げます。

本年4月に本市及び下川町・美深町・音威子府村・中川町の5市町村における相談窓口となる名寄地区広域消費生活センターを開設しました。10月末現在の相談総件数は173件で、そのうち

下川町5件、美深町3件、音威子府村2件、中川町2件の相談がありました。

今後とも、研修会や講習会をはじめとした情報の提供や出前講座などをとおして、消費生活相談の周知を図るとともに、迅速な対応、適切な相談業務に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年度着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸が9月末に完成、本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸については9月に着手し、11月末現在の進捗率は約10パーセントとなっています。また、新北斗団地の全面的改善工事は、コンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸を7月に着手し、10月末に完成しています。

ノースタウンなよろ団地の長寿命化型改善工事については、1棟30戸を7月末に着手し、12月の完成を予定しています。

さらに、風舞団地の長寿命化型改善工事に伴う実施設計については、平成26年1月の完了を予定しています。

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画による公園施設整備工事は、浅江島公園のコンビネーション遊具の設置工事を10月に完了しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、16線道路老朽管更新工事ほか12路線、5,423メートルが11月に完了し、現在は国道40号横断部、延長80メートルを12月中旬の完成に向けて整備を進めています。

配水管網整備については、風連29線配水管網整備工事ほか4路線、延長1,452メートルが11月に完了し、現在は西町西11条仲通ほか1路線、延長270メートルを12月中旬の完成に向けて整備を進めています。

また、簡易水道事業については、智恵文八幡地

区浄水場の増補改良工事が10月に着工となり、ろ過器を含む機械、電気設備の改良工事を来年1月下旬の完成に向けて工事を進めています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した設備の改築工事については、施工中の名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備外更新工事の3月上旬の完成、併せて長寿命化更新実施設計の業務委託を2月下旬完了、さらに雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長129メートルを1月上旬の完成に向けて順調に進捗しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、新たに12基の合併浄化槽が供用開始され、現在、6基の整備を進めています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている昭和通、西4条仲通、東1条通の3路線については発注を終え工事を進めています。また、地域の元気臨時交付金により採択された路線のうち、南6丁目仲通は12月、風連西町5丁目線は来年1月完成に向けて現在工事を進めています。

また、徳田18線緑丘連絡線については12月に工事を発注し、主に道路排水関係を先行して工事着手する予定です。

道路の維持補修にかかる防塵処理工事については、186路線、約40キロメートルの11月末完了を予定しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

宗谷本線活性化推進協議会による「JR北海道宗谷北線運輸営業所に対する要望懇談会」を、本年度は11月25日に前倒して開催しました。

本市をはじめ、士別市、稚内市など沿線自治体により、本協議会の目的である宗谷本線の高速化について要望したほか、相次ぐ事故などへの再発防止について、強く申し入れを行ったところです。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

コミュニティバスについては、現在、この間の実証運行やアンケート調査、市内3カ所で実施し

た住民との意見交換会等において明らかとなった課題について、対応を検討しています。

主な課題は、西回りと東回りの乗り継ぎ、土曜日や夜の便の低利用の状況、他バス路線との接続などであり、西回り東回りを統合した（仮称）東西線など、新たな手法も含めて検討しており、第一弾として12月中の改正を目指し作業を進めているところです。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪総延長443キロメートル、排雪総延長145キロメートルを計画しています。

本年度から、さらなる冬の道路環境向上のため、試行として路線毎の除雪幅員を設定し、幹線道路においては排雪回数の増と、新たに積上げ除雪を行うことにより安全な車両すれ違い幅員の確保に努めます。また市街地近傍に新たな雪堆積場を確保できしたことから、排雪時のダンプ運搬の効率化により、日数の短縮を図ってまいります。

また、これら新たな除排雪の試行については広報やホームページ、まちづくり懇談会をとおして市民へ周知しています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の農作業及び生育状況については、水稻の収穫作業終了が10月5日となり、平年に比べてもち米で3日、うるち米で2日遅くなりました。10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で102、北海道で105、上川では105となりました。本市の11月19日現在の出荷状況については、もち米23万6,06俵、うるち米2万1,927俵、合計25万7,933俵となり、概ね90パーセントの出荷率で、一等米比率は98パーセントとなり、品質・収量ともに平年を上回る状況です。

畑作は、春先の融雪の遅れや低温により、移植作業が遅れ、その後6月から7月の好天により回復の兆しが見えたものの、8月からの降雨により収穫作業が遅れました。作況については、豆類、

てんさい、スイートコーン、かぼちゃは「平年並」、秋小麦、馬鈴しょ、玉ねぎは「やや不良」、春小麦は「不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が対前年比0.42パーセント減の1万2,094トン、うるち米は2.37パーセント減の1,522トン、合計で0.65パーセント減の1万3,616トンの配分となっています。また、加工用米・備蓄米を含めた水稻作付面積は対前年比0.91パーセントの増の3,408ヘクタール、水稻作付耕作者は16戸減の380戸となりました。

経営所得安定制度における米の直接支払交付金では、対象農家378戸、対象水田2,646ヘクタールで、交付額は3億9,700万円となっています。同じく転作部分では対象面積2,744ヘクタール、対象農家657戸で、交付金については、麦・大豆・飼料作物など国の戦略作物を対象とする水田活用の所得補償事業が5億5,517万円、野菜類など地域特性を活かした作物に交付される産地資金が3億2,673万円となっています。これに加算措置として、耕畜連携加算が2件5ヘクタールで72万円、緑肥輪作加算が2件25ヘクタールで250万円をそれぞれ見込み、交付金合計では14億840万円を予定しており、現在、年内の支払いに向けて交付事務を進めているところです。

また、北海道が設定する畠地産地資金については、77戸337ヘクタールの交付対象を見込み、年明けの交付を予定しています。

畠作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い2億6,104万円が交付されており、今後は、数量払い3億3,400万円の交付を見込んでいます。

環境保全型農業直接支援対策については、8件13ヘクタールで105万円の交付を見込んでいます。

農地利用集積円滑化団体を通じて農地を賃貸し

た場合に、国から補助が受けられる規模拡大加算については、これまで5件19ヘクタールの申請があり、382万円の交付となりました。

なお、昨年創設された人・農地プランにおける支援策である農地集積協力金は、1件70万円の交付が見込まれています。

次に、東京都杉並区におけるスイートコーンのPR活動について申し上げます。

9月3日から5日まで、杉並区役所前において、道北なよろ農業協同組合が事業主体となり、市と連携して販売促進活動に取り組みました。

旬のスイートコーンのほか、かぼちゃ、馬鈴しょの販売、PR活動を行うとともに、東京都杉並区における名寄産スイートコーンの取扱店を紹介するなど、産地PRと販売促進を図りました。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金」について申し上げます。

農村部においては、農業者や関係者の協定に基づき、集落における耕作放棄地の発生防止と農道・水路を保全する活動が行われており、支払われる交付金は総額で2億8,110万円となっています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、当初の駆除期間から25日間の延長となる10月25日まで実施し、駆除した422頭の残滓については焼却処分を実施したところです。

次に、ヒグマの出没などについて申し上げます。

本年度のヒグマ報告数は、11月8日現在で49件となっています。

例年であれば収穫期を終えると出没が無くなるところですが、10月に曙地区、智南地区で4件、11月に智恵文の智北、八幡地区から2件の報告があり、箱罠による捕獲許可期間を延長するなど、関係機関と連携して対応しているところです。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野では、6月

7日から10月21日までの137日間に延べ3万1,928頭を、母子里地区共同牧場では、6月18日から10月28日までの133日間に延べ1万3,351頭を、市内酪農家20戸から受精対象牛を主体に受け入れ、適正な飼養管理により高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が公表している四半期毎の地域別経済動向調査によると、上川北部地域における7～9月の地域景況感は、前期の「横ばい」から見て「やや上昇」となっています。

生産動向については、前期と同様に「横ばい」ですが、車や住宅などは消費税増税の影響により上昇傾向にあることから消費動向は「やや上昇」となっています。

市の融資関係では、10月末現在、経営資金、設備資金ともに増加傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で92件、融資額は5億4,457万5千円となっており、前年比5件の増、金額は5.1パーセントの減となっています。また、設備資金については、融資件数で11件、融資額は8,252万円となっており、前年比3件、金額で6.8.4パーセントの増となっています。

年末融資に備え商工会議所、商工会、中小企業相談所、金融機関とも協議を行い、融資枠の確保など対応してまいります。

中小企業振興条例による各種中小企業者助成制度については、これまで隨時見直しを行ってきたところですが、今後も経済情勢の変化に応じて、中小企業者の皆様が利用しやすい制度となるよう見直しを進めてまいります。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

本年4月にオープンしてから10月末現在で、会議室など793件の利用となっています。月別の利用件数は徐々に増加傾向にあり、立地場所など使い勝手の良さから、利用者の定着と拡大が進んでいるものと考えています。

観光案内所については、土日を含めて営業しており、10月末現在、1,318人の御利用をいたいでています。また、レンタサイクル、物産の販売、ドリンクサービスの提供、キッズスペースの開設など各種サービスの充実を進めています。

今後も、来客者の意見を参考としながらホスピタリティの提供を図るとともに、引き続き改善に努めてまいります。

次に、公設地方卸売市場について申し上げます。

指定業者の破産手続開始に伴う営業停止以降、関係者の御努力もあり市内の流通に大きな影響は出でていませんが、市内買受人の方々から安定的な流通を確保するため早期の市場再開について要望をいただきましたので、緊急避難的な対応として市場冷蔵冷凍施設を貸出し、引き続き当面の対応をお願いしているところです。

公設市場設置者として正常な流通を確保すべく、市内外の関係先など、引き続き市場運営に係る協議などを進めてまいります。

なお、アスベスト除去工事後の復旧工事については、今後の施設利用の見通しが明確になっていないことから、外壁の修復など、必要最低限の工事を発注し、11月に完了しました。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は0.88倍で、前年同月比0.19ポイントの上昇となり、24カ月連続して前年同月を上回っています。

新規高等学校卒業予定者の求職、求人、就職の状況については、就職希望者は141人で、前年比18人、11.3ポイントの減、うち管内就職希望者は88人で、前年比12人、12.0ポイントの減、管内求人数は133人で、前年同月比27人、25.5ポイントの増となっています。

就職内定者数は41人で、前年比3人、7.9ポイントの増、就職率も前年比5.2ポイント増の29.1パーセントとなっています。

11月26日には、昨年に続き、介護・福祉分

野の人材確保の取組として、名寄公共職業安定所、上川北部地域人材開発センターなどと共に「介護就職デイ」を設け、市内の関係事業所と情報交換を行い、今後の人材確保につなげる取組として「名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会」を開催しました。

今後も、関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市を訪れる体験型観光「アイソン彗星に会いに行こう」のツアー企画が、JTB北海道により催されることとなりました。札幌圏をターゲットに12月14日、15日の一泊二日の行程で、天体観測やカーリング体験、煮込みジンギスカンなど本市の魅力を堪能いただく予定です。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期における入込客数が32万9,711人で、前年度比5万1,317人の増となり、週末の観光客の入り込みを中心に増加傾向となつたところです。今後とも地場特産品などの販売により、多くのお客様に立ち寄っていただけるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園については、5月から10月までの開園期間中、施設利用人数578人で、前年度比88.4パーセントとなり、コテージ及び風扇館で利用人数が増加となったものの、オートキャンプ場及びキャンプ場で利用人数が減少しました。

現在、地元町内会をはじめ関係団体から、ふうれん望湖台自然公園の今後の方向性について幅広く意見を求めており、本年度中に方向性を定める予定です。

なよろ温泉サンピラーについては、ボイラーエquipment更新に伴い、10月15日から11月25日まで休業しました。今後も、市民の皆様をはじめ、より多くの皆様に快適に御利用いただけるよう一層努めてまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、スキーシー

ズンを迎えるにあたり、12月14日のオープンに向けリフト整備など準備を進めており、12月2日には安全祈願祭が行われ、シーズン中における安全と無事故を祈願する予定です。

次に、物産振興事業について申し上げます。

ご当地グルメとして、この間PRに取り組んできた「なよろ煮込みジンギスカン」については、9月7日、8日の日程で青森県十和田市にて開催された「北海道・東北B-1グランプリ イント和田」大会に、北海道としては3番目の団体として出展しました。

大会当日は、300人以上の行列ができるほど人気が多く、道外における可能性を実感することができました。

また、これまでの取組と大手民間企業との販売方針が一致し、10月から「なよろ煮込みジンギスカン パック」が販売され、市内をはじめ全道の量販店、首都圏での北海道アンテナショップなどの店頭に並び、購入機会が拡大され、当初の目標であった名寄の知名度向上に繋がるものと期待しています。

各地での物産展については、10月26日に札幌市サンピアザにおいて「～もち米の里～名寄市特産品フェア」を開催し、もちつきの実演会や地場特産品の販売と観光PRを行いました。

さらに、東京都杉並区で10月25日、26日に開催した「北海道名寄市物産展」では生産者が主体となり、旬の馬鈴しょやかぼちゃ、トマトジュースなどの販売、PRを行いました。

今後も民間を主体とした地場特産品の販路確保、拡大への支援に力を注いでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、10月16日に、豊西小学校と名寄東中学校を会場として名寄市教育研究大会が開催され、名寄市教育改善プロジェクト委員会が示した学習規律を踏まえて授業を公開するとともに校内研究の取組を発表し、授業の改善に向けて活発な研究協議が行

われました。

名寄市教育改善プロジェクト委員会では、学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招き、名寄小学校において9月26日と10月9日教育講演会を開催し、延べ151人の教員が授業の技法や英語の指導方法を学び合いました。

また、10月から教育委員会のホームページに名寄市の学校力を高める取組を掲載し、学校力向上に関する総合実践事業と名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組を広く発信しているところです。

特別支援教育の推進については、乳幼児期から就労まで一貫して的確な教育的支援を行うため、本年度は、専門委員会を幼稚園・保育所部会、小・中学校部会、高校・就労部会の3部会構成とし、10月7日に、名寄市特別支援連携協議会専門委員会を開催しました。

フッ化物洗口については、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、児童のむし歯予防と健康な歯をつくるため、本年からは小学校8校において教職員及び保護者説明会を行い、実施希望者は87.4%となっています。実施にあたりましては、希望調査及び水道水による練習を行い、10月から週1回各小学校で順次実施しています。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の校舎などの改築については、実施設計において各施設の配置や建物の仕様など、詳細について検討を進めているところです。また、農村地区小中学校の適正配置については、風連地区と智恵文地区それぞれの学校において、保護者などを対象に「学校運営と今後の課題」などについて意見交換を行っており、今後も地域との協議を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成26年3月末で任期満了となる名寄市立大学及び名寄市立大学短期大学部の学長選挙が11月13日に行われ、現職の青木紀氏が再選されま

した。なお、任期は、平成26年4月から28年3月までの2年間となります。

将来、食育に携わる学生を対象として農林水産省北海道農政事務所旭川地域センターとの共催で、10月6日に「食と農をつなぐ農作業体験と大学生との意見交換会」を開催しました。智恵文の山田ファームでの馬鈴しょ収穫体験、有限会社松山農場の柳生佳樹氏の講演や意見交換を通じて、学生は生産と消費、付加価値づくりなど食品・農作物の安全性や地産地消について理解を深めました。

高校生が大学の講義を体験し進路選択に活用することを目的とする名寄高等学校との高大連携事業「大学授業体験」を10月11日に実施し、1年生152人の参加をいただきました。

短期大学部では、11月2日、3日に「保育の環境を考える 一人ひとりを大切にするために」をテーマに「2013年度こどもセミナー」を開催し、東京おもちゃ美術館の石井今日子氏の講演やシンポジウム、ワークショップなどに保育士、幼稚園教員など96人が参加され、より良い保育環境のあり方について理解を深めました。

今後も、地域に根ざした教育活動を展開とともに、名寄市立大学の特色と専門性を生かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食育の推進については、在籍校である名寄小学校、風連中央小学校から連携校へ派遣し、学校給食を生きた教材として活用した栄養・給食指導・マナーなど、学校における食に関する指導に積極的に取り組んでいます。

また、家庭に配布している献立表や給食だより「いただきたいむ」を通じ、地場産食材の紹介や食育の重要性を掲載し、児童生徒をはじめ保護者を含めた食育の推進を図っています。

学校給食会では、来年4月からの消費税増税及び円安、原油価格高騰などによる食材費の値上げにより、給食会計は厳しい運営となっています。このため、10月21日に「学校給食費適正価格

検討委員会」を立ち上げ、保護者を対象に「学校給食費アンケート調査」を実施し、給食費の適正な価格について検討してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

10月27日に市民文化祭と連動させた第6回「生涯学習フェスティバル」を市民文化センターで開催しました。切り絵、絵手紙、ニュースポーツなどの体験コーナーや16団体のワークショップベースのほか、「出会いの広場」では、墨絵詩書家小林白炎氏の講演を皮切りに、金管五重奏、フラダンスなどの発表も行われ、来場した多くの市民の皆様に体験、鑑賞いただくことができました。

10月4日、ふうれん地域交流センターにおいて、「瑞生大学」主管による四町高齢者交流研修会が開催されました。剣淵町、和寒町、下川町から170人の学生が集まり、研修や交流会をとおして、日頃の学習活動の成果を披露し合い、交流を深めました。

次に、市立図書館について申し上げます。

施設の老朽化による、外壁補修、閲覧室などの内窓設置、一階トイレ及び録音室の改修工事が10月末に完了しました。このことにより、利用スペースの環境改善が図られるとともに、今後も図書資料を安全に保管することができるようになりました。

古典文学講座は、名寄市文化奨励賞を授賞された佐藤喜代枝氏を講師に、「与謝野晶子『その人と作品』」をテーマとして全7回開催し、延べ150人が受講されました。

風連分館では、10月17日に地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「秋のおはなし会」を開催し、多くの親子や保育所児の参加をいただきました。

文化の日には、本館、分館で「特別開館」と「雑誌のリサイクル」を行いました。また、本館では「図書館まつり」として、愛読書をブッカーで装丁するサービスや「お楽しみ会」を行い、子どもから大人まで多くの方々の参加をいただきました。

した。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月18日から21日まで行われた「お月見観望会」では、最終日に名寄市立大学生の協力を得て、初めて来館者にお汁粉の提供を行いました。

10月9日から11日には、昨年に引き続き、移動式天文台車ボラリスⅡを被災地支援として福島県南相馬市に派遣しました。小学校7校での天文授業や市民を対象にした夜間観望会の取組が地元ラジオや新聞に大きく取り上げられ、「復興に向けて心の支えになる」と評価をいただきました。

本年で3年目を迎えた「小学生による小惑星発見プロジェクト」では、中名寄、智恵文、風連下多寄の小学生3人が、10月から2カ月間にわたり、小惑星発見の夢を叶えるための活動に取り組んでいます。

また、2回目となるハワイからの天文講義は、11月2日に名寄市、東京都杉並区の住民を対象に三元中継で行われました。地元を含む104人の児童や市民が参加して国立天文台ハワイ観測所の林佐絵子准教授の講義を聞き、宇宙の謎を解き明かす研究の仕組みを勉強しました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

56回目となる名寄市民文化祭は、11月1日から3日まで行われました。市民文化センターを会場に行われた展示発表では、30を超える団体や個人から短歌、俳句や絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,130点が展示され、延べ1,400人に観覧いただきました。市民会館を会場に行われた芸能発表では、名寄太鼓保存会によるオープニングで始まり、ピアノ、バレエ、舞踊、箏、詩吟などに25団体、230人が出演し、訪れた800人余りの市民で賑わいました。

風連文化祭は、11月2日、3日にふうれん地域交流センターを会場として開催され、延べ1,200人を超える市民が文化を満喫されました。

(仮称)市民ホールについては、11月1日か

ら掘削工事に着手したところで、来年3月初旬までに建屋基礎部分を完成する予定です。また、オープニング事業については、事業企画委員会を中心に検討が進められています。

なお、オープンに向けて、国際ソロプチミスト名寄様から、認証30周年記念事業として、山形県鶴岡市出身の彫刻家、加藤豊氏のブロンズ像作品4体を、さらには、名寄市出身の著名な版画家、故・木原康行氏の作品653点ほかを、夫人の千珂様から寄贈いただきました。これら的心温まる御厚意に応えられるよう展示を計画してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月9日、入館者が25万人に達しました。平成8年2月の開館から17年8カ月での達成で、25万人目の入館者となった、さいたま市在住の御夫妻に、教育長から記念品を贈呈しました。

S L 排雪列車（キマロキ）保存会が、北海道文化財保護協会から平成25年度北海道文化財保護功労表彰を受賞しました。昭和51年の設立以来37年間にわたり、車両の保存及び北国の鉄道の普及啓発活動の実施、国内で唯一のキマロキ編成車両の展示として全国に情報発信するなどの功績が認められての受賞となりました。

11月8日から24日まで、企画展「懐かしの学び舎展」を開催しました。平成21年に開催した小学校編の続編として、中学、高校、大学について、廃校となった校舎や学校生活の写真、各学校の沿革、位置、現存する校旗などを展示しました。かつての学び舎をなつかしむために、多くの市民の方々が訪れました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月14日体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催しました。市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンター及び風連B&G海洋センターでは、体力測定などを実施しました。また、名寄・風連両地区の屋内外で様々な催しが行われ、1,461人の市民がスポーツを樂

しました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。旧名寄市のピヤシリ子ども会育成協議会により、30周年記念事業の一環として平成5年に埋設されたタイムカプセルが、開封の年を迎える、10月26日に開封式が行われました。新旧役員のほか、当時中心となって活躍された方が東京と札幌から出席され、20年前の思い出の品々と対面しました。

また、11月24日には、スポーツセンターにおいて、子ども会育成連合会と共に事業の第7回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル」競技が開催され、スポーツを通じ交流を深めました。

次に、児童センターについて申し上げます。

児童センターハイブリッド改修工事が11月に完了しました。これにより雨もりが解消され、子どもたちにとってより安全安心な居場所となりました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年の健全育成の取組として、平成25年度名寄市青少年表彰式を9月30日に開催し、活動に顕著な功績のある4個人、1団体を表彰しました。

また、小中学校及び高等学校を対象に名寄市青少年健全育成標語を10月から募集し、11月28日に最優秀作品を表彰しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

10月に市内の全小中学校を訪問し、児童生徒及び保護者へのハートダイヤル周知のための「安心カード」配布を依頼するとともに、学校からは不登校などの現状について情報をいただきました。

11月15日に、「教育講演会」を開催しました。文部科学省いじめ問題アドバイザーを講師に「いじめ・不登校問題の解決のために～家庭・学校・専門機関との連携～」と題した講演をいただき、学校関係者、保護者など141人の参加がありました。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

11月6日に、放課後子ども教室運営委員会を開催し、前期の活動状況などについて意見交換を行いました。主な成果として、自学自習では、子どもたちに集中力がついてきていることや、テーマ学習では、講師が学習内容を工夫することにより、子どもたちのものの見方・考え方へ広がりが見られることなどが挙げされました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告いたします。

○議長（黒井徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（黒井徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市青少年問題協議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により、地方青少年問題協議会法が改正をされ、地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定が廃止をされることに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号
指定管理者の指定について（なよろ健康の森）、議案第3号 指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）、議案第4号 指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）、議案第5号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）、議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）、議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）、議案第8号 指定管理者の指定について（名寄東病院）、以上7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号から議案第8号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第2号から議案第5号までの4施設については、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第6号から議案第8号までの3施設につきましては同条例の第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえて、指定管理者の候

補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしましたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第2号外6件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号外6件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井徹議員） 日程第6 議案第9号
市道路線の廃止について、議案第10号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 市道路線の廃止及び議案第10号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

初めに、議案第9号 市道路線の廃止について申し上げます。整理番号4076、路線名、豊栄しらかば4号通の終点側におきまして私有地の寄附による道路用地の取得があり、現在道路造成中であります。これにより路線の終点及び延長が変更になることから、一旦廃止をするものであります。

次に、議案第10号 市道路線の認定について

申し上げます。議案第9号により廃止をする整理番号4076、路線名、豊栄しらかば4号通は、路線終点の変更により95.6メートルの延長となることから、認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井徹議員） これより、議案第9号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井徹議員） 日程第7 議案第11号 定住自立圈形成協定の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 定住自立圈形成協定の変更について、提案の理由を申し上げます。

定住自立圈構想につきましては、平成23年9月30日、都市機能を有する名寄市及び士別市が近隣の11町村と役割分担をし、連携、協力のもとに総体として生活機能を確保し、定住を促進するため協定を締結をし、推進をしているところであります。今般幌加内町との間におきまして一

部協定の変更がありましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、協定変更の内容につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今般の幌加内町との変更協定につきましては、既に両中心市と上川北部6町村との間で締結をされております内容でございまして、今回新たに士別市と幌加内町との間におきまして、士別市が運営することも通園センターを幌加内町が利用すること及び将来的に地域活動支援センター事業への可能性も含めて協定項目を追加するものであります。

本市におきましては、直接的に連携する内容ではございませんが、複眼型の中心市をなしていることから、幌加内町との協定の一部を変更する協定を締結するため、名寄市議会基本条例第10条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第12号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成25年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時の経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正をしようとするものであります、歳入歳出それぞれに3億4,488万7,000円を追加をし、予算総額を204億3,271万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして国際交流事業費340万円の追加は、この冬に台湾から教育旅行で本市を訪れる高校生への対応に係る経費として名寄・台湾交流実行委員会への補助金を追加をしようとするものであります。

3款民生費におきまして介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金1,080万円の追加は、株式会社ファローの計画をする認知症対応型通所介護施設の開設事業に対し交付をしようとするものであります、同額を道支出金で見込んでおります。

同じく3款民生費におきまして緊急雇用創出推進事業費199万1,000円の追加は、北海道の緊急雇用創出推進事業を活用し、障害者の就労を支援をする指導者の育成事業を実施をしようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金4,935万7,000円の追加は、名寄東病院におきまして医師、管理栄養士及び看護師の増員に伴う人件費の増加を主とする経費の増によるもので、財源として同額の名寄東病院振興基金繰入金を充

当しようとするものであります。

6款農林業費におきまして林業・木材産業構造改革事業費1億3,000万円の追加は、上川北部森林組合が計画をするチップ加工施設装置の導入事業に対し補助をしようとするものであります、同額を道支出金で見込んでおります。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費2,647万1,000円の追加は、冬期間のより快適な交通や安全の確保を目的として、重要幹線などにおける従来の除雪手法を変更しようとするものであります。

10款教育費におきまして中学校教育振興事業費133万1,000円の追加は、中学校で使用されている教育用パソコンの基本ソフトの保守が来年度の4月に期限を迎えることから、更新をしようとするものであります、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用をしようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして給食センターの維持管理事業費584万7,000円の追加は、平成7年度に導入をした給食配送車を更新して円滑な配食を実施をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、普通交付税で収支を調整をいたしました。

22款市債におきまして出資債930万円の減額は、水源開発整備事業に係る負担金の減に伴い、一般会計から水道事業会計へ出資として支出する繰出金を減額し、財源である出資債も減額をしようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか26件を追加をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、農道整備事業のほか1件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきまして総務部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上

げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきます。議案第12号の14ページから15ページをお開きください。3款民生費、1項6目老人福祉費で後期高齢者医療療養給付事業費2,452万2,000円の追加は、平成24年度の療養給付費の精算に伴い不足分を支出しようとするものであります。

16ページから17ページをお開きください。3款民生費、3項1目生活保護費で生活保護事業費5,715万9,000円の追加は、主に医療費扶助の増によるものであります、国庫支出金で負担分の歳入を見込んでおります。

20ページから21ページをお開きください。7款商工費、1項2目観光費で観光振興一般行政経費170万円の追加は、去る平成25年6月2日にアスパラまつりとして実施をされましたかみかわ「まるごと食べに」よろ一なフェスタに係る補助金及び今年度再開が予定をされております北の天文字焼2014に係る補助金の支出をしようとするものであります。

28ページから29ページをお開きください。10款教育費、7項2目体育施設費で風連B&G海洋センター等管理運営事業費の備品購入費42万6,000円の追加は、本施設にありますトランポリンの跳躍時間計測器を購入しようとするものであり、施設を利用している風連トランポリンスポーツ少年団を中心に競技力の向上などを図ろうとするものであります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。10ページから11ページをお開きください。18款寄附金で一般寄附金101万5,000円の追加は、市民の皆様よりいただきました寄附金を計

上しようとするものでありまして、同額を地域振興基金に積み立てしようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 1件だけちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、3款1項6目老人福祉費の介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金で、市長の説明では株式会社ファローという発言をしたのですけれども、説明のときにはフォローという会社だというふうに受けていたのですけれども、それはどういうふうに。ファローとフォローがあるので、ちょっとわかりづらいかもしれませんけれども、支出先が変わったのか、それとも単純な発言のあれなのか、ちょっと教えて。そこだけ確認をさせてください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 発音が悪くて申しわけありません。フォローでございます。失礼しました。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議案の22ページ、23ページ、8款土木費、2項道路橋梁費の道路除雪費の補正関係ですが、先般所管の常任委員会でも説明あったようありますけれども、新たな手法の概要について広報だと、あるいはいろんな機会を通して周知していくということで既に実行されているようですけれども、議会の場で改めて今までの除雪方法と何が変わってどのように冬の道路環境が大きく向上、改善されていくのかというところあたりについて少しお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 昨年は、大雪の中で大変市民の方に御迷惑をおかけしたところでありますけれども、これまでまち懇も含めてお話

をさせていただいております。昨年は大雪の中で除雪をして、なかなか幅員がとれないということで市民の方に御迷惑をおかけして、ふくそう、道路が狭くて車が1台しか通れないということで大変な苦情で、ことしからは最初から道路の幅員を除雪で確保して、雪の降り始めから終わりまで何とかその体制を維持していこうということで考えてございます。

もう一つとしては、どうしても10センチ基準にいかない場合は除雪は入らなくなります。そういう場合については、まず幹線道路につきましてはどうしても雪が降って除雪が入らなければ側に雪がたまってすり鉢状態になるということで、積み上げ除雪を検討していきたいということで、ことしから幹線、重要幹線については積み上げ除雪をしていきたいということともう一点は、今度排雪に入れると幹線、重要幹線道路がしっかりと幅員とれていなければ生活道路の排雪もダンプがなかなか通りづらいということで、重要幹線、幹線につきましては昨年の回数よりも多く、昨年は2回から3回ということでお話をさせていただきました。ことしからは、6回をめどに排雪をしていきたい。そして、常に広い幅員を確保していきたいということで考えております。そうすることによって生活道路の排雪も少し早目に対応が可能かなと思ってございます。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今おっしゃったように、除雪幅員の設定については道路の幅員の状況によってそれぞれ違いますけれども、具体的にこの道路は何メーターというような情報の提供はされておりますかどうかです。市民に見えるようになっているのかどうか。

それから、積み上げ除雪の関係でちょっと気になるのは、けさも結構降りましたけれども、出動はなかったのですけれども、時間帯の関係もあるのでしょうかが、毎日降った雪を積み上げをすると

いうことは機械の負荷もそうかからないでしようけれども、恐らくは除雪したものを、固まった雪を積み上げていくということですから、技術的に稼働的に本当に十分な対応の効果が上がるかどうかという懸念が一部では出ているのですけれども、その辺の検証をされてこの方式を適用しようとしているのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

それから、重要幹線排雪の関係で、重要幹線ができるだけ恒常に排雪をすることによって生活道路への排雪時期を早い段階から着手すると。その効果を文章上では書いていますが、あくまでも生活道路は1回なのですね。そうすると、幹線道路をどれだけ恒常に排雪をされて、機械の余力を想定をされているのかもしれません、結局は1回は1回で、そもそも一番困っている押していく雪を、ためていった雪をどうするかという根本解決にはならないし、高齢化率がどんどん上がっていく中での市民の一番の願いというの、除雪、排雪の関係の願いは、もちろん交差点のカットは当然なのですが、やっぱり重たい雪をどうしてくれるのかと、毎日。地域町内会でもボランティア活動だとか、門口除雪の関係ではいろいろ努力されているけれども、だんだん10年前、20年前ならそれができたけれども、ボランティアの確保もなかなかできないという状況もあって、まさにこここそ行政の出番でありめり張りのついた対応が今も残った大きな課題ではないかと思っておりまして、そのことが即生活道路への環境整備あるいは門口関係の排雪につながるという状況ではないのではないかと思います。今回2,647万1,000円補正をされていますが、昨年の実績から見ても大変な雪の状況から見ても決して立派な数字ではないのではないかと思っておりまして、その辺について特に業界さんの受け皿の問題の検証などについてもう少しお聞かせをいただきたいと思うのです。机上でいろいろ何ぼ計画を立てても実際やれる体制があるのかどうかという問題、ある

いは二千数百万円という程度の金で目に見えるような効果が期待できるのかどうかというところあたりはもう少しお聞かせをいただきたいと思います。

堆積場の確保は非常によかったですと思います。ダンプの運搬関係の効率は恐らく数字でも出てくるのかなという感じがしております。期待をしておりますが、その御努力には敬意を表したいと思いますので、以上お知らせをいただき思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今4点にわたって御質問いただきました。最初に、幅員の周知でありますけれども、路線によって相当、今の現況道路の幅員がもうまちまちであります。狭いところになりますと5メーターぐらいしかないこともありますし、広いところでは36メーターになっております。今の名寄市、全道同じですけれども、全道的にかき分け除雪をやっている方式をとっておりますので、そうしますと道路の1メーター部分は雪を置いていく、そういう幅員体制になってしまいますので、どうしても残り分が除雪幅ということになります。周知というお話をありましたけれども、まだ市民の皆さんにここは何メーターの幅員を除雪しますという周知は行っておりません。これから広報あるいは「なよろの除雪」の中でうたえればと思っております。

それと、積み上げ除雪の高さということです。この高さについては、これまでまち懇でお話しさせていただきましたけれども、約2メーターを限度としたいという考えであります。それ以上上げると非常に危険でないかということで、いろいろ他市の状況も見たり、それと昨年は一部積み上げ除雪をやっております。その実績の中から、限度は2メーターだということでやっています。これも一応試行であります。何とかその手法ができれば、今度来年から生活道路も検討していきたい。ただ、生活道路につきましては住宅が密集しておりますので、そういうことも考慮しなが

ら考えていかなければならぬと思っておりますので、この2メーターの積み上げについては昨年の経験上何とかクリアできるのではないかと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それと、主要幹線の排雪につきましては、先ほども言いましたけれども、ダンブルートの確保が当然出てきますので、それで雪が完全に積もって、それから除雪ではなくて、一定程度たまた段階でもう幹線道路については排雪をしていこうと。そうすることによって生活道路の排雪が早く可能になると。これまででは、生活道路の排雪をやろうとしたときには幹線道路にも当然雪が積もっておりますので、まず幹線と生活道路のセットを分けてはいけないということで、非常に生活道路に集中できない部分がありました。それで、一応検討、考えたのは、一定程度幹線に雪が多くたまる前に排雪をして、生活道路の排雪を早目にできるのではないかという考え方から、これも試行でありますけれども、ことしからぜひやらさせていただきたいと思っております。

それと、業界との受け皿ということあります。一番いいのはセット数がふえれば一番いいのです。これまで最大3セットということで昨年もやらさせていただきましたけれども、どうしてもいろいろ事情がありまして、これまで政権交代なんかによって事業量がふえないという中で、当然ながら会社経営を存続するためには作業員の人の削減あるいは重機なんかの削減などもございまして、なかなか思うようなセット数がうまくいかないという状況もあります。そういう中では、今回回数と、それと雪堆積場で何とかこの冬を乗り越えていこうということで、業界のほうともこれまでに何回と協議を行ってまいりました。その中では、試行でありますけれども、ことしこれでやってみようということで考えてございます。今の考え方としては、これでいけるのではないかという考え方を持っておりませんので、何とかクリアで

きるかなと思っております。

以上であります。

○議長（黒井 啓議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 新しいことをやらないよりやったほうがいいけれども、最終的には結果が出なければ何の評価も出ないということなのですが、もう御存じのとおり生活道路の根本的な排雪が数ふえない限りは大きく変わったなという印象は残らない。ある程度の予算の限界を壁を越えられないということも当然あるのでしょうかけれども、やっぱり1回から2回のところ、今回幹線、重要幹線を最優先にしながら生活道路への効果も御期待をしているようですが、例年雪の状況によって違いますけれども、やや1ヶ月近くかかりますよね、生活道路排雪始めてから終わるところまで。地区によっては、まだ我慢できる状態だけれども、排雪一回来てしまったらもうこれで終わりと。あと来ないという。そして、一番最後の終わるところあたりはどつとたまって、それこそ効果が大きく感じられると。さまざまな回り方にもよるのでしょうけれども、根本的に1回から2回といかなくてもやっぱり1.5回ぐらいの生活道路への改善に対する決意、決断がなければいけないのかなという感じがしておりますと、今回はとりあえず新しいこと、一步階段を上がってみようかという提案ですから、雪がそう多くないことを願って、その効果も感じられること、結果が出ればいいですけれども、ちょっと相変わらずの苦情、批判は出てくることになるのかと思いますが、それは様子を見るしかないし、排雪、除雪に何ぼでも金かけばいいということも私根本的には思っていませんが、目に見えるような効果を出すための業界との連携ももう少し、適正な価格で積算をされ、協議をされているのでしょうかけれども、なかなかその状況は容易でないというふうに伝わってくるものですから、市役所と発注する側、受ける側の上下関係ではなくて、文字どおり対等な関係で快適な冬の生活ができるような基盤、基礎をぜ

ひそこはしっかりと構築をしていただくことを期待申し上げますが、市長、この後いろいろ何か発言があるようすけれども、非常に大きな課題でありますけれども、どう認識をされ、この冬を喜ばれるような対応方にするのか、まず市長のほうに振っておきたいと思います。

それから、もう一つ、排雪ダンプ2,000円。一般的にダンプ1台標準6,000円というふうに言われていますけれども、2,000円で来ました。1,000円に下げて、また2,000円にして、市民の声も受けて。これは、3,000円という声もあって、余計金出せという発想ではなくて、いろいろ真意を聞くと6,000円のうち3,000円、2分の1。これは、もともと道路の雪を家の前に置いていくわけで、道路が自分のうちの道路だと思えば別に市だ、私のうちだということは超えられるのかもしれません、3,000円を補助することによって逆に言えば市民の皆さんにお金を出していただくと。逆に1,000円、そういう発想になるのですよね。それは、ダンプの排雪の雪の量にも逆に言えば負荷がかからないような感じになるわけなのですが、そのことについても真剣にまた3,000円出してくれと。市が出る。自分も3,000円出すと。それは、余計ダンプの排雪する量にも、また雪を排雪をする量にもつながってくるわけで、あながち市が持ち出すという感覚ではないのではないかというふうに思っています、今回3,000円の関係の提案はございませんけれども、そういう提言、市民の真摯な提言についてどうこれから検討されていかれようとするのかお知らせをいただきたいと。これは、小さな話ではなくて非常に大きな提言だと私は思うのです。市が1,000円余計出せという発想で行政側は捉えるかもしれないけれども、その分市民が市の雪を余計投げたいと。快適にしたいという原点があると思いますから、改めてここら辺についてトータル的な見解をお願いをしたいと思います。3回で、これで終わらなければならないのですけれども、

この一冬終わって、来年の春にことしは随分よくなつたというような印象が持たれることを期待をして、また冬期間はたくさんの御意見が市民からも議員からも出るのでしょうけれども、積極的な改善策を求みたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨年の12月の中旬に例年にない大雪が降って大変な事態になったと。その中でいろんな試行錯誤もさせていただきました。その反省と経験を踏まえて、今回業者さんとしっかりと協議をしてこのような体制にしているということで、ぜひそこはしっかりとやっていきたいと。結果がということでありますけれども、その都度、その都度いろんな状況が出てくると思いますので、そうした問題については適時的確にしっかりと対応して、市民の皆さんにできる限り満足していただけるよう努力をしてまいりたいというふうに思いますので、これからも御指導と御協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第13号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、保険事業勘定におきまして療養給付費を中心に補正をしようとするものでありますし、歳入歳出それぞれ4,463万6,000円を追加し、予算総額を33億8,095万6,000円に、直診勘定におきまして診療収入などの増額により一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものでありますし、歳入歳出それぞれ82万6,000円を追加をし、総額1億8,374万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、保険給付費の伸びにより4,455万円を追加をしようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。9款繰越金では、前年度繰越金のうち4,463万6,000円を追加をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で173万3,000円を追加をし、2款医業費では医療用衛生材料費等で85万4,000円を、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費で5万3,000円を減額をしようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で127万3,000円、5款諸収入では236万2,000円を追加をし、4款一般会計繰入金で280万9,000円を減額し、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第14号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ3,068万1,000円を追加し、予算総額を23億1,416万8,000円にしようとするものであり、サービス事業勘定・名寄におきましては歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、予算総額を2億6,002万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳入から申し上げます。地域支援事業費の増に伴い、4款国庫支出金に32万円、6款道支出金及び8款繰入金に各10万5,000円を追加をするとともに、平成24年度決算の繰越額3,015万1,000円を9款繰越金に追加をしようとするものであります。

続いて、歳出について申し上げます。地域支援事業費の増加により、3款地域支援事業費に53

万円、平成24年度決算の繰越額を介護給付費準備基金に積み立てをするために4款基金積立金に3,015万1,000円を追加をしようとするものであります。

サービス事業勘定・名寄におきましては、落雷による火災報知機等の修繕費の支出に伴う追加であります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第15号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、債務負担行為の追加を行うものでありまして、平成26年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,627万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第16号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、債務負担行為の追加を行うものでありまして、平成26年度における個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料の限度額を2,400万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第17号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、公設地方卸売市場の営業停止に伴う保証金並びに市場施設に係る維持経費について補正をしようとするものでありますて、歳入歳出それぞれ430万円を追加をして、予算総額を6,418万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款商工費の市場管理費におきまして破産者丸鱗名寄魚菜卸売市場株式会社破産管財人弁護士、富川泰志氏から平成25年10月1日付で明け渡しを受けました冷凍冷蔵施設について、後任の卸売業者が選任されるまでの電気代360万円、名寄市公設地方卸売市場業務規則第7条に定めている保証金について、本市が所有している市場使用料等の債権を相殺した残額を破産管財人に支出するために200万円追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、430万円を追加をし、収支の調整を図ろ

うとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 7ページの償還金の関係なのですけれども、200万円出ているのですけれども、この内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま日根野議員のほうから御質問がございました保証金の償還の部分についてお答えを申し上げます。

保証金につきましては、業務規則第9条に基づきまして市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは保証金を充てることができるとされておりますので、市債権分として市場使用料、市税、上下水道料等を含めて46万6,165円がございますので、それらを充当した上で残額を返還をするという形でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） いわゆる保証料を返すということでいいのですか、それとも……ちょっとよくわからなかったのですけれども、保証料を預かっていますよね、魚の分と青果の分で200万円。それを返すと言っているのか、それとも違ういろんな今までの経費の部分でかかった部分を返すと言っているのか、その辺がちょっとわからないのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、業務規則第7条で定めております保証金は日根野議員おっしゃるとおり水産部と青果の分と200万円ということでございますので、それらから先ほど申し上げました市債権分を差し引いてお返しをするということで

ございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど常本室長が言われたように、水産部門と青果部門でそれぞれ丸鱗さんから100万円ずつお預かりをしている分、その分を管財人にお返しをするということです。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） その保証料という部分では、一般的にはそれぞれ今まで市場が取り扱った手数料ですとか、それに対する手数料って市はもらいますよね、当然。8月分までの取り扱いがあった、それだと、そこから先の電気料だとか光熱費だとか、そういった部分も引いて保証料というのは管財人に返すという部分が一般的な考えだと思う。そのための保証料で200万円を預かっていたというふうに思うのですけれども、そういう保証料という取り扱い方ではないのか、その辺ちょっと法的な部分も含めてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） あくまでも破産をした部分までの分ということで、それ以降の電気料等については市が設置しているものですから、市のほうで負担をするということで今回補正計上させていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第18号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立病院においては医療機器整備に係る経費及びそれに伴う企業債、補助金収入等を補正をするとともに、精神科病棟改築事業に係る各種業務委託について債務負担行為を設定をし、東病院については診療交付金、指定管理料及びそれに伴う一般会計補助金等を補正をしようとするものであります。

補正の内容について収益的収支から申し上げます。1款病院事業収益では、東病院において医業収益で入院収益の増等により2,204万円を追加をし、医業外収益では一般会計補助金等で医師確保に要する経費等として4,966万4,000円を追加をし、総額89億3,458万3,000円にしようとするものであります。

次に、2款病院事業費用では、市立病院においてウインドウズXPのサポート終了によるパソコン更新に要する経費、燃料費、院長交際費の増で2,490万円を、東病院において業務量、職員数の増に伴う診療交付金、指定管理料等の増で7,170万4,000円を追加をし、総額を90億7,858万2,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、市立病院において企業債収入で医療機器整備事業、精神科病棟改築事業により1

億450万円を追加をし、国庫補助金でMRI整備費用に対して補助金が採択される見通しとなつたことから1,668万3,000円を追加をし、総額を31億9,048万1,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本的支出では、市立病院において故障した医療機器の更新費用、改築後の精神科病棟にて使用する備品の購入費用等で1億9,169万5,000円を追加をするとともに、更新をするMRIの設置箇所の見直しによる工事請負費の減等により5,900万円を減額し、総額を34億9,645万8,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。3月竣工予定の新病棟への業務を速やかに移行すべく、医療機器等の移設、カルテ庫の移設、無線LAN拡張整備工事についてそれぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井徹議員） 日程第15 議案第19号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正是、主に緑丘浄水場に係る施設の修繕と整備費の追加、水源開発整備事業負担金の減額に伴い補正をしようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、緑丘浄水場の施設及び機器の修繕費用として466万円を、動力費として93万1,000円をそれぞれ追加をし、総額を6億310万1,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では企業債の増、出資金などの減により1,630万2,000円を減額をし、総額を3億1,816万7,000円に、また4款資本的支出では施設整備費の増、水源開発整備費の減により2,391万8,000円を減額をし、総額を6億1,193万4,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきました。議会の貴重な時間を拝借をさせていただきますことを感謝申し上げたいと思います。

このたび来年、2014年4月任期満了に伴う名寄市長選挙に再び挑戦する意思を固めたところであります。2010年4月初当選以来、先人、先輩の築いた多くの財産をさらに磨きつつ、また可能性を求めてたくさんの新たな種もまいてきたところであります。この間行政経験のない至らない私が今まで歩んでこられたのは、多くの市民の皆様、そして市職員、何より議員各位のお支えがあったおかげであります。この場をおかりしてお礼を申し上げるところであります。

与えられた残任期間を全力で走り抜くとともに、今後市民としっかりと向き合って課題の解決に努めながら、市民とともに多くの財産のもとに地域の可能性をさらに育み、明るく元気なまちづくりに邁進をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日11月30日から12月10日までの11日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日11月30日から12月10日までの11日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 0時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 上松直美

署名議員 佐々木 寿

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年12月11日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第3 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第3 一般質問

1. 出席議員(18名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸	議員
	2番	奥村	英	議員
	3番	上松	直	議員
	4番	大石	健	議員
	5番	山田	典	議員
	6番	川口	京	議員
	7番	植松	正	議員
	8番	竹中	憲	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜	議員

13番	熊谷	吉	正	議員
15番	日根野	正	敏	議員
17番	山口	祐	司	議員
19番	東	千	春	議員

1. 欠席議員(0名)**1. 事務局出席職員**

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷲見	良子
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	中村	勝己	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	内閣	和明	君
教 育 部 長	木 鈴	邦輝	君
総務部長	谷島	佳寿夫	君
市民部長	中田	勝俊	昭君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	内閣	和明	君
教 育 部 長	木 鈴	邦輝	君
市立総合病院長	島松	佳寿夫	君
市立大 学 長	島鹿	裕二	君
市立大 学 長	野鹿	史彦	君
市立大 学 長	木常	之彦	君
市立大 学 長	藤常	史彦	君
市立大 学 長	木山	真理	君
市立大 学 長	藤崎	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

17番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

平成24年8月22日付で社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布をされ、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、名寄市北国雪国ふるさと交流館条例ほか計54本の条例に規定をする使用料等について、消費税等相当額を加算するため、所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第20号については、質疑から採決までの議事を12月13日に延期したいと思いますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については質疑から採決までの議事を12月13日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

自治体による婚活支援で少子化対策を外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず、大きい項目1番目、自治体による婚活支援で少子化対策をということで、我が国ではライフスタイルや意識の変化などを背景に結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しております。あわせて母親の平均出生時年齢も第1子、第2子、第3子とも上昇傾向にあります。諸外国と比較して我が国は婚外子の割合が極めて低く、晩婚化に伴い晩産化も進行しているので、少子高齢化が急速に進展する中、未婚率の上昇が少子化の背景にあるとかねてから指摘をされてきておりました。2013年版厚生労働白書では、結婚、出産、子育てに関する意識調査に基づき、白書から若者の未婚に関する中で未婚者のうちいずれ結婚しようと考えているのは9割に上っているそうです。若者の結婚願望は、決して低いわけではないと分析されています。一方で、異性の友人も交際相手もいないと答えた人が未婚男性の6割、未婚女性の5割に上ることを踏まえ、結婚相手の候補となる交際相手がいる若者は限定的になってきているそうであります。本人の努力や気持ちの変化にのみ期待するのではなく、周囲のさまざまな支援によって結婚に至るケースもあると言及されております。美

深町のように、触れ合う機会のない異性に婚活活動を行っておられます。現在名寄市として未婚者対策や婚活等の支援等々対策について理事者の御見解をお知らせいただきたいというふうに思います。

婚活支援で少子化対策の効果的な取り組みを行うため、内閣府では地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業が今年度、来年度計上されるようになりました。地域の実情に応じ少子化対策を進めるため、自治体が主体となり意識啓発、機運の醸成事業、結婚相談、支援体制整備、妊娠、出産に関する相談体制の整備等を進めるべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2番目、雑誌スポンサー制度の導入についてお伺いいたします。同僚議員が一度質問をしております。私も質問させていただきたいというふうに思います。国民の活字離れが進んでいくと言われ久しい中、最近多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。例えばコンビニエンスストアと提携し、24時間いつでも図書の受け渡しができる、返却ができるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD、DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されるカフェでコーヒーを飲みながら本を読むことができるとするなど、独自のアイデアで図書の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえております。そのアイデアの一つに、近年企業、団体または個人が図書館が所蔵する雑誌購入代金の全部または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の提示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があります。導入する自治体、旭川、帯広等と全国に広まりつつあります。具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌の最新号のカバー表面にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みであります、一般的です。図書購入費の新たな財源確保をし、地域企業のPRなど市民サービスの向上に

もつながる有効な施策と考えますので、理事者の御見解をお願い申し上げます。

続いて、カラーバリアフリー対策についてお尋ねをいたします。カラーバリアフリーについては、色覚障害は生まれつき男性の20人に1人、女性500人に1人の割合で見られております。2人に1人が異常に気づかぬまま進学、就職時期を迎える。そのときに6人に1人が進路を断念などのトラブルを経験しているそうです。小学校4年を対象に全国的に色覚検査が行われてきましたが、検査が社会的差別につながり、異常があって生活に支障がないという人が多い理由から、10年前の2003年に中止されました。中高生185人、45%が進学、就職のために健診、眼科受診時まで本人や家族が色覚異常がわからなかった。また、13歳から18歳の6人に1人、16%の47人が進学、就職時に指摘され、就職、進学を断念したという不安を抱えておられるそうです。私は、平成15年6月の定例会でこのカラーバリアフリーを質問いたしました。あれから10年、その当時名寄市では小学校が6名、中学校が5名の11名の色覚障害がおられるということでした。対象教室には、色覚障害専用チョークを使用しとの答弁がありました。あれから10年たちまして、色覚障害の本市の小中学校の状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、学校における色覚障害の今後の取り組みについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

最後に、トムテ文化の森の移管について質問いたします。道立の森は、隣接した各市町村の公園によって整備をされておりますが、道の厳しい財政状況に加え、市町村の一体となった運営が今後この道立の森等々に効果があるということで、各市町村に移管をされました。4年間の運営費は出ているというもの、この経過、また今後についてをお知らせいただきたいというふうに思います。

以上、4点をもちまして壇上の質問を終わら

せていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） おはようございます。高橋議員から大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2は健康福祉部長から、大項目2、3は教育部長から、大項目4は経済部長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、自治体による婚活支援で少子化対策における本市の未婚状況と婚活支援の状況についてお答えいたします。名寄市の未婚者に関する統計上の数字はありませんが、平成22年度の国勢調査によります50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合になります生涯未婚率は男性20.1%、女性10.6%で、5人に1人の男性が結婚していないということになります。日本の少子化による人口減の原因の一つは、未婚化、晩婚化にあると言われています。平成25年版厚生労働白書によると、平成24年度の第1子出産時の母親の平均年齢が30.3歳と高まり、20代の出生数が下降をたどっております。名寄市の平成24年度の第1子出産時の母親の平均年齢が29歳であることから、全国平均より若干若いことになりますが、名寄市におきましても晩婚の傾向にあることが推測されます。

また、本市の婚活の支援については大きな枠組みにおいて農業後継者対策としての婚活事業がありますが、名寄市、名寄農業委員会、道北なよろ農業協同組合など関係機関、団体等で構成する名寄市農業後継者対策協議会を組織し、平成12年度から実施しているところです。本年は、これまでの農業体験を主とした交流から離れ、新たな手段として下川町と合同で札幌市においてパーティ一式による開催を予定しています。

次に、昭和38年に開設の名寄市結婚相談センターの活動ですが、時代とともに体制も変わり、現在はよろーなの2階、消費生活センターを拠点に結婚推進を目的としているボランティア団体と

して、平成14年7月から活動しております。名寄市結婚相談センターでは、14名の相談員が毎週金曜日に午後1時から3時まで交代で結婚希望者の相談を受け付けております。平成25年4月には、結婚希望者が35名の登録を得ておりますので、おのおのが結婚の御縁につながるよう活動しております。その他年1回男女各35名の定員70名でカップリングパーティーを行っております。新聞広告やエフエムなよろを通じて広く参加者を募集し、本年度は12月6日に結婚を希望されている方々62名を対象にホテルにて開催しました。そこでのカップルは14組誕生しております。昨年度では8組のカップルが誕生し、そのうちの2組が結婚に結びついたと聞いております。今後も他市町村相談所との情報交換、出会いの場に係る情報発信創出についてよりよい方策を研究してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目1の自治体による婚活支援で少子化対策を、小項目2の地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業について申し上げます。

国では、平成15年9月に施行された少子化社会対策基本法により少子化社会対策を総合的に推進するため、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命され、少子化社会対策会議を設置しており、去る6月7日に第13回の会議が開催され、少子化危機突破のための緊急対策について審議が行われたところです。審議内容として、これまでの少子化対策は子育て支援と働き方改革を中心に取り組んできており、子ども・子育て関連3法の成立や仕事と生活の調和、ワークライフバランス検証の策定などを進めてきたが、出生率への影響も大きいとされている結婚、妊娠、出産に係る課題の取り組みが弱いとし、子育て支援、働き方改革の一層の強化とともに、結婚、妊娠、出産支援を対策の柱として打ち出し、これらを3本の矢と

し、推進することが決定されました。

本市の少子化の状況といたしましては、出生数では平成20年278人、平成21年255人、平成22年237人、平成23年267人、平成24年260人となっており、大きな減少傾向にはなく、250人から260人で推移しております。また、平成22年度合計特殊出生率は1.59となり、全国平均1.38、全道平均1.41よりも上回っておりますが、ことし3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表しました本市の将来人口推計によりますと、14歳以下の人口である年少人口においては本年11月末3,612人から平成37年には3,111人まで減少すると推計されております。

国の緊急対策の1本目の矢、子育て支援に対する本市の取り組みとしては、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に向けて地域における幼児教育、保育、子育て支援の質、量の充実を図り、地域の実情に応じ子育て支援が推進できるよう名寄市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しており、今後子ども・子育て支援事業計画の策定を行ってまいります。また、待機児童をつくるないとの考えから、市内の公立、私立保育所においては工夫をしながら入所、入園につなげており、私立保育所には安心こども基金の拡充を受けて保育士等待遇改善臨時特例交付金が支給されております。多子世帯への支援では、幼稚園就園奨励費の補助、保育料の多子軽減を実施しております。本市独自の子育て支援の取り組みといたしましては、平成24年度から実施しております親子お出かけバスツアーは多くの子育て親子に参加をいただき、子育て親子、地域、祖父母が一つになり、大きな輪、大きな力になりつつあります。地域の方々のお力添えをいただきながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、2本目の矢の働き方改革では、平成22年3月に名寄市次世代育成支援後期行動計画を策

定し、「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」をサブテーマに取り組みを進めているところでありますので、今後ともその具現化に向けて関係機関と連携を図りながら、計画を推進してまいりたいと考えております。

3本目の矢の結婚、妊娠、出産支援においては、母子健康手帳、父子手帳の交付や各種教室、相談を実施しながら、妊娠、出産に関する必要な情報の提供に努めております。あわせて妊婦一般健康診査費用助成を実施し、安心、安全な出産ができるよう支援体制の強化を図ってきております。また、出産後の母子にはできるだけ早期から支援が開始できるよう生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全世帯を対象としたこんにちは赤ちゃん訪問を初め電話、メール等さまざまな機会を通して関係機関と連携しながら、子育ての情報提供や相談の充実を図り、必要な支援につなげてきております。今後国では、安心して子供を産み、育てやすい国づくりを基本指針に掲げ、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を早急に取り進めるため、結婚、妊娠、出産支援の全国展開として自治体で実施されている結婚支援事業について調査し、先進的な取り組みについてはヒアリング調査を行い、全国レベルでの情報共有と普及啓発を実施することとしていることから、本市におきましても今後とも国の動向を注視しながら、地域の実情に応じた少子化対策の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2と3について答弁をさせていただきます。

まず、大項目2、雑誌スポンサー制度についてお答えをいたします。昨今自治体の財政状況の厳しさから、施設運営におきましても経費節減が求められております。図書館におきましても図書整備の経費削減などを目的として、雑誌スポンサー制度を導入する図書館が増加をしております。全

国の図書館での制度導入に関する資料はございませんが、道内の市立図書館でも市立旭川中央図書館、帯広市図書館、市立釧路図書館、苫小牧市立中央図書館、美唄市立図書館、芦別市立図書館などで雑誌スポンサー制度あるいは雑誌オーナー制度という名称での本制度の運用がなされております。制度の実施に当たっては、実施要綱を定め、その図書館で購入している雑誌の1年から3年程度購入費を負担するスポンサーになっていただくものであります。雑誌を覆うビニール製のカバーの表面にスポンサーの名称、裏面に業務内容やコマーシャルを提示するもので、選択された月刊誌や週刊誌が発売されるごとにカバーを移しかえて利用者に供するものであります。スポンサーの費用負担は、月刊誌で月額1,000円であれば1万2,000円程度、週刊誌であれば発行部数にもよりますが、1万3,000円程度になるものであります。

市立名寄図書館での雑誌の購入につきましては、本館では151誌、風連分館では17誌、年間154万円ほどの購入費となっており、図書館の図書資料購入予算額800万円に占める割合は19%であります。図書館でのスポンサー制度の導入の判断に当たっては、図書購入予算の増加が見込まれない中、経費の節減と現行予算を有効に活用し、図書を充実させる2つの面があろうかと考えております。また、その前提には制度に理解を示されるスポンサー企業等の存在が不可欠であります。スポンサーの方には、制度は広告的な側面と地域企業の社会貢献の2つの面で参画をいただくことでの御理解と御協力をいただく必要があろうかと思います。ただし、名寄市では広告的な面につきましては現状でも地域新聞であったり、フリーペーパー紙、さらにはコミュニティーフィーなど他市に比べて広告媒体が多い実情があります。また、地域貢献につきましては既に各企業等においてさまざまな分野で行われている実績がある中でのお願いになるかと認識をしております。この

ような状況を踏まえまして、実施しております他市町村において実情などの調査の時間をいただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、大項目3、カラーバリアフリー対策の確立について、小項目1、色覚障害の実態についてでございます。本市の小中学校における色覚異常の実態や今後の取り組みと対策についてお答えをいたします。近年色覚異常についての理解が進みまして、色覚検査で異常と判定される児童生徒でも大半は学校生活には支障がないという認識のもと、学校保健法施行規則の一部改正が行われ、平成15年4月から学校における児童生徒等の定期健康診断の必須科目から色覚検査が削除されました。その後今日まで本市の小中学校においても一斉による色覚検査は実施されていないため、色覚の異常やその疑いのある児童生徒の実態把握は十分であるとは言えませんが、今年度におきましては一部の学校で保護者からの相談を受けて色覚検査を実施をし、異常はなかったという報告を受けております。また、保護者からの要望に応じまして色覚異常を有する子供が在籍する学級におきましては、鮮明で明るい色のチョークを使って板書をすることや掲示物にはわかりやすい組み合わせの色を用いるなどの配慮をしているという事例もございます。

なお、御指摘いただいたように本市の小中学校においては児童生徒の色覚異常を把握できていなかつたために指導上の適切さを欠いたという事案はないものと認識をしております。

次に、小項目2、今後の対策でありますが、教育委員会といたしましては就学時健診での視力検査や保護者からの聞き取りなどを通じてさまざまな目の病気の早期発見に努めるとともに、就学後は各学校に対しまして学校医と相談するなどして色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対して事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えるよう

お願いをしてまいりたいと考えております。

また、学校においては教職員が色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識をして、色による識別のみに頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において色覚異常についての配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があると考えております。このため、例えば学習指導においては、色の判別を要する表示や教材を用いる場合には誰でも識別しやすい配色で構成をし、輪郭線、記号、文字など色以外の情報も加えて工夫が必要あります。また、進路指導におきましては、色覚異常を本人の一つの特性と考え、職業の選択を狭めることがないよう指導することや色覚異常がハンディになり得る職種を希望する場合には、正確な資料に基づいた情報を提供することなどが大切であります。このような適切な指導のあり方について文部科学省から発行されております色覚に関する指導の資料を活用して研修を深めるよう助言してまいりたいと考えております。このほか色覚に異常のある児童生徒が安心してよりよく学ぶことのできる環境づくりのため、各学校のニーズに応じまして色覚異常検査表などの整備やカラーバリアフリーに配慮した教材に関する情報の収集、提供に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 啓議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目4、トムテ文化の森の移管について申し上げます。

トムテ文化の森は、なよろ健康の森の中に名寄市の土地13.5ヘクタールを北海道が無償貸与を受け建設し、平成10年6月7日に開園した施設となっております。施設としては、森林学習展示施設、通称もりの学び舎とキャンプ場、森林学習広場のほか、林業体験林などの森があり、敷地はなよろ健康の森の北側に位置し、健康の森と一体化した構成になっております。施設の利用としては、キャンプ場やバーへキューハウスのレジャー

利用のほか、もりの学び舎をベースとした自然観察会や林業体験としての森林学習と森林浴などの憩いの場として利用され、年間1万1,000人以上の利用がある施設となっており、名簿などで把握できるもりの学び舎とキャンプ場利用者のうち7割が市外からお越しいただいております。

移管に関する経過といたしましては、平成21年に北海道が所有する施設を見直した知事評価において、トムテ文化の森を含む道内4施設が市町村に移管すべき施設となり、平成22年8月11日に北海道より名寄市に移管の申し出がなされました。移管協議は、平成23年度及び24年度で4回行いましたが、具体的支援が明確にならないことから、廃止を含む協議を行っていた旭川市を除く津別町、真狩村と協議し、平成24年7月20日に管理費支援8年間、事務機器の整備、移管後の修繕料の支援、森林活用プログラムなどのソフト事業の支援を柱とする要望書を北海道に提出したところであります。北海道からは、平成24年11月28日に管理費支援を4年分、修繕料を施設撤去費相当分とした旨の回答があり、関係する町村と協議し、同意することし、平成25年3月27日付で移管に関する覚書を交わしました。名寄市としては、本年6月の定例会にトムテ文化の森の施設を平成26年4月1日からなよろ健康の森の施設に追加する条例を可決いただくとともに、本年12月定例会でトムテ文化の森を含むなよろ健康の森の指定管理について承認いただいたところであり、今後移管に向けた契約などの事務手続を実施してまいります。

トムテ文化の森の施設管理につきましては、なよろ健康の森に含め一体的に管理するとともに、森林学習など北海道で実施していた内容を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 啓議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の自治体による婚活支援ということで、この婚活は今全国的に少子化対策等々で各自治体が行っているところが多かったのです。その部分で今回先ほど田邊部長が言われたように、本当に子育て、働き等々をやっていったのですが、生まれる子供をふやさないとやっぱりこれから日本はだめだということで、少子化対策大臣も結婚を希望している人でできない人のために国がまず最初に環境整備を進めなければいけないということで、この事業が採択されたそうなのです。そして、今内閣府で2011年に婚活支援の部分で調査された結果、都道府県では31カ所、市町村では552カ所のところが婚活支援の事業を進めているそうです。近間では美深さんや何かがやつてはいたのですけれども、名寄でも先ほど中村部長が言われたように農業後継者の対策として協議等々でこのお見合い等々をやられていたということなのですけれども、最近の実績というのはどのようにになっているのかちょっとお知らせいただきたいのとこれ下川町合同で、これからは札幌に行ってパーティーに参加するという部分なのですが、これは本年からスタートした部分なのか、もうずっとやっていてこういう実績があるから、そちらの札幌にお任せするようにしようとしているのかというのを教えていただきたいのと結婚相談センターで平成14年から行われていますよと。そして、毎週金曜日1時から3時まで消費者センターの方々を中心に結婚相談を14名の方で行われているというふうに言わっていましたけれども、登録されている35人の方々というのは名寄市内の方だと思うのですけれども、失礼かなと思うのですけれども、その年齢、範囲だとかというのがわかつていれば教えていただきたいなというふうに思います。そして、年1回カップリングパーティー、12月6日に行われた、62名参加して、ことは14組のカップルができたというふうに先ほど言われておりましたけれども、昨年8組のカップルができて、結婚されたのかどうか、ちょ

っともしわかれば。24年は8組ですよね、結ばれたのは。お知らせいただきたいなというふうに、まずお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま高橋議員から農業委員会の関係の部分で御質問いただきましたので、その部分について私のほうからお知らせをしたいというふうに思います。

平成24年度までは、美深町と合同で農婚塾in名寄・美深ということで実施をしてまいりましたけれども、本年度から先ほど言われたように札幌のほうに舞台を移して実施する運びとなったところです。ただ、参加人員が美深と合同でやっていたときも昨年実績でいくと20名の参加ということで、年々参加人員も少なくなっている部分もありますし、もっと出会いの場を広く求めるということでそういう対応になったと聞いています。さらに、今までこの部分のツアーで結婚まで至ったケースについては10組いると伺っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 結婚相談所の関係で、登録が35名ということで、年齢構成についてということで御質問がございました。年齢構成については、20代から50代ということでありますが、年齢別についてはちょっと数字的に把握をしてございません。

あと、昨年のカップリングパーティーで8組誕生したということであります、そのうち2組が結婚に結びついたというふうに昨年は聞いておりますが、ことしについてはまだその辺は把握しておりません。よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 本当に先ほど言ったように、厚生労働省がやはり結婚したいのだけれどもというのが9割、男性でもやっぱりおつき合いできない人が6割の、未婚の女性でそういう特

定のおつき合いする異性がいないというのが半分の方がいるという調査があるということで言われています。本当に今名寄市でもこのように進められているのですけれども、茨城県などはいばらき出会いサポートセンターというのをつくりまして、婚活パーティーだとかお見合い仲介を実施して、ことし4月には結婚に至ったカップルが1,000組になったという部分もありますし、佐賀県の武雄市では結婚したい男女の縁結びをするお結び課を市役所に設置したというところもありますし、先ほど名寄も結婚、21年には出産が255人だと、237、23年は267だと、260、出生率が1.59というのはすばらしい結果かなというふうに思っていますし、全国が1.38ですから、道が1.41で、この1.59というのはすばらしいのですけれども、田邊部長が言ったようにここで育てて、ここで育ってよかったという子供たちへの施策、また親が名寄で子供を産んだら安心だわと言われる施策、先ほどいろんな施策がありましたけれども、私は重要だと思いますし、そのためにもやはり男女の結びつき、結婚がスタートラインかなと。それをできない男女が多いという部分で、札幌に行くのもいいのですけれども、やはり私たち中小企業だと、余り時間がとれない人というのは札幌まで行ってというのはなかなか、先ほど高橋部長も年々参加者が減っているという部分だとありますけれども、テレビでよくテレビ局が全国から男の子と女人の人を集めて婚活をやるテレビが何回か、2回ぐらい私も見たのですけれども、ああいう部分を持ってくるだとか、名寄でああいう事業をするだとかというのも必要ではないのかなというふうに思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（黒井 敬議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 婚活支援に対してさまざまな御提言をいただきしておりますありがとうございます。名寄市では、どちらかというと農業の分野に対しては農業委員の皆さんだと、あるいは

は結婚相談センターも14人の皆さんがあり、いわゆる民間活力がベースとなって一生懸命主体的に動いていただいているということで、婚活パーティーも含めて積極的に今いろんな汗をかいていただいておりまして、このことについて感謝を申し上げます。

また、お話を聞いたところでは、来年の2月の雪祭りの期間中に名寄の商工会議所青年部さんが大々的な街コンイベントを企画しているということを聞いていまして、そうしたさまざまな機運が盛り上がっているというふうにも聞いていまして、このことについて情報もいただきながら、行政としてしっかりサポートできるところはしていきたいと思います。行政や自治体が大分踏み込んで支援をしている事例が多いということも御指導いただきましたけれども、今のところは民間の皆さんがあなたの形で一生懸命やっている中で、我々がどこまで出ていってということもあるのかもしれませんけれども、一方で内閣府もそうしたことでも積極的に支援をしていく体制を見せており、それとさまざまな農業分野だと、いろんな分野でいろんな情報があるということを統括していく部署というのも改めて必要なのかどうかというところ等も今後ぜひ検討していきたいというふうに思っています。いずれにしても、婚活支援というのはこの地域のまちづくりにとっても重要な問題であるということはしっかりと認識はしております、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 敬議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひいたします。本当消費者センターで相談されている、登録されている35名の方に言っていただきたい、その雪祭り期間の婚活パーティーが大成功することをお祈りいたします。

続きまして、雑誌スポンサー制度のことについてお尋ねをいたします。先ほどある説明をいただきました。それで、名寄の週刊誌151冊、そし

て風連が17、週刊誌だとか月刊誌に使われているという費用をお聞きしました。800万円のうちの19%という少額な金額みたいですけれども、旭川だとか、長野、春日部市なんていうのは、ここは経費削減だとか、図書館コーナーの充実のためにスタートしたところであります。そして、日進市、これは公共財産を活用した収入確保を目的に進められています。そして、帯広市では自主財源の確保を目的に進められている。そして、この館長が言うには宣伝広告による市民の反響は大変に大きいというふうに言われているそうです。川越市では、先ほど月刊誌で1万2,000円の週刊誌で1万3,000円と言われていましたけれども、6万円から12万円の図書寄附というのを活用して、表紙や何かにPR、スポンサーをつけるのですけれども、週刊誌ではなく普通のいい雑誌を6万円から12万円の寄附をいただいてスポンサーになってもらって、その中からいい本を買っていっているそうです。横手市では、月刊何々は株式会社何々様から提供されましたというふうに進めたところ、逆に学習塾だとか、事務機器会社の方がすごくこのスポンサーになり始めているというふうに言われています。行財政改革きっと……旭川さんの資料をいただきました。これは、宣伝広告の用紙なのですけれども、始めてから4年たっています。私質問するときに100万円と言っていたのですけれども、そんな大きくなかったのです。

22年には7万円ぐらい、23年は33万円、そして24年は34万円、25年は10万4,000円ぐらいに下がった。そして、やっぱりどこの調査をしてもスポンサーを探すのに大変苦労されているみたいで、社会貢献といってもなかなかこの制度がわかっていないと困りますし、旭川は2年の提供期間だそうであります。この金額が6万円であろうと、10万円であろうと、1万円、2万円であろうと、私は行財政改革のためにも進めるべきではないのかなというふうに思っていますし、本当にもう30万円の寄附をいただいたら、図書

費約150万円使っているうちの5分の1はその本に使える部分になると思うのです。よく行財政改革が……ちょっと話長いのですけれども、済みません。行財政改革というのは1億円経費を削減しようと、5,000万円経費を削減しようと、10万円経費を削減しようと、1万円経費を削減しようと行財政改革になります。1万円だからやらないだとかというのは行財政改革にはならないのです。全部をやって行財政改革だと私は思っていますので、本当に経費削減のために取り組む、調査をしていくということで言われましたので、まだやらないというわけではないですからあれなのですけれども、その考え方でちょっとあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 啓議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま高橋議員のほうから他市の例も含めまして御紹介をいただきました。雑誌スポンサー制度につきましては、先ほど答弁の中にもお答えさせていただきましたけれども、図書費用につきましては800万円という部分で安定した予算がついておりますが、今後大幅な増額が見込めないという部分もございますので、この部分につきましてはもしスポンサー制度を導入することによって浮いた経費につきまして本来の図書購入予算の有効的な活用という部分での認識を図書館のほうとしては持っております。

また、導入に当たりましても先ほど確かに名寄市は広告媒体が多くて、企業も既にいろんなところで広告費に予算を使われているという部分もあるかと思いますが、議員がおっしゃっていました地域貢献も含めまして、特に建設とか土木分野では除雪であるとか、除草であるとか、排雪であるとかという部分で比較的有効な地域貢献が新聞等にも報告されておりますが、それぞれのお店屋さんであるとか、それから小売店舗、サービス業では地域貢献の分野というはある程度限られているかなと思っております。そういう意味でも

雑誌スポンサー制度というのは、その選択肢がふえるという部分での効果があろうかと考えております。いずれにしましても、これにつきましてはスポンサーの方の意向もございますので、それぞれの業界の団体でありますとか、個店の方にアンケートもしくは意向調査を行いまして、他市の例でも制度そのものはすぐに導入したのですけれども、スポンサーが集まった例となかなか集まらない例がありまして、集まらない例では制度の後に図書館員が各企業等を回るというような、対応が後手になったようなところもありますので、名寄市で実施する場合にはそういうことがないようにきっちり意向調査して行いたいと思っておりますので、まず来年度に向けましての調査を先行させていただきたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。しっかり調査をして取り組みをお願いいたします。先ほど言った学習塾だとか、事務機器メーカーがスポンサーになった横手市は、まず経費削減で掃除費を削減したそうなのです。そして、維持管理を切り詰めて、図書館の生命線である本は削減はしなかったのです。そのためにもこのスポンサー制度はもう本当によかったですというふうに館長は言われておりますので、その辺調査されてしっかり取り組みをお願いいたします。

次に移らさせていただきます。カラーバリアアフリ、状況はわかりました。名寄は、なかなか色覚には先生もしっかりと対応されているということで言われましたので、安心しました。今回先月ですか、後半に私の孫の参観日にちょっとある学校に行かせていただき、孫の授業と、そしてあと全クラスをずっと一回回らせていただきました。そして、この色覚障害に対応するために、文字だとかというのは教師は白と黄色を使いなさいと。そして、赤だとか青はなるべくラインだとかを活用するために使用するのだよという、きっと文科

省からそういう色覚対応のための文書が行っていると思うのですけれども、あるクラスで色がなかったのかもわかりませんけれども、赤を使って文字を書いたクラスが1クラスありました。それが悪い、どうのこうのではなくて、そのクラスはきっと色覚の子供がいなかったのだろうなというふうに思いますけれども、色覚障害の団体がこのように言わわれているのです。やっぱり先ほど言ったように、10年前にこの色覚の検査がなくなつて、希望者でいいから、先ほど親の同意を得てというふうに言わされていましたので、名寄はないと思うのですけれども、希望者において色覚の対応をする。もう一つが学校の教師の対応がやっぱり今色覚という検査をしないものですから、わからないという教師が多くて、ある子供に何でこの色がわからないのという先生がいたというのです。そういういろんな対応が求められてきているのだというふうに言わせております。先ほど教育現場の部分でしっかりと理解、対応をしてほしいという部分を言わせていましたけれども、今後の対応としてしっかりと今できているのかどうかというのを名寄は全部完璧にできているのだというのがあればちょっとお知らせをいただきたいなという思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 色覚障害、色覚異常につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、10年前に健診項目から削除された中で、教育委員会としても学校現場としても検査については実施しなくてもいいとか、実施してはいけないという認識を持っていた傾向がございます。ただ、この10年間いろいろな事例の中で一つの特性、個性ではありますけれども、きっちり対応しなければダメだというような認識が深まってきておりますので、さき今年度の10月24日に日本眼科学会と、それから日本眼科医会のほうから文科省に色覚異常に関する調査、それから学校現場の認識についての要望書も提出をされておりますので、

そういう要望書につきましてもきちっと学校側に知らせながら、今後お願いをしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

最後に、トムテ文化の森についてお尋ねをいたします。なぜこれをやったかというと、移管だと予算だとかというのはわかっています、議会で見ましたので。ある方が、この方はなぜカーリング場を建てたのだという話から財政の無駄ではないかという話、そしてカーリング場は道で建てていただいたのですと。そして、トムテの森も道で建てていただいたと。だから、経済的には大丈夫ですと言ったのですけれども、道がやっぱりこういう財政状況の中で本当にこういうものを移管してきた。そして、カーリング場もこれから移管されるのではないかという厳しい目で見ていています。財源がない中で、あんなものが来たら経費が大変だよというお話をされてこの質問をさせていただいたのですけれども、今後そういう道の考え、またはこれを運営していくに当たり4年間は運営費は出たけれども、4年後は自主財源でやっていかなければいけないという部分が出ますので、もし考えがあればお伝えいただきたいなということを言いまして、私の質問は終了させていただきます。今後について。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今道立公園の関係でカーリング場の施設の関係を言われましたけれども、道立公園の中の施設の一部だということで、議員おっしゃられたとおり道の財政大変厳しい状況の中ですけれども、道立公園そのものを移管するだとか、そういう話は全く今のところ伺っておりませんので、今後とも道立の関係で引き続いて管理運営されるものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

平成26年度予算編成にかかる外3件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問をさせていただきます。

最初に、平成26年度予算編成についてあります。御承知のとおり、来春4月は任期満了に伴う市長選挙が執行されるため、26年度予算は骨格予算編成とする方針が打ち出されています。11月1日に発せられた市長訓令、扇谷総務部長名による事務連絡でも同方針が打ち出されていますが、この中にあって予算編成の基本的考え方として市長は前例を踏襲せず、P D C Aサイクルの中で事業を捉え、見直しを図ることを打ち出していますが、P D C Aサイクルについては平成24年4月の新名寄市行財政改革推進計画後期基本計画の中では手法を構築するとして記載されている取り組みでしたが、その後の検討協議により一定の手法が定まったことから今回の指示となったと考えますので、具体的に名寄市ではこのP D C Aサイクルをどのような手法として職員に求め、前例を踏襲しない事業として捉え、見直しを図ろうとしているのか、改めてお知らせをいただきたいと思います。

また、スクラップ・アンド・ビルド的視点に基づき、全ての事業を見直すこととしています。合併によるスケールメリットを生かすためには欠かせない意識だと思いますが、この段になって改めてスクラップ・アンド・ビルドという言葉を盛り込んだ背景について御説明をいただきたいと思います。

一方、総務部長の事務連絡でも例年と大きな差異はありませんが、市長訓令をより具現化するため、新規事業については既存事務事業の見直しにより財源の確保を図る、合併による効率化を進め、効果が最大限に得られるよう歳出削減に努めることと厳しい口調で求めていますが、改めて意図する思いをお知らせいただきたいと思います。

先ほども述べましたように、来年度予算は骨格予算であります。市長は26年度全体の事業量を把握する必要があるとして通年ベースの予算要求を求めており、11月29日に締め切りとした新年度予算の概算要求額はどの程度であったのか、さらに理事者側として新年度予算額をどの程度設定しているのか、市長選挙後の政策予算をどの程度に設定しているのかについて、この際明らかにしていただきたいと思います。

最後に、将来の財政展望についてお伺いします。今回の市長訓令の中では、24年度決算が一般会計で3億4,104万2,000円の実質収支に加え、健全化判断指標である実質赤字比率及び連結実質赤字比率はゼロ、実質公債費比率、将来負担比率とも一定改善されるなど、近年にない財政的数値になっているにもかかわらず、普通交付税における合併算定がえや社会保障額の増、老朽化しているインフラ対応などを考慮し、必ずしも楽観視できる財政状況にはないと強調されておりましたが、改めて名寄市の財政展望についての見解をお伺いします。

平成22年5月11日、市長就任後初めての議会において、加藤市長は所信表明演説を行い、市政運営の基本的考え方、そして基本施策について述べられました。この基本施策の1点目に掲げたのが民間会社名寄市発想に基づく行財政運営の推進であり、その中でも地域の特性を生かした資源に着目し、経済における地域間競争が激化する中、私はトップセールスマンとして名寄の観光資源や物産を国内外に積極的に売り込み、地域の活性化を図りますと誓いましたが、特に観光行政について市長としてこの3年8ヶ月の成果と評価及び将来の見通しに対しての認識についてお知らせいただきたいと思います。

次に、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。日ごろの不摂生がたたり、このほど人生で初めて3週間ほどの入院生活を体験しました。私は、今回の入院生活は自分の体のためにはもちろ

ん、病院の実態を知る上でも貴重な日々でありましたし、命を助けていただき、一日も早い治癒のために献身的に力を尽くしていただいた全ての病院スタッフにこの場をかり心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。

さて、患者となってみて改めて看護基準が10対1から7対1になったことに伴い、従来にも増して手厚い看護となっていることを実感しましたが、その一方ではさまざまな患者ニーズなどに対応するため、看護師の業務は多忙化し、改めて看護師確保対策の重要性も実感しました。今回入院中の時間を利用して、患者の立場で実習に來ていた名寄市立大学の看護学科学生何人かに卒業後にこの病院で働いてくれないと声をかけてみましたが、学生からはふるさとに戻りますなどの声が多く、その理由の中には名寄はアパート代を初め意外に生活費がかかる、都会に出てみたい、大きな病院でスキルアップしたいというものがありました。そこで、改めて看護師確保対策の一環として、看護師寮の必要性及び他病院との看護師人事交流の可能性について見解をお伺いします。

また、患者同士の会話では、建築中の新病舎を見ながら、市立病院はどんどん大きくなるが、検査や診療場所も複雑化してわからなくなつて困るという声もありました。さらに、病床ベッドがかたくて痛い、窓側が寒い、運動をと言われても場所がないなどの意見もあり、改善を含めて今後の大きな課題と認識しましたが、見解をお伺いします。

最後に、名寄市立大学にかかわってお伺いします。学内では、現在図書館や児童学科の4大化など小さくてもきらりと光る大学を目指した将来像の検討が進められていますが、私は早急な対応として学内売店などの必要性を痛感しています。半年間ほぼ雪に覆われている地域の大学にもかかわらず、学内を初め地域に学生が必要と思う学用品を売っている店がない。学生は、シャープペンシルの芯を買う際も雪や寒さの中で1キロ以上離れ

た町中まで買いに行かなければならぬのか実態であります。

また、大学周辺地域では公営住宅の建てかえ工事が行われているにもかかわらず、日用品を購入できる商店などもなく、いわゆる買い物難民対策が求められることもあり、この際学内売店あるいは地域住民も利活用可能な商店などを呼び込む対策を講じるべきと考えますが、市長の見解をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 敬議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐藤議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は市立病院事務部長から、大項目4につきましては大学事務局長からの答弁となります。

まず、平成26年度予算編成にかかわって、市長訓令及び事務連絡につきまして申し上げます。平成26年度予算編成訓令における重要な文言の一つとしまして、前例を踏襲せずと記載をしております。この意図するところは、平成25年度予算について必ず検証し、その結果を踏まえ、平成26年度予算に反映するということです。経常的な予算につきましては、決算見込みなどから検証したところ、平成25年度での予算額であれば執行できるという判断となり、結果として同額の要求となる場合もあると思いますが、この場合でも検証作業は必ず実施するということになります。P D C Aサイクルでは、計画、実行、評価、改善というサイクルで事業を継続的に改善をするものであります。予算編成におきましても予算で計画し、執行においてその予算を実行し、次年度予算編成においては前年度までの効果などを評価、検証した上で改善された予算、見積もりを提出するという流れになりますので、予算見積書の作成においては必ずP D C Aサイクルの中で事業を捉えることとなります。このサイクルが途切れるのは、評価がなされない場合であります。これでは結果として前例踏襲となってしまいますので、必

ず評価をし、よりよい方法を検討した上で予算編成することを職員に求めたところであります。

平成26年度予算編成訓令におきましてもう一つ重要な文言としまして、スクラップ・アンド・ビルトがあります。先ほどの前例踏襲をしない、つまりはきちんと事業の検証をするということと対になったものとして予算編成訓令を構成しております。新規事業の要求におきましては、当然ながらその新規事業の検証も必要ですが、既存の事業においても例えば同様の効果を持ったものはないか、また類似する事業があり、事業を追加することで政策意図が不明確にならないかなど、既存事業をも同時に検証し、もし新規事業を実施するならば必ず既存事業を削減することを視野に入れることでより効果的な組み立てを求めているものであります。この手法によりまして真に必要な事業を絞り込み、効率化を図ろうとするものであります。名寄市におきましては、事業別予算を組んでおります。それぞれの事業目的がわかりやすいというメリットもありますが、事業の肥大化を招きやすいという側面もあるため、この点につき改めて職員にこういった課題があるという意識を持たせるものであります。

市長訓令におきましては、スクラップ・アンド・ビルトという文言を用いておりますが、総務部長事務連絡では新規事業の要求では効果の検証とともに既存事業の見直しにより財源にも必ず目を向けるように求めているものであります。また、合併市であります本市のメリットを活用し、効率的な歳出削減を求めております。背景には、合併市である名寄市特有の財政課題であります合併算定がえによる交付税の検証があります。合併後10年間はそのまま交付税を確保するという制度であります。見方を変えればその10年間の間に合併による効率的な行財政運営を確立するという必要があるということであります。当然ながら予算編成におきましてもその意識を持ち、予算要求をするように求めております。名寄市の財政は、将

来の人口減やそれに伴う市税、交付税の減少などを想定すると楽観視できるものではありませんので、予算編成時におきましてもこの厳しい将来像を見据えて予算要求をするように求めております。

続きまして、概算要求と予算規模の見通しについてであります。平成26年度予算につきましては、11月29日に各課からの要求を締め切りました。12月2日より財政課長査定作業に入っているところであります。11月29日締め切り日の要求額を積み上げた結果、一般会計におきましては歳入214億1,000万円、歳出223億7,000万円となり、収支差額は9億6,000万円となっています。お尋ねの想定される予算規模は、今後予算査定の中で精査し、総額を固める作業となるほか、国の経済対策による補正予算などを考慮する必要がありますので、明確には申し上げられませんけれども、現段階での予算総額は従前の通年ベースでは217億円程度と想定をしております。

続きまして、市長選後の政策予算の見通しについてであります。全ての予算査定を終えた段階で骨格予算と肉づけ予算である政策予算に回るもののが明確になりますので、現段階では金額の設定は困難であります。ただし、継続中の事業は骨格予算である平成26年度の当初予算に計上する必要があります。例えば市民ホール整備事業や南小学校改築事業等の大型事業は継続中でありますので、当初予算に計上する必要があるため、比較的骨格予算でも予算規模としては大きなものとなるのはと想定しております。政策予算に計上するものとしましては、ソフト事業や普通建設事業の中でも大規模改修や備品購入費などを中心に組み立てていくことになると考えております。

続きまして、財政展望についてでありますが、市長訓令で述べさせていただきましたとおり、平成24年度決算では一般会計で約3億4,000万円の実質収支となりました。また、基金残高も約7億5,000万円の増加となりました。しかしな

がら、将来におきましては合併算定がえ終了による普通交付税の減少という必ず到来する財政課題があります。また、繰り返しになりますけれども、人口の減やこれに伴う市税減少など歳入面への影響もございます。また、歳出面で危惧される課題として、老朽施設の改修や社会保障費の増がありますし、さらに人口減と相まって事業における費用対効果の減少などさまざまな課題を想定する必要があります。こういった中でも必要とされる行政サービスはしっかりと確保していく必要があります。今後の財政運営では、歳入の減少は避けられないものと見ております。この厳しい条件の中でいかに市民の皆さんニーズに合った事業を開拓できる仕組みを整えるかを念頭に、今のうちから新年度予算編成の中でもしっかりと議論をしながら進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、改めて観光行政のあり方を問うについて、小項目1、成果と評価についてお答えいたします。

この3年8カ月の観光行政についてでありますが、平成24年3月に新名寄市総合計画後期計画の観光部門の具体的なアクションプランとして、その後の観光を初めとする交流人口の増加策の指針として、名寄市観光振興計画を策定しました。これは、「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指すまちづくりの中核を担う施策の一つであります。そして、平成24年4月にその推進組織として官民連携の名寄市観光交流振興協議会を設立し、具体的な事業を実施、検討するために4つの作業部会を設置して、これまでさまざまな取り組みを進めているところです。この間、計画策定前に当市がロケ地となった映画「星守る犬」の撮影、上映を通してひまわり観光をより一層推進することとなり、ライトアップひまわりを目当てとした旅行商品が開発されたほか、昨年の夏には当市ゆかり

で道外在住の2組のカップルがひまわり結婚式を挙げるに至ったことは記憶に新しいところです。また、映画の出演者や関係者等著名な方を名寄観光大使に、ひまわりをテーマにしたランニングイベント、ひまわりリレーランを通して、有森裕子さんを名寄ひまわりまちづくり大使にそれぞれ委嘱するなど名寄市を全国へPRする取り組みも進めています。

計画登載事業、ご当地グルメ開発・PR事業としましては、昔から多くの市民に食されてきたジンギスカンをその食べ方に注目して全国にPRし、名寄市の知名度向上、地域おこしを図るため、なよろ煮込みジンギスカンと命名して民間主体の推進団体、第746なよろ煮込みジンギス艦隊によるさまざまな取り組みを進めています。市内はもとより道内外のイベントに出展して名寄市のPRに努めるほか、本年5月にはロゴマークが特許庁に商標登録されました。また、本年9月に開催された2013北海道・東北B-1グランプリin十和田に市内出店業者の方にも御参加をいただいて初めて出展し、残念ながら入賞は逃しましたが、2日間で18万人を超える来場者の中、長い列が絶えることなく約4,000食を完売し、好評を博したことございます。さらに、市内に事業所を有するニチロ畜産株式会社からなよろ煮込みジンギスカンが商品化され、10月から商標を活用したパッケージで全道の大手スーパーのみならず、北海道どさんこプラザといった首都圏等のアンテナショップでも販売されており、名寄市のさらなる知名度向上に寄与しております。

今年度からは、東京都杉並区の御縁で台湾との交流を始めたところであり、高校の教育旅行を誘致、台北国際旅行博出展、少年野球交流の3つの取り組みを進めています。台湾からの観光客の名寄市への訪問という直接的な経済効果のみならず、中学生同士の野球交流では子供たちの国際感覚豊かな人間形成に資するものであり、またこの冬にも台湾の高校生が名寄市を訪問する可能性が見込

まれていることなど、既に成果が見られているところです。当市における観光交流人口増加の中心的エリアである日進地区につきましては、市民に愛されている一方、さまざまな問題も抱えており、このたび当地区の再整備基本構想に着手し、今年度中の構想策定を予定しているところです。

続いて、小項目2、将来の見通しについてお答えいたします。観光行政の将来の見通しについてであります、名寄市観光振興計画はその計画期間である10年間を進めるに当たり平成24から25年度を事業整備期間、26から28年度を事業展開期間、29から33年度を事業拡大期間と定めています。より具体的にひまわりに例えて命名されたとおり、まさに24年度は播種期、25年度は育成期としての取り組みだったと思っております。その意味では、どの取り組みも道半ばというより緒についたばかりであり、これから5年、10年と時間をかけ、市民理解を深めながら進めていきたいと考えております。

ひまわり観光につきましては、連作障害があると言われるひまわりをどのように育成していくべきか、道立サンピラーパークでのひまわり畠や市民ボランティアによる整備を始めて2年目となるひまわりロードなど、農業振興センターの技術協力を得るなど常に新たな視点を取り入れ、そして市民の皆様の御理解、御協力を得ながら進めてまいります。

なよろ煮込みジンギスカンについては、今後も艦隊としてさまざまなイベントに出展して、さらなる名寄市の知名度向上を図るほか、かねてより佐藤議員からも御指摘がございましたとおり、市民理解がまだ十分ではないという点は承知しているところであります。市民の皆様には、ふだん多くの市民が食しているジンギスカンによる地域おこしであることを理解していただくために、本年作成した煮込みジンギスカン用の大型の鍋を広く市民に貸し出すなど、周知普及に努めてまいります。将来的には、ジンギスカンの食べ方のスタン

ダードの一つとして、煮込んで食べる名寄流が認知されるものと信じており、本年のテレビやラジオでの取材、報道や特色ある雑誌での取材掲載など地道にではありますが、認知度向上が図られてくるものと確信しております。

台湾との交流につきましては、高校の教育旅行の受け入れがこの冬から実現すれば、学校交流により間違いなく名寄の高校生の国際感覚豊かな人格形成に寄与するものであり、今後継続的に受け入れることで国際感覚にすぐれた数多くの人材育成に資するところです。また、海外からの教育旅行の意義として、生徒本人が大きくなってから再来訪するケースや家族と再来訪するケースなど将来的なリピーターとなることが期待されるところであり、その効果は決して一過性のものではございません。本年10月には、道内各地の台湾親善組織9団体を束ねた北海道日台親善協会連合会が発足し、さらに先日富良野地方5市町村の関係者により富良野地域日台親善協会が設立されたところであり、当市としても名寄市と台湾のさらなる交流発展のために親善組織の発足が期待されるところです。

日進地区の再整備構想についてもさまざまな要因により今年度内の策定予定となっておりますが、今後市民の皆様の御意見も伺いながら、まずは市民の皆様が愛する地区となることが最優先であり、まさに今国、観光庁が推進している住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを実現することで、道内外からの交流人口の増加に資するよう取り組んでまいります。このように観光行政を進めるに当たり、常に市民が主役であることを忘れずに名寄市観光振興計画の推進組織である名寄市観光交流振興協議会において官民連携した取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院にか

かわってについてお答えをいたします。

関連がありますので、（1）の看護師寮の必要性と（2）の看護師人事交流の可能性について一括して答弁をさせていただきます。看護師の確保対策につきましては、これまでも1つとして学資金制度の拡充、2つとして認定看護師を目指す看護師への受講料などの支援並びに取得後の認定看護師手当の創設、3つとして募集案内パンフレットの作成、4つとして採用後の研修体系の確立、5つとして院内保育所の整備、6つとして結婚、育児などで離職した看護師への復職支援、7つとして中学生、高校生などへの看護体験実習などの実施とともに、現在勤めている看護師の離職防止策として看護補助者の採用などによる負担軽減、アンケート調査による新人看護師の意向把握、他部署との連携、協力などさまざまな取り組みを実施してまいりました。7対1の看護基準を導入したこともあり、看護師の安定確保は病院の最優先課題ですが、現状ではこれらの取り組みを実施してきているものの、必ずしも十分とは言えません。こうした状況から、本年2月に市立大学と市立病院の双方による看護師確保対策に係る合同検討会を立ち上げ、これまで7回にわたって具体的な議論をしてまいりました。去る1月30日には、看護師・看護学生交流会、ナースカフェを開催し、市立病院の認定看護師や新人看護師がキャリア形成や仕事の内容などについて説明し、看護学生に対して市立病院への理解を深めてもらいました。御指摘ありました看護師寮につきましては、検討会議の中でも出されており、また院内におきましても必要との意見がありますので、現在建設に向けて場所や建設方法、これは直営でやるのか、民活方式を利用するのかなど、これらを検討しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、看護師の人事交流については、技術の習得、看護観の広がりなど看護師個々のスキルアップが期待でき、必要なことであると認識をしてお

りますが、限られた人員の中で業務を行っていることから、現状では実施できておりません。検討会議の中でも大学教員と病院看護師の交流、病院看護師の臨床教員としての採用などが議論されておりまますので、今後は実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、小項目（3）の院内案内対策の現状と課題、（4）の病床ベッド対策と入院患者の健康保持向上対策などについて一括して答弁をさせていただきます。市立病院は、平成4年度の全面改築以降、これまで平成10年度の人工透析棟及び2階西病棟の設置、平成20年度のICU病棟及び救急外来の整備、そして今回の精神科病棟改築工事と大規模な増改築を3回実施しております。この間各種検査機能の充実と医療機器の整備などにより、採血室や検査室などを移動しましたので、患者さんに対し職員がわかりやすく説明することと案内板設置などの院内表示の充実に努めてまいりました。しかしながら、面積が広くなったことや外来から検査室などへ移動する距離が長くなつたために、一部わかりづらくなつたことについては御指摘のとおりでございます。現在看護部職員を中心とするTQM、トータル・クオリティー・マネジメント、全体で医療の質を高める取り組み、このような活動の中で患者さんが検査などで移動する際にはわかりやすい説明と院内表示のあり方などについても議論をしております。今後こうした活動結果を院内全体に広めるとともに、新精神科病棟完成後は眼科、麻酔科、精神科の各外来が移転し、またそれに伴う外来の一部再編もありますので、改めて院内のわかりやすい表示に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、病室ベッドを含めた院内の環境改善について申し上げます。ベッドは、その上にマットを敷き、患者さんが安心して休めるよう個々の患者さんの状態に応じて標準のマットから10種類のものを用意しております。かたくて痛いとの御指摘のマットにつきましては、標準用と思われます

が、やわ過ぎると腰などに負担がかかりますので、適正な水準のものであると理解をしております。また、窓際が寒いとの御指摘には毛布の追加などを職員に申し出ていただくことをお願いするとともに、ボイラーの稼働時間について機械設備の面と当直者の業務内容などを勘案しながら検討してまいりたいとも考えております。

次に、院内の適度な運動スペースについては、歩行が可能な患者さんは廊下などを歩いていただくことが望ましいと思っておりまして、休日などは職員も限られておりますので、場所も限定されますことを御理解いただきたいと思います。改築後20年を超えて、施設の老朽化と狭隘化が進んでおりますが、敷地面積と財源にも限りがあることを考え、改善できる部分から対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いする次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大きな項目4の名寄市立大学にかかわってについて申し上げます。

まず、小項目1の学内売店の必要性についてお答え申し上げます。学内売店の必要性につきましては、十分に認識いたしているところでございますが、これまでの学内売店に関する取り組みについて申し上げますと、開学後採算性の問題もあり、開設を希望する業者がいない中で、精神障害者の社会復帰を支援する方が設立しました市の事業者が売店の開設を希望され、恵陵館にございます旧高校の売店スペースを活用して、平成18年10月から食料品等の販売を中心に営業をいたしました。しかしながら、この事業者が解散となり、本年3月をもって撤退され、現在売店は閉鎖となっております。その後学内において今後の対策について検討を継続しているところでございます。昨年度学生を対象に実施いたしました学生生活実態調査では、コンビニや書店、大学生

協を設置してほしい、売店の営業時間を延長してほしい、売店を充実してほしいなどの要望が寄せられております。学生の利便性向上と福利厚生の充実を図る上においても、学内売店の再開は即時的な課題でありますので、十分な対応を図ってまいります。

次に、小項目2の地域も利用可能な商店等の必要性についてお答え申し上げます。大学周辺には、コンビニエンスストアが2店舗ございますが、いずれも大学から500メートル程度離れております。他に小売店はございません。北斗団地、新北斗団地の公営住宅や大学周辺地区にお住まいの方々の買い物は、市街地中心部や徳田地区のショッピングセンター等の利用が中心となっているものと思われます。また、なよろコミュニティバスや徳田線の運行により冬期間であっても買い物の足が確保されているものとも思います。さまざまな方法や手段により都市機能を高め、市民の利便性向上を図らなければなりませんが、大学施設の全体を見直し、充実を図っていく上で大学周辺の都市環境の将来的な構想の中で市民の皆さんができる施設の一つとして商業施設のあり方についても今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、以降再質問していくたいと思いますけれども、順序が逆になるかもしれません。

大学の関係は、いずれにしても必要性は十分認識をされているということありますので、図書館の建設に合わせるか、できれば早いうちに対応をとっていただければというふうに思います。なかなか名寄の冬の状況からいって、東北を含めて沖縄からも学生が来ているという、子供たちが物を買いに行くときにまた1時間もバスに乗ったり、歩いていくというのもちょっとあれでしょうし、4年制の公立大学としてやっぱり売店もないというのもなんだと思いますので、この辺は十分鹿野

局長も認識されているというふうに思いますので、頑張って、退職と言うとまた怒られますので、先は長くも余り……頑張って、期待をしておりますので、ぜひ道筋をつけていただきたいと思います。

病院のほうもいざれにしても現状はそうでありますけれども、もう一つこの時期でありますので、ちょっと松島部長の見解を聞きたいのですけれども、今病院は改築中でありますので、この冬も今の状況が続くというふうに思います。ただ、今の救急のほうから入る病院入り口のほうから行くと、1つは朝の段階で特に体の弱いお年寄りあるいは障害を持っている方々があの近くまで車で行っておりないと、なかなかおり切れないと。ところが、あそこにいる警備の皆さんには、満車ですからあっちへ行ってくださいというふうに言わると。それを無視して行くと、もう何をしているのだという感じで追いかけてくるという状況があります。その辺の対応、あるいはあそこは凍結の路面になりやすい状況があります。特に診療が終わって歩いて駐車場まで行かれる方がまたあそこで転んでけがをするということにもちょっと心配をされますので、十分な対応が必要だと思いますけれども、部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今御指摘のございました救急外来の入り口の西側からの部分でございますけれども、工事に入るころから委託会社にお願いをしまして、管理人といいますか、案内員を配置している状況でございます。どうしても午前中は駐車台数が限られているといいますか、不足しているのが実態でございまして、入れない人については東側ですとか南側の駐車場を案内しているのが状況でございます。いわゆる車をとめて回っていただくという位置につきましては、定期的に会社の人と管理人と打ち合わせはしているのですけれども、その場所を含めてどこでやつたらより一番安全だといいますか、その辺も踏まえて今後も定期的に打ち合わせをして、指

示をしていきたいなと思っております。

あわせまして、特に冬期間つるつる路面につきましては、私も時々といいますか、あそこよく通るのですけれども、今現在施設管理のほうで一定のビリ砂をまいてはおります。この間も現場確認しまして、その量がちょっと少ないのでかなということで、もう少し定期的に歩行者が通る道などを重点的にまくようにお話をしたと同時に、委託会社の案内人につきましても滑る場合、特に冬期間はありますので、注意してくださいねというような声かけを会社のほうにお願いするとともに、そういうような対策を図っていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今松島部長からお答えをいただきました。御承知のとおり、あそこは軽い坂になっておりますし、最近は機能がよくなつたのか、靴でもスパイク靴というのもなかなか売っていないくて、凍結路面ではつるつる滑るというのが現状でありますので、ぜひ事故がないように万全の対策をとっていただきたい。これは、強く求めておきたいと思います。

次に、財政の関係、新年度予算の関係でありますけれども、部長、私が聞いたのはP D C Aサイクル、この名寄市の手法を構築されたのかどうなのか。行財政改革の中では、名寄市として構築すると。それに基づいてできたから、職員の皆さんに周知をして、来年度予算はそれでつくってみましょうと。ところが、その意識がもしきちつとアピールされていれば、歳入が214億1,000万円、歳出で223億円、差し引き9億6,000万円、この差額が出るというのは非常に、周知がされているのかいないのかというとされていないと。今回のこの市長訓令あるいは総務部長が出した事務連絡の内容を見て、私は財政当局の非常に厳しい姿勢が言葉の端々から読み取れるというふうに思って、その典型がこのP D C Aサイクルとスクラップ・アンド・ビルトという言葉だという

ふうに思いますけれども、その根幹をなすP D C Aサイクルについて名寄手法というのが導入されたのかされないので、まずお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の予算の策定に当たりまして、特徴的な言葉を使わせていただきました。前例を踏襲せずと。そして、P D C Aサイクル、そしてスクラップ・アンド・ビルトということであります。これが職員にしっかり周知をされたかということであります。特にP D C Aサイクルにつきましては、これ予算の策定時ばかりではなくて、全体的な行政を進める上での1つ、鍵になるものと考えております。行財政改革の中でも使わせていただいたと思っております。基本は、しっかり効果を検証すると。そして、その検証をもって次の段に進むということが基本になります。これ手法としては、それぞれの業務につきましてもこれまでやってきたことをしっかり検証評価をして次に進むのだということで、その基本的な考え方を示しているということでありまして、特に具体的なものにつきましては、予算査定に当たりましてはやはり今までやってきて、予算をつけて、実行されて、その効果がどうだったのかと。そして、今後どう進めるべきなのかと。そして、次年度に向けて改めて予算をどういう形でつけるのかと。そこら辺をしっかり石橋をたたきながらやっていただきたいという思いも含めて今回使わせていただいたということです。

結果としまして、9億円を超える額の収支の差が出てきたということになります。これお答えでも申し上げましたとおり、私ども事業別予算を組んでおります。非常に事業別予算ですから、わかりやすいのですが、基本は縦に分かれておりまして、そこから縦割りの中からある意味積み上がってきますので、どうしてもやはり膨らんでくるというところは、これは否めないかなというふうに正直考えております。しかしながら、予算訓令が出て、ちょうど11月5日になりますけれども、

予算の編成会議を名寄庁舎、風連庁舎で行っております。それで、この中で今申し上げたような考え方をしっかり職員の皆さんには説明をさせていただいております。しかしながら、一つの財布を今の事業別予算の中でそれぞれ原課が押さえていくというのが非常に難しいかなというふうにも実は思っております。1つ、財政課では一つの財布をしっかり押さえながら事業の精査をしていくという、そんな仕組みになっておりますけれども、原課でそこまで突っ込んで全体、役所の財布を心配しながらそれぞれの事業別の予算を立てていくという仕組みにまではなかなかやっぱり至っていないということです。しかしながら、今の財政状況を含めて、特に将来における財政的な課題につきましては、これまで財政学習会等を含めて職員の皆さんにしっかり周知をさせていただいているという経過がございますから、問題は今後のわゆる予算査定の段階で、どういう経過で例えば予算が削られていったのか、そして逆に言えば積み上がっていったのか、そういった予算査定情報の共有をしっかりやっていくということがこれからにつながっていくのだというふうに思っておりますし、予算査定は今回ばかりではありませんで、これから先も続くわけですから、今回のさまざまな課題も見せながら、できるだけしっかり職員と情報の共有、特に財政の課題についての情報の共有をしながら次に向かっていけるような、そんな成果をぜひ残してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今総務部長から御答弁いただきましたけれども、だから私はこのP D C Aサイクルというのは必要だと思うのです。そして、このP D C Aサイクルというのは、要するに今言われているのは業務だけではなくて人事も、例えば議会でいえば決算委員会なんかも含めて、このサイクルで物事を考える。いわゆる計画、実行、評価、改善、この意識が名寄市民、あるいは

議会も、あるいは職員も理事者もそうでありますけれども、当然であります。みんなが共有して物事を進めていくことが今大切だと言われております。旭川市が今第7次総合計画をやっておりますけれども、この総合計画をつくるときに旭川独自でのP D C Aサイクルというのを約20ページのスライド説明資料として職員に周知をして、あるいは検討委員会に周知をして、今の第7次総合計画をつくり上げたそうであります。これがきちんと定着していれば、本当に財政当局が心配しているこれから財政事情の中でしっかりと評価まで、議会側もしっかりと評価でお互いに同じようなテーブルの上で議論ができるということになると思いますから、これがちゃんとできたのですか、できていないのですかというのをお聞きしたい。やり方はみんなわかっていると思うのです。もうインターネットを見たってやり方というのはこういうことですよというのを書いてありますので、頭ではわかっていると思う。名寄の実情として、それをしっかりとつくり上げることが行政改革の中でうたっている手法を構築するという言葉になっているというふうに思いますけれども、それをされたのか、されないのか、今後もっときちんとされるのか、されないのか、改めて御答弁をいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 結果としましては、なかなか成果としては出てきていない部分がやっぱり多いだろうというふうに判断をしています。今旭川市の事例につきましても御示唆をいただきました。今後私どももいろんな業務を含めて、やはりしっかり計画、実行、評価、改善というこの仕組みをつくりたいというふうに思っておりますので、ことし初めて出た話ではありませんから、これらの課題を積み上げながら、次に向けてしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） この認識というのは、

これから時代も含めぜひ必要なことだと思いますので、全職員の皆さん、あるいは議会を含めて多くの人たちが認識ができるようなこのP D C Aサイクルというのを構築していただきたい。改めてこれはお願いをしておきたいと思います。

最後に、時間もなくなりました。観光でありますけれども、常本室長がお答えになっていることは誰もがわかっている。私それ聞いているのではありません。観光行政というのは何ですかということなのです。市長が就任してやってこられたことは、これは今までのような動きをつくる、市長が言っているとおりだと思う。活性化をする、にぎわいをつくる、資源を生かす、全国に売り出す、それは成果としてやってきたけれども、観光行政として成り立っているのですかということなのです。観光として活性化を図られます。観光行政としては何が必要かということ、私は認識だと思う。それは、全職員が市長の思いを認識されているのか、多くの市民の皆さんがあなたを認識されているのか、同じ目標に向かっていっているのか、それをどう評価しているのですかということなのです。どういう認識をお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまの佐藤議員からの質問についてでありますけれども、観光行政についてどう認識をされているのかということでありますけれども、私どもいたしましては先ほど申し上げましたとおり観光振興計画というものをこの間策定をいたしまして、これをもとに名寄市の観光行政というものを進めていくということで取り組みを進めているわけであります。市役所内についても一定の議論をさせていただきまして、この計画もつくり上げてまいりました。ただ、議員も言われましたとおり、市民の皆さんの理解がどこまでいただけているのかという部分でいけば、なかなか我々のPRも含めて不足しているという部分も当然あるというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり長い目で

見るといいますか、取り組みが始まったばかりでございまして、5年、10年かけて今後そういった部分の成果というものがあらわれてくるというふうに思っておりますので、今後も市役所内部、さらには対市民に対しましてそういう部分のPRも含めて理解をいただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 壇上での常本室長の答弁の中に観光行政についてちゃんと語っているではないですか。市民が主役であることが基本であると。だから、市民の皆さんがあなたが基本であることを忘れずに観光行政やっていくのだと室長、答えているではない。それが一方では、5年、10年と時間をかけて市民理解を深めると。それは矛盾していないのですか。だから、そこをしっかりとしないとダメだということなのです。そのためには、私は市長のやってきてることは悪いとは言いません。本当に名寄市にこの3年何ヶ月動きをつくっていただきました。それは動きをつくったけれども、観光行政の基本ということではなくなかなり成り立っていないと。市長がやってきたことがどうやって市民の理解をふやしてその基盤になるのか。多分室長も相当気にしていましたけれども、日進の開発についても何回か御答弁の中でも触れられておりましたけれども、こういう基盤をしっかりとつくり上げると。市民も、あるいは観光でいらっしゃった方も、これからでいたら台湾の方もあそこで市民と台湾の方が触れ合うというのなら、大きな成果が出てくる。一過性で何回も台湾の方がいらっしゃると、市民の皆さんは何でよという話が必ずいずれ起きてくる。同じように楽しもう、同じように触れ合おうという意識が出てこないと、なかなかそうはならないというふうに思います。そのためには市長、私はまずは職員の皆さんと多くやっぱり語り合うことが大切だというふうに思います。以前誰とは

言いませんけれども、市長は若い職員と昼食をともにするというのを取り組んでおりました。その中の一人に田邊部長もいらっしゃいました。田邊部長は、まだ30代前だったと思います。市長室で御飯を食べたとき、初めて市長室に入りましたと終わった後非常に感激していました。そういうふうに本当に職員の皆さんと膝詰め合って、いろんなことで市長の理解が深まって、それが成果になって観光行政になって、市民の方も巻き込んでやっていくということが必要だというふうに思いますけれども、市長の見解をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 行政あるいは市民の皆さんに私のそうした思いがなかなか伝わっていないのではないかというところは真摯に承らさせていただき、事あるごとにいろんな場面でそうした発信をしているつもりでありますけれども、さらに地域の資源がすばらしいものがあって、これを生かしていくことでまだまだこの地域がよくなると、こういったことをみんなで一緒にやっていこうと。さらにいろんなところで発信をしていかなければならぬなということ、改めて頑張ります。

また、職員との対話ということで、これまでいろいろな場面で飲み会をやったりですとか、飲み会と言ったらあれでしょうけれども、係長との検証をやったりだとかという場面はあるのですけれども、もっともっとそういう機会をふやさなければならぬ。さらにみんなが同じ気持ちになって、この名寄市を何とかしていこうということ、共通理解のもとに進んでいくということは非常に重要なことだというふうに、私もそのとおりだと思います。さらにそうした機会をしっかりとふやしていって、いいことはいい、悪いことは悪い。そして、そんな中でしっかりと前に進んでいけるような雰囲気づくりにさらに腐心していきたいというふうに思います。貴重な御提言ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 市長は、今回の定例会初日に次期も戦うという表明をされました。1期目の4年間というのは、ある意味ではここにも書いてありますとおりトップセールスマンで成果を導いてきましたけれども、この段になっていつまでもトップセールスマンでなくて、トップマネジメントをしないと名寄市としてはやっぱりなっていかないと。これから人口減少、あるいはまた高齢化、少子化、その中にあって名寄市が生き残っていくためには、やはりトップマネジメントというのはしっかりやっていただきたいというふうに思います。そのことについても御認識を持っていただきたいというふうに思いますし、もう一点、1つだけお聞きしたいのは、常本室長、この前地産地消フェアがありました。地産地消フェアの中で煮込みジンギスカンのテントがことしもできました。あそこの煮込みジンギスカンのスタッフは、全員営戦の職員で、時間外で処理されていますか、していませんか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 基本的には、時間外処理ということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 民間会社的名寄の発想でいけば、いつまでも職員の皆さんがあちこちへ行ってジンギスカンをつくるということが本当にいいのか。この前の地産地消フェアもいろんなブースがあり、いろんなところがありました。あの煮込みジンギスカンのところだけ市の一つのセクションの職員が全員そこに携わっている。それは悪いことではないのですけれども、市民の皆さんがあの人ら皆時間外もらってああやってやっているのと。やっぱりその認識なのです。やっぱりそれを一つでも民間の方に委ねて、民間の方が一生懸命煮込みジンギスカンをつくっていくのなら私はいいのです。職員の皆さん、きょうは例えば文化祭と。あしたはどこどこ、あさってはこちら、そういうことをしていくと、いつまでも続くので

すかと。旅費を使って、時間外を使って、今そこをカットして財政をしっかりしなければいけないというのが財政当局が一生懸命言っていることですよね。それが片方ではどんどん、どんどんそようやって増長していく。いつまでもそれが続くというのは、私はいかがなものかというふうに思います。早く民間の人たちがつくり上げられるように、市民の皆さん方に理解を深められるような取り組みが必要だと思いますけれども、見解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御指摘いただきました件につきましても、私どもとしても十分それについては思っておりまして、特に道外や道内の各イベント等については、基本的には民間の艦隊の方々に多数行っていただいているという状況であります。ただ、段取りのために何人かの職員は当然ついていくということはございませんけれども。そして、市内のイベントにつきましてはそういった民間の方々が一緒にそのイベントに参加をして出展をするといったこともございまして、なかなか手が回らないこと也有って、そういう職員が多いといった場面もこの間に多々あったというふうに思っております。そういう意味では、なるべく職員、当然事務局の部分はあるのですけれども、民間の方のお手伝いもいただいて、基本的には民間主体の煮込みジンギスカンの出展ということで今後は対応していくよう努力してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 時間もなくなってきたしました。いずれにしても、市長がおっしゃるとおり名寄は多くの財産を持っているのは衆人一致するところだと思う。それをどう生かすのかは、職員の皆さんのアイデアと力と市民の皆さんの協力と理解だというふうに思いますので、その点を最重視しながら、今後の行政を進めていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたい

と思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の将来を見据えた加藤市政の展望は外2件を、東千春議員。

○19番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

本定例会初日に次期市長選挙への出馬表明をされたことに多くの市民は期待感を持って受けとめていたのではないかと思います。加藤市長は、久しぶりの民間出身、そして道内では最も若い市長として誕生いたしました。民間的な発想での組織機構の改革や実際に多くの人脈の構築は、フットワークのよさと民間的な発想からの大きな成果ではないかと思います。一方で、総合計画の着実な実行とともに財政の健全化を進めましたが、これまでの加藤市政への評価についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、加藤市長は先人が築いた財産を生かすとともに磨きをかけるとのことを心がけてこられましたが、この間にみずからがまいた種の芽が出て花が咲こうとしているものもあるのではないかと思います。先人からの財産とこの間に培った財産を次に生かすことが期待をされますが、次の4年間で目指すものと長期的な展望に立った名寄像についてお伺いをいたします。

大きな項目の2点目でございます。（仮称）市民ホールで予定をされるソフト事業について、佐藤アドバイザーからの指導も含めて基本的な考えをお知らせいただきたいと思います。

また、ソフト事業に対する予算及び基金の活用

方法、また利用を促進するための補助制度について考え方をお知らせいただきたいと思います。

2点目、オープンの年に行う自主事業について、（仮称）市民ホール事業企画委員会で事業計画を検討していただいていると思いますが、その議論経過と現段階での方向性について、また委員会の位置づけと今後のあり方について考え方をお知らせいただきたいと思います。

3点目、ホール運営を活性化するためには、市民参加が重要で、利用する市民団体の育成とホールに対するボランティアやサポーターの育成、公演等を案内する友の会をつくることも必要ではないかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

4点目、ホールの管理運営の人的な配置や役割とその予算について考え方をお伺いいたします。

5点目、市民ホールと改築が予定をされている小ホールの音響、照明設備のクオリティーとLEDを使った照明機材やデジタルミキサーなどの技術革新の途中にある機材導入に対する考え方についてお伺いをいたします。

6点目、多目的ホールの改築期間は市民活動にも影響が出るのではないかと思います。また、市民ホール完成時の事業に向けた利用の際に市民会館の弾力的な運用も検討されてはいかがかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

大項目の3点目、上川北学区における高校配置計画で、数年後にはさらなる間口削減の方針が出されることが予想される中、名寄産業高校の酪農科学科、建築システム科は残念ながら入学者定員を割っている状況にあります。名寄産業高校は、どの学科も地域の産業に直接結びつくもので、卒業生は農業はもちろん建築、土木やさまざまな分野で地元へ就職し、地域産業に貢献しているのではないかと思います。中学卒業人口の減少に伴い、将来どこかの高校の間口削減が予想されますが、仮に今ある学科がなくなることがあれば地元産業への影響は大きいのではないかと思いますが、そ

の影響と産業高校が担う地域経済への評価についてお知らせいただきたいと思います。

2点目、名寄農業高校からの流れで酪農科学科は資格取得に際して団体を通した補助制度を持っておりますが、その評価と農業分野以外の地域産業に与える影響から、他の学科に支援の幅を広げることに対する考え方をお知らせいただきたいと思います。

3点目、特に小規模の高校を持つ自治体では、団体等を通して厚遇の支援を行う例があります。名寄では、それらと同様の支援は難しいかとは思いますが、地元産業への人材輩出の観点からの支援として、他の地域からの入学も視野に入れて寮費助成等の支援を検討するべきではないかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東議員から大項目で3点にわたって質問をいただきました。大項目1点目を私から、大項目2、大項目3、教育部長からの答弁とさせていただきます。

まず、大項目1の名寄市の将来を見据えた加藤市政の展望についてでございます。この間の市政運営の実績と評価ということでございますが、平成22年4月に市長に就任して以来、多くの方々に御協力をいただきながら現在に至っております。まずは深く感謝を申し上げたいと思います。私は、常々本市には自然が育み先人たちが残した有形、無形の財産がたくさんあり、高いポテンシャルを有するまちであると考えております。この間総合計画を市政運営の中心に据えながら、民間出身としての視点、発想、人脈、そして行動力を生かしたトップセールスと市民との協働によりこれらの財産を磨き、市内外への情報発信に努めるとともに、市民の満足度の向上に向けて邁進をしてまいりました。具体的には、医療、福祉においては市立総合病院の精神科病棟の改築、風連国保診療所医師2名体制、福祉灯油支援、親子お出か

けバスツアー、誕生餅事業など市民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりました。教育においては、市民の念願でありました市民ホールの着工や市立大学、図書館、名寄南小学校の改築など教育環境の整備を図るとともに、学校力向上実践事業、放課後子ども教室など心豊かな人と文化を育むまちづくりを進めてまいりました。住環境の整備においては、橋梁あるいは公園の長寿命化計画の策定や消防機器、車両の整備、コミュニティバスの試験運行事業など快適で安全なまちづくりを進めてまいりました。産業、経済においては、第1次産業など地域特性を生かした農業振興策として、食肉センターの改修や農協施設整備への支援などを進めるとともに、もっともち米プロジェクトを初めとした地場産品のブランド化、薬用作物振興事業などを進めてまいりました。また、商工業、観光の振興として駅前交流プラザよろーなの整備、オール名寄で取り組む観光振興計画の策定、ひまわり観光、煮込みジンギスカンなど地域の新たな魅力発信とともに、台湾との交流など創造力と活力にあふれたまちづくりにも取り組んでもまいりました。また、職員の人材育成として東京都杉並区や移住・交流推進機構への職員の派遣、また行財政改革にも取り組み、職員の適正化や有利な財源の確保等により財政の健全化に努めるとともに、合併算定がえ終了後への対応など基金を積み増すことにより将来の財政運営についても一定の備えを進めてきたところであります。

次に、名寄市の将来像と次期4年間で目指すものという御質問がございましたが、まず市政運営は先ほども申し上げましたとおり市民総意でつくり上げた総合計画の着実な推進が基本であると考えております。それに沿った形で次期4年間で目指すものは今後具体的にお示ししていくということになりますが、私が考える目指す大きな方向性は3つありますて、まず1つが何といっても活力あるまちづくりであります。先ほど来申しました四季折々の自然、豊かな地域資源、また名寄なら

では多くの財産を有効活用した産業振興、食、観光、人が集まるそうした活力のあるまちづくりであります。2つ目には、安心、安全なまちづくりであります。名寄市立総合病院を核としながら、そのさらなる高度専門充実はもちろんでありますが、民間の活力も活用した病院、福祉施設の充実、さらには町内会やボランティア、社会福祉協議会、行政あるいは大学など連携を強化した安心な名寄ならではの地域の医療、福祉体制の確立であります。安心、安全なまちづくりでいえば、加えて名寄駐屯地の堅持も大事な問題になるというふうに思っています。3つ目には、何といってもまちづくりをつかさどるのは人であり、人が活性化するまちづくりであります。お年寄りから子供まで活力あふれるまちづくり、先ほどお話しした市民ホールの整備でさらに心豊かな文化と心の醸成が図られること、あるいは地域の宝である子供たちがさらに元気に、教育、子育て支援を充実させていくこと、また大学の振興を通じ、地域に欠かせないマンパワーの育成、さらには職員のさらなるスキルアップの向上等、人が活性化するまちづくり、以上3つ申し上げましたが、これらを通じて地域のさらなる活性化、市民がこのまちに誇りを持っていつまでも住み続けたい、そんなまちづくりにしっかりと責任を果たすべく、これからも全力で頑張っていく所存であります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2及び3につきまして答弁させていただきます。

まず、大項目2、市民に親しまれるホールづくりにつきまして、小項目1、ソフト事業に対する基本的な考え方と予算についてであります、（仮称）市民ホールのソフト事業につきましては、開館以来一定の予算措置を行い、新ホールの目的でもある市民の皆様にすぐれた舞台芸術を鑑賞、体験する機会を提供するための自主的事業を定期

的に開催をし、継続することで文化振興の一つの柱にしていきたいと考えております。自主事業の内容につきましては、開館後の3年ほどがホールの格付や評価を決めるとのアドバイスもいただいておりますので、音楽や演劇の分野である程度質の高い企画を盛り込んだ構成としていきたいと考えております。また、公募型の事業等も取り込みながら、市民や市内の各団体の自主的な企画についての公演も検討してまいります。これらの事業の予算の財源につきましては、文化ホール建設基金を活用しながら、国、道及び民間などのさまざまな助成金を併用し、大切な財源を上手に運用し、継続して事業が実施できるよう計画的にとり行つてまいります。

小項目2の主催事業の計画と事業企画委員会についてでございますが、（仮称）市民ホール事業企画委員会につきましては本年7月に設置以降、準備会も含め4回開催をしてきております。委員会では、主に開館年度の事業内容について協議をいただいており、委員構成につきましては男性4人、女性6人、世代も20代から70代で、興味のあるジャンルについてもそれぞれであることから、さまざまな意見が出されてきております。開館年度の事業は、市民参加型と鑑賞型で構成することで委員会の中での合意についてはとれてきておりますが、内容につきましては来春までをめどに具体化していきたいと考えております。また、開館後の事業企画委員会につきましては、継続することを前提に目的や役割については今後に予定する設置条例等の中に位置づけるようにして協議をしてまいります。

小項目3、市民との積極的なかかわりについてですが、ホールの運営を継続的、安定的に活性化するためには、現在ございます市民の各種団体や新たな団体の育成が大きな鍵になると考えております。そのためには、利用しやすい料金や減免などの拡充はもとより、参加しやすい仕組みづくりを基本に関係者との協議を進めてまいります。ま

た、自主事業の開催に当たりましては、公演の準備、実施の際に音響、照明、舞台、また誘導、警備など一定のスタッフが必要になると認識しております。大都市におきましては委託できる専門業者もございますが、当市近郊では適当な受託者が見込めない部門もあるため、有償、無償については今後の検討となりますけれども、市民によるそうしたサポート組織の設置は必要と考えております。また、友の会のようなホールの応援的な会員制組織の立ち上げについても、今後一部業務委託を予定する業者との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4点目、管理運営のあり方についてでありますが、ホールの維持管理については既存の市民文化センターとの一体的なものとして直営を基本に考えておりますが、運営に関しては以前からお示しをいたしておりますとおり、一部業務の委託を考えております。委託する業務内容につきましては、広く各種媒体を用いた情報の発信や音響、照明、舞台などの専門的知識と技術を必要とする管理業務の一部、自主企画的なものを含めます文化振興事業の一部を想定をしております。利用受け付けやホームページの管理などでは、既存の市民文化センターと共にした業務も想定をされるため、円滑な運用を目指して十分に協議をしてまいります。ホールの運営業務に係る人員数と予算額につきましては、ホール稼働後の施設維持と事業量の状況を想定をしながら精査をして決定をしてまいります。

小項目5点目、ホールと小ホールの音響、照明設備のクオリティーについてでございます。新しいホールの音響、照明につきましては、実施設計とあわせ現在名寄市文化芸術アドバイザーである佐藤信氏にも助言をいただきながら、決定をしてきた経過がございます。その中では、もちろん操作盤などのアナログとデジタルの方式、また照明器具の白熱球とLEDの選択についての協議、議論も行っております。技術革新は日進月歩であり、

どの段階でどの機種を導入するかは専門的な知識が必要な部分でもあり、意見が分かれるところもございますが、公共施設としては安定して使用できることが重要と考え、これまでの実績をもとに機器の選定等を行っておりまます。市民ホールにつきましては、今後の機器の更新も見据えた設備設計をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、既存の市民文化センターの多目的ホールの改修については、構造上照明の増設等や音響効果の大幅な改善については難しい状況がございます。改修内容につきましては、ステージの拡張、防音、弱冷房工事が主なものとなっております。

小項目6点目の市民会館の弾力的な運用についてお答えをいたします。市民会館の利用につきましては、耐震と老朽化の問題から、代替施設として本年4月に駅前交流プラザよろーながオープンをしたことに伴い、大ホールを除いた会議室全般につきましては3月31日をもって一般貸し出しを行っておりません。市民文化センターは、来年4月23日から6月末まで改修工事のため利用者の安全と利便性などを考慮をして貸し館業務につきましては休止を予定をしてございます。通常の利用団体等来年度利用を予定している市民向けに11月15日に説明会を実施をいたしました。既に他施設へ一時的に活動の場を移していただいている団体もありますし、説明会でも市内の公共の貸し館施設の紹介などもしておりますけれども、市民会館については代替施設としては紹介をしておりません。市内には、市民の活動の場として比較的大人数でも利用が可能な施設がよろーな、福祉センター、学校開放など複数あることから、これらの施設を有効的に活用して利用をお願いをしたいと考えております。

次に、大項目3、名寄産業高校と地域の産業について、小項目1、農業や建設業などの地域産業とのかかわりについてお答えをいたします。名寄産業高校におきましては、電子機械科、建築シス

テム科、生活文化科、酪農科学科の4学科で構成をされ、職業学科集合型の専門学校として将来の道北地域、さらには本市の産業を支える人材の育成を担う教育活動を展開していると認識しているところであります。地域の産業とのかかわりについてでありますが、名寄産業高校においては市内の多くの企業に支援をいただき、2学年時に全生徒がインターンシップを実施をしたり、全学科全学年で各種資格の取得に力を入れるなど、将来の進路実現に向けて役立てております。

また、卒業生の就職、進学の動向を平成20年度から5年間の実績で見ますと、就職者が全体の約45%となっており、そのうち市内に就職された方の比率は約38%となっております。学科別の傾向では、酪農科学においては進学や就職をした後に就農をする傾向にありますが、昨年度電子機械科や建築システム科では4人から5人、生活文化科では8人程度の生徒が市内に就職をされております。また、建築システム科では平成23年度の市内の就職者が1人に対し、平成24年度が10人になるなど、雇用につきましては地域の景気状況を敏感に反映される状況でもございます。いずれにしましても、若者が地元に残り、仕事以外でもさまざまな活動を行うことで地域が活性化していくことは確かであり、名寄産業高校が担う地域経済への貢献は大きいものがあると認識しております。今後も道北の職業高校の拠点校として、優秀で安定した人材の育成、輩出が期待されているところであります。

次に、小項目2、生徒の資格取得にかかる支援の考え方についてであります。名寄産業高校については、平成21年4月に名寄農業高校と名寄光陵高校が合併をし、光陵キャンパスと名農キャンパスとして専門教育を展開し、現在に至っております。名農キャンパスの酪農科学科においては、前身の旧名寄農業高校以来在校生の出身市町村並びにJAの御理解をいただき、道北農業担い手育成対策協議会を昭和42年11月に立ち上げ、確

かな農業に対する知識と技術を兼ね備えた農業担当手の確保を目的に学校の統合後も酪農科学科への入学者を対象として支援活動を実施をしているところであります。活動内容といたしましては、学校説明会、一日体験入学の事業、また農業クラブの活動、研修会、資格取得への支援等を行っております。これらについては、一定の成果が上がっているものと認識をしております。

一方、名寄産業高校の光陵キャンパスの各学科の資格取得の支援につきましては、該当する生徒の範囲は上川北学区におきまして北は中川町から南は和寒町までとなっており、また学科についても3学科があり、技能審査の種類は3学科で共通資格を含め41でございます。実態として多種多様な資格があることやどのような支援をしていくかなど課題も多くあることから、市といたしましては他市町村の事例を調査するなどして研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

小項目の3、地域の人材確保のための間口維持に向けた支援策でありますけれども、全道的にも地域に1校しかない小規模高校の所在自治体などにおきましては、通学費や下宿費の助成など地域の実情に合わせた支援を行っているようあります。本市においても合併以前から風連高等学校の間口維持のために、風連高等学校教育振興協議会を設置をし、通学費や教育活動助成事業の支援を取り組んできたところであります。名寄産業高校の間口維持の支援策につきまして、寮費等の助成という具体例をお示しいただきましたが、名寄名農キャンパスの創立以来につきましては、酪農科学科の1年生については1年間全員入寮となり、他の学科におきましては遠隔寮生として入寮できる制度となっております。ただし、本市から酪農科学科に入学する生徒につきましては年間3人から4人という現状から見ると、名寄産業高校の間口維持という面では有効な対策であるかもしれません、名寄市として考えますと効果は薄いと思わ

れます。しかしながら、さきの定例会の一般質問でも答弁をさせていただいたとおり、平成25年度の名寄産業高校への入学者においては定員160人に対し入学者が100人となっており、特に酪農科学科と建築システム学科につきましては議員御指摘のとおり入学者が低い状況であります。今後の入学者の推移によつては、40人以上の欠員が生じた場合は学科の見直しや定員調整などについて検討が必要との北海道教育委員会の見解を考慮いたしますと、間口維持に向けた取り組みにつきましては生徒の資格取得に係る支援を含めまして、市としても検討の余地もあるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ答弁をいたしましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、加藤市長から直接答弁をいただきまして、こうやって聞いてみてもこのおおむね4年間の間でよく多くの仕事をやってきていただいたなというふうな感を持っております。これは、市民からも高い評価を得られる結果だったのではないかなどというふうに思っております。

そこで、1点ちょっとお伺いをしたい。先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、来年度の予算の考え方についてなのですけれども、確かに骨格予算にはなろうかなというふうには思いますけれども、その中でやっぱり当初予算の中から必要な部分のソフト事業であるとか、新たな事業あるいは人員の配置であるとか、そういったことは少し積極的にやってもいいのではないかなどというふうに思っております。後で市民ホール等々については別にお伺いをしますけれども、そういった準備というのは改選後に行うというよりも、これは必要なことだと思いますので、当初予算の中からもうしっかりと織り込んで、そのことだけではないかもしれませんけれども、そういう姿勢

があってもいいのではないかというふうに思っておりますけれども、そういった考えについてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 次年度の予算についての考え方でありますけれども、既に実施をされている継続的なハード事業でありますとか、おっしゃるとおり円滑な事業執行に支障が出ないように骨格から計上するということですし、また毎年度必ず必要な義務的な経費もあると。そして、年度当初から執行しなければ支障を来すという予算も当然年度当初から必要な経費ということで骨格予算に計上するということです。しかしながら、こういったもの以外の政策的な予算については、次期市長の判断によるということになります。肉づけ予算ということになりますけれども、どこまで来年度に当初から執行しなければ支障を来すのかということは、よくこれは議論しながら、また予算委員会あるいは次の議会の中でもお示しをしていきたいというふうに思いますので、またその際に御議論をお願いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） この項につきましては最後とさせていただきますけれども、今までやってこられた仕事の数々は私自身も評価をする一人でありますので、ぜひ次も頑張っていただいて、戻ってこられることを望んでおきたいと思います。

次、市民会館、（仮称）市民ホールについてお伺いをいたしたいと思います。それぞれ御答弁をいただいた中で、事業企画運営委員会の位置づけについても御説明をいただきました。明確な部分については条例を制定する中で明らかにしていかれるということでありましたけれども、この委員会が例えばイベントを組むときに多分決定機関にはならないのかなというふうに思うのです。これは、例えば諮問を受けて、これを答申をして提案をするという程度の組織になるのかなというふう

に思います。ですから、この事業を決定をするというのは多分市役所の職員のどなたかがやらなくてはいけないのかなというふうに思っております。そういった中で、誰が責任を持って決定をするのかというのは、これはやはりころころと人事異動の中でかわっていくというのはよくないことだと思いますし、今申し上げましたけれども、新年度になってから人事が配置をされたのでは私は遅いと思っております。やはり来年度の当初から人員を配置をするべきではないのかなというふうに思っております。これは、名寄の職員の方の中を見るとそんなにたけている方というのは余りお見受けしないわけでありまして、それはそれで私はいいと思います。そういうことに関心があって、こういうことというのはやっぱり人とのつき合い、市民との接遇だとか、水平の接遇、あるいは国だとか道だとかの接遇、人との関係性をちゃんとつくっていける方、そういう方であれば私若くてもいいと思うのです。決して管理職ではなくてもいいと。まず、来年からもう育てると。その人を長い目で見て育ててあげるというふうなことをまず来年から始めていただきたいなというふうに思いますけれども、見解をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、現在の私の立場では来年の人事配置についての明言につきましてはなかなか言うことはできない部分でございますが、現在東議員のほうから御質問のございました市民ホールを運営するに当たって企画管理を担当する部分につきまして、市の職員で配置をすべきという基本的なお考え方については一定程度理解をするところではございますが、今御指摘もあったように市の職員の中からお若い方も含めて、今後の伸び代を含めて育成をするのか、またその配置、時期の時間的な問題、それから市民ホールにつきましては現在のところ音楽に一定程度の重心を置いた多目的ホールというホールの性格づけ

を考えておりますけれども、その中でどういった分野の方を配置をするのかという部分につきましては、身分保障も含めまして大変課題はあるかなと考えております。佐藤アドバイザーのほうからは、今後の部分につきましては将来的には芸術監督という担い方をできる方を配置をしたらしいのではないかという提言もいただいておりますので、それが市の職員が育っていく形でそういった形になるのか、また今後一部業務委託しております委託の部分での中人材を育成していくかにつきましては、まだ庁内の中で十分な議論、合意形成ができていないということを申し上げたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 最終的な事業の決定というのは、やはり市でやらなくてはいけないのではないかなどというふうに思うのです。これ予算が絡んでくるものであるということが1つと、あとは相手があるわけですよね。いろんな企画があったら、そういう企画会社を通して契約をするなりなんなりをするということは必要で、そういうときにやはり窓口となるような市役所の職員が必要になってくるのではないかなどというふうに思っております。まだ方向性については決まってはいないのですが、これはもうそろそろ決めるべきだというふうに思っております。それと、やはり行政側としての責任を持ってというか、事業を選択する際に判断をするような、最終的には今おっしゃったような芸術監督的な担当を担う職員を育てるということが必要だろうというふうに私は思っております。だから、これは多分1年、2年で任命をしたからすぐできる職員というのは私はいないと思います。ですから、来年からもう育ててほしいというふうに申し上げているのでありますて、部長も定年だとかの関係もありますでしょうから、いろいろお答えできない立場であろうかと思いますけれども、これは全体の人事としてどなたかお答えをいただけるのだった

ら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 煮え切らない答弁で大変申しわけございませんが、今名寄市の市民ホールの部分につきましては担当ということで考えておりますが、段階を追って最終的には文化振興室という立場に格上げをしていきたいと思っております。その中間に準備室を挟む形になろうかと思いますけれども、平成26年度以降そういう形での対応をしていきたいと思います。ただ、この部分についての人事配置については、まだ不明確な部分がございますので、いずれにしましても市民ホールがオープン前後には一定程度の決定権を持ったような組織づくりをしていくということについては基本的には認識をしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 最終的には、文化振興室をつくっていただく。そして、その前の段階としては準備室をつくっていただくというような答弁をいただきましたけれども、ということは来年には多分準備室が必要になってくるかなというふうに思います。そうであるならば、やはりそこに誰かちゃんとした人を配置してほしいと。これ以上申し上げてもだめかもしれませんので、これは切に要望しておきたいと思います。求めておきたいというふうに思います。

次に移らさせていただきたいと思いますけれども、1点目で基本的な運営の考え方についてお伺いをしました。私は、今まで文化振興条例についても質問をしてきたことがあるのですけれども、これからでもつくっていただけるという予定になっているというふうには伺っておりますけれども、この中身について劇場法の法律をよく読んでみると、これに書かれている特に前文なんかはいい文章を書かれているなというふうに思うのです。これから名寄市として文化振興条例をつくっていくのであれば、やはりそこに寄り添ったような形で

条例をつくっていくことを目指すべきではないのかなというふうに考えております。今まで私が提案してきたのは、こういったホールをつくるだとか、そういったことは名寄市の文化はどういうものなのだということを事前に話し合っておいたほうがいいですよということで提案をさせていただいていましたけれども、もう今となってはちょっと私は視点を変えて、特にホールを中心とする文化振興からどのようなまちをつくっていくのか、どのような社会をつくっていくのかということを目指すのだと。そういうことをこの中に織り込んでいくと。そういった条例づくりが望ましいのではないかというふうに思うようになりましたけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 市民ホールのハードの整備にあわせまして、条例、規範の整備というのは当然必要になっていくものでございます。既に東議員からは、過去の議会においても名寄市文化振興条例を事前につくって、その中でホールもきっちり位置づけた運用をしてほしいという御提案をいただいております。既に担当のほうでは、文化振興条例につきまして年度内には文案をつくり上げるべく検討を進めてございます。

文化振興条例の性格についてでございますが、今議員のほうからお話のあったことも含めましてですが、文化振興条例は国の法律でいえば平成13年に国が文化芸術振興基本法というのをつくってございます。道内の各自治体は、この国の法律ができた後にそれぞれの市でこれに基づいた文化振興条例をつくってきました。名寄市においては、その段階ではつくっていなくて、現在準備をしているところでございます。文化振興条例につきましては、名寄市の文化芸術全般を大きくくくる形での基本条例、大きな規範を示すようなもの、市でいえば市民憲章のようなものに性格づけがあるのではないかと考えてございます。もう一つ、地域の文化振興という視点からいえば、先ほど議

員おっしゃいました平成24年に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、これはいわゆる劇場法と言われているものです。この法律は、まさに劇場であるとか、音楽堂を使ったそれぞれの地域の特色ある文化を振興するようにということで国が設けたものでありますので、名寄市にあっては大きな規範である文化振興条例の後に市民ホールの設置条例の中にこの部分の精神を生かしていきたいと考えております。これにつきましては、佐藤信アドバイザーのほうからも育てるという視点とか、見せるという視点、また文化を継承するという視点、また創造するという視点でつくっていったらいいのではないかというアドバイスを受けております。時間的には、文化振興条例が先行して、その後設置条例ということになろうかと思いますが、現在既存施設である市民文化センターにつきましても文化センターの設置条例、またもう一つ多目的研修センターの条例が併用されておりますので、こういった部分との整理を検討しながらつくり上げていくということを基本に考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 佐藤アドバイザーからもそのような助言をいただいたということですので、ぜひそういうことに沿っていい条例をつくっていただきたいなというふうに思っております。

ソフト事業に対する準備とでもいいましょうか、ということもやっぱり必要だよということをずっと言ってきたわけでありますけれども、特に来年度、開設の前年度に対するソフト事業に対する考え方、あるいは予算づけについてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ホールの開館につきましては、入札等がおくれた部分もございまして、平成27年の年度にずれ込みましたけれども、今おっしゃいましたソフト事業につきましては年度をまたぐことも含めまして前年度にきっちとした

予算的な処置をしなければだめだということは基本的に認識をしてございます。けさの新聞等にも載ってございましたけれども、市内の自主企画もしくは自分たちで企画を実施するいろいろな団体のほうから前年度にきっちりとした準備をしてくださいという御要望もいただいておりますので、その部分につきましては早急に対応していきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 要望を出された皆さんというのは、日ごろそのような活動を一生懸命されている方なのだろうなというふうに思いますので、それは切実な願いなのかなというふうにも思いますので、ぜひ対応をしっかりとされるよう求めさせていただきます。

答弁をいただいた中で、現在の多目的ホールの改修が音響、照明的には余り立派なものにならないぞというふうな答弁をいただいたのですけれども、これも以前から申し上げてきましたけれども、小さいホールというのは市民活動にとって非常に使い勝手がよくて、新しい草の根的な文化が生まれるというのはいきなり大ホールで活動するというよりも、こういうところから少しづつ育っていくというのがある姿なのかなというふうに私は思っております。そういうことを目指しまして、よろ一の建設予定のときにはそこである程度のことができるようなものにやってくれないかというふうなお話をさせていただきましたけれども、そういうものは新しい市民ホールのほうで担うのだというふうなことで今によろ一なができますと私は理解をしているというふうに思います。ですから、新しい市民ホールに対してのそういう小さなホールには期待を寄せていましたわけあります。そういう中でこういった答弁が出てくるというのは非常に残念なわけなのですけれども、これは予算的なものがこういうふうにさせたのか、あるいは小さいものを余り拾い上げようとする意識がないのか、そこら辺どちらなのかお伺いをし

たいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 新しいホールの議論の過程の中で、予算とかスペースが許せば新しい施設の中で大ホールと、もしくは中ホール的な2つのホールがあるのが理想的だという議論もございました。ただ、残念ながらスペースの関係で音響、照明の設備を備えたホールについては現在予定しています大ホール、それで既存施設との一体利用の中で、現在の多目的ホールを小ホール的な役割を担う部分にするという当初の議論があったにつきましては、私のほうも認識をしてございます。ただ、具体的な基本設計、実施設計の中で、既存施設の改修につきましても今議員がおっしゃったとおり一定程度の予算の枠がございまして、その中で今この時点でやらなければだめな部分、例えば配管であるとか、外壁であるとかいう部分について予算を積み上げた結果、多目的ホールの改修につきましては一部、議員の期待に沿わないような内容になってしまったのではないかと考えてございます。その点について御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 行政というのは、箱物に対して際限なくお金をかけたらいいよという話をしようとしているわけではないのです。同じものをつくるのであれば、たとえ予算が5%削られたから、だから立派だという話ではないと思うのです。5%もし多くかかったとしても、市民が本当に納得して使い勝手がいいなというふうなものができるのであれば、私は行政としてそちらのほうが立派だなというふうに思うのです。そういう姿が見えないなというふうに私は思います。何が大切なのかというと、これから育てようとしている芸術文化を草の根から育していくということが必要でありまして、そのためにはやっぱり小さいホールを大切に考えてほしかったなというふうに思います。最初からあそこがそういうふうに使

えないのであれば、もうちょっとよろ一のとき頑張りましたよ。こちらでやるというから、期待をしながら、そちらはでは両方同じようなものは無理ですねということで下がりまして、両方だめだということに、だめではないのかもしれませんけれども、それはちょっといかがなものかなというふうに思いますけれども、どの程度まで使えるものになるのか、ちょっと再度お知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 一番の問題になる部分は、多分照明設備等だと思います。音響につきましては、天井と床につきましては防音の部分での一定程度の配慮がなされるものだと思っておりますが、舞台は拡張がされます。また、答弁でも答えたように弱冷房装置等につきましても完備がされますが、客席側からの照明の部分ではなかなか弱い部分が出てくると。つまりつり上げ方式による照明設備ではなくて、多分持ち込んだ機材によるスタンド式の照明灯にならざるを得ないという部分かなと私の方では理解しております。

○議長（黒井 啓議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今お伺いをする範囲であれば、それは小ホールとは言えないなというふうに思います。このことについて本当に今そこに中途半端なお金をかけるのがいいのか、あるいは1年、2年待ってでもいいから、しっかりと予算をつけて、もうちょっと使えるものにしたほうがいいのか、できれば内部で検討していただければありがたいなというふうに思います。

それと、特に大ホールなのですけれども、技術革新の途中にある機材の選定というのは非常に難しいのだろうなというふうに思っております。私も多分2年ぐらい前のLED照明であれば、ちょっと難しいのかなというふうに思いました。それは、直接光を当てられたときにすごく嫌な感じがするのです。今がどういう状況にあるのか、それは設計変更になってしまふのかもしれませんけれども、今は使える状況にあるのであれば、少し先ほど申し上げましたようにお金を足してもいいからやるべきではないかなというふうに思います。

これは、電源のほうの設計にも大きく変わってくる問題があるのです。だから、工事費がまたひょっとしたら変わるかもしれません。だけれども、これが本当にできるのであれば、電源容量は少なくて済むことになりますので、それから先の毎年の維持費が安く済むことになりますので、そこら辺の計算をよくしていただきて、検討していただきたいなというふうに思います。

それと、最後、市民会館について使うことは認められないというふうな答弁だったかなというふうに思いますけれども、特に開設の前の年あたりはラッシュになるのではないのかなというふうに思います。第九の皆さんもどこかでは練習しなくてはいけないし、市民劇の皆さんもどこかでは練習しなくてはいけない。だけれども、今常時使っているのはあそこはよさこいの皆さんを使っていると。ほかのところは、ではどこでやりましょうかといつてもなかなかできない。こういった場合には、やはり私は弾力的に考えるべきだと思うのです。管理人さんの問題があるから、きっと難しいということなのでしょうけれども、そこら辺は乗り越えて少し再度検討していただきたいと思いますけれども、答弁を求めたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 特に来年年度がかわる4月から6月という時期は、今おっしゃいましたようにその次の平成27年度に新しいホールでいろいろな事業を予定しております団体の方々の練習、それからちょうど時期的にはよさこいの直前練習にぶつかります。多目的ホールは、今よさこいの方がその時期集中的に練習されているという部分もございますが、これにつきましては大学の体育館等の部分を有効的に活用していただくということでお願いをしていきたいと考えております。また、こちらで聞いていますには、道北合唱

祭のようなものも来年予定しているということを聞いておりますので、これにつきましては内部でもう一度営業戦略室とも協議をさせていただきたいと考えております。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後、産業高校についてお伺いをしたいと思います。一定程度資格取得も含めて今後検討していくという若干前向きの答弁をいただきまして、感謝したいなというふうに思います。これ近隣の自治体でも、これは何を目的としてそういう制度をつくっているかというと、よそのまちから我が家まちに生徒を引っ張ってくるためにつくっているなというふうに私は見えるのです。そこに同じことで対抗はできないかもしれませんけれども、やはり特に農業の分野であれば他の地域から寄せて、寮を使って学んでいただくということもできるでしょうし、同じ学校の位置づけですから、例えば建築の部分でも本当にそこに泊まることができないのかどうなのか、そこら辺もしっかりと検証していただいて、有効な手段があれば今からやらないと間に合わないと思います。次の判断が出るのがやっぱり3年なり4年後に出ると思いますので、すぐ手を打たなければ、名寄市として守ろうという意思を示さなければ、本当に数字が出たら数字のとおりにやられるという可能性がありますので、ぜひそこら辺は力強くお願ひを申し上げたいと思いますけれども、再度考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄産業高校につきましては、さきの議会でも御質問をいただきまして、教育委員会として北海道教育委員会への情報提供であるとか、情報交換等の連携についてのお答えをさせていただきました。今般の質問は、名寄市全体としての対応を含めての御質問をいただ

いたかと考えておりますが、地域の特に産業高校につきましては大きくは入り口の部分と出口の部分でのきちっとした対応が必要かと考えております。入り口の部分につきましては、教育委員会が所轄をしますが、中学生の進路選択の一つの場面としての方向、また卒業に当たりましては地域の人材育成あるとか、それから地域の振興等にかかる部分でございます。これについては、名寄市全体での対応が必要になってくるかと思っております。今後につきましては、今議員から御指摘のあったように、一定程度の数字が出た段階での対応は遅いのではないかということありますので、地区選出の道会議員の方、また道教委、それからそれぞれの分野の方々との横の連携をつなぐような形で早目の対応をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

農業振興施策について外1件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大きな項目2点について質問させていただきます。

近年の農畜産物価格の低迷や農業生産に伴う資材の高騰、担い手問題、労働力確保、どれをとっても所得向上に対しての努力に報われない農業施策と思っております。ことしも雪解けのおくれや低温、また日照不足と天候不順が続きまして、地球温暖化含め毎年の気象災害、道北、名寄の基幹産業農業が心配でなりません。今回の行政報告では、水稻では農林水産省での作況指数は上川で105となり、また1等米比率は98%で、品質、収量とも平年を上回っているとのことです。しかし、心配している畑作物は、カボチャ、豆類等は平年並み、バレイショはやや不良、春小麦不良とのこと。今後の対策を考えるべきと思っております。そこで1つ目に、本市の基幹産業である農業の本年の状況については、基幹作物の状況と智恵文地区の局地的降雨等による河川、道路への対策

の現状についてお知らせください。

また、3年数ヶ月ぶりの政権のもとに心配しているTPP参加交渉の問題、中東情勢による原油高騰、消費税増税、特に農業問題では43年間続いた農政の根幹ともなってきた減反政策で今回米価格維持を目的とした生産調整を5年後に減反廃止を決定しました。また、変動補助金の来年度に向けて廃止のこと。今回生産者の意見を十分に聞くこともなく、1ヶ月の議論で結論を出し、今後農業所得を主とする農家の思い、地域ほど影響は深刻になっております。今後見直しはあると思いますけれども、心配な状況あります。そこで2つ目に、新年度の予算編成での重点施策についてお知らせください。

次に、25年11月に設立した名寄魚菜卸売市場、その後38年に名寄市が開設した公設地方卸売市場の卸売業者として指定を受け、59年3月期に年内売上高約41億円を計上したものと報告を受けた次第でございます。ことしの8月31日付で人口減、景気低迷等で負債総額約3億円で自己破産し、その後所管の常任委員会での説明では公設市場としての機能維持で空白時間を短くした中の対応をしたいとのことでございました。そこで3つ目に、名寄魚菜卸売市場での自己破産による現段階での状況と今後の対応、対策についてお知らせください。

次に、大きな2点目、林業振興施策について質問いたします。近年地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、二酸化炭素吸収源、固定する森林木材に対しだきな関心を持たなければならぬ状況だと思います。現在化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材の果たす役割はこれまで以上に重要となってくるのは間違いないところでございます。今後水源涵養の機能保全など低下が懸念されている状況を頭に置き、1つ目に今後の市有林管理の施策で市有林の管理に関し公益的機能の維持を含め、どのような施策で行うのかお知らせください。

次に、森林所有者の山づくりは民有林含め木材価格の低迷で収益が見込めない、森林施業が困難な箇所での森林整備など維持管理が大きく求められていると思っております。そこで2つ目に、名寄市の新たな森林経営計画の内容で、アとして森林整備の推進について、名寄市の民有林の整備はどういうに図ろうとしているのかお知らせください。

イとして、木材利用での公共建築物での木材利用の考え方をお知らせください。

ウとして、森林所有者への利益還元についてどのような考え方をしているのかお知らせください。

次に、以前に一般質問させていただきました木質バイオエネルギーの利用検討について、質問いたしましたが、再度申し上げます。そこで3つ目に、木材バイオマスエネルギーでの庁内委員会で公共施設や産業施設への利活用方策と進捗状況についてですが、木質バイオマスの利活用に係る地域協議会並びに庁内委員会が編成され、検討が行われていると聞いております。現在までの進捗状況と利活用施設についてお知らせください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 植松議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。いずれも私からの答弁となりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

大項目1、農業振興施策について、小項目1、本市の基幹産業である農業への本年度の状況について申し上げます。本年産の作物の状況は、行政報告で作物ごとの状況をお知らせいたしましたが、道北なよろ農協の10月末での取り扱い見込みでは、米を含む主要農産物では40億5,752万7,000円、計画対比101.3%、青果物では24億4,100万円、計画対比97.1%、畜産物では15億2,627万5,000円、計画対比96.1%となっており、全体では80億2,480万2,000円、計画対比99.0%となっております。畑作

地帯では、8月中旬からの降雨によりバレイショ、レタス、キャベツ、白菜などにおいて収穫量に影響を受けたものの、販売価格で助けられた品目もありました。また、8月20日に智恵文地区での降ひょうと集中豪雨における冠水被害にかかり、報徳川国道横断管の改修要望について、その後も北海道開発局に対し要望並びに打ち合わせを建設水道部で行っておりますので、御理解をお願いいたします。

小項目2、新年度の予算編成での重点施策について申し上げます。平成26年度は、農政の大きな変革の年となります。主なものについて申し上げます。米の直接支払交付金は、26年産米から交付単価を大幅に削減した上で5年後に廃止されることとなりました。平成22年度から導入された戸別所得補償制度が平成25年度からは経営所得安定対策事業と制度が変わってきておりますが、早目の情報収集を行いながら、今後の経緯を見きわめ、JA等関係機関、団体と連携し、対応してまいりたいと考えております。

国の主要な施策においては、市が策定する人・農地プランでの位置づけが重要となっていることから、プランの充実を図ってまいります。担い手対策では、地域おこし協力隊、農業支援員事業により平成26年度においても引き続き2名を公募してまいりたいと考えております。また、後継者のいない農業経営者を対象とした農業経営継承事業の実施に向けて検討をしてまいります。さらに、後継者を対象としての青年チャレンジ事業の一部見直しを図るとともに、研修活動の充実を行ってまいります。高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠となっており、本年度においてアンケート調査を行いましたが、その結果をもとに現状の把握と今後の有効な保全方法について検討してまいります。名寄産のモチ米のブランド化などを目的として、本年度国の補

助金の採択を受けました食のモデル事業については、計画期間が平成25年度から5年間となっていることから、市民に対する啓蒙活動や消費拡大に向けて取り組んでまいります。有害鳥獣対策では、国の緊急補助金も継続されており、生産者の皆さんの生産意欲をそがないため、獣友会の皆さんのお理解、御協力をいただき、駆除活動を進めます。

以上、主な施策について報告させていただきましたが、名寄市の基幹産業は農業であり、農業の活性化が重要だと考えております。農家戸数も減少の傾向となっており、現在の農家戸数が10年先には500戸程度になると予想もあり、できる取り組みは迅速に対応するとともに、情報収集を図り、市内の農業者の御意見をいただきながら、関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

小項目3、名寄魚菜卸売市場の自己破産による現段階での状況と今後の対応、対策について申し上げます。公設卸売市場につきましては、指定業者の破産手続開始に伴う8月31日の営業停止以降、買い受け人の方々を初め関係者の皆様の御努力もあり、市内の流通に大きな影響は出ておりません。改めて関係者の皆様にお礼を申し上げますとともに、生産者や取引先を初め今回の事態により損害を受け、さらには影響が及んだ皆様の心中をお察し申し上げるところであります。

公設市場設置者として、これまで市場が果たしてきた役割は大きいものと考えておりますし、本市を初めこの地方にとって引き続き必要な流通機能であるという視点に立ち、営業停止以降、その機能維持に向けた対応をしてまいりました。この間今後の市場運営を担っていただける業者ということで、北海道市場協会会員である複数の業者と交渉を進めてまいりましたが、流通の多元化、商圏の拡大、市場間競争の激化による卸売業経営の悪化など、近年の市場を取り巻く環境が非常に厳

しい状況にあることなどにより、残念ながら市場運営を担うことは困難であるとの回答をいただいております。一方で、先ほども申し上げましたとおり関係者の方々の御努力もあり、市内の流通に大きな影響は出ておりませんが、市内買い受け人の方々から安定的な流通を確保するため早期の市場再開についての要望をいただき、緊急避難的な対応として市場冷蔵冷凍庫施設をお貸しし、引き続き当面の対応をしていただいているところであります。このように厳しい状況ですが、正常な流通を確保すべく、市内外の関係先など引き続き市場運営に係る協議などを進めてまいりたいと考えており、先ほど申し上げました早期の市場再開に関する御要望をいただいた買い受け人の皆様とも意見交換もさせていただいております。現状の報告や今後に向けての御意見などをいただき、消費者の皆さんへの流通はもちろんですが、生産者が安心して出荷できる流通環境の確保に向か、お互い知恵を出し合いながら協議を進めていくことを確認するとともに、具体的にこの地域の流通機能をどのように維持していくことができるのかについても御意見をいただいているところであります。いずれにいたしましても、生産者の方々の来年の作付などにも影響してまいりますので、早期に正常な流通が確保されるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、大項目2、林業振興施策についての小項目1について申し上げます。名寄市では、民有林の森林整備の指針となる名寄市森林整備計画を定めており、市有林もこの計画に基づき経営計画を定め、管理しております。公益機能の維持といったまじては、名寄市森林整備計画に水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健、文化機能、木材等生産機能の5機能を定め、さらに森林はこうした多面的機能の波及を通じて国民生活に豊かさを享受しており、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の吸収や多様な野生生物の生育、育成など地球規模の環境保全に重要な役

割を果たしております。森林整備計画には、森林整備の基本方針、施業の方法についても定めておりますので、本計画に基づいた施業を行い、今後とも森林の持つ公益的機能の保全に努めてまいります。

次に、小項目2について申し上げます。平成21年度国の森林・林業再生プランは国内木材自給率50%を掲げ、低コスト化林業の実現を目指し、諸制度の改定が進められてまいりました。名寄市では、平成23年の森林法改定を受けて平成24年4月1日に名寄市森林整備計画の改定を行いました。さらに、平成25年4月1日より従前までの施業計画から経営計画に変わることから、森林組合より新たに経営計画の申請があり、本年度の森林施業に支障が及ぶことなく、名寄市における認証作業が進められており、森林整備計画による低コスト化林業に向けた取り組みが行われているところであります。

名寄市では、名寄市地域木材利用推進方針を定め、その推進を図っておりますが、公共建築物の木造化には消防法や建築基準法の定めによる制限や木の耐用年数、価格が高騰になるなど経済性の課題があり、方針の適用外となっているところでありますが、これまで非木造であっても公共施設の内装材など可能な木材について使用しておりますので、今後とも推進するよう関係部局に働きかけてまいりたいと考えております。

森林所有者への収益向上につきましては、森林整備計画による低コスト化林業を推進し、名寄市の林業をより活性化することが重要と考えております。しかしながら、活性化の重要な要素となります木材価格に関しましては、今年度景気の上昇があり、製材用のカラマツ材が値上がりを示しているものの、紙パルプのパルプ材ではまだ低迷しているところであり、厳しい状況下にあると認識しております。今後江別市、紋別市に大手企業による木質バイオマス発電所建設が公表されており、さらに下川町でも計画されていることから、北海

道内の木材需要に大きな影響が出るものと考えております、好影響を期待しているところであります。

次に、小項目3について申し上げます。名寄市木質バイオマス利活用調査事業に伴い御意見をいただきため、名寄市木質バイオマス利活用検討地域協議会並びに庁内委員会を立ち上げ、検討を進めております。現在までに1回の会議と美幌町、津別町、足寄町、南富良野町での現地研修を終え、今後庁内委員会、地域協議会を開催し、12月下旬までにコンサルタントで試算する木質バイオマスの賦存量と利用可能量を検討するとともに、現在の名寄市公共施設の化石燃料消費量と比較検討などを行い、名寄市での可能性を検討する予定です。賦存量と利用可能量の算定がおくれておりますのは、現在新エネルギー・産業新技術総合開発機構、通称NEDOと北海道林産試験場がそれぞれ計算式を公表しておりますが、NEDOの方式は本州の林業体系での算出であり、北海道林産試験場の方式も製材用の出材を想定し、パルプ材の多い名寄地方の状況と違いがあるため、名寄市の現状に近づけるため森林組合などに聞き取りをし、再計算しているためありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

具体的な施設につきましては、今回の調査は名寄市新エネルギー・省エネルギー構想に基づき、名寄市における木質バイオマスの利活用が可能かどうかを調査するもので、個別施設を特定しているものではありません。今後につきましては、構想に基づき名寄市の公共施設の新設、改修にあわせて検討してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それでは、今答弁いただきましたので、質問させていただきたいと思います。

農業振興施策の中、農業の本年度の状況の関係で答弁をいただきました。8月の智恵文の事故を

含め、局地的な大雨、また強風だとかひょうなどもありまして、かなりの農作物の被害などもございました。そこで、以前、起ったときに被害面積だとか被害額の状況、それから河川を含む対応、対策なども積算を含めてまだ報告受けていないのですけれども、その辺はどういう状況になっているのか、初めにお聞きしたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 8月20日の智恵文地区における局地的な大雨と降ひょうによる農業被害の面積については、スイートコーンで15.2ヘクタール、カボチャ21.9ヘクタール、キャベツ3ヘクタール、白菜0.1ヘクタール、てん菜で1.1ヘクタール、レタスで0.3ヘクタールの合わせて41.6ヘクタールとなっております。被害農家の戸数は16戸でありまして、被害の状況はキャベツ、白菜、レタスは降ひょうによる傷により出荷ができない。カボチャは傷や冠水による品質の劣化、スイートコーンについては倒伏による生育不良等の状況であります。現在被害金額については、農協の組勘整理の時期と重なっておりますから、それにあわせて現在行っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

河川の部分については、建設水道部の長内部長のほうから答弁となりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 8月20日の智恵文地区を襲った集中豪雨につきましては、非常に農作物が被害を受けたということでございます。また、局地的な集中豪雨によりまして河川と道路排水が一時的にあふれましたけれども、議員御承知のとおりこれらの施設につきましてはゲリラ豪雨に対応した施設にはなってございません。その対策を講じたものでもございません。河川、排水とも御承知のとおりそれぞれ勾配を持って、その流域によって断面が決まることになってございます。今回の被害のありました智恵文地区の報徳川

につきましては、智恵文地区の道営の土地改良事業で事業を行った事業でございまして、事業完成後、農道、明渠排水などにつきましては市道及び普通河川として認定をさせていただいた施設でございます。この報徳川につきましては、流末が天塩川本流となってございますから、排水の高さや調整などの対応が非常に難しい状況になってございます。河川断面を大きくするかなどの手法しかないのかなと、こう思っておりますけれども、これについては多額な工事財源と用地買収など地域の協力が必要不可欠なことになります。現在これらの手法について検討を行っているところでございます。また、報徳川の課題の一つであります国道横断部分につきましては、北海道開発局と協議を開始してございます。どれくらいの断面が必要なのか、市の計画に合わせてどのような断面にするのかなど対応を考えてございます。これには非常に時間がかかるものと考えておりますし、現在地先と開発と、それから市とで協議を始めているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） この被害関係、今回一部被害が多かった方の西側ですか、あそこに大和川というのがあるのですけれども、私も経済部に常任委員会行ったときにもあそこが氾濫して、そして大きな、あのときカボチャを植えていたと思うのですけれども、被害が多くて、何とか開発を含めて河川のほうと連絡調整してやってくれと、そういう話をさせていただきました。ところが、この被害があつてから見に行ったら、護岸やっているところを含めて、あと切れているところに土砂や何かみんなたまつたり、柳や何かがありまして、そこからまた今回も水があふれ出て被害になっているというところでございまして、またこれもここばかりではなくて弥生ですとかいろいろなところもこのとき見させてもらいましたけれども、何かやっている状況がいつも中途半端な作業工程

の中で行われている状況なものですから、この機会にもう一度この被害箇所、今まで地域から上がってきた部分を再度点検しながら、予算の関係、順位もあるかもしれませんけれども、その辺はやっぱりしっかりと地域の方たちに確認含めて対応、対策をしていかなければならぬと思っておりますので、その辺はよろしくお願いを申し上げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員言われたとおりでありますし、河川につきましては名寄市が持っている河川、74河川あります。これを今言わされましたとおり、柳ですとか雑木含めて伐採などの要望もございます。当然普通河川ですので、国の補助は一切ない河川でありますので、計画的に今やっている最中でありますし、ですが毎年のように要望も上がってきています。それで、現地を確認しながら、一番ひどいところから進めさせていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今回の被害農家の関係は、今農協の組勘整理含めて、被害の関係も含めて支援をされるのだろうと思うのですけれども、再度その辺は支援関係はどうなっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 8月20日の降ひょうだけではなくて、それ以降も結構長雨の状態ありましたので、道北なよろ農協からは支援の要請が口頭であったところなのですけれども、先ほど申し上げましたように今組勘の整理中の段階で、貸付実行額がどのぐらいになるのかということが確定されておりませんので、その部分がはっきりした時点で前向きに検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そのように早急に支援

策を含めてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そこで、今回冒頭壇上でも申し上げましたけれども、政府の5年後に減反の廃止、それからまた利益の関係を含めての、あと変動補助金ですか、これは来年度で廃止するということで、一方では飼料用米の転作を促して支援を手厚くし、農地の維持管理、整備に充てるとのことでございまして、何かわからないような日本型直接支払いを創設する方針というようなことで新聞等などにぎわせておりますけれども、今回の減反政策で、国、道含めて文書だとか会議関係なんかされているのか、まずお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今再質問あった今回の大きな転換の部分では、農水省のホームページだとかも含めて、概算要求以降の部分で農水省のホームページに掲載をされているところだというふうに思います。本市といたしましても現在のところ情報収集を図ってきているところですけれども、減反政策等の見直し等については北海道などの各種会議でも情報提供をいただいておりますけれども、詳細についてはまだまだ入ってきてない状況にあります。概要の部分でいくと把握はしているのですけれども、今後開催する名寄市の農業振興対策協議会で次年度の国の施策において北海道の農政事務所から担当者に来ていただいて、情報提供をいただく予定となっています。今後具体的な要綱、要領が隨時出されてくると思いますけれども、道北なよろ等関係機関と十分協力しながら、情報収集及び情報伝達に努めてまいりたいというふうに考えております。会議的には、まだきちんとしたものは開催をされていません。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今回の政策の中で、担い手育成だとか規模拡大なども政策も目的も効果も今のところ不明確な情報ということで報道されておりまして、私どもも基幹産業農業の名寄市と

しても本当に不明確な補助金の組みかえといいますか、こうなってくると、名寄市はどんなになっていくのかなと。そして、市として今のうちから内容を含めて協議、これから農水省を含めて、農水省ですか、そちらのほうから来るとはいえ、本当に大変な、今のうちから確認を含めて、やっぱり政策を含めてやっていかなければならないのかなと、こう思っておりまして、これを求めておきたいのですけれども、市長にちょっとお聞きしたいのですけれども、今回開会の冒頭、2期目の挑戦をするということでございました。私もこの一般質問に関しては農業政策の中では基幹産業農業だと。名寄市の農業の発展なくしてはということでおいつも申し上げております。今回こういう状況の中で、やはり2期目に対しての市長の思いも含めてあろうかと思っておりまして、今後の名寄市の農業情勢踏まえて将来像について考え方があればお知らせ願いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに今農業施策が大転換するのではないかという報道に接しまして、ちょっと見えない部分があるので、一概にこうだということを申し上げることはなかなかできませんが、しかし国のそうした政策をアンテナ張って見きわめながら、その上でそれにつけ加えるもの、あるいはそれで足りないものをしっかりと行政が補っていかなければならぬということは感じております。名寄市の基幹産業は1次産業で、この1次産業の発展をなくして地域の発展はないということ、私も常々申し上げてまいりましたし、この思いは変わりません。加えて国の状況を嘆いてばかりもいられないわけで、我々としてはやれることをしっかりとやっていくということだと思います。人・農地プランという話がありましたけれども、まさに人、そして農地、これが大事であると。さらには、先ほどもお話ししたとおり、何といってもこの地域の产品的ブランド化だと思います。この地域のつくったものがしっかりと指名で

選ばれて、皆さんに喜んで買っていただけると。そのためには、生産者の皆さんの不断の努力も必要ありますけれども、こうしたことをしっかりとバックアップできる体制を我々もつくっていきたいというふうに思っていますので、議員にも引き続き御指導をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私もそう思っておりまして、やはり何といっても産業と、それから観光です。この辺を一体として進めるのであればしっかりと市長の思いも含めて、そしてあと職員もそれについて議論をして、名寄市の発展のために尽力いただくと、こういう方向でこれからやっぱり大変な大転換になっていくわけですから、この辺はしっかりと受けとめていただきたいなと思っています。

次に、市場の自己破産による現段階での状況ということでございますけれども、初めに生産者の意向を伺った中で、内容を何人かの方にお聞きしまして、皆さん方は個人で市場利用されている方、また系統を通して商品を納品をしていると。そして、今回こうなった場合に何か支払い関係が遅くて、電話をしようとしたやさきにこういうような、やさきというの、自己破産ということで、本当にこれから今までの支払いの関係、それから生活関係を含めてどういう形になっていくのか。当然担い手の方々もいまして、親として含めて大変危惧をしているわけでございまして、そして今後それでもまたこういう状況ですから、見守りたいということの話もございました。それで、今回私は破産の状況ではなくて、早急にやっぱり市場を開設していただくと、生産者の思いを皆さん方の今までの議論等などをしていただくということで質問を何点かさせていただきたいと思っております。

そこで、今回の答弁で公設市場設置者として今後の運営で北海道市場協会の会員含めて業者との交渉を進めてきたけれども、実際的には市場内競

争だとか経営の悪化で困難との回答ということでございました。そして、一方で市内の買い受け人の方に安定的な早期再開の要望をいただいたと。そして、再開に向けての意見交換会だと私は受けとめておりまして、流通確保に前向きに協議されているのか、今の現段階の動向をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま植松議員のほうから再質問いただきました。先ほども高橋部長からも申し上げましたとおり、市場運営を担っていただきたいということで、北海道の市場協会の会員の業者さんとこの間交渉を進めてまいりましたけれども、状況としては厳しいということを踏まえた中で、今回市内の買い受け人の方々との間において流通機能をどう維持確保できるかについて御意見をいただいたというものです。具体的な内容につきましては、現時点におきましては報告できる内容はございませんけれども、繰り返しになりますけれども、市内の流通確保、そして生産者の皆さんのが安心して出荷できる機能を確保するための議論をさせていただいているということでございます。当然前向きな議論をさせていただいておりまして、生産者の方々の来年の作付に影響しない時期に早期に一定の結論を出していけるよう今後も対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 対応、対策、今常本室長のほうからありました。今回被害に遭われた方、大きな面積もつくっている方が多いのかもしれないですけれども、今回私が歩いたところでは休耕関係の水田関係でつくられている方ですとか、やっぱり大きな面積ではないですけれども、余り大きな農地を持って栽培している方ばかりでもないみたいで、そこでハウス栽培含めて、その中でまた露地栽培も含めてやられている方、本当にまた先ほど言いました担い手の関係も今後どういう形

でいくのか。以前は旭川のほうまで行ったり、大分前ですよ。そういうふうに車に載せていったりなんかしているけれども、今燃料の高騰ですから、野菜の変動もあってそういうこともできないということで、やっぱり何とかしてくれということをございまして、そこで久保副市長、当てのない中の開催に対して一生懸命ここに置きたいという強い思いがあったと思いますので、まず久保副市長から再開の見通し含めてお聞きしたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 植松議員から市場再開の関係での熱い思いということで、さきの議会でも日根野議員の質問にも答えさせていただきました。市場再開を基本に置いて努力させていただきたいということでござります。そのために必要な条件整備をこれまでさせていただいておりまして、というのは一番早い道が先ほど営業戦略室長がお話し申し上げましたとおり、北海道市場協会に加盟している卸売業者さんに指定業者としてなっていただくのが一番早い道だというふうに思ったのでありますけれども、先ほど室長のほうからお答え申し上げましたとおり、こちらのほうに来て開設できる状況にはないという判断をいただいたということで、目下買い受け人の皆さん方と今相談をしておりまして、これまで植松議員がおっしゃっておりました大きく経営されている方、あるいは小さく作付をされている方も含めて丸鱗さんがそれぞれ流通の役割を果たしてきたということを十分に承知しておりますので、そこを前提に今買い受けの方々と協議をしているところということでお答え申し上げましたが、協議のほうも速さでいきますと初めに着いたわけではなくて、終盤に近づいてきているというふうに御判断をいただきたいというふうに思います。その時点、一定の判断ができましたら、また所管の委員会等々で報告をさせていただきたいと思いますので、この点については前向きに協議をしているというこ

とで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 前向きにということで、ありがとうございます。実はもう2月に入りますと、当然雪解け含めて苗づくり含めて始まるわけですから、それと今回の市場を利用するかしないかによってやっぱりつくるものも全然変わってきますので、ですからその辺を含めて早急にお願いを申し上げます。

次に、林業の関係でございますけれども、この辺は5つの機能の整備計画ということで経済部長からお話をありました。この公益機能、いろいろ水源ですとか、生活環境、保健ですとか、この機能というのもすごく多くて、どれをとっても、自然環境含めて、本当に地球温暖化含めてこういうものが一番大事な計画の中でありまして、市の整備計画の中でも市独自の計画、これはやっぱり当然名寄市の発展のためには必要だということでございまして、市独自の計画などありましたら、お願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 市有林の管理におきましては、先ほども申し上げましたけれども、名寄市森林整備計画に沿って5年間の経営計画を策定して市有林の整備を進めております。各年の整備につきましては、補助金制度を活用した森林整備とすべく、経営計画により整備を進めるべき山林と、それから山林を決定して北海道とも協議して現在整備を進めております。実施する年度における国の制度状況や道の予算状況の変動、整備すべき山林の状況に対応したものとなっていると考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今市独自の計画ということでございましたけれども、まだ何かすっきりしないような考え方持ってますけれども、いずれ

にしても周辺の下川さんという、こういう森林の町ですから、それはわかるのですけれども、名寄市も経済含めて何かあったときには、資源としては、財源としてはやっぱり山に求める方法しかないと思うのです。市民に求めるものでもないと、そう私は常日ごろから思っています、この辺の計画というのは長期計画でありまして、この辺をしっかりと受けとめてやっていただきたいなと思っております。求めておきたいと思っております。

そこで、この森林計画の中で1点だけちょっとお願いというか、取り入れていただきたいことがあるのですけれども、木材利用の公共建築物の関係です。これで今現在市町村みずから整備する公共の木材利用の関係で、これはもう進んでおりまして、22年に公共建築物の木材法ができまして、今回近郊では下川の住民センターですとか、美深町では農業研修センターですとか、美瑛町では図書館の本棚などもこの道産材を利用して、また内装を含めてやられているわけでございまして、そこで時間的なこともございますからあれですけれども、鹿野事務局長でよろしいかなと思うのですけれども、今大学の関係で図書館の図書の整備計画、これから始まろうとしているのか、だと思うのですけれども、この中で位置づけをどこに置くかということで今やられると思うのですけれども、この辺は道産材含めて中の内装、本棚だとか、そういう関係というのは、学生さんもそうですけれども、一般市民が行ったときにも木のにおいというのはやっぱりいいものですから、その辺の考え方があるかどうか、まずお聞きしたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 昨年24年度に大学図書館にかかわります基本構想と基本計画を策定しまして、これは議員の皆さん方にもお知らせしているところでございますが、その中で大学図書館はどうあるべきかと。それから、大学図書館の基本的な建設、施設整備に係るプランと

いう物の考え方、それをお示ししているところでございまして、今年度につきましてはそれに基づきまして、基本設計の作業に着手をしているところでございまして、現在建設位置の問題、それから全体の学内施設の中での動線計画の策定、それと基本構想、基本計画に基づきました各諸室のゾーニング、そういうものの議論も含めながら、学内で検討と、それから具体的な基本設計の作業に着手しているところでございます。今後いわゆる内装の基本的な考え方ですか、そういうものが議論されてくることだと思います。具体的には、次年度以降に予定されております実施設計の中で、もっと詳細な設計なり計画というふうに踏み込んでいくということになろうかと思いますが、今年度の基本設計の中では具体的なゾーニングの中で学生はもちろんでございますけれども、市民利用も含めまして快適な図書館環境をどういうふうに実現していくのか、そのためにはどういう手法が必要なのか、どんなような内装材ですか、バリアフリーも含めて現在詳細な検討をしているところでございますので、まとまりましたらまた御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 鹿野さんの事務局のほうに振りましたけれども、今こういう道産材の利活用の関係で、近郊含めてやはり取り入れている。ですから、鉄骨関係ですか、鉄骨、コンクリ、またそれに木材関係の積算ですか、そういうのはまだ私は全然まだしたこともございませんし、聞いてもいませんので、その辺は動向をどうのこうのというわけでもないですけれども、こういうことも頭に入れていて、先ほど言ったように木のぬくもりというのはやはり市民が自然に触れる。今の子供あたりも手で触るとか、そういうことも考える必要もあるのでないのかなと、こう思っておりますので、この辺は本当に建設業者、また雇用環境を含めてやっぱりこれからの方の作業、

こういう建設業者や何か、少なくともこういう何らかの形でできるわから、その辺も念頭に置いてやっていただければいいのかなと思っていますので、これを求めておきます。

続きまして、木質のバイオの関係なのですけれども、この関係は私は何回か質問させていただいておりまして、今回の調査で庁舎内で利活用を含めて可能かどうかなのか、また検討して現在の公共施設の化石燃料と消費量を比較検討を行い、可能性に向けて検討している。木材導入で失敗、木材導入の関係で失敗は許されないと思っているのか、全体的な計画書はいつごろになるのか、また今回庁内検討委員会の長として、経済部長が長になつてますので、今後の流れと私は遅いような気もしますけれども、端的にちょっとこの辺の長としての見解を含めてお願いしたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 木質バイオマスについては、津別町だとか隣町の下川町の部分でいくと成功事例に例えられているところもありますけれども、一方コスト高に苦しんでいる事例も散見されているところでありますので、多くの導入事例を今後研究をさせていただきたい、慎重を期していきたいというふうに考えているところです。全体計画については、先ほども回答させていただきましたけれども、今回の調査後に検討をさせていただきたいというふうに考えております。木質バイオマスの部分、ボイラーでいくと多額の費用投資につながるものですから、やっぱりこの部分でいくと失敗は許されないのではないかというふうに考えておりますので、慎重に判断をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 慎重にせざるを得ないということなのだろうと思いますけれども、ここで全体に何点かあるのですけれども、この利用可能な調査関係に向けては名寄市の箇所の選定をして、化石燃料から木質バイオに利用可能な調査を

しているのか、いわゆるどこかの場所を設定して、そしてこういう調査を行っているのか、ちょっとお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 例えばの話になりますけれども、なよろ温泉サンピラーのボイラー、重油使っていますけれども、その量と金額、それと木質バイオマスのボイラーを入れた場合の金額、どのくらいの差額というか、差異になるのかも含めて、例えばスポーツセンター等も含めてなすけれども、何所か施設を比較検討するためにピックアップをして検討しているということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私も22年度は下川さんで進めている推進室の内容も含めて質問させていただきましたし、23年3月には、今の久保副市長さんを初め社長さんがいらっしゃいますけれども、これは絡みは何もないのですけれども、前からの質問ですからあえて申し上げますけれども、このときに23年3月の定例会だと思うのですけれども、やはりその前の部長あたりは一定の方向性は可能性を含めて理解をしていると。それで、総合計画の中で前期、後期かで議論、検討すると。そして、要望するという話も最初いただきました。ところが、今回またこういう中で今サンピラーで温泉の利活用でいわゆる調査研究はしているということでございましたけれども、今回の木質燃料が進む中、周辺の町と比べて燃料コストが大になったと。そして、経営の圧迫の要因は燃料高だと、こう言っているわけですよね。そして、重油ボイラー壊れたということで、また今回も重油ボイラーの使用をするということでございまして、非常に23年からこういう総合計画という中で、前期、後期の中で議論して、今回はこれもう導入されているというか、そういう話も私も思っていました。この辺のやっぱりもうちょっと早急な対応をしな

ければならないと、こう思っております。

そしてまた、今回の12月には音威子府、そして美深町も来年から温泉施設に木質の利用して、重油から木質燃料に転換をしていくと。そして、両方とも年間500万円ぐらいのコスト削減をするのだと。これには、やはり調査研究、あちこちのメーカーのボイラーの関係、いろいろと調査をしているわけです。そして、やっぱり今の財源含めてそれではやろうかということで今回の12月と、それから来年に向けてやるというわけです。それを今可能かどうかの検討している。これは、やっぱり名寄市としてはマイナスなのです。もう当然やっている、町村の前に本当は行政としてはやるべきなのです。それを高いとか、これを利用度を木くずだとか、それから家を壊したときのあれや何か会社で今潰しているだけでしょう。それと、移動チップもやっている業者もいろいろいるわけです。ですから、果たしてこれが遅くなれば遅くなるほど、美深、下川さんもそうです。美深さんとか音威子府さんでもみんな原料は、名寄市はやらないのだったら、調査研究、可能かやっていのだったら、それなら原料供給しますよと。そうしたら、一回そちらに行ってしまうとなかなか名寄だって、そんなに原料を一回決まったものを取り返すということできないのです。その辺どうなのですか。もう一回聞いて、最後にしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 木質バイオマスのボイラー導入ということ、限定して今御質問いただいたというふうに理解しているのですが、よろしいでしょうか。今回のサンピラー温泉のボイラーは、更新ということで押さえさせていただきました。さらに、温泉施設については前にもお話し申し上げましたが、抜本的に市民の御意見をいただくと。さらには、今、日進の将来構想の中で温泉の位置づけしっかりしていくと。そういう観点でいきまると、一定の規模に基づいた考察もしなければい

けないということもありまして、そのときに木質ボイラーを検討するという、そういう考え方についてはまだ明言はしておりませんけれども、そのところは当然着手しなければいけないというふうに思ってございます。対応としては、もっと早くに木質ボイラーの研究をすべきではないか、あるいは木質バイオマス活用についても考えるべきではなかったかということについては真摯に受けとめたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業振興施策について外2件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問をしてまいります。

初めに、名寄市の農業振興施策について、1項目、米政策転換に伴う影響についてお伺いいたします。政府は、先般農林水産業・地域の活力創造本部において国が米の生産数量目標を都道府県に配分する生産調整、いわゆる減反を5年後の2018年度に廃止する方針を正式に決定いたしました。また、減反廃止に伴う補助金の見直しにより、減反に協力する農家への定額補助金は来年度から段階的に減額し、2018年度に廃止、米の販売価格が基準を下回った場合に交付する変動補助金も来年度から廃止となるなど、水稻経営が主体である当市においても農家経済に大きな影響を及ぼすことが予想されます。また、先般農水省が示した2014年産米の生産数量目標において、全国の生産目標が過去最大の26万トン削減され、道

内においても13年産米に比べ1万8,800トンが削減される見通しとなっております。そこで、生産調整廃止とそれに伴う補助金の見直し、また2014年産米の生産数量目標の大幅削減が当地域に与える影響についてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、当市としての今後の農業振興策について伺います。前段申し上げた40年以上続いてきた減反政策の廃止という農政の大きな転換が図られ、またTPP交渉も先行きが依然不透明な状況の中、国としての具体的な農業支援策はいまだ明確に示されず、多くの生産者はこの先の生産活動の継続に不安を抱えている状況であります。国の農業政策の動向を注視した上で、地域の農業施策をつくり上げていくことはもちろん重要であります、このような状況の今こそ、国の農業政策に左右されない持続可能な地域農業の方向性、将来の地域農業のあるべき姿をいま一度真剣に考え、地域独自の農業振興策を打ち出していくべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、大項目2点目、名寄市の教育行政について伺います。全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストであります、小学6年生と中学3年生を対象に国語、算数、数学あるいは学習習慣、生活習慣について、子供たちの学力水準や傾向などを把握し、教育指導の充実、学習状況の改善に役立てることを目的に平成19年度から実施されているところであります。そこで、本年度の結果から、名寄市の子供たちの現状はどのようになっているのか、またそれを踏まえての今後の課題と改善策についてお知らせを願いたいと思います。

最後に、3点目、ピヤシリスキー場の運営について伺います。ことしもいよいよ本格的なスキーシーズンを迎へ、雪質日本一の看板を掲げる名寄市の貴重な財産であるピヤシリスキー場もオープンを間近に控え体制を整えているところであります、今シーズンの入り込み客確保のためにどの

ような対策を講じてきたのか、あわせて営業期間中どのような企画が予定されているのか、具体的な集客対策についてお伺いいたします。

また、合宿や大会の誘致、イベント等を開催する上では各関係団体との連携が非常に重要になりますが、具体的な取り組みについてお伺いをいたしまして、この場からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願ひをいたします。

大項目1、名寄市の農業振興施策について、小項目1、米政策転換に伴う影響について申し上げます。現行制度では、米の直接支払交付金として主食米に対し10アール当たり1万5,000円の交付金が支給されており、市内では平成25年度において378戸に3億9,700万円となっており、1戸平均105万269円の交付となっております。この交付金が次年度半額の10アール当たり7,500円となりますと、交付金も半額の1億9,850万円となり、約2億円近い減少となり、さらに制度が廃止されることになれば、米の作付農家にとっては大きな打撃となります。加工用米については、主食米並みの水準とすべく、平成25年度は同枠支援を含め産地資金制度の対象となっております。現在加工用米及び備蓄米ともに10アール当たり1万5,500円、平成25年度の交付額は1億1,158万50円となっております。また、水田活用の直接支払交付金では、10アール当たり2万円、平成25年度の交付額は1億3,378万円となっております。来年度の取り扱いについては、まだ情報はありませんが、これまで同様の配分が想定されており、水張り確保に向けては北海道及びJA中央会として水張り面積を減らさないように国からの数量配分目標が減る部分

においては、加工用米、備蓄米の作付を奨励し、水張り面積の維持を図っており、名寄市としても主食米、加工用米、備蓄米と水張り全体の維持を図っていく必要があると考えております。

平成26年産米の生産数量目標は、全国需要は765万トンで、前年度対比26万トンの減となり、減少率は3.3%となっております。北海道では、55万4,140トンで、前年対比1万8,800トンの減となっており、面積では10万3,580ヘクタールで、全体比3,510ヘクタールの減となり、減少率は3.28%であり、今月中に市町村に配分がされる予定となっております。

減反政策については、国は強い農業経営体を育成する目的で自由化を図る意向ですが、40年以上続いた政策であり、米の価格、土地の価格、水の供給などについて心配されているところであります。今後詳しい情報が入り次第、生産者はもとよりJAをはじめ関係機関、団体と十分連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、当市としての今後の農業振興策について申し上げます。減反政策の見直しにつきましては、国の農業政策の大転換として受けとめております。いまだ詳細な情報がない中では、生産者の皆様も不安な状況であると理解しておりますので、早期の情報収集を行いながら、関係機関、団体で構成しております名寄市農業振興対策協議会で十分に御検討いただき、生産者の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

名寄市においては、新農業・農村振興計画後期実施計画の2年目になっているところですが、計画の確実な推進に向けて取り組んでいくことが重要であると考えているところであります。さきの植松議員からの質問の中でもお答えいたしましたが、平成26年度においては人・農地プランの充実、担い手対策として経営継承事業の着手など、耕作放棄地や遊休農地への対策、モチ米のブランド化に向けての取り組みなどを推進してまいりたいと考えておりますが、新農業・農村振興計画で

も想定をしていない減反政策の見直しが打ち出されたこともあり、山田議員から御指摘をいただきました今後の地域農業のあるべき姿については関係機関、団体を初め生産者の皆様の御意見はもとより、特に若い生産者の皆様との話し合いを持ちながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、名寄市の教育行政について答弁をさせていただきます。

小項目1、全国学力・学習状況調査の結果から、当市の現状及び今後の課題と改善策についてお答えをいたします。平成25年度の全国学力・学習状況調査は、本年4月24日に実施をされ、当市では小学6年生225人と中学3年生238人が調査を受けております。教科に関する調査は、国語と算数、数学の2教科で行われ、各教科は基礎的、基本的な知識、技能が身についているかどうかを見るA問題と基礎的、基本的な知識、技能を活用することができるかどうかを見るB問題で構成をされております。また、児童生徒に対し学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面などに関する質問紙調査も行われております。調査の結果につきましては、児童生徒が身につけるべき学力の一部分であることなどに留意をして分析を進め、当市の児童生徒の学力や学習状況、生活状況の傾向をまとめ、市のホームページに掲載をいたしました。

学力の面では、各教科の一部で基礎的、基本的な知識、技能の定着に徐々に改善の兆しが見られております。また、平成24年度の調査結果と比べ、さらに全国平均正答率との差が縮まっている科目もございます。しかし、基礎学力を初め根拠を明らかにして考えるであるとか、物事を関連づけて考える、また考えたことを条件に応じてまとめ、あらわすといった力を身につけさせることができます。

継続的な課題となっております。また、学習や生活の状況では、児童生徒に共通した傾向として、学校の授業時間以外に1日当たり2時間以上勉強するという回答の割合が低いことや1日当たり2時間以上テレビゲームをするという回答の割合が高いことなどが明らかになっており、家庭での学習習慣の確立を図ることも継続的な課題となっております。

今後の課題と改善策についてありますけれども、教育委員会では授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけ、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心として市内の小中学校が一体となった総合的な学力向上の取り組みを推進しているところであります。取り組みでの重点の1点目は、学習内容を確実に身につけさせるため、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などを工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることであります。2点目は、思考力、判断力、表現力などを育むために言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図ることであります。3点目は、授業を効果的に進め、児童生徒のみずから学ぶ態度を養うため、全ての小中学校で一貫した学習規律の確立を図ることであります。4点目は、望ましい生活のリズムの定着を図り、学習習慣を確立するために早寝早起き朝御飯運動を継続するとともに、学習の内容と関連づけた宿題、習熟の程度に応じた宿題などの工夫を図ることであります。教育委員会といたしましては、各学校がこの4つの重点的な取り組みを家庭や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら着実に実施をし、さらに児童生徒の学力の向上を図るようお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目3、ピヤシリスキー場の運営について、小項目

1、今シーズンの集客対策についてお答えいたします。

ピヤシリスキー場の指定管理者である株式会社名寄振興公社によるさまざまな取り組みについてお答えいたします。まず、シーズン前の7月に札幌市及び旭川市を営業訪問し、高校、大学のスキーパークを対象とした合宿誘致や旅行会社へのPRを行いました。また、シーズン開始前の11月には首都圏における全日本スキー連盟へのジュニアオリンピック開催要請や大学等への合宿誘致のほか、道北地域や札幌市内の180を超える大学、高校、企業、旅行会社等への営業訪問を実施いたしました。スキーシーズン開幕に向けた具体的な対策としては、今シーズンも引き続き幼児のリフト無料化及びスキーこどもの日を開催するほか、スキー場イベントガイドにスキー場一日券の割引券とスキーレンタル無料券をつけ、スキー場に来てもらうためのきっかけづくりをするなど、スキー人口の裾野拡大に努めております。また、昨年の40周年記念で企画した基礎スキーの大会が好評で、集客につながったことから、今シーズンも2月11日に開催するほか、今シーズンの新たな集客対策として毎週水曜日をレディースデー、毎週金曜日をシニアデーとしてリフト券と温泉などをセットに利用しやすい料金を設定し、利用促進を図るほか、スキー場一日券を複数枚購入した利用者に特典を設けるなどの集客対策を講じております。さらに、新たな企画として名寄振興公社スタッフである江畠SAJナショナルデモンスト레이ターを講師として中級者から上級者向けのレベルアップレッスンや第3ゲレンデマスター講習を合計3回実施する予定です。近年新雪を求めるスキーヤーやボーダーが増加傾向にあることから、コース圧雪もめり張りをつけて整備し、未圧雪バーンを確保するなど新たなニーズに対応し、利用増加に一層努めます。

続いて、小項目2、各関係団体との連携についてお答えいたします。名寄地方スキー連盟とは、

下部組織である名寄スキー学校と連携し、従前の講習会に加え、すぐれた人材を活用してレベルアップレッスンを開催するなどさらなる集客に努めてまいります。また、スキー合宿等の誘致につきましては、近年スキー離れや低迷する経済情勢の影響もあり、減少傾向が続いていることから、名寄振興公社を初めとする官民連携した推進体制の整備を見据え、本年8月に総務、教育、経済各部による庁内検討会議を組織したところであり、今後さまざまな調査を初め具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。順番に再質問させていただきたいと思います。

まず、農業振興施策についてということで、先ほどの植松議員の質問とも重複する部分ありますので、一部は割愛させていただきたいと思いますが、今回減反政策が見直されるということになったわけですけれども、減反については需給調整による価格の維持という側面は認めながらも、このことが日本の農業を弱くしてしまったのではないかと、これまでも政策の是非については議論というのはたびたびあったわけで、いずれにしても改革は必要ではなかったのかなと認識はしておりますけれども、40年以上続いてきた政策がたった1ヶ月で結論が出来てしまうことに関しては、やはり生産者サイドとしてはちょっと唐突感が否めないなという気はしています。来年度の予算編成もこれからということですから、政策の中身は部長の答弁にもあったように見えない部分もありますので、どのぐらいの影響があるかというのはまだこれから精査していくかなければならない部分もあるのでしょうかけれども、いずれにしても現実としては農家補助金なども含めての営農計画でありますので、やはり今の状況の中で混乱を来さないよ

う、来年の営農計画がまずしっかりと立てられるように引き続き御答弁にあったように情報の収集、また必要であれば適切な情報提供を改めてここはお願いをしておきたいと思います。

本当に猫の目のように農政が変わるのは今始まったことではなくて、こここのところの政策どうするという国全体の議論の中でもやはりどうしても現場の声が置き去りになっている感が私は否めない。現場不在で何事も決まっていっているような気がしてなりません。先般若い農業の方とお話をすると機会をいただきまして、いろいろとこういった減反政策が廃止されることも含めてお話をさせていただきました。ある若い農業の方のお話を御紹介したいと思いますけれども、自分も補助金をもらっている立場ではあるけれども、こうも国の政策が目まぐるしく変わっていたのでは、やはり自分たちの将来の展望も描げず不安になると。地域の農業を本気で守っていこうとするのであれば、今この状況だからこそ、国の政策に一々左右されないような名寄市としてのしっかりととした農業の柱をつくる努力を真剣にしなければならないのではないかと。これは、若い農業の方の声です。先ほど部長の御答弁にもありました人・農地プランの充実、また担い手に対しての手厚い施策ということで、これからいろいろと検討をしていっていただけるのかなということで答弁を聞かせていただきましたけれども、改めまして人・農地プランの充実ということで次年度予定をされているかと思いますが、今現段階での具体的な進捗状況、また次年度どのように具体的に若い担い手の方々の意見を集約して政策立案に生かしていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今山田議員から再質問ありました人・農地プランについては、平成24年度の国的重要施策ということで、新規導入された部分であります。この部分については、これ

からの農業再生に向けた重要な取り組みの一つだということで、名寄市においてもプランを策定をして、中心となるべく経営体に農地の集積を図っていきたいというふうには考えているところです。ただ、土地利用型農業においては、今後5年間の間に結構離農される方も予想されていますから、その点についてはスムーズに農地の集積ができるよう、地域での話し合いを含めて、農業振興対策協議会の中にも人・農地プランの検討部会も設けておりますので、その部分の中でも検討いただいて、人・農地プランを確実に実行できるよう取り組みを進めてまいりたいというふうに思いましたし、地域の中に入っていくて、若い農業の方、行っている方の意見も十分伺いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 啓議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今部長がおっしゃっていただいた一番重要なことは、やはり地域の中に入つてこれから若い担い手の農業者の方の意見を聞いていただきたいということです。強くそこは求めておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点加藤市長に対して御質問したいと思います。今こういった状況の中で、若い人がなかなか将来の自分の農業に対して夢を描けない状況であると。そういう声も私自身もたくさん聞きますし、市長自身も若い農業者の方とのかかわりの中でいろいろな声を今まで3年8ヶ月活動する中で聞いてきたかと思います。市長自身が考えられる今の名寄農業の現状、また将来的にはどうあるべきなのか、ここは市長自身のお考えを今後の決意も含めて、市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど植松議員からも御質問がありました。一貫して私は、名寄市にとって農業あるいは1次産業こそが地域の基幹産業であつて、基幹産業農業が、あるいはそこに従事す

る皆さんたちが元気でなくてはこの地域の発展はありませんといふことで話をしてきたところであります。その中で本当に政策が猫の目のように変わると。その中でどう安定した長期を見据えた経営をしていけるのかということは、本当に大きな課題だというふうに思っています。しかし、国のそうした状況をしっかりとやっぱりつかまして、その上に乗つていくこと、あるいはそこを足りない部分をしっかりと補っていくということなのだろうというふうに思っています。その中で先ほども申し上げましたけれども、大事なことはいかなる状況にあっても名寄の農作物を選んでいただけるということが最終的にはやはり安定した経営につながっていくし、それが地域の元気につながるし、また安定した農地の維持にもつながっていくことなのだろうというふうに思っています。先ほどモチ米のブランド化の話ありましたけれども、当然今回の減反廃止の中で一番影響を受けるかもしれないお米、これが需給のバランスが崩れてということになると、当然これは米だけではなくて畑作にも全部波及してくる問題であつて、非常にどうなるのかという危機感を持っています。しかし、このモチが例えば名寄のお餅だからというふうに全国的に知名度を上げて受けとめていただけるということが何よりも大事だと思うし、これは農協も進めていますけれども、一生懸命これ行政も一緒になってやっていると。今回農水省の事業でモチ米のプロジェクトの事業が実は全国の65の一つに選ばれたと。1,000万円という補助金も大きいのですけれども、それ以上にこれは農水省に選んでいただいて全国にPRができたということは非常に大きな効果だと私は思っています。これは、職員が一生懸命頑張ってかち取ってきた事業でありまして、これを契機にさらに名寄のモチ米というのがしっかりと日本全国に発信できて、それと呼応するようにやはりブランド化というのはそれに裏づけられた品質がしっかりと伴っているということが大事であるというふうに思

います。発信とそうした品質の保持というのは、やはり生産者の、農協の皆さんとの覚悟も必要だというふうに思っています。よくそこはしっかりと相談をしながらやっていきたいというふうに思います。その他モチ米だけない、アスパラだと、カボチャ、スイートコーン、さまざまな農産品ございます。このブランド化ももちろんありますし、名寄市独自のひまわりでありますとか、あるいは薬用植物だと、こうしたことも名寄の大きな特徴として補完しながら、将来に向けて名寄で農業をすれば明るい未来が開けるということを、若い人たちの努力が報われる、こうした農業をしっかりと確立すべく、行政も一生懸命汗をかいできたいというふうに思っています。ぜひ議員のまた不断の御指導、御鞭撻もよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございました。

本当に名寄独自のモチ米を中心にしてしっかりと柱をつくっていくことがやはり重要ではないのかなと。市長がおっしゃったとおりだと思いますので、JA等も含めてしっかりと連携して、今後も取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、全国学力・学習状況調査の結果からということで再質問させていただきたいと思います。それぞれ本年度の現状と課題について御答弁をいただきました。ホームページにも結果がお知らせということで概要が載っていますけれども、24年度の結果と25年度の結果を比較した場合に、先ほど御答弁の中でもあった課題の一つの中に新たに加えられた項目がありまして、授業を効率的に進め、児童生徒のみずから学ぶ態度を養うため、全ての小中学校で一貫した学習規律の確立を図ることが24年度から新たに25年度加えられております。このあたりはどういうような傾向が見られて、どのように小中学校で一貫した学習

規律の確立を図っていこうとしているのか、具体的に御答弁を願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから再質問についてお答えをさせていただきます。

全小中学校で一貫した学習規律の確立についての具体的な取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。道内の中学校では、発表の仕方であるとかノートの指導につきまして、それぞれの先生が独自の違った方法で行っている部分があります。その都度指導をするため、子供たちに十分に身につかないという状況が見られているということです。このため学習の準備であるとか挨拶、それから姿勢、発表の仕方や話の聞き方など学習規律を徹底させるということは、授業を効率的に進めるために必要であると考えられております。これまで名寄市の小中学校におきましても学校ごとに学習規律を定めまして指導をしておりますけれども、学年間や学校間での取り組みには若干差があるなど徹底されていない状況もございました。この状況を改善いたしまして、全ての学校で授業を効果的に進めたり、また学力向上を図るためにには、どの小学校、どの中学校でもこれだけは共通して一貫して取り組むという、そういう学習規律を定め、徹底することが必要になると考えまして、名寄市教育委員会の教育改善プロジェクト委員会のほうで名寄市学習規律というものを作成をいたしました。具体的には、チャイムが鳴ったら素早く席に着くであるとか、学習の初めの挨拶をきちんとするとか、正しい姿勢で座るとか、はっきり返事をし、みんなに聞こえる声で話すなど10項目の基本的な学習規律を設定をし、これを基本に今後全小中学校で徹底を図っていこうとする取り組みでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。このことをすることによって、具体的にノートのとり方とか学校間で差があったものがある程度統一して

いくという考え方でよろしいですね。わかりました。

あと、それぞれ課題がある中で、家庭、地域との協力という御答弁もありましたけれども、特にことしの結果の中でもありましたけれども、テレビゲームを1日当たり2時間以上するという割合が高く、逆に学校以外で勉強を2時間以上するという割合が低いというような、家庭での学習習慣というのがやはりまだ身についていない。しっかりと確立していかなければならないということで、これは本当に家庭との連携というのが大変重要なになってくる部分だと思います。授業改善と反面望ましい生活習慣の定着ということで、それを車の両輪と位置づけて行っていくということですけれども、具体的に家庭との連携、どのような形でこういった結果の周知も含めてとっていこうとされているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 再質問の2つ目の点でございます。学習習慣の部分につきましては、まさに議員がおっしゃるとおり名寄市の子供たちの生活状況を調査する中で、特に問題なのは中学生において寝る時間が非常に早いということあります。寝る時間が早い、就寝の時間が早いというのは決して悪いことではないのですけれども、その分一定程度テレビとかゲームをしている時間にとられているところを見ますと、一番の問題は家庭で学習をしている時間が決定的に少ないということでございます。この部分につきましては、小学校においては多少の改善が見られますが、特に中学生におきましては日常の学習習慣の確立というものが大変重要なものになってくると思いますので、家庭には家庭でやるべき学習習慣の部分について学校を通じていろいろな情報提供をして、確立を図るようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 家庭の協力を得るとい

う中で重要なのは、地域、家庭と、あと学校がやはり情報をしっかりと共有すること。現状をしっかりと把握して、共通認識に立つということがまず重要ではないのかなと思います。こういった学力テストの結果について、ホームページでは公開していますけれども、こういった今名寄の子供たちがどういった課題を持っているのか、改善すべき点は何なのかというのは、もう少し家庭の保護者、また地域に対して発信をしていかなければならないのではないかと思いますし、それはやはり教育施策の成果についての説明責任という側面もあるのかなと思います。先般うちの娘が学校からもらってきた、これ道教委から配付されたものでしょうけれども、例えばこういったものもどのように活用されているのかなというか、家庭に持ち帰ってこれをどれだけの親御さんが活用しようとしているのかというのもわかりませんし、学校ではどういう指導をしているのか、ただ渡されたというだけでしょうし、そういう部分では保護者に対しての情報発信というのが重要になってくると思います。

来年度から自治体ごとの教育委員会による、学校別がいいかどうか、ここは今別としまして、学校別の結果の公表が可能になりました。先般岩見沢市が学校別の公表に踏み切ると報道もされていましたけれども、さまざまな議論がある中で、まず名寄市としての公表に関する考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今後の全国学力・学習状況調査の結果の公表の仕方についてということでございましたけれども、既に御承知のことと思いますが、去る11月29日でございますが、文部科学省は平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領、これを公表したところでございます。この実施要領では、来年度から市町村教育委員会の判断で学校ごとの調査結果を公表できるということになりました。また、調査結果の公

表に関しましては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると。一方、序列化や過度な競争が生じないようにするなどの教育上の効果や影響等に十分配慮をすることが重要であると、こう示されているところでございます。この配慮事項を踏まえまして名寄市教育委員会といたしましては、調査結果のうち学校ごとの平均正答率を公表することについては、学校の序列化、学校の過度な競争を招くおそれや小規模校においては児童生徒の個人が特定される懸念があるということから、一層慎重に対応する必要があると考えまして、学校ごとの平均正答率の公表は行わない予定であります。この調査の目的は、各市町村や各学校が平均正答率を競い合うことではありません。あくまでも教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図るということと学校における子供たちへの教育指導の充実でありますとか、学習状況の改善に役立てることにあります。したがいまして、名寄市教育委員会ではこれまでどおり全小学校、全中学校の調査結果を分析して、各教科の領域や設問ごとの成果と課題及び改善策を示していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、子供たち一人一人の学力の向上と学習、生活状況の改善を図るということが最も大事なことです。各学校には、保護者の方に子供たちの学力と学習、生活状況の傾向について、これまで以上に丁寧かつ十分に説明するとともに、子供の学習状況に応じた具体的な改善の手立てを示すことなどを通して、学校と家庭が連携を一層強化していただくようお願いしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。私も点数や数値だけが子供たちの学力ではないという考え方もありますし、学力調査で順位を比較することに必ずしも意味があることは思っていません。

そういう意味では、今の御答弁で学校ごとの平均正答率の公表は行わないという姿勢で、名寄市はそれで進んでいくということではそれで私は理解しますけれども、ただ、今ホームページで公開している内容、やはりもう一步踏み込んだ形で、例えば先ほどこのようなものも、これは道教委の資料ですけれども、具体的に家庭での学習習慣を確立してくださいという、それが課題なのだということがあっても、保護者の方、では何をしていいかわからないという現状もありますし、特にホームページで結果を公表していること自体を知らない保護者の方もいらっしゃるというのが現実です。ですから、一部やはりそういった学校別がいいか悪いかは別として、しっかりと公表したらどうなのだと。全国的にいろんな議論になっていますから、そういう御意見もお伺いすることもあるのですけれども、やはりもう少し踏み込んだ内容で、では家庭として子供たちに家庭学習の習慣を定着づけるためにどのような指導をしていったらいいのか。中身、私は中拝見させていただいて、中身自体はよくできているなと思って見ていましたのですけれども、よくできているものでも活用されないと意味ありませんし、こういうようなものの例えば名寄市版みたいなものをつくって保護者の方それぞれに配付する。配付するだけではなくて、学校からの説明、今名寄市の状況はこういうことになっているという、やはり共通認識に立つということからまず始まる部分もあるのかなと思いますけれども、そのあたりのお考え、公表する内容ですか方法という観点で改めて検討するお考えはございませんでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今後半のほうで少し述べさせていただいたのですが、調査結果の公表については数字による公表については競争をあおったり、そういう状況にありますので、そういう方法でない、より詳しい子供たちの実態に応じた状況を保護者の皆さんにお知らせするということに

については丁寧に行っていきたいと思います。学力というのは何かというと、子供たち一人一人につくものですから、先ほどお話ししましたように子供たち一人一人の学力の向上と学習、生活の状況の改善を図っていくために、今回のテストではお子さんはこういうことですよという状況を詳しく個別に説明すると。そういう対応もしっかりとつてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今教育長おっしゃっていただいたように、個々やはりきめ細かい対応というのが重要になってくるのだと思います。ぜひそのような対応をお願いして、教育長もおっしゃいましたけれども、学力自体を向上させることができるのはこれが目的になってしまってはいけないのだと思います。やはり将来の地域を担う人材を育てるという目的のために子供たちの学力を向上させると。やはりこういう地域も家庭も学校も市民みんながそういうような共通意識になるような、また教育行政を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ピヤシリスキー場の運営に関して再質問させていただきたいと思います。それぞれ夏の間から大学、高校へ伺って、合宿の誘致活動等営業活動も積極的に行っていただいているということだと思います。新たな企画ということで、レディースデー、シニアデーの新設ということでありますけれども、やはりレディースデーが毎週水曜日のシニアデーが毎週金曜日ということで、せっかく新しく考えられてつくり出した企画ですから、やはりこれはそれぞれ女性の方、また御年配の方に使っていただきなければ意味がないことだと思います。ピヤシリスキー場のイベントカレンダーにも記載されていましたけれども、これ以外に例えば新しい企画をこのシーズン中どのような形で発信していくか、それによってこれを利用してもらうことにつながるのだと思いますが、そのあたりのお考えはどのように思っていらっしゃい

ますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御質問をいただきました点につきましては、基本的に振興公社のほうで対応していただいておりますけれども、私どものホームページ等も利用しながら、さらには市のホームページからリンクもされておりますので、そういう部分では当然PRもされているものだというふうに思っておりますし、私ども交流関係も担当しております、特に東京なよろ会ですか、杉並区、そういう部分にもこういった部分についてはPRをしていくというようなことも含めて公社のほうと相談をしながら、連携をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 特にレディースデーということであれば、冬休み中の、冬休みに入れば平日もそうですけれども、社長もいらっしゃいますからあれですけれども、ロッジの中、特に冬休み中、土曜、日曜、お母さん方がたくさんいらっしゃいますので、そういう新たな層といいますか、一昔前はやっていたのだけれども、しばらくスキーから離れているというような、まさに眺めていてもったいないなと思いますので、そういう方にもスキー用具も一式レンタルですから、改めて滑っていただけるような、それはもう各団体、振興公社を含めて仕掛けなのでしょうけれども、そういういろいろな工夫もしてもらいながら、新しい企画、たくさんの方に利用していただけるように努力をしていっていただきたいと思います。

各団体との連携体制についてということで、関連する内容ですので、お伺いしておきますけれども、今シーズンのイベントカレンダー、12月から3月までのイベント記載されていますけれども、1点市民スキーの日の日程が記載されていなかつたのが気になったのですけれども、市民スキーの日の日程、内容については今の段階でどのような

状況にあるのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 市民スキーの日につきましては、昨年につきましては少し雪の状態が悪い3月に実施をしたわけでございますが、ことしに関してはできれば2月下旬をめどに考えております。また、前年度は内容的に若干趣向を凝らしまして、講習的な内容、競技的内容、またレクリエーション的な内容を織りませたような形で、関係の団体とも現在協力も含めまして協議をしているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 正式に日程がまだ決まっていないということですね。もう12月の中、中旬ですので、決まっていなくて載っていないのかどうか確認の意味でお伺いさせていただいたのですけれども、ああいう形で23年度スキー大会が廃止された経緯を受けて、昨年は市民スキーの日ということで開催をされたのだと思いますけれども、私はもっと早い段階でそれこそ各関係機関との協議が調って、シーズンが始まった段階ではどういう内容にしていくか詳細を詰めるですかとか、やはりそういう段階に入っているなければならないのではないかと。これは、私も以前質問の中でもさせていただきましたし、6月定例会の中で東議員の質問にも部長の御答弁だったと思いますけれども、早い段階での関係者の協議、または市民周知を図ってたくさんの方に参加していただけるイベントにしていくように努力していきたいというような答弁があったわけですけれども、ちょっとやはり時期的にこういう状況ではまた市民周知もおくれるわけですし、やはりせっかくこういうものを出す段階では日にちが決まっていて、ある程度の内容も決まっているというのが本来の姿ではないのかなと思いますけれども、改めてそのあたりのことについてお答えをいただきたいと思い

ます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御指摘いたいた部分については、まさにそのとおりでございます。多分シーズンが12月中旬に始まると思いますので、それまでには日程等、内容等について明示ができるようにさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今後早急に内容等も協議して、せっかくやることですから、やはりたくさんの市民の方に参加していただけるイベントでないとならないのかなと思いますので、強く求めておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後1点、ピヤシリスキー場の運営に関して、せっかく社長もいらっしゃいますので、リフト運行とリフト料金の関係について市民の方から以前からちょっと意見をいただいているので、考え方を1点聞かせていただきたいと思います。今シーズンも積雪の関係でオープンがちょっとずれ込みそうな感じかなとは私も捉えておりますけれども、今スキーの楽しみ方のスタイルというのは非常に多様になってきまして、ゲレンデスキーばかりではなくてやはり新雪を求めてあえて誰も滑っていないところを滑りたいというスキーの楽しみ方をする方がふえてきております。ピヤシリスキー場でいえば第3ゲレンデあたり、また特に急斜面でもありますし、雪が降った次の日の朝一番はリフトに人が並ぶぐらい、どこからこんなに人来たのだろうなというぐらい、地方からも来られているようですので、そういういたある意味スポットでもあるわけです。当然地元のスキー場の方もいるのですけれども、一般ゲレンデ、第1、第2ゲレンデに比べてやはり第3ゲレンデというのは当然雪の関係等もありまして、オープンがゲレンデの開放が遅くなります。逆に雪はまだ第1ゲレンデ、第2ゲレンデよりもいい状況なのに、これは運営

上人員の関係等もあるのでしょうかけれども、第3リフトはもうクローズしてしまうと。その期間が数年前、本当にオープンしてからコースの閉鎖まで1ヶ月ちょっとぐらいだったという時期もあったわけです。これがリフト料金の話になぜいくかというと、結構やはりシーズン券を買われて、もう毎日第3ゲレンデを滑ったり、ほかのゲレンデも当然滑りますけれども、シーズン券の価格が適正かどうかというのは今別としておいても、例えば新たな発想で2ヶ月券ですとか、1ヶ月券というのはどうなのかわかりませんけれども、天候の状況によっては今後そういうことも考えられるということで、余りにシーズン券が、大人にしてみたら長いオープンからクローズまで通しで使える券というのは、一々買ったりしないで使える券というのはシーズン券の3万1,900円しかないとことなので、もう少し柔軟にやはりリフト料金も運用してはどうかなという意見も聞いたので、最後そこ1点考え方をお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 最終的には、リフト料金も含めた柔軟な対応ということでの御提言だったというふうに受けとめていますけれども、できればシーズンできるだけ長く営業したいという考え方方に立っておりまます。特に第3ゲレンデについては、管理面で安全、岩場もあつたりして、そのところをしっかり事故ないような形で運営したいということもあって、利用者の方には迷惑かける部分もあろうかなとふうに思っているところであります。ただいま御示唆いただきました2ヶ月券も含めて検討させていただきたいと思います。ただし、今シーズンについてはもう既に皆さんに周知している関係で、ここはちょっと柔軟にはできませんけれども、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 熊谷 吉正

署名議員 山口祐司

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年12月12日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(18名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東千	春	議員

1. 欠席議員(0名)**1. 事務局出席職員**

事務局長 益塚 敏
書記 山崎 直文

書記 鷲見 良子
書記 佐藤 潤

1. 説明員

市長	加藤 剛士	君
副市長	佐々木 雅之	君
副市长	久保 和幸	君
教育長	小野 浩一	君
総務部長	扇谷 幸	君
市民部長	中村 勝己	君
健康福祉部長	田邊 俊昭	君
経済部長	高橋 光男	君
建設水道部長	内邦 明君	
教育部長	鈴木 輝君	
市立総合病院長	島佳寿夫	君
市立義務事務部長	松島 寿二	君
市立大學生事務局長	鹿野 二君	
営業戦略室長	常本 史之	君
上下水道室長	斎藤 彦君	
会計室長	山崎 真理子	君
監査委員	手間 本剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川村 幸栄 議員

9番 佐藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行財政運営について外3件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長より御指名と発言のお許しを得ましたので、通告に従い質問いたします。

第1点目は、行財政運営について伺います。事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業の不祥事が相次いで明らかになり、これがため法令違反行為を労働者が通報した場合に解雇等の不利益な取り扱いから保護し、事業者のコンプライアンス、法令遵守経営を強化するため、平成18年4月に公益通報者保護法が施行されました。本市においても公平、公正でクリーンな市政運営を確保し、市民の信頼に応えるためにも内部職員からの通報を処理する仕組みを整えるべきと考えます。そこで、公益目的通報並びに不当要求の対応の見解について伺います。

まず、公益目的通報について伺います。市の事業等において万が一法令違反行為や人の生命、身体、財産などに重大な影響を与える行為があった場合、これらを知った職員等が通報できるような根拠を持っておくべきと考えます。これは、不適正な行政運営を未然に防止し、このような事態が

発生した場合にはできるだけ早く、かつ適切に対応し、再発防止を図ることが期待できると考えます。このことによって、真に市民に信頼される市政を確立し、市民の公共的な利益を保護することになると考えますが、見解を伺います。

次に、不当要求の対応についてありますが、職員の公正な職務の執行を妨げる行為、いわゆる正当な理由がなく特定の者を有利または不利に扱うよう求める行為や特定の者に義務のないことを行わせたり、権利の行使を妨げようとする行為、あるいは執行すべき職務を行わないことや定められた期限までに行わないことを求める行為をしたり、職務上知り得た秘密を漏らすことを求める行為をしたり、職員の人事の公正を害する行為をしたり、法令に違反することまたは職員の職務に係る倫理に反することを求める行為をしたり、暴力や乱暴な言動、その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為等に対して適切な処置に対応する根拠を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、雇用広報活動について伺います。Uターン情報の発信についてありますが、進学などで市内を離れた若者に対して市の情報、市発行の広報紙や市内企業への就職面接会の予定、企業の求人情報、市内のイベント案内などを定期的に郵送する等、地元の情報を提供してUターンあるいは友達などとともに地元に帰ってくるIターンのきっかけを積極的に推進して、人口減少や高齢化に歯止めをかけ、市の活性化の一助になるとを考えますが、見解を伺います。

3点目は、防災、消防について、イベント屋台の安全管理について伺います。京都府福知山市の花火大会会場で8月にあった爆発死傷事故を受け、総務省消防庁は野外イベントで火気を使用する露天商や主催者に消火器の配備などを義務づける条例制定を求めております。当市は、さまざまな野外イベントが行われておりますが、福知山の事故を教訓とし、野外イベント会場等での火災はもと

より、安全管理を確立しておくべきと考えます。どのように対応されるのか伺います。

次に、防災共同訓練の成果について伺います。9月に河川氾濫による災害時、名寄川に隣接する旭栄区町内会は水害被害が予想されるが、一方で高台に位置する高見地区では緊急時に避難者の受け入れ側となることが予想されることから、相互の町内会の共同防災訓練が行われました。有意義な訓練と成果があったことと推察するわけであります、主な成果について伺います。

4点目は、介護福祉について、介護職の人材育成について伺います。近年の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保などが喫緊の課題となっております。特にこれらに対応するため、より多くの介護人材の育成は今後ますます重要になってまいりました。しかしながら、全国的には一定の職場に定着している職員は比較的少ない傾向が見られ、人材の定着が困難になっている状況にあります。介護人材の定着状況は3人に1人で、勤務年数1年未満の新人職員においてやめる方が多いという統計がありますが、当市の介護人材の環境はどのようにになっているのか、また行政として介護人材育成にどのようにかかわっていくのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。佐々木議員から大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1と3を私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目の4は健康福祉部長からの答弁となります。

まず、行財政運営についての公益目的通報についてありますが、本市におきましても新名寄市行財政改革推進計画の中で簡素で効率的な行政運営を目指して取り組んできており、市民満足度を高めるために一層の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政運営を心がける必要があるこ

とから、行財政の効率化、組織のスリム化による量を中心とした改革だけではなく、組織強化、人材の育成、市民サービスの向上を図るという質を重視した改革の推進につきましても具体的な取り組みを進めているところであります。現在公益目的通報につきましては、平成18年に施行された公益通報者保護法に基づき、職員の職務に係る法令遵守の保持を適切に処理し、公益通報者の保護及び職員の倫理観の高揚を図り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的として、名寄市公益通報に関する規則、仮称でありますが、これの制定に向けて準備を進めており、平成26年4月からの運用を目指しております。

次に、不当要求の対応についてであります。近年におきましては行政機関をターゲットに暴力行為等の社会的相当性を逸脱した手法による違法または不当な要求行為や暴力や脅迫に至らないまでも社会常識を欠いた無理な難題や理不尽な苦情、要求を執拗に繰り返し、職員が対応に苦慮するケースが発生をしております。これらの不当要求行為等に対しましては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合にもこれを受容あるいは容認してはならないことは言うまでもありません。しかし、相手方に対する恐れや長時間の対応による精神的、肉体的疲労、通常業務に支障が生じることから、ともすると不適正な対応をしてしまい、結果として大きな問題に発展する危険性をはらんでいることから、不当要求、クレーム対応マニュアルを作成をしました。対処方法や未然防止のためのポイントの整理を行い、職員一人一人が問題を抱え込むことが決してないように、組織として毅然と冷静に対応し、適正、公正な事務事業の執行を確保し、市民の信頼に応えてまいりたいと考えております。

次に、大項目3、イベント屋台の安全管理についてであります。現在屋内イベントで火気を使用する場合は消防法や上川北部消防事務組合火災予防条例で届け出が義務化されておりますが、屋

外イベントでの火気使用は花火大会など一部の火気使用を除き、対象外となっておりまして、京都府福知山市の花火大会会場で本年8月におきました爆発事故を受け、総務省消防庁は野外イベントの露店等に消火器を備えるなどの防火対策の義務化を検討中であります。消防法、上川北部消防事務組合火災予防条例の所管は上川北部消防事務組合でありますけれども、名寄市としての取り組み内容をお答えをいたします。市が主催し、毎年開催されます産業まつりなどにつきましては、事前に名寄消防署と連携をし、火気の取り扱いについて注意喚起を行っているところでありますが、本年は名寄消防署が会場内において立入検査も実施したところであります。名寄消防署としましては、行事の把握をした際は事前に関係機関と連携をとり、主催者側に注意喚起のパンフレット配布を依頼するとともに、期間中におきましては出店責任者に対し、火災予防の指導を関係機関とともに行う旨名寄市に対しましても通知を行っております。名寄市といたしましてもこの通知を受け、イベント等に係る情報を名寄消防署に提供し、情報の共有を図りながら事故防止に係る啓発を行ってまいりたいと考えます。事故後の京都府福知山市では、消防署への情報の提供や情報の共有を実施することとあわせて、火災予防上の注意喚起につきまして、ホームページ掲載、資料配付、消防団員に対しての火災予防指導の実施を依頼。広報による注意喚起を行っており、本市におきましてもこれらを参考に対応を進めてまいります。

次に、防災共同訓練の成果についてであります
が、本年9月18日、東地区連絡協議会による防
災共同訓練が実施をされました。名寄川の氾濫
による水害を想定して、旭栄区町内会の住民が高見
区町内会館に避難、高見区町内会が受け入れる形
で実施をされ、複数町内会主催による初の実働訓
練には両町内会から合わせて42人が参加をいた
しました。防災共同訓練の成果につきましては、
参加者の感想の中に実際に訓練をすることで勉強

になったので、よかったです、準備もまだ足りないものがあったとありますように、共同訓練を通じての防災意識の高まりや実働訓練による課題の把握と対策の検討など大きな成果があつたものと認識をしております。また、東地区連絡協議会では次年度も継続して取り組むとともに、他町内会へも呼びかけての実施を予定しているなど、今後の広がりも期待されるところであります。市としては、この取り組みに対し今後とも地域連絡協議会等推進交付金によります支援を継続するとともに、本年度から開催をしております地域連絡協議会代表者会議等における情報交換等を通じ、他の地域連絡協議会への情報提供拡大も目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、雇用広報活動について、小項目1、Uターン情報の発信についてお答えいたします。

Uターン並びにIターンについては、北海道が平成24年4月からU・Iターンサポートデスクとして主にホームページによるUターン、Iターンに係る求人情報の閲覧、電話やメールによる相談窓口を開設しています。公共職業安定所では、全国地方都市のハローワークからのUターン、Iターンに特化した求人情報を集約し、東京都並びに大阪府にて地方就職支援コーナーとして全国の地方都市へのUターン、Iターンの求人情報の提供、職業相談業務を行っています。また、北海道労働局と北海道が連携して今年11月9日には東京都にて北海道U・Iターンフェアを開催し、道内企業40社が参加して合同企業説明会を実施したところです。本市の現状としては、ハローワークなよろでもUターン、Iターンに係る求人情報の集約は行っておりますが、Uターンに特化した求人を希望する企業がないことから、Uターン等に係る具体的な取り組みはしておりませんが、実際に本市に移り住んで就職することについては、

大きな枠組みの中では移住、定住事業の取り組みと方向性は同じであると考えております。

佐々木議員から御指摘のございました本市を離れて他の地域で暮らすことになった方々につきましては、各ふるさと会を通じて年間3回市の広報紙のダイジェスト版を送付をしておりますが、本市の各種情報提供につきましてはふるさと会会員限定となっておりますので、コストや作業効率などを考慮し、フェイスブックやメールマガジンなど電子媒体を利用した情報発信とこれらを利用してもらうための方策などについて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4の介護福祉について、小項目1の介護職の人材育成について申し上げます。

市内に介護職員が配置されている介護保険等のサービス施設や事業所は22カ所、介護職員の総数は319人で、うち常勤職員が75.2%、非常勤職員が24.8%となっております。厚生労働省が調査した平成23年10月1日現在の全国状況では、介護職員の総数が139万9,000人で、うち常勤職員が60.8%、非常勤職員が39.2%であり、全国と比較しますと市内事業所の常勤職員の割合が14.4%多くなっております。厚労省の推計では、平成12年の介護保険制度施行後、介護職員数は10年間で倍以上となっており、平成37年には現在よりさらに1.5倍以上必要と考えられております。また、3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来人口推計によると、65歳以上の高齢者人口のピークは7年後の平成32年で8,953人、75歳以上の後期高齢者人口では平成37年で5,371人となり、それぞれ現在より高齢者数で430人、後期高齢者数では873人の増加となっております。本年3月末の75歳以上の人口に対する介護認定者数の割合は27.94%、1,260人であり、この割

合で推計いたしましたと平成32年には1,373人、現在より113人、平成37年には1,500人、現在より240人増加するものと見込んでおります。一方、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口では、現在は約1万7,400人ですが、平成32年には1万6,000人、平成37年では1万5,300人に減少する推計となっており、このことから平成37年には現在より2,100人程度減少となることから、介護を支える生産年齢人口の落ち込みが大きく、本市はもとより全国的な課題となっております。本件につきましては、全国、全道的な課題でもありますことから、今後とも国や北海道など関係機関と連携しながら、マンパワーの確保に努めてまいります。

次に、介護職の人材育成につきましては、上川北部地域人材開発センターにおいて介護職員初任者研修が行われており、平成14年度から現在まで21回の養成研修を実施し、455人の方々が受講終了しております。本研修には、名寄市立大学、市立総合病院、市健康福祉部の教職員12人を講師として派遣しているところです。また、市内の介護福祉事業者の人材確保を推進するため、商工会議所、上川北部地域人材開発センター、名寄公共職業安定所と市内の介護福祉事業所で組織する名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会を昨年度に組織し、本市が事務局となり、今年度は11月26日に名寄公共職業安定所から状況説明や関係機関相互の情報交換を行ったところです。今後も講師の派遣や関係機関との情報交換等により、人材育成支援に取り組んでまいります。

また、中高生に対する介護の紹介も特別養護老人ホーム清峰園やしらかばハイツにおいてインターンシップなどにより介護現場を実体験する機会を設けさせていただいているところです。

職員の定着率については、市内全体は把握できておりませんが、市の介護サービス事業を指定管理者として運営している名寄市社会福祉事業団では1年未満の経験年数の職員は129人中5名と

なっておりますが、職員の定着はケアの継続や安定にもつながると考えていることから、今後も職員の安定確保に努めるよう指定管理者を指導してまいりたいと考えております。

また、市内の介護保険事業所には介護保険地域支援事業の任意事業として介護給付等費用適正化事業において介護支援専門員だけでなく、介護職員等の介護サービスを担うスタッフ全体に対して専門機関への委託により多くの実績を持つ社会福祉士や理学療法士などによる相談、助言の機会を平成21年から実施しており、今後も事業を継続してまいりたいと考えております。

最後に、介護ボランティア等の育成につきましては、地域包括支援センターが設置された平成19年度から介護予防サポーター養成講座を開催して、今まで48人が受講、また平成20年度から開催した認知症サポーター養成講座では、42人が受講し、それぞれ地域において町内会の元気会活動や声かけ、見守り等により認知症の初期の対応を行っていただいているところです。今後もこれらサポーターの養成講座を実施しながら、介護ボランティアの育成と安心して暮らすことのできる地域づくりに努めてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それ御答弁をいただきました。ありがとうございます。何点かについて再質問または確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、行財政運営からの公益通報、それから特定要求行為等の報告についてでありますけれども、実は先般私どもの市政クラブで福岡県の筑後市に視察研修をしてまいりました。そのときに先ほどの1項めで質問した公益通報、それから特定要求行為等の報告、これについて研修したわけでありますけれども、筑後市ではこの法令を条例で一応示しております、この条例はいわゆる筑後市の第5次筑後市行政改革大綱実施計画の中

に基づいて制定したものであります、市民に信頼される市政を確立して、市民の公共的な利益を保護することなどを目的とした条例であります。その条例がまず職員が果たすべき基本的な倫理原則を明確化しています。そして、職員などが市の事案に関して法令違反などを発見した場合、これらを通報する、いわゆる内部告発の手続、あるいは先ほど言いました暴力や乱暴な言動などによる市の不当要求行為に対して組織的に対応するための仕組みを定めている。これが条例として定めております。本市は、今取りかかっているというのは規則ということでございましたけれども、効力のある内容としては筑後市法令遵守の推進等に関する条例というふうな名称になっておりまして、これは先ほど言いました、御答弁にもありましたように、本当にみずから所属する組織の不正を通報するというのは非常に勇気が要ることであります。その通報によって不利益を恐れてなかなか通報できないという状況を解消するためにも、確かに条例という部分では効果があるのだろうと私は考えて今回質問に立ったわけであります。その中でちょっと確認しておきたいのですが、来年の4月以降ということなのですけれども、この筑後市の条例で市民からの通報も対象になっているのですが、そういう中身のことも今回の制度には入っておられるのですか。ちょっとその辺確認したいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今答弁させていただきましたとおり、私どもも来年の4月からぜひ実施をしたいということで、既に公益通報に関する規則を煮詰めている最中でございます。確かに筑後市の例もございましたので、私どもちょっと研究させていただいておりますけれども、筑後市ではコンプライアンスという形で全て包括した形で条例制定をなさっていると。そして、私どもはこれまで名寄市職員倫理規程を持っておりまして、倫理規程とあわせて別に規則として公益通報に係

る部分も策定をしたいというふうに考えておりまして、そういう意味では少し分かれた対応になっている。当面はならざるを得ないような形になっているという認識を持っておりまして、それで公益通報に係る部分で市民からの通報ということも入っているということありましたけれども、今私どもが考えておりますのはあくまで内部における、1つ規範を示したいということもちよつとあります、府内における公益通報に係る部分を中心には精査をさせていただいているということです。まだ若干時間がございまして、もう少し中身を詰めて、今御指摘のあったような部分を含めてどういった織り込みが可能か、この辺につきましてもぜひひょくと検討させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 今質問いたしましたのは、やはり通報できる人、あるいは通報される人、それはどのような対象になるかということだと思うのです。それで、例えば市の関係する事業等において、これについてはやっぱりそういう市民からの通報も必要なではないのかなというふうに考えるわけです。その範囲というのが例えば内部というのはどういうふうな部分か、今の段階でちょっとわかりませんが、後で説明をいただきたいと思いますが、内部というのは筑後市の場合はあらゆる職員はもちろんのこと、それから第三セクターのもの、市にかかわる、行政にかかわる業務をやっているところ、全部含まれています。それは、あらゆるところからの場面で、そういういろんな問題あるいは事案等が出てくるのだと思いますので、その辺を通報できる人、あるいは通報の対象とするものは何かということを明らかにしておくべきだと思います。その辺は、範囲というのは今の段階では、先ほど内部と言いましたが、内部というのはどの辺までのことを……。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 内部といいましても、

あくまで市の業務に係る部分全てを網羅するということでありまして、当然さまざまな委託をされている業務の部分でありますとか、それから指定管理の部分もございますので、基本的にはそれらを全て網羅した形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 私は、職員、それから臨時職員、嘱託職員あるいは受託契約にある名寄市の業務に従事している従業員あるいは指定管理者、それから市の施設の管理運営で管理している従事者、こういう人たちも全部関係してやったほうがいいのではないのかなというふうに考えております。これでもちろんこういう制度をつくったら、いろいろと通報をやった場合に問題が起きないように、例えば調査とか審査をする機関が必要なのだと思いますけれども、その辺の設置とかということも考えておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 当然そういった事案を受けて厳格に審査する組織が必要だというふうには考えております。これが府内組織だけでいいのか、もしくは第三者も含めての組織体系がいいのか、それはまさに詰めさせていただいているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） いずれにしましても、こういう条例は、あるいはこういう制度は結構各所でやっぱりつくって制定しております。それで、やっぱりこれからも本当に市も前向きに検討して、早い段階でつくり上げるということでございますので、まだ期間がありますので、しっかり他のつくっているところを参考にしていただいて、一番いい名寄市に合った制度をやっていただきたいと思います。筑後市では、旭川市の条例が一番合っていたなということで、それぞれの市のつくり方ではそれぞれの状況が違いますので、市に合ったことをやったほうがいいのではないかと

いうことを私ども研修してまいりましたので、これからどうぞ前向きに、真剣にその辺の問題のないように、後からつくって足りない部分があったとかないように進めていただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

次に、Uターン情報なのですけれども、これについては今後の若者がだんだん当市も少なくなつて、私のところの一番最後に質問する戦後ベビーブームの一員となっているわけですけれども、そういう方ばかりになってきて、若者が少なくなつてきている状況にあるわけありますけれども、これは少しでもやっぱり若者を、名寄のいいところをしっかりとまだわからない方もいるかもしれませんし、友達も一緒に帰ってきてもらいたいなと、こういうふうなイメージで、予算づけはちょっとかかるというふうなことでありましたけれども、ぜひ進めていただきたいと。

これは、広島の三次市ではUターンの制度をヤングライフおたより発信事業というふうに名前をつけて、申し込みの登録制をとっているのです。それで、登録した人に先ほどの言った情報を送ると。そこで、ここではやっぱりほかにも当市もそうですけれども、人口が5万6,000ぐらいあるのですけれども、大体5年間で3,000人ぐらい少なくなったということで、こういうことを考えたということでございますので、ぜひ前向きに進めていただきたいなと思います。何か御意見ありますか。頼みます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御提言いただきました他市の状況もお聞きさせていただきましたので、そういう部分を参考に今後研究してまいりたいと思いますし、今ふるさと会の加入会員の方々にもそういう情報をお送りしております。これは東京と札幌と旭川に限定されておりましても、そういう効果もあるのではないかというふうに考えておりますので、そこら辺

も含めて今後研究させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、防災、消防についてのまずイベント屋台の安全管理なのですけれども、先ほど御答弁では火災関係のことを主に御答弁されていたように受けたのですけれども、消防法では野外のものは定められていないということでありましたけれども、私は火災だけではなくてイベントをやるときにはやはりいろんな面の安全面というのが物すごく大事だと思うのです。やはりイベントをやって、本当に安全、安心のイベントというのは最大のおもてなしなのです、これは。安全、安心のイベント、これはしっかりと安全管理の面に関しては火災だけではなくてやはり点検をする。例えば安全管理のイベントのマニュアルをつくっておくとか、あるいはチェックリストをつくっておくとか、そういうことを現場に行ってちゃんとチェックをして、そしてやらなかつたら、これは火災だけではない事故が起きた場合にどうなさるのか、今までなかつたからいいということにはならないと思うのです。これは、やはりしっかりとそういうところをやって初めてイベントが盛り上がりてくるもので、何かあった場合には絶対行政何やっているのですかということになるのではないかと思うのです。そのためには、しっかりとした、先ほど御答弁にもありましたけれども、設定の段階の事前協議のときから安全管理のパンフレット等で示しているとはいえ、その現場の当日になったときに現場に行って点検をして、チェックリストに基づいて、安全マニュアルに基づいてやっているのかどうかということをしっかりとやらないと、これはそういうミスが大きな事故につながると私は考えています。今安全マニュアルとか、そういうチェックリストというものはつくってあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のようないろんな事業における安全に係るマニュアル並びに

チェックリストというのは、具体的なものは多分ないのだろうと思いますが、ただこの間市が主催をしました、例えば先ほど申し上げましたけれども、産業まつりなんかにつきましては、事前に火気の取り扱いに係る部分ですとか、それぞれ安全管理に係る部分につきましては一応事前の打ち合わせの段階ですり合わせはさせていただいているというふうに伺っておりますし、この間福知山の事故を受けまして名寄消防署が改めて現地視察を行うということもやって、特にガソリン等の火気に関する安全管理につきましてはちゃんと紙で通知をさせていただいてお示しをしながら、改めて説明をさせていただいているというようなことの取り組みもなされたようになりました。しかしながら、火気の取り扱いばかりではなくて、やはりその催し物における危険回避というところでいくと、御指摘のとおりそれだけでは十分ではないだろうというふうに思います。事業の実施に係っては、さまざまな想定をしながら準備を行っておりますので、そういういた係る課題等につきましてはしっかり引き継ぎ等を行いながら、次の行事に当たるというような取り組みがなされているとは思いますが、今後安全管理につきましてどういった取り組みが必要なのかというのをちょっと改めて精査をさせていただきまして、対応を進めるものがあればしっかりとそれは対応させていただきたいなというふうに考えております。そして、あわせて名寄消防署のほうでも市が主催するものについては随時情報が流れていますから、消防のほうも情報をつかむことはある意味容易でありますけれども、市が主催するもの以外のものにつきましてのさまざまな事業、イベントもございますので、そういういたものにつきましても市がアンテナを張りながら、またそういういた情報収集を進めながら、消防署としっかりと情報の共有を図って、安全に関する啓蒙をぜひ図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 火災とか何かはそういうような法律が決まっておりまして、例えばガソリンとか何かは、それはやり方とかマニュアルというのはもう大体できているのです。ガスとか何かもボンベが転んだりなんかしたら、これは本当に危ないです。そういう例えればチェックリストというのを先ほど言いましたけれども、つくっておくべきだと。それから、安全マニュアルというのは、やはりそういう事故を予定する、あるいはなったときに例えば事故を受けた人をどういうふうに運ぶのか、あるいはこういう人の流れでどういうふうになっていくのかということも踏まえたマニュアル、一括したマニュアルでないとぐあいが悪いと思うのです。だから、それにつけて加えてやはり今後考えるのであれば本当に安全、安心なマニュアルをつくって、それに基づいてチェックリストをしっかりとつくって、それでイベントを楽しいものにしていただきたいと、こういうふうに考えています。今後マニュアルとかチェックリストをつくることはやろうと思っていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘いただきましたので、事業の安全な実施に向けての対応の一環として検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、いいイベントになるように、安全、安心な体制をしっかりとつくれていただきたい、こういうふうに思います。

それから、2つ目の共同訓練なのですけれども、大分成果が上がったと思いますが、名寄川あるいは天塩川の上流関係の町内会、これは本当に非常に災害としては予想される。このごろは、予想しない水害あるいは自然災害が多いわけでありますけれども、これはまず最初に自分で助ける。それから、お互いに今回みたいに共同訓練で共助でやる。その後に公助でやるというふうなシステムと

いうのは、これは変わりないと思うのです。これから、今までの防災に関して本当に最高いい訓練だったと私は考えています。その中でやはりそのためには、勧告するとか通報の段階とか、あるいは避難の行動はどうするのか、あるいは受け入れ方はどうするのかというものを実際にやったということありますので、これはほかの町内会、あるいは関係する町内会との関係はそういうような訓練というのは予定されているのですが、今後どういうふうに考えているのか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで防災訓練にかかわっては、市が毎年主催をしながらやらせていただいているという状況が1つございました。これもそれぞれ地域、地域で毎年課題を設けながら対応させていただいているということで、ある種なかなか地域住民が主体的にやる訓練とはなり得ていなかったという反省も実はございまして、今回こうした地域連絡協議会という一つの住民の皆さんの主体的な枠の中でこういった訓練が実施されたというのは、大変私どもとしては大きな成果が、意義があったものというふうに考えておりまして、ぜひこういった活動をやっぱり市内全域に広めていただきたいという思いはございます。今回私どもの職員もこの訓練にかかわっておりますので、しっかりした課題整理等も一応できているというふうに判断をしておりますので、こういった取り組みもぜひ各町内会含めて地域連絡協議会とも情報共有させていただきながら、全体的な取り組みとして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） その中で大体訓練をやるというと、備品とか何かの災害の備品というのが、ことしの防災訓練でもやっぱり備品が足りないとか、あるいは保管する場所がないとか、そういうような部分というのがあったわけなのですけれども、今後備品とか、あるいはそういう保

管する場所の指定というのはどういうふうに考えておられるのでしょうか、現段階で。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまでそれぞれの町内会が自主的に防災組織をつくるという場合につきましては、一定程度市で助成制度を設けまして、防災に係る資機材の協力をさせていただいているというところがございまして、なかなかこういった制度がありましても全ての町内会が自主防災組織をつくるまでにはまだ至っていないということで、少しいまだ限定的な対応になっているというのは否めない事実でございます。こういった活動をぜひそれぞれの町内会にも情報提供させていただきながら、そういった取り組みに結びつけていきたいというふうに考えておりますし、仮に今後今補助する金額も一定程度限度を設けながらの話で、これが町内会単位ではなくてこのようにやはりいろんな町内会がまとった少し大きなくくりの中で1つ防災というものを考えていただけるということになりますと、当然そこに必要になる防災の資機材の枠も多分広がってくるだろうというような想定もございますので、一応次年度以降こういった活動をやっていただきながら、ぜひこういった備品の必要性についてちょっとお話を伺って、今後の課題にしていきたいと。そうすると、いわゆる今御指摘がありましたそういった防災の資機材をどこに置いてどういった形で運用していくのかというような、そんな取り組みもあわせて考えていかなければいけない課題にはなると思いますので、ぜひ今後の活動含めて検証させていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ゼひその辺は非常に重要な部分だと思いますので、しっかりと検討を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それと関連して、こういう名寄川の上流の合流点に公共施設があるのですけれども、あるいはこ

ちらの炭化センターとか処理場とか結構あるのですけれども、こういうところの防災の訓練とかマニュアルとか、そういうような状況というのはどういうふうなことになっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 再質問をいただきました。終末処理場につきましては、私どものほうで管理させていただいておりますので、私のほうから危機管理体制についてお答えしたいと思います。

名寄終末処理場の危機管理体制につきましては、集中豪雨時運転操作マニュアル及び手順書、職員に対する教育訓練、管理図面及び災害予防情報の整備、緊急連絡体制の確立など活動マニュアルに基づき実践しております。また、豪雨時対策としては、排水能力毎分200トンの雨水ポンプを5台及び滯水池3,100トンの施設を備えております。

なお、昨今の気象傾向においては、ゲリラ豪雨などにも見舞われております。一時的に心配される市民も多いと推察していますけれども、当施設としましては先ほど申し上げました手順に基づきまして雨水ポンプによる対処など適宜対応しているところでございます。今後とも市民生活に影響を及ぼすことのないように、日ごろの施設点検、訓練などに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 御丁寧にありがとうございます。ほかにもいろいろと公共施設があるわけですけれども、やっぱりそれもしっかりと一緒に考えて、マニュアルみたいなものがあればそういうものもしっかりと。北斗団地もありますし、あの辺にいっぱい公共あるいは流通団地もあります。その辺も含めて検討していただければなと思います。

最後に、介護福祉の関係で、私も3回の定例会のときに社会保障制度改革国民会議のことについて

て質問いたしました。それで、そのときには要支援の1、2、それから要介護の1、2、これが大分変わってくるということで、細部については後ほどあすあたり川村議員が質問するのだと思いますが、私はその中の人材育成について質問したいと思いますが、御答弁のあったようにそういうところが医療から介護、それから病院から地域ということになりますと、どうしてもやはり人材が必要になってくるという観点から質問させていただきました。それで、この中でやっぱり介護現場というのは重労働であるし、低賃金だというイメージのダウンがあるわけなのですけれども、この介護現場のイメージアップを図らないとなかなかうまくいかないのではないかというふうに考えているのですが、その辺はこれからどういうふうに広報活動をやっていくのか。やっぱりこれを打破しないと、介護職をやれといつてもなかなか出てこないのでないのかはというふうに懸念を持っているのですけれども、その辺何か考えがあればお話をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 介護現場につきましては、いわゆる3Kと言われますが、汚いですか、それからきつい、そして給料が安いというような、そのようなマイナスのイメージがありますけれども、平成12年に介護保険制度を導入をしたのを一つのきっかけといたしまして、介護サービスは広く国民の中に浸透しているような状況でありますので、高齢者を支えるための社会的な仕組みとして今や欠かせないものだというものであります。特に介護職は、専門的な知識や技術を用いながら要支援者や要介護者、そして御家族の方の御支援をさせていただいているというような仕事であります。そういうような意味におきましても、介護職のイメージアップを図るためにも清峰園ですか、あとしらかばハイツにおいては智恵文中学校、それから風連中学校、それから名寄産業高校など中高生のインターンシップの受け入

れですとか、あと上川教育局主催の介護現場の見学の機会を設けさせていただいておりますが、昨年より11月11日に介護の日のイベントとして、全道の福祉施設協議会が窓口となりまして介護施設の見学会を開催しておりますので、今後当市におきましても市内の介護保険事業所に周知を図りまして、そのようなことを取り組みながらイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長(黒井徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木寿議員) 私の考えているところは、本当にイメージがダウンしているのですけれども、でもやらなければいけないということは、やはり給料の問題とかこれからあるのだと思いますけれども、ボランティア活動だけでいいのかという部分はあります。やはりこれからも私も元気であればぜひそういうところにも携わってみたいなという気持ちちはありますけれども、なかなか行けませんが、機会があればと思っています。老老介護もそうですけれども、これからが本当に私どもが、私も先ほども言いましたけれども、戦後ベビーブームの一人として、これは非常に社会保障に関しては熱意を持っていつも質問している。自分にどういうふうに係ってくるのかなということが具体的にわかりやすいので、質問させていただいておりますので、今後ともぜひ大変なところでございますけれども、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(黒井徹議員) 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

安全で快適な市民生活のために外1件を、駒津喜一議員。

○12番(駒津喜一議員) 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおりに質問を順次させていただきます。

快適な市民生活を促進するためにも環境は大切です。特に家電製品は、フロンガスを初め環境に害をなすものがあり、従来より一般家庭や事業所

などから排出された家電製品、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機から再利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進する家電リサイクル法、特定家庭用機器再商品化法により市内家電販売店を通じてリサイクルされております。当市では、このように指定されている家電製品以外の特に携帯電話等の小型家電はいまだに埋め立てごみ処理されているのが現状です。小型、中型家電の一部には鉛、亜鉛等が含まれているものもあり、有害の可能性も含まれております。また、リサイクルセンターでの処理についても一部鉄、アルミ等は回収されておりますが、電化製品に含まれている資源は未回収になっております。小型、中型家電の携帯電話、電子レンジ、デジタルカメラなどは金や銅、貴重なレアメタルなどの再利用できる金属が含まれております。このために平成25年4月1日から使用済み小型家電の回収リサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法の設置により使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律がスタートいたしました。小型家電リサイクル法は、テレビなどの大型家電を対象とする家電リサイクル法とは異なり、製造、販売事業者、さらに消費者に負担義務を課する制度ではなく、関係行政が自主的に連携したリサイクルを推進するものです。環境の保全と資源の少ない国内事情をあわせて小型家電リサイクル法が全国的に注目され、これに従い、道内各市町村では順次市役所、役場の出入り口に回収ボックスを設置して住民へのリサイクル意識として貴重な資源回収を促進するとともに、ごみの減量化と従来有料で処理に困っていた市民への市民サービスを実践しております。当名寄市での計画と取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、最近の新聞報道では、旭川市を含む道北経済、特に建設業、小売業とも回復、上昇と報じられておりますが、名寄市内全体での回復は見られず、建設業、大型小売店を除く生産業、小売サ

ービス業での中小零細企業においては円安の影響による燃料などの経費、仕入れ資材の高騰により低迷が続いております。地域経済の活性化は、名寄市内の商工業者の活性化が必要です。市内商工業者への支援として、中小企業振興条例による中小零細企業並びに新規開業者への支援のために再度の見直しが必要な時期だと思います。中でも名寄市のまちの顔とも言える駅前を含む市内中心街への支援策の一つである空き地空き店舗活用事業は、近年実績も少なく、最近では補助期間の1年だけの店舗展開で撤退する事例もあります。この支援事項を有効に活用されるためにも支援期間の延長や家主への家賃の軽減を協力いただくために、家主への支援あるいは空き店舗改修にかかる設備に対する支援も必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

2点目に、振興条例にかかる支援策と空き店舗対策にもかかる支援策として市で設置している中心市街地を外れる郊外商業施設は、減少傾向に推移しております。住宅街の市民にとっては、身近に食料品、日用品店がないことは高齢者の方々にとっても生活に不便な状態です。今支援されている振興条例の施策は、中心市街地に限定されたものが主体となっております。中心市街地の支援も大切な支援ですが、この対象地域以外の支援も強化も必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、道北の景気動向がやや上昇しているということで、公的事業による建設業の受注増加が考えられますが、全道的にも技術者の不足が問題になっております。仕事があっても労働力が不足するという事態を解消するためにも市内労働力の定着が必要です。若い技術者が他市へ就職する傾向に歯止めをして市内での就職を促進するためにも、また人口の減少傾向を解消するためにも名寄市内で働く支援策の必要があります。以上のことから、以前の名寄で働く助成金を形を変えてでも復活することが急務だと考えますが、御見解をお伺い

いたします。

最後に、企業誘致の取り組みについてお聞きいたします。北海道以外の企業が東日本の教訓により災害被害リスクの対策として、さらに円安、これから想定される法人税の軽減策、こういうことが出されている現状の中で、業界の情報誌によれば大手企業では海外工場の国内への移設、安全で土地価格が安い道内に移設する計画の検討がされております。現実にトヨタ自動車関連の大手部品工場が室蘭市に進出される計画が報道されて実現していますが、他の大手企業でも北海道への進出計画が進められております。また、北見市ではデータセンター誘致も進んでおります。当名寄市でも積極的に企業誘致を進めるべきですが、平成23年度に取り組まれました名寄市、美深町、下川町、3市町で連携した企業誘致を進める産業活性化協議会が発足されましたが、この協議会の成果または取り組みの内容等名寄独自の企業誘致についてもあわせてお聞きしまして、この場での質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 駒津議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、安全で快適な市民生活のために、小項目、小型、中型家電のごみ処理についてお答えいたします。平成13年に施行された家電リサイクル法により廃家電4品目、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機について、小売業者による引き取りと製造業者等による再商品化等が義務づけられております。消費者が家電4品目を廃棄する際は、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことが定められてきました。これに対し御質問のあった使用済み小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、有用な資源についても埋め立て処分されています。この状況を鑑み、廃棄物の適正

な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が平成24年8月に公布され、本年4月1日から施行されたところです。小型家電リサイクル法は、家電リサイクル法対象4品目以外の全ての電子機器を小型電子機器と捉え、リサイクルの義務を課すのではなく、関係者が協力して自発的に取り組み、資源の有効活用のため回収、リサイクルを促すことを主な目的の一つとしたものであります。

本年10月に道が調査した小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電の取り組み状況は、道内179市町村中、実施中が44%の79市町村、実施に向け検討中が40%の72市町村となっており、全体で約84%以上の自治体で実施に前向きに取り組んでいる状況となっております。本年4月1日以降、小型家電リサイクル法に基づき回収体制の整備ができた市町村から順次使用済み小型家電の回収が進んでいます。近隣市町村では、下川町が本年11月から回収を始めました。名寄市においても平成23年度に行った内淵最終処分場の残余容量調査の結果、現在の埋め立て処分量を維持すると平成27年7月に埋め立て完了になることから、最終処分場のかさ上げ計画による延命対策とあわせて埋め立て処分量を減らすためにも使用済み小型家電の回収取り組みを早期に行うべく検討を進めているところであります。

また、回収を行う品目ですが、名寄市としては国の資源性と分別のしやすさから、特にリサイクルすべき品目として指定している特定対象品目を回収品目の目安とする予定です。特定対象品目は28品目とこれらの附属品を含むもので、例えば携帯電話機、デジタルカメラ、電動ミシン、扇風機等が、さらにこれらの附属品とはACアダプター、ケーブル、充電器、リモコン等が該当となります。実際に回収する品目は、認定事業者との契

約によって自治体ごとに決めることになっておりますので、契約する事業者とできるだけ多くの品目を回収、リサイクルできるように検討を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、地域経済の活性化について、小項目1、中小企業振興条例の施策についてお答えいたします。

商店街空き地空き店舗活用事業については、都市計画地域の商業地域内の空き店舗等で新規に賃貸契約を結び、商業を営む場合の賃借料に係る支援であり、実績としては平成23年度3件、24年度4件、25年度の利用はなく、空き店舗の状況を見ると必ずしも十分に活用されている状況とは考えてございません。また、商業地域以外での店舗に係る新築並びに増改築に係る支援も行っていますが、平成23年度2件、24年度4件、25年度の利用はございませんでした。中小企業振興条例では、市全域の商業振興を図るための施策を定めていますが、主に区域を都市計画の商業地域、それ以外の地域の2つに区分し、特に商業地域へは店舗集積を図り、中心市街地としての機能の維持、発展を図るため、手厚く支援を行っているところでございます。これらの施策は、幾度となく利用者にとって活用しやすい、また現況の問題点を解決するためということで制度改正を行ってまいりました。駒津議員から御指摘のとおり、中心市街地での空き店舗対策、中心市街地以外での店舗不足による買い物弱者等解消していかなければならぬ課題に対処するとともに、厳しい財政状況の中で中心市街地の振興、それ以外の地域との支援バランスを考慮しながら関係機関並びに中小企業振興審議会において検討してまいりたいと考えております。

また、市内各事業所における人材確保、人材育成につきましては、建設業界を初め各関係機関から切実なる問題として要望を受けております。過

去には、雇用対策の観点から、新学卒者勤務奨励補助並びに名寄で働く奨励補助などの支援制度がありましたが、その時代の解決すべき課題の優先度を考慮していく中で平成19年度末に終了し、他の制度に変わっていった経過がございます。先ほども申し上げましたが、中小企業振興条例の制度の基本はその時々における数ある課題について的確な優先順位を定め、その解決に向けて制度改正をしていくことが使命でございますので、現在関係機関と協議を進めているところでございます。

続きまして、小項目2、企業誘致の取り組みについてお答えいたします。平成19年6月、地域による主体的かつ計画的な産業集積形成等の取り組みに対し、国等が総合的な支援を行うため、企業立地促進法が施行されました。これを受け名寄、下川、美深地域におきましても産業集積及びその活性化に向けた一層の取り組みを推進するため、平成23年7月に名寄・下川・美深地域産業活性化協議会を設立いたしました。同協議会は、3市町の自治体、商工会議所、商工会及び上川総合振興局で構成され、健康関連産業、環境、新エネルギー関連産業及び地域資源関連産業の集積を目指した基本計画を策定し、昨年10月には基本計画について企業立地促進法に基づき国の同意を得たところでございます。3市町の特性を生かした基本計画の計画期間は、平成28年度末日までとなっており、同意を受けた本地域に立地する企業は国の低利融資や税制優遇等の支援策を受けることができます。既に報道で御存じのとおり、美深町で本年度中に予定されておりました基本計画に定めた業種の工場建設が一旦白紙となつたこともあり、現在のところ基本計画に定めた業種の企業立地の実績はございません。

次に、本市独自の企業誘致についてであります
が、昨年策定した移住に関する総合的なパンフレットの中で、本市の企業立地促進支援制度のページを設けました。パンフレットは、交流自治体である杉並区の庁舎に設置するほか、北海道暮らし

フェア等の首都圏でのイベントで約2,000部配布し、本市に企業立地する際の助成内容等について周知に努めたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。最初に、デジタルカメラなどを含む小型家電リサイクル法について再質問をさせていただきます。

なお、壇上で私のほうで小型家電、中型家電という言い方をさせていただきましたけれども、これは各行政の置いてある回収ボックスの投入口に入るのを小型家電、入らないのを中型家電と区別している行政もありますし、大きさで区別している行政もあるので、まちまちで基準はないということで、このリサイクル法によればこれらを全部あわせて小型家電という形で称しておりますので、その辺のことをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

答弁によれば、各市町村とも8割以上こういったリサイクル法に取り組むということで進められているということです。名寄市も前向きに検討して、早い時期に埋め立ての限界が来る前にこのリサイクル法を取り入れて、そういった回収をするという予定でいるということでございますけれども、やはりこれは先ほども言いましたように消費者というか、負担がないのです、事業者、そして市民に。今まででは、有料でこういった家電製品を処理していたわけですけれども、これは大変な市民サービスにつながることでもありますし、またリサイクルという意識を高める。そして、貴重な、今外交にも利用されているレアメタルの回収もできるということで、非常に市民への有効なリサイクル意識を高めるためにもぜひ取り組むべきことで、下川さんが先にやられるということでありますけれども、これはやはり名寄市が先にやらなければいけない事業ではなかつたのではないかかなというふうに思います。

そこで、これを取り組むに当たり消費者に負担がかからないということは、これを実行する行政がこういった分別の費用を負担しなければいけないという部分もございます。どれぐらいかかるかというのは、各実施されている市町村のデータが余りないのですけれども、数多く回収しなければ売却益はなかなか逆転しないという、赤字で推移していく報告も受けております。しかしながら、道内の各地、特に滝川市などは名寄と同等とは言いませんけれども、似たような人口規模でこれを実施しているわけですけれども、こういったところも札幌市内の業者が回収に来て、そして有料で買っていくという、そういう形をとっていますので、業者が名寄市内にはないとはいえ、そういった業者が今大変ふえてきております。そういう意味で札幌、東京周辺にそういう業者を利用しながら、経費を負担するという部分で、そういった経費面での計画というのはお考えにあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今経費にかかわっての御質問がございましたが、先ほど駒津議員が言われたように、実は近郊では下川が先んじて実施をしたということで、大変昨日もありましたけれども、名寄が全体的には取り組みが遅いのではないかというふうに言われるかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように早期にこれについては実施をしていきたいという考え方ありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それで、経費の関係についてなのですが、今議員のほうからもお話ありましたけれども、回収にかかる業者については小型家電リサイクル法で定める規定の中で環境大臣あるいは経済産業大臣が認可をした業者ということに実はなっています。これらの業者が市町村に一定の小型家電がたまたま段階、集積がされた段階でとりに来るという中身になってございまして、実は道内ではまだ認定業者が2者しか認定になっていない状況にござい

ます。業者2者ということでございますけれども、私早々に協議をして取り組みを進めたいということを考えていますが、いずれにしても本市の小型家電については現状燃やせないごみということで排出をしていますから、今現状最終処分場の埋め立てにということになっていますので、何とかこれを減量化をするという意味でも重要なことだというふうに考えてございますし、レアメタルですとか金属類が資源として回収をされるということで、資源循環が図られるという意味合いにおいても早期の取り組み、回収体制に向けた整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 認定されている業者が2業者しかないというお話をありますけれども、その認定業者に提携している回収業者もいますので、その枝分かれも何点か調べてはいませんけれども、あるようには聞いております。また、いずれにしましても下川町さん含めて足並みそろえてこういったリサイクル法に取り組むということですで、これは一定の量が確保できるわけですから、その2者においても月に1回あるいは2月に1回という割合で回収可能だという部分があるというふうに思いますので、経費の面もこれから検討していただき、早急にこのリサイクル法にあわせた小型、中型家電の回収ボックスをぜひ市役所の玄関口あるいは公的な施設の見やすいところにおいて回収をするように設置を進めていただくよう求めておきたいと思います。

今回なぜこの質問をしたかといいますと、私もこれは昨年までは余り気がついてはいなかったのですけれども、ことし所属する委員会の視察並びに会派の行政視察で各市役所を回りまして、途中で気がついたのですけれども、気がついた時点から滝川、岩見沢、千歳、全部回収ボックスが玄関口にあるのです。それで、市民の方がラジカセみたいな大きい家電を持ってきて、これ入らないの

ですかということで、隣に隣接しているプレハブへ持っていってくださいと市職員が親切に指導しておりましたけれども、こういった取り組みがかなり進んでいるということで、それを認識していただいて、ぜひ市民サービスとリサイクルの意識向上のためにも取り組んでいただきたいのだとうふうに求めておきたいと思います。

次に、空き店舗対策として答弁をいただきました。なかなか事業実績というのは進まないわけなのですけれども、これもやはり質問の中にあったように出店する側に立った考え方でいろいろと形を変えていく必要があるというふうに思います。私も調べて道内の各市町村の空き店舗対策を見ましても同じような制度で、似たような制度で各市町村とも悩んでいるところもあります。ここは、やっぱり形を変えてでもこういった名寄独自の空き店舗対策というのも必要だと思います。

さらに、窓口というか、当然これ市役所の窓口にも相談される方はいらっしゃると思います。しかしながら、商工会議所とあわせて、または金融機関あるいは建設業者に相談する方もいらっしゃると思います。先ほど壇上で言ったように、1年でやめてしまったというのはその出店された方が悪いのではなくて、やはり経営知識にすぐれた人の指導を受けていなかったというのが大きな原因だと思います。市職員の場合、業務が兼務で専業化できないということで、確実な経営指導を行える経営指導員みたいな知識を持った方というのはなかなかできないというふうに思いますので、これは空き店舗対策については広域に進める。例えば名寄市以外のまちで名寄で出店したいのだけれどもという希望される方は市役所には行かないのです。地元の商工会議所に行って、名寄市ではこういった空き店舗ないかいという相談されるのが普通なのです。これは、商売やっている方、これから始めようとする方も市役所にはなかなか行かないと思います。業者、そういった金融機関には当然そういう情報もないわけですから、こうい

った空き店舗を広域的に広めていくというか、PRを進めるためにも商工会議所と相談の上、窓口の統一化というか、専門化というか、そういうことも必要ではないかと思うのですけれども、その辺について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御質問いただいた点についてでありますけれども、商店街空き地空き店舗活用事業につきましては、道内各市町村でもさまざまな支援を行っております。旭川市を除いた道北市長会8市の状況を見ましても、全ての市町村で支援を行っております。この8市の中で都市計画区域の商業地域とそれ以外の地域に区分して支援を行っているのは本市のみでございます。他の市では、商業地域のみの場合、市内全域で同一支援を行っているところと分かれておりますし、名寄市としては独自の支援策であるというふうには考えてございます。

中小企業振興条例におきます各支援制度の規制の緩和の部分についてでございますけれども、本市におきましては商業地域での補助につきましては比較的厚い支援となっている一方で、対象業種が限られておりまして、他市での補助対象業種等については比較的広く薄く支援をしている状況がございますので、今後これらの対象業種等も含めて他市の支援状況の参考にしながら、関係機関並びに中小企業振興審議会において検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、各種助成、融資制度についての関係でありますけれども、この関係については私ども営業戦略室が所管をしておりますが、これらの制度を活用する中小企業者の方には単に助成の制度の相談だけではなく、経営指導も含めて総合的なアドバイスを提供できる窓口が必要だというふうに考えております。しかしながら、この制度を申請する事務的な流れといいますのは、直接私ども営業戦略室のほうに相談をするような形になっておりまして、先ほど議員からも言われましたとおり、

行政に商工振興に係る専門的なプロパーを配置するというのはなかなか今の段階では難しいという状況でございますので、市といたしましては中小企業振興条例の中での商工会並びに商工会議所に対して商工業の総合的な支援を図るための事業及び中小企業に対する指導体制を強化するための経費の一部を補助しているところでございます。これらの制度を有効活用するためにも商工会、商工会議所で国や道などの制度を含めた各種制度、そして経営に関する相談などワンストップ的な形での総合相談窓口として確立できるように今後検討してまいりたいというふうに思いますし、当然商工会並びに商工会議所を経由をしてそういった事務的な流れをつくっていくというようなことを検討してまいりたいというふうに思っております。したがいまして、今まで以上に商工会、商工会議所との連携を図っていくということを念頭に今後も対応してまいりたいと思っております。

それと、広域的な部分ということでありますけれども、原則市町村が実施をしております中小企業振興条例に係る支援策といいますのは、地元の業者さんを対象としている事業でございますので、そういった広域的な部分の相談というのは今現在行っておりません。しかしながら、国並びに北海道、北海道中小企業総合支援センターの事業は道内の各市町村同一の相談業務を行っておりますので、御質問のございました広域窓口の可能性について関係機関と今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） この件に関しましては、実際答弁にありますとおり関係団体の協力を得ながらという事業ですので、これは早急にはできないと思います。こういった業務的なことを随時協議しながら、関係機関とよりよい支援策の方向性を定めるということで進めていただきたいというふうに思います。

中でも質問しましたけれども、商店支援事業です。先ほど中心市街地の商業地区に該当する補助金と格差があるということで、実際これ増改築費用の20%ということで、それで限度額が100万円なのです。これは、中心市街地の商業地区に、指定地区に該当すれば1,000万円なのです。これ土地の値段は、土地は価格は入っていないので、線をまたがって1つ違えば片やこちらは1,000万円で、こちらが100万円の補助という、そういう格差が生まれているわけなのです。島市長時代からコンパクトなシティーブルトというのがありますけれども、ただこんなに商業施設が減ってくると、郊外の本当の市民の不便さが目立ってきております。そういった意味でもこの100万円と1,000万円の格差というのは、建設する費用は同じなのです。市街で2,000万円かかれば住宅街でも2,000万円かかるのです、これ。先日大学周辺の商業施設という質問が同僚議員のほうからされましたけれども、なぜこれ出店する方がいらっしゃらないかというと、採算がとれないのです。採算性というのはどういうことかということ、2,000万円なり例えば設備投資した。設備投資が回収できないからです。だから、出店が難しいのです。こういった面を市街地の1,000万円とは言いませんけれども、500万円なりそういった増額の必要があると思うのですけれども、その辺の御見解をちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、道北8市の状況を見ましてもうちがそういった格差があるというようなことがあります。先ほども申しましたとおり、ほかではほかの支援制度も含めて広く薄くといったような制度内容になっているところが多いというようなこともありますて、今後議員からもそういった御提言がございましたので、関係機関含めて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

ますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） ぜひ出店する希望者の不公平感がないような形をとっていただきたいと思います。特に今回進められています（仮称）市民文化ホールの建設に当たっても、あそこは商業地区ではありません。そういう面で商業施設が出やすい、そして特に北区、大学周辺の小売店、商業施設、こういったものにも出店をしやすくするためににはこういった支援策というのは必要でありますので、必要な要因の一つでもありますので、審議会を通して御検討いただいて、ぜひ格差のないような形をとっていただきますよう求めておきたいというふうに思います。いずれにしましても、ことしも8号通の商業施設が1店閉店になっています。この近年かなりの郊外の商店が閉鎖、閉店になっているのが現状であります。このまま進めばもっと減っていきます。そういうことで高齢者のいる住宅街では、本当にコミュニティバスの配慮などをされておりますけれども、やはり歩いて通える、そういう日用品が、商業施設があるとないとではかなり違うことでありますので、消費者のサービス、市民サービスを含めて利便性を考えて、そういう意味合いからも進めていただきたいなというふうに思います。

次に、雇用促進対策なのですけれども、名寄で働く事業ということで、以前は事業主と雇用者、雇用される方、新卒者ですか、両方に支援がされたということで記憶はあるのですけれども、途中で変更になりますて、就業される方のみの支給ということで変更されたわけですけれども、この5年間ですか、何年間かやられたわけなのですけれども、先ほど壇上でお聞きしましたのはこの制度の復活をということで、私は聞き漏らしたのかもしれませんけれども、その可能性について再度お聞きしたいというふうに思うのですけれども、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほど申し上げましたのは、中小企業振興条例のいろいろな施策を検討していく中で、優先順位を定めてやっていくということが使命だということでお答えいたしましたけれども、そういった中でこの部分についても検討させていただきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 失礼いたしました。

先ほども答弁いただきましたけれども、今回の市民文化ホールの入札でもうかがえるのですけれども、市外、市内の大手スーパーの建設会社の主な仕事が東日本の震災とか、本州のほうにとられているというのが現状として、しかもその大手がやっていた仕事が道内の企業に回っていると。その企業の仕事の一環が名寄市内の土建業にも回ってきてていると。ところが、これは豊作貧乏ではないのですけれども、仕事はあっても人手がないので、仕事が受けられないという現状も出てきております。こういった意味で若い方の名寄市の就業、これを進める施策として、この名寄で働く支援金をぜひ復活していただき、人口の減少の歯止めにもなりますので、推進していただきたいなというふうに求めておきます。

次に最後に、企業誘致に関してでありますけれども、企業誘致につきましてはわかりました。協議会の内容というのは、成果というのか、推移の内容につきましては答弁いただいて理解いたしましたけれども、また名寄市での取り組みもお聞きしております。また、企業誘致は地域経済の活性化、雇用対策、自主財源の確保など、かつ多面にわたって大きな効果が期待される事業なのです。こういった既存の今ある誘致企業含めて強化をしなければいけない時期に来ているわけですけれども、この基本計画の策定後の企業立地の実績はないということですけれども、地域経済の活性化を図るためにも進めなければならない事業としてこれから計画といいますか、先ほどお聞きしまし

たのは経過でしたので、これから企業誘致に関する計画があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長(黒井徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 企業誘致の取り組みについてということで再質問をいただきました。地域と産業が育ち、地域の特性を生かした元気なまちづくりを推進するということは、市政の重要な課題だというふうに考えております。今後本市への企業誘致を期待できる業種、企業立地する際の助成内容等についても検討を進めてまいりたいというふうに考えておりまし、名寄市企業立地促進条例の整備も視野に産業の振興、雇用の拡大が図られるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。地域経済活性化のためにも企業誘致、地場産業育成、起業家支援といった事業を効果的に組み合わせて、定住人口、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井徹議員) 駒津議員。

○12番(駒津喜一議員) ちょっとよくわからないのですけれども、これから積極的に取り組むという意思だけは伝わってきましたけれども、具体的に進めていただきたいというふうに思うのですけれども、私のほうでちょっと考えているのは、市長がみずからトップセールスとなって、こういった事業を含めて宣伝マンとして、営業マンとして活動したいという、そういったお言葉を聞いております。私は、市長はトップのセールスだと思うのです。一般企業で優秀な営業マンというのは、これは自分のところの、自社のよいところ、そしてPRするところ、こういった材料を相手側の企業、提携する企業に持っていくわけですけれども、これ以外に相手の社長の人格とか、いろいろな交遊関係、そういった下調べの上で持っていくわけです。そういう人の要素というものを誘致するよい条件のプラスアルファとして、人材的というか、人間と人間との交渉でございますので、そ

ういったものも大きく作用するというのが民間企業の営業としては当たり前のことなのです。これを市長に全部のデータを集めて、市長がそれを探るということは、これは大変なことでありますので、当然何を言いたいのかというのは、企業誘致課としての職員の配置をお願いしたいと。企業誘致課で専業の職員がいれば、下調べ、アポイントを含めた、そういった段取りができる。こういったことをやらないと、なかなか企業誘致は進まないと思います。

数年前に当市政クラブで石狩の市役所へ行きまして、そこでさくらインターネットのデータセンターの誘致に成功したということで、担当者にお会いいたしました。担当者からは、うちの市長はトップセールスで飛び込み同然で行きましたと言ったのですけれども、よくよく聞きましたら、この担当者は民間企業の役員で行って、民活の登用で市の職員として採用されて、その民間で磨いていた手腕をこのさくらインターネットのデータセンター誘致に発揮したということで、他の職員の方からこそっとお聞きしたわけでございますけれども、やはりこれは……

(何事か呼ぶ者あり)

○12番(駒津喜一議員) 別に秘密にしているわけではないのですけれども、裏をただせばそういうことで、市長を立てたということです。石狩の例に例えれば、やはり名寄市においても市職員がどうしても兼任なのです、これ。兼任にしてこの大事業を進めるというのは大変なことなのです。したがいまして、これは専属の企業誘致を担当する職員を一人でも配置して、当然名寄市内では遠戚関係、親類関係でびっくりするような企業と親戚関係あるいは同級生とか、そういったつながりというのは数多く埋もれているのです。そういう発掘の情報を整理するにも、こういった担当職員配置というが必要ではないかというふうに思います。そういう意味で、こうした取り組みについて御見解あれば、市長でも結構だと思います

けれども、御見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。企業誘致というのは、地域の振興にとっても非常に大事な事案だというふうに考えておりますし、またこれまで営業戦略室を中心に、私も意を払いながら進めてきたところでありますけれども、なかなかやはりお話しのとおり具体的な取り組みに至っていないのかもしれません。こういった立地があつたりだとか、こうした業種を絞つたりだとかということがなかなか絞り切れていないのかもしれません。そうしたことをしっかりと整理をして、これから人事配置の話もいただきましたけれども、より具体的な戦略として取り組めるように再度検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 専任の職員というのは、なかなか内部的には難しいことかもしれませんけれども、とにかく企業誘致による経済効果というのははかり知れないものがあるわけです。これから名寄市も人口がどんどん、どんどん減っていくという傾向にあります。これに歯どめをかけるためにも、そして毎年といいますか、各年置きに小学校が減っていく状況にもあります。こういった危機感が非常に市民の間でもあります。どうか企業誘致という明るい話題に取り組むためにも、ぜひ実現ができるような体制づくりを整えていただきたいなというふうに思っております。市長は、トップセールスとして今まで一生懸命やっておられたのは、それはそれで評価はいたしますけれども、また違った形で職員と一体となった取り組みも今後必要だというふうに思いますので、企業誘致に関しましては職員の方と一緒にいた、そういう可能性を広げていただきたいなというふうに思いますので、ぜひそういう取り組みを求める

ておきたいと思います。

以上をもちまして、10分余っていますけれども、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

快適で安全な環境づくりについて外1件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問させていただきます。

大項目の1点目は、快適で安全な環境づくりについてであります。快適で安全な環境づくりのために、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など広範囲な分野があり、生活に悪影響を出さないための調査及び検査があると考えています。地球温暖化抑制のため、それぞれの検査や調査がされているというふうに思います。毎年公害の現状と対策の報告書が発行されておりますが、1点目は水、大気にかかる安全問題についてであります。水は、生物が生きていく上で欠かせないものの一つであります。名寄市における飲料水は、名寄地区がおおむね名寄川からの取水と風連地区は地下水での給水となっており、安全な水が供給をされていると思っております。名寄市は、2つの川があり、5町村を経て日本海に流れ出しておりますが、一度河川等での汚染が起きれば河川内の問題にとどまらず、海の恵みである魚介類等にも大きな影響が出ます。汚染が拡大しないための対策は十分されていると思いますが、毎年水質検査をされており、水質調査の箇所と検査結果についてお知らせを願いたいというふうに思います。

また、大気汚染にかかる検査も行われている

と思いますが、同時に調査の箇所等検査結果についてお知らせを願います。

2点目は、旧焼却施設と炭化センターについてであります。旧焼却施設は、名寄と風連地区の2カ所にあり、炭化センターの竣工により平成14年に閉鎖となり、現在に至っています。新名寄市総合計画では、適切な処分が必要としておりますが、今日までの処分にかかる内議論がされたのか、議論がされたとしたらどのような議論があって、結果としてどのようにしようとしているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

また、炭化センターは建設がされて10年が経過し、設備の納入会社は既に存在をしておりません。この間名寄地区衛生施設事務組合が管理し、機械の補修、修理を維持しています。行政として炭化センターの使用についてどのような分析をされているのか、また今後についての議論はされているのか、議論がされているとしたら経過についてお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、リサイクルの推進と最終処分場についてであります。名寄市における最終処分場は、市民の理解と行政の一定の努力により延命がされておりますが、今後は広域での最終処分場の建設が確認され、新たな処分場の建設に向け進むこととなります。今後の処分場のあり方についてであります。現在の可燃物処理をしている炭化センター問題とあわせてリサイクルの取り組みを考えるべきだと思いますが、現段階での考え方があればお知らせください。

リサイクルの推進についてであります。11月の広報、平成24年度の決算に基づく有価物の売り払い状況が掲載されました。有価物の収集以外に係る経費については掲載をされておりませんでしたが、各品目別の経費についてわかる範囲でお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、大項目の2点目、名寄市立総合病院の現状と課題について質問いたします。名寄市立総合病院を外観から見ると、現在改築が進んでいる精

神科病棟の進捗率約40%に目が行きますが、一方で病院の経営問題についても気がかりな問題が起きています。経営にかかわって市長の行政報告では、市立総合病院の上半期の経営について、入院患者数は減少しているが、外来患者数は増加、医業収支は2億9,000万円の損失で、医業外収支、特別収支で1億5,700万円の損失と報告がありました。1億5,700万円の損失についての分析がされていると思いますので、分析の内容についてお知らせください。

また、新年度に向けた経営健全化に向けて、医業収益等の確保と院内の経費節減等についてどのように考えているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、病棟における看護体制が7対1の変更に伴う患者への対応はどのように変わったのか、また看護師の労働条件は改善されているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

名寄市立総合病院では、病院間の災害時等における相互支援が市長の承認を得なくても医師、看護師等の派遣ができる体制が昨年道内4市の公立病院で締結されました。この協定は、拡大をして考えれば災害被災者の受け入れも可能ではないかと考えますが、院内における体制はできていると確信をしておりますが、院内全体のものになっているのか、また災害時における院内の医療機器等の体制は整っているのかについてお知らせください。

直接災害等にかかわりませんが、本年4月に利尻島の患者を防災ヘリでドクター同乗のもと名寄まで搬送し、手術に成功されました。ドクターだけでなく、多くの医療スタッフの連携により一命を取りとめたのではないかと思いますが、かかわった方々の労をねぎらうものです。近年救急搬送者が増加をしておりますので、救命救急センター設置の見通しについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただき

ます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 竹中議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、小項目1、水、大気にかかる安全問題についてお答えいたします。水に関する水質調査につきましては、名寄市の「公害の現状と対策」で報告のとおり、毎年天塩川調査では名寄南大橋から天塩大橋までの10地点を年2回、6月と10月に実施しております。名寄川調査では、名寄川及び名寄川に流入する3河川を含めた8地点を年7回、5月から11月に実施しております。今年度の調査結果は、天塩川のデータについては環境基準を全て満たしており、名寄川のデータについては7月から9月に大腸菌群が環境基準を超過していた以外は基準を満たしております。名寄川の大腸菌群が環境基準を超過したことについては、大腸菌群の多くは流域土壤、河床堆積物など自然界由来によるものと思われ、天候の影響により数値が上昇したものと考えられます。また、嫌気性芽胞菌が毎月検出されており、今後も注視していく必要性がありますが、今年度水道事業において実施した調査によると、名寄川水道原水におけるクリプトスボリジウム、ジアルジアなどの微生物は検出されておりません。

続きまして、大気に関する調査ですが、当市では独自の調査を実施しておりませんが、公害防止協定を締結をしている企業1社から定期報告を受けており、臭気について規制基準を満たしております。また、大気汚染の一因となっております微小粒子状物質PM2.5については、道内の14カ所で常時測定が行われており、当市の近隣では旭川市に測定地点があります。測定値は、道内のホームページにおいて公表しており、昨年の傾向を見ますと12月から2月の冬期間に高い値となっており、環境基準35マイクロメートルを超過して

た日が数日ありましたが、環境省の注意喚起が必要な暫定的な指針である70マイクロメートルを超過した日はないということです。

次に、小項目の2の焼却施設と炭化センターについてですが、旧焼却炉については平成14年度に旧名寄市と旧風連町がそれぞれ閉鎖し、11年が経過しました。名寄市が単独で解体するためには多額の費用がかかること、国庫補助の活用については跡地利用が条件であり、利用の具体的な計画がないことから、現在に至っております。今後炭化センターの施設整備やリサイクル関連施設を含め将来の効率的なごみ処理計画を立てる上で整理されるものと考えております。炭化センターの施設使用については、平成15年には供用開始され、起債償還が15年であることから、平成30年以降も使用し、さらに継続運転を想定しております。

一方、製造プラントメーカーの事業からの撤退や原油の高騰など施設を長く使用することが必ずしも効率的な施設運営につながらない要因と考えております。現在新たに音威子府村を加えた4市町村の構成による名寄地区衛生施設事務組合で広域最終処分場を平成30年4月、供用開始目標に進めているところであり、その幹事会で次期ごみ中間処理施設の処理方法と建設時期等についての検討が必要であるとしています。名寄市としては、広域処理を中心に次期ごみ中間処理施設がどうあるべきかを検討していくための調査が必要であると考えており、関係市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、リサイクルの推進と最終処分場についてお答えします。平成24年度のリサイクル売扱収入について、広報11月号に掲載しており、総重量691トン、収入として1,129万2,000円と報告しています。リサイクル品は、有価物だけでなく、資源化にするため手数料がかかるものもあります。瓶、プラスチック容器、包装類、廃蛍光灯、有価にならない紙容器等約68

0トン処理しており、リサイクル量全体としては約1,371トンとなります。品目別経費は、アルミ、スチール缶で処理委託料は約430万円、プラスチック容器、包装類は約470万円、ペットボトルは約180万円で、収集以外の全体経費は2,800万円ほどかかっております。しかし、最終処分場の延命化から見たとき、埋め立て重量で18.5%が減量できることになり、処分場経費も1,000万円以上の削減効果があつたことになります。最終処分場の延命化ということでは、小型家電リサイクル法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月1日施行され、4月より小型家電の取引業者の認定業者の受け付けが開始されました。名寄市としても認定業者と協議をしているところであり、最終処分場の延命策でもありますので、早期に取り組めるよう検討していきたいと思います。また、次期ごみ中間処理施設の対象物と建設時期が処分場の延命に大きくかかわりますので、構成市町村の協議の場で方向性を確認していきたいと考えています。リサイクルの推進については、市民の御協力をいただき、できるだけ経費をかけず、効率的な循環社会の構築を目指してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目2点目の名寄市立総合病院の現状と課題について申し上げます。

初めに、経営の現状と課題について、本年度上半期の収支の分析からお答えをいたします。まず、収益についてありますが、入院収益では対前年度比で患者数の減少があったものの、7対1看護基準の取得、在院日数の短縮などにより1人当たりの平均単価が上昇いたしました。一般科では4万8,159円が5万5,235円、14.7%アップをしております。これらにより1億8,630万円の増収となりました。外来につきましては、患者

数の増加、平均単価の上昇、外来の一般科では9,663円が9,893円、2.4%アップをいたしました。などによりまして、7,892万円の増収となりました。稼働額の伸び率が大きい診療科は、入院では循環器内科、呼吸器内科、小児科など、また外来では消化器内科、眼科などが大きくなっています。一方、費用につきましては、医業収益の増加に伴う材料費、職員数の増加などによる給与費、施設設備の増加などによる減価償却費などがそれぞれ伸びたことなどから、2億6,324万円の増加となりました。

次に、特別収支につきましては、企業会計では発生主義の方法をとっていることから、出納閉鎖期間が存在せず、年度がかわって新年度に入った後にレセプトの査定減などが発生した場合には、過年度損益修正損として特別損失に計上することになっておりますが、今年度は電子カルテシステムの一部ふぐあいなどがありまして、例年より多額の特別損失が発生することとなり、収支全体では1億5,728万円の損失となったところであります。

次に、新年度に向けた医業収益の確保と院内における経費節減などの考え方について申し上げます。市立病院では、本年度から院長、副院長、統括診療部長、各部長11名で構成する病院経営会議を設置いたしまして、市立病院が目指す方向性や病院経営について議論をしております。11月の会議の中では、精神科病棟の改築終了後も1つとして現精神科病棟の解体と外構、駐車場工事、2つとして院内保育所の整備、3つとしてCT、ハイブリッド手術室など大型医療機器の更新整備、4つとして眼科、麻酔科、精神科外来が新棟へ移行した後の外来再編工事など今後も大型の事業が続くこと、また2年ごとに改定される診療報酬、ベッド数に応じて措置される地方交付税の伸びなどが期待できないことから、収益の確保と経費の削減などについて改めて協議をし、次週の院内の各科代表などで構成する管理運営委員会で職員に

対し周知徹底を図ったところでございます。

主な内容は、収益確保では1つとして医師、看護師等の人材の確保、2つとしてDPCの適正なコーディングや医学管理料ナビなどのソフトを活用しての請求漏れ対策の徹底、3つとして看護基準7対1の安定した運営、4つとして精神科病棟移行後に精神科の看護基準は今15対1なのですから、それを13対1への取得を目指すことなどを、また経費の削減では業務の見直しによる時間外の削減、経営コンサルを活用しての診療材料、薬剤などの抑制、臨時職員の適正配置などについて改めて確認をしたところでございます。

次に、(2)の看護体制の変更後の病棟の変化についてと看護体制変更に伴う看護師の労働条件の変化につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。看護師の配置につきましては、近年の1日平均入院患者数の推移から算出した7対1の看護基準に必要な看護職員数に一定のめどがついたことから、ことし7月に北海道厚生局へ変更届を提出し、8月1日から実施しているところであります。7対1の導入によりまして入院患者への対応や看護師の労働条件が直ちに改善されるものではありませんが、看護助手、看護補助、病棟事務クラークなどの採用により看護助手などを含めた看護職員数は3年前に比べて55名ふえておりまして、総体的には看護師がベッドサイドに行く時間や説明などの応対時間に使える時間が多くとれるようになってきたものと理解しております。看護師の労働環境の改善は、安全、安心な医療の提供と医療サービスの向上に欠かせないものであると認識をしておりますので、今後もよりよい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)の災害時における院内の体制について申し上げます。一昨年の東日本大震災の経験を踏まえ、当院においても災害時の医療体制の充実強化に向けた取り組みを進めており、平成24年8月31日に災害医療の確保と医療機能の充実

を図ることなどを目的として、災害時における病院間の相互支援に関する協定を当院と函館、釧路、砂川の各市立病院と締結いたしました。協定の支援内容としては、医薬品、医療材料、食料、そのほか応急物資の調達、医療スタッフの派遣、重症患者の移送等であります。被災病院における医療支援活動が円滑に遂行できるよう必要な事項について取り決めを行っております。道内各地域の地域災害拠点病院と災害時における優先的医療相互支援体制を構築することにより、それぞれの地域の災害医療確保に大きく寄与するものと考えております。

院内における災害時の患者の受け入れ態勢としましては、現在建設中の新精神科病棟の1階カフェコーナーと3階の体育館、研修室、会議室などを災害時の緊急トリアージや患者収容スペースとして利用ができるよう医療ガスユニットと非常電源設備を整備し、患者受け入れ時に混乱を招かないよう整備を進めているところであります。

災害発生時の患者の受け入れ訓練は、去る11月8日に全国自治体病院協議会北海道支部主催による災害が発生したと仮定した連絡訓練を会員病院統一で行いました。院内全体での訓練は、平成21年度に実施以降行っておりませんので、新病棟完成後の対応を含めたマニュアルの整備を行うとともに、訓練の定期的な実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時における医療機器などの整備に当たっては、最も重要なのは電源の確保であると認識しております。現在非常用発電機からの電源は、生命維持装置やCT、血管造影などの大型医療機器への供給をメインとした配線設備となっておりますが、年1回の電気設備保安点検作業時には大型医療機器などへの電源供給ができなくなってしまう状況であります。そうした場合でも大型医療機器を常時使用できるように整備するには、高圧線配線設備などの改修工事が必要となり、CTのみの工事でも相当の改修費用が発生すること

から、ほかの施設設備の優先順位との兼ね合いも含め、救命救急センターの設置にあわせて検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き災害時においても医療行為が継続できる体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

次に、救命救急センターの設置の見通しについて申し上げます。救命救急センターにつきましては、平成24年12月に北海道が中心となって策定しました自治体病院等広域化・連携構想上川北部地域行動計画において計画期間の平成29年度までに名寄市立病院がするべきこととして、指定に向けた整備をするということが明記をされました。指定に関しての手続は、事前調査から運用開始までに12カ月から14カ月程度必要で、最終的には道からの設置要請を承諾して指定を受けることになります。課題としては、10床以上20床未満のベッドの設置場所など基準に沿った施設の設備改修、さらには救急専任医師の配置、4対1看護基準を満たす専任看護師の配置などが挙げられます。中でも医師と看護師の確保が大きな課題となります。医師につきましては、当院の救急専門医のほか、旭川医科大学救急医学講座と連携を図りながら、医師確保に努めてまいりたいと考えており、また看護師については看護基準7対1の安定した運営を図るためにもより一層の看護師確保対策を進めてまいります。さらなる地域完結型の医療提供体制化構築のため、できるだけ早急に救命救急センターの指定が受けられるよう課題解決に向け引き続き努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をしたいというふうに思います。若干前後するかもしれません、御理解をいただきたいというふうに思います。

まず、1点目の環境づくりの問題ですが、

先ほど答弁の中で水質検査にかかわって名寄川での大腸菌の検出がされたというふうに報告がございました。それでも中身的には土壤による自然界からの大腸菌ということでしたが、名寄川の場合は特に名寄地区における上水道の取水という状況にあるわけでありまして、これは市民部というよりも建設水道部にかかわってくる問題であります。このことにかかわっての市民への影響あるいは対処方がどのようにされたか、まず1点目お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 上水道にかかわる再質問をいただきました。御存じのとおり、今議員から御指摘のとおり名寄川から水道水を引いているということで、たまたまその時期は高温が続いて、一時大腸菌が検出されたということでございます。ただ、上水道におきましては平成16年4月に水質検査の基準法が改正が行われまして、水質検査項目につきましては50項目ということで、原水あるいは配水する段階において検査をしております。検査につきましては、毎日1回以上する項目、これらはpHあるいは味だとか、臭気だとか、色度だとか、そういうしたものでございます。また、月1回以上実施する項目、あるいは年4回以上実施する項目、そして発生時に実施する項目、今御指摘あったような大腸菌の問題であるとか、そういう部分等については適時検査をして、それなりの薬品等を入れまして市民生活、飲用に至って影響のないような水質にして市民の皆さんに提供していると、そういう状況にあります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今答弁がありまして、安全なものにして市民に供給をしているということでありますけれども、中身的には非常に水というものは重要なものでして、そういう意味からいくと名寄川の検査については通常の扱いでいくと年8回というふうに言われましたけれども、今答弁

いただいた中身でいくと水道の扱いについてはそれぞれその日、その日の検査をということでありますから、安全な水が供給されているというふうに思って構わないというふうに確信をさせていただきますが、ただちょっと方向を変えてと言ったら言葉に語弊がありますが、実は名寄は水がいいということで、地下水、井戸水を活用している家庭がかなり多いというふうに思っています。天塩川水系と名寄川水系に近いところはかなり水がいいのですが、近年舗装率が高まって雨水が地下水に浸透しなくなってきて、結果的にはそれが汚染の原因につながっているということが実は数年前から指摘をされているのです。私の地区でも数年前に検査をした結果、大腸菌が出て、中身的には上水道に切りかえたという状況がありますけれども、名寄市内における地下水、井戸水の利用をされている戸数というのはどのくらいあるのか、わかっている範囲で結構ですが、ちょっとお知らせ願えればといいますか。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 大変申しわけございません。今手持ちに資料を持ち合わせておりません。後ほど御報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 持ち合わせていないということでは、それはそれでいいのですが、行政で年に1回市民からの水道水以外の水の検査というのをやられていると思うのですが、実は井戸水がどのくらい使われているか、戸数が使われているかによって検査率がどうなのかということを聞きたかったのですが、そこは聞いても仕方がないので、また別なときに聞きたいというふうに思いますが、ただ私も数年に1回検査をさせていただいているのですが、問題ないということで飲んでいますが、検査をして大腸菌等々が出た場合の取り扱いとして、結果的には上水道を使用しなければならないということになるわけです。

私の地区の先ほど話した方は、結果的には市にお願いをして上水道を引っ張ってもらって、引いてつけたという状況になっていますから、そういう意味でいくと今後そのようなことがあれば即配管ができるのかどうか、その辺についてはどのような考え方でおられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 水質検査等につきましては、地下水の利用されている方につきましては水道週間も含めて広報等で周知をしていただき、それで検査していただきたいという申し出がございましたら、私どもは水をとりに行って、その都度検査をして、御報告をして、もしこれがこの水は飲料的に不適ですよというような形になりますと、当然給水エリアである地域においては給水管を新たな管網を引いて水を使っていただくと、そういうようなことで、そういう市民からの問い合わせに対しては常時整備を図っている状況にあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 理解をいたしました。

それでは、もとへ戻って市民部に聞きたいことがあるのですが、先ほど天塩川、名寄川の水質検査を10回と8回ですか、やっているということありますけれども、大河川外、いわば小河川あるいは河川外でのこの半年間鉱物というか、油系あるいは劇薬系の流出の事故があったのかどうなのか。あったとしたら、その件数と対応についてちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 河川への鉱物系、劇薬等の流出事故の発生状況ということでござりますけれども、名寄市においては現在発生についてはございません。ただ、市内において油の流出事故が発生をしておりまして、平成23年度、24年度ではそれぞれ10件、今年度は既に10件発

生をしているということで、増加している状況になっています。今年度の油の流出事故の内訳でありますけれども、土壌汚染が8件、河川への流出が2件であります。被害の拡大防止措置ということで、土壌汚染については土壌の掘削による浸出の防止、河川への流出においてはオイル吸着マットの使用ですとか、オイルフェンスの設置などの指導をしております。また、浸透による地下水汚染のおそれがある場合には、近隣の地下水使用者への影響など状況把握を行っております。先ほども申しましたけれども、近年大変油の流出事故が多いということで、特にホームタンクの劣化による漏えい事故が発生をしているということから、市の広報あるいはホームページにおいて現在注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） わかりました。河川というよりも土壌への汚染ということでありますから、これも地下に流入ということでありますので、それは対処方間違いないような方法でお願いをしたいというふうに思います。

次に、同じ水質検査の関係で、実はもう既に対応しなくともいいのかもしれません、旧日進地区に最終処分場があったわけですが、そこで検査、いわば汚水とは言いませんが、水が若干流れ出ていているところもあるわけですが、その検査等の扱いがされているのかどうか、されていないとしたらなぜされないので、あるいは年数がたっているから必要ないということなのかどうなのか、その辺についてわかればお知らせを願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 旧日進の処分場については、環境省の廃止に係る基準省令によって閉鎖の措置がなされて、廃止届が済んでおります。この廃止届によって、処分場が生活環境保全のために必要とされる水処理など日常的な維持管理を行わなくてもよいとされておりまして、現在は廃

棄物処理法の規制下にないということから、浸出水の検査については行っておりません。ただ、過去においては17年、18年……議員のほうからも御質問をいただいた、たしか決算委員会がございまして、19年、20年に検査はさせていただいておりますけれども、それ以降については今申し上げた状況で、検査についてはしておりません。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 旧日進地区の最終処分場の扱いについては、検査した当時は出なかったということで、また国の指定外ということになったということで、それは理解をしますが、結果的には処分場でありますから、昔の処分場、何が入っているかわからないという、そういう状況でありますから、何年かに1遍は検査をしてはどうなのかなというふうに思いますが、その辺の扱いについては検討を求めておきたいというふうに思います。

あと、リサイクルの関係で、市長の行政報告の中で纖維全般にかかわって昨年度より取り扱い量がふえたという状況にありますが、報告がありましたけれども、中身的に纖維の問題だけでなくて有価物の取り扱いも行政としても少し市民にアピールをする必要があるのでないかと私は思っております。昨年と違って、ことしの4月からの扱いで纖維類全般的に扱えるということになりますから、まだまだ恐らく集まるのだろうと。市民への周知徹底も含めて、私は足りないのでないかというふうに思っていますし、もう一つ、先ほど各有価物の状況について報告がありましたけれども、非常にアルミ缶だとか、スチールもそうですけれども、トン当たりの単価が高いものが家庭から、誰とは言いませんけれども、軒先から持ち去られるという、そういうことがいまだに続いているのだけれども、結果的に行政が金をかけて市へ出すということが一方で一市民が持つていってしまうということであれば、費用何ぼかけてもだ

めだということありますから、その辺の対策、1階に有価物持ち去りストップ、禁止のものも置いてありますから、そういうのも前回も話したと思いますが、もう少し市民にアピールをして、そういうものをつけて出すことが重要だというふうに私は思っていますが、市民へのPRも含めた考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 有価物にかかわって衣類、古着の関係とかについてもお話をございましたけれども、ことしから綿50%以下でも回収ができるというふうになりますと既に5,308キロ古着に関して集約をしておりまして、去年の実績では1年間で1,572キロでございまして、もう既に3倍以上実は回収をしているという状況になっています。これについては、大変周知不足ということについてはございまして、広報に1度、全戸に回るチラシを配布をさせていただきました。あと、町内会の役員さんの懇談会において市からの案内ということできさせていただいたのですが、まだまだ不十分な点については否めないというふうに考えてございますので、先ほど言われましたせっかく市民の皆さんのが玄関先に出した有価物について持ち去りがされるという状況についても十分対策についてはされていない面もたしかにあろうかなというふうに思ってございまして、議員先ほどお話をありました、市としては独自のステッカーといいますか、持ち去るなど、これは市に出したものでというステッカーなどを無料で配布をしながらやっているところでありますけれども、その辺のPRもあわせてもう一度周知徹底を図らさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 繊維類の扱いもなぜもう少し市民にアピールを言ったのかというと、結果的に名寄は焼却ではなくて炭化なものですか

ら、衣類は炭化にならない。結果的には、最終処分場に行くわけです、出さなかつたら。そういうことも考えると、最終処分場をつくるのに膨大な金がかかるわけでして、そういうところでの再利用も含めて市民にPRをするということも私は重要だというふうに考えていまして、そのことで今回の問題について質問させていただいたわけで、理解をいただいて、もう少し市民へのPR、広くやっていただければというふうに思います。

もう一点、大気汚染の扱いがありますが、市としてはやっていないと。やっているところとしたら、王子板紙さんと炭化センターでしょうか。問題は、市内で実はまだ野焼きというか、野焼きとは言わないのかどうか、ダイオキシンを発生をさせている業者がまだいるのであれば、ちょっとこの秋口は見ていませんが、そういう業者がまだいるのであります。ここは、法に照らしてというふうにならないのかどうか。ここ何年か前にも私質問をして話をしたというふうに記憶をしておりますが、非常に大きな問題になるのではないかというふうに思っていますが、やっている本人は一向にやめる気配ないという状況でありますから、その辺の考え方について個人名は伏せますが、ちょっともし考え方あればお願ひをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 野焼きにつきましては、本来犯罪ということでございまして、5年以下の懲役なり罰金も科せられるという状況になってございます。本年についても3件野焼きについての情報提供がございました。担当としては、現地を確認をさせていただいて、注意、指導も行っていますけれども、今議員がお話しになっている件についても既に担当のほうで指導には行ってございますけれども、なかなか私どもの指導では納得してもらえないような状況もございまして、警察とも連携をしながらやりたいということで考えてございます。いずれにしても、現地でそのような野焼きをやっているという現認確認も含めて、

警察の対応もいろいろ出てくるだろうというふうにちょっと思っています、連携をしながらやつていきたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 野焼きといつてもいろいろあります、農家の野焼きとまた違った問題が大きなダイオキシンが出る、発生するものを焼いているわけあります、焼いているというより燃やしているというふうに言ったほうがいいのですか、そういう状況でありますから、毎日行けとは言いませんが、ある程度巡回もされているようでありますから、市民部長が言われたように犯罪でありますから、その辺はもう少しきちっと対応、対処方求めておきたいというふうに思います。

あと、実は総合計画の中でストックヤードの整備というふうにうたわれています、現状紙等々の扱いについては今個人の企業さんの倉庫を借りて、そこでというふうになっているというふうに思いますが、この間ストックヤードの整備について行政としてどのような議論がされているのか、あるいは今後も民間の倉庫を借りての集約になっていくのかどうか、その辺についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） ストックヤードについては、総合計画の中でもうたってございますが、今後30年に向けての最終処分場の関係でありますとか、総体的な名寄あるいは広域でのごみ処分も含めた中でのリサイクルの方法について協議をしていく必要があるというふうに思ってございまして、午前中御質問がありました小型家電の関係についても量によってはやはりストックヤードが必要になることもあるかもしれません。その辺も名寄だけではなくて、今後広域というような議論もされるかというふうに思ってございまして、今はつきりどうこうということの説明にはなりませんけれども、いろいろと研究をしながら計画をし

ていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） ストックヤードの扱いについては、今後新たな計画の中でやるのかどうかわかりませんが、ただかかわりを持ってくるのは、先ほど炭化センター平成30年以降も使いたいという話が答弁されました。恐らく今後炭化センターのかわりになるものは焼却施設だろうというふうに思っています。道内でも単独、広域にかかわらず焼却施設が多いわけですが、そのことによってのいろんなペットボトルも燃やせる。ペットボトルと言ったら怒られるね。プラスチックも燃やせるでしょうし、そういうことも含めてできるとしたら、やれるとしたら、一つのヤードがそこにはまるということも結果的には考えられるわけで、今後の扱いとしては焼却施設の扱いと同時的な建設の問題も含めて考えるべきだというふうに思いますけれども、御見解あればお聞かせを願います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今議員が言われたとおりでございまして、ストックヤードの関係についても、あるいは炭化センターの関係についても先ほどもちょっとと言いましたけれども、具体的なものについては私今持ってございませんけれども、名寄市はもとより広域の中で検討される課題だというふうに思っているところであります。それと、焼却の関係とかについては、まだ具体的に今方向性について出せるというふうには思ってございませんで、これから広域の中でまた話をしていくなければならないと。課題であるという認識でございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、もう時間がありませんから、市立病院にかかわって何点かお聞かせを願いたいというふうに思います。

市立総合病院地域指定を受けて非常に重要な役割を担ってきておりますけれども、そういった意味でいきますと現状、先ほどの中身、答弁ありました上期の赤字の問題もかなり大きな行政としてのウエートだろうというふうに思っています。佐藤靖議員がどう黒字にするかという一つの方策としての問題として、薬品の共同購入だったり、ジェネリックの取り扱いだったりという、その辺の中身がありましたけれども、もう一方でことし会派で三重の松阪市民病院に視察をさせていただきまして、市立総合病院でも松島事務部長さんも行かれたというふうに聞いていますが、名寄との地域条件あるいは医療環境が違うということもあるのでありますけれども、そこで聞いたのは経営のビジョンあるいは成果、今後の展望というものははっきり出して、スタッフと一緒に赤字から黒字に転換をさせたという、そういう中身を実は報告を受けました。松阪方式と言ってしまえばいいのかどうかは別にして、名寄も一部取り入れているという状況でありますけれども、院内における松阪方式についての議論が大分されているのかどうか、今後の展望も含めてということであります、その辺ちょっとあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今竹中議員から御指摘ありましたように、私も2年前、東京の研修の後にちょっと寄ってきまして、すばらしい取り組みをしているなと思ったところでございます。ここまでできているのはそんなにないのですけれども、1つとしては経営企画に関するポジションを明確にあそこは置かれております。うちも経営企画室のようなものを考えてはいるのですけれども、いかんせん限られたスタッフであるということと、その責任者は医師がついております。ですから、その部分の責任者をどの先生にやっていただけるかですとか、総合的な私ども事務の職員が兼務、兼務では余り意味がござい

ませんので、そこの部分は課題として、これからどう解決して経営企画室をつくっていくのかというのが大きな課題なのかなと。その前段として、実は今年度から先ほどの答弁でも申し上げましたように経営会議というのをつくりまして、病院の姿ですとか、取り組む方向性、あるいはどんな事業をやってくのだというのを月に1回定期的に開催をして、そこで話し合ったものを翌週の管理運営委員会等で周囲の各課の代表を通して職員に通知をしているというような、そういう取り組みは、将来の企画室に向けてその第一歩としてその取り組みを行いました。あとは、あそこの責任者、世古口先生といって伊勢市民病院の事業管理者が今経営企画室に、責任者でやっているのですけれども、特に収入対策、あの先生は落ち葉拾いということで、小さな請求漏れもなくしていこうと、そういうようなことを常々言っておりまして、特にそこの部分ではDPCの適正なコーディングですか、先ほど申しました医学管理料ナビ等のソフトを入れたこと、あと委託業者との定期的な会合などを少しずつではありますけれども、参考にして取り入れて努力しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、最後になるのか、もう時間がありませんが、ちょっと2点ほどお聞きをしたいのですが、市立病院として看護師の資格認定制度を取り入れて、特定分野にかかわって看護師がそこで技術を上げるというか、そういうことをやっているわけでありますが、名寄における認定看護師の現状についてともう一点、特定医療ができる特定看護師制度というのがこの10月に実は一定の方向性が出されて、聞くところによると来年度の通常国会で保健師助産師看護師法が提出され、通過されれば中身的に審議会等々を設置をされて、そこで議論がされるということのようでありますけれども、この制度について病院として大病院、大きな病院、総合病院では余

りメリットないのかもしれません、しかし民間だと、介護施設だと、医師の少ないところでかなりメリットあるというふうに言われています。そういった中身について病院内での議論がもしあるとしたら、その中身についてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。
○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、認定看護師制度のほうからなのですけれども、現在当院では認定看護師5名おりまして、平成24年度からは認定看護師を目指す職員に対しまして受講料の2分の1プラス交通費の支援を100万円を上限にそういう助成制度をつくりました。また、認定看護師の資格を取った後に認定看護師手当として特殊勤務手当条例の改正をいただき、月に5,000円ではありますけれども、そのような手当を支給しております。その制度ができてから3名、去年からことしにかけてその制度を利用してふえました。当初は3名いた人が1名やめて2名になって、また3名取って、今現在5名が要はスキルアップ、それを目指して、またその後に続いてくる者も出てくるものとして期待をしております。また、さきの看護学科との交流生、ナースカフェでも認定看護師は皆さん参加をしていただいて、いわゆる入ってからモチベーションを高めて認定看護師はこういうことをやっているのだよというのを学生に伝えていただくなど、将来看護師を目指す学生に対してもそういうような役割を担っていただいております。

また、特定看護師の制度につきましては、議員がお話ししたとおり、ずっと何年か前からこのお話はあるのですけれども、医師会等のいろいろな課題もありまして、なかなか進んでいないのが現状でございまして、当院は医師も今57名おりまして、この制度はお話がありましたように基本的には小さな診療所ですか、特養ですか、そちらのほうがいわゆる医師の指導のもと特定の医療ができるということですので、市立病院としては

本格的にまだこの制度の議論はしておりませんで、今後の推移を見守りたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 先ほどの地下水の利用戸数についてお答えしたいと思います。

地下水の使用につきましては、下水道に接続している戸数につきましてうちのほうで把握しております。その戸数につきましては、510戸という押さえ方をしております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

観光の振興について外2件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

最初に、観光の振興から3項目について質問をさせていただきます。まず、ひまわり観光について伺います。市は、平成20年度からサンピラーパークのひまわり畑をメインにひまわり観光を開いてまいりました。平成23年度公開の映画「星守る犬」のロケ地になったこともあり、名寄のひまわりに対する認知度も高まり、さらに観光に力を入れているところであります。努力のかいもあり、夏の風物詩として市民や観光客から親しまれるようになってきたところだと思いますが、現状と課題について伺います。また、今後の取り組みについて伺います。

次に、ご当地グルメ開発・PR事業について伺います。名寄市は、ご当地グルメとして煮込みジンギスカンを道内や道外のイベントなどに出展し、名寄市のPRに努めているところですが、その成果と課題について伺います。また、今後の方向性について伺います。

次に、マスコットキャラクターについて伺います。名寄市のマスコットキャラクターなよろうが誕生して1年以上が経過し、市民の皆様からも愛され、貸し出し回数も大変ふえていると聞いてい

ますが、貸し出し実績はどうなのでしょうか、伺います。

大項目2点目は、路上駐車について伺います。市内を回っていてよく感じるのは、名寄市は大変路上駐車が多いことを感じます。駐車禁止区間や歩道にもとめている車をよく見かけます。車は、駐車場にとめるのが原則です。道路は、公共場所なので、路上駐車は他の人に迷惑がかかるばかりか交通事故の誘発にもなりかねません。また、これから冬に入り、除雪等の妨げにもなります。さらに、観光を目指すのであれば景観にもよくありません。市は、路上駐車の現状をどのように認識されているのか伺います。

また、路上駐車を減らすには、警察や交通安全協会等との連携も必要かと思いますが、現在どのような対策をされているのか伺います。

大項目3点目は、市立図書館について伺います。市立図書館は、築43年と古く、施設の老朽化のため今年度外壁補修やトイレや録音室等の改修工事を行い、10月末に完了したところです。しかし、駐車場には凹凸があり、また図書館北側の通路は砂利道のため、さらに凹凸がひどい状態です。市民の多くの方の利用もあり、安全のためにも整備の必要を感じますが、今後整備をする予定はないのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 啓議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 川口議員からは、大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大項目1、観光の振興について、1つ目のひまわり観光についてお答えいたします。当市のひまわり観光については、平成19年度の智恵文におけるひまわり畠が中止されて以来、道立サンピラーパークを中心に展開し、平成23年6月公開の映画「星守る犬」を経て現在に至っており

ますが、サンピラーパークにおけるひまわり観光の入り込み客数としては平成21年度が1万5,000人、22年度は映画ロケのために実施をしておりません。23年度が2万7,190人、24年度が2万3,024人、そして25年度が1万8,131人となっております。映画による名寄のひまわり観光としての知名度が向上し、映画公開翌年度の23年度は最も多く、21年度比81%と増加しましたが、その後24年度は前年度比15%の減、25年度はロケセットが解体されたこともあります。また、6年間の連作によりサンピラーパークのひまわり畠の地力が弱まっていることに加え、特に今年度においては雑草等に管理が行き届かない状態となってしまい、非常に厳しい状態となっていました。今後は、名寄市観光交流振興協議会ひまわり部会事業として道からサンピラーパークの指定管理を受けている名寄振興公社と協議しながら、作付や地力維持に関しては農業振興センターの技術指導も受け、市民はもとより多くの観光客の方々に楽しんでもらえるひまわり畠観光を実施してまいります。

続いて、2点目のご当地グルメ開発・PR事業についてお答えいたします。昨日の佐藤靖議員の答弁と重複する部分もございますが、お許しをいただきたいというふうに思います。名寄市観光振興計画に登載している本事業につきましては、昔から多くの市民に食されてきたジンギスカンをその食べ方に注目して全国にPRし、名寄市の知名度向上、地域おこしを図るため、なよろ煮込みジンギスカンと命名し、第746煮込みジンギス艦隊によるさまざまな取り組みを進めています。市内はもとより道内外のイベントに出展して名寄市のPRに努めるほか、ロゴマークも商標登録いたしました。また、本年9月に開催された2013北海道・東北B-1グランプリin十和田にも初めて出展し、残念ながら入賞は逃しましたが、約4,000食を完売し、好評を博したところでござ

います。さらに、ニチロ畜産株式会社からなよろ煮込みジンギスカンが商品化され、10月から商標を活用したパッケージで全道の大手スーパーのほか、どさんこプラザといった首都圏等のアンテナショップでも販売されており、名寄市のさらなる知名度向上に寄与しております。

さらに、NPO法人北海道遺産協議会では、北海道遺産構想として新しい魅力を持った北海道を創造していく運動に取り組んでおり、北海道遺産であり、次の世代に引き継ぎたい北海道の大切な宝物の一つであるジンギスカンのさらなる普及のため、地域ならではの活動に取り組んでいるなよろ煮込みジンギスカンを新たな担い手として北海道遺産に選定したい旨のお話をいただきましたので、このほど北海道遺産への選定申請を行ったところであります。今後もさまざまなイベントに出展して、さらなる名寄市の知名度向上を図るほか、市民理解もまだまだ十分とは言えませんので、市民の皆様にはふだん多く市民が食しているジンギスカンによる地域おこしであることを理解していただきために、本年作成した煮込みジンギスカン用の大型の鍋を広く市民に貸し出すなど、周知普及に努めてまいります。将来的には、ジンギスカンの食べ方のスタンダードの一つとして煮込んで食べる名寄流が認知されるもの信じており、テレビやラジオでの取材、報道、雑誌での取材、掲載など地道にではありますが、認知度向上が図られてくるものと考えております。いずれにいたしましても、ひまわり畠観光もなよろ煮込みジンギスカンにつきましても本市を広くPRしていく一つの手段として、今後も展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

続いて、3点目のマスコットキャラクターについてお答えいたします。名寄市観光キャラクターなよろうは、昨年8月にお披露目し、着ぐるみについては翌9月から多くの皆様に親しんでいただくために、市内外のイベント等に広く貸し出して

おります。その実績ですが、平成24年度は利用を開始した9月以降になりますが、58回、うち市内イベントが51回、平成25年度は11月末時点で58回、うち市内イベントが54回となっております。市民の皆さんへより親しんでもらいたいという考え方から、市内と市外のイベントが重なった場合には市内での貸し出しを優先していることもあります。

また、デザインの使用につきましては、営業行為にかかわるものについては許可申請、その他の場合は届け出となっておりますが、平成24年度は許可申請が8件、届け出が25件、平成25年度は許可申請が16件、届け出が26件となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、路上駐車についてお答えいたします。

小項目1、2について関連がありますので、一括して答弁させていただきます。名寄市内の路上駐車については、議員が御指摘のように、特に西3条と西4条の仲通、4丁目から5丁目、デパート前など繁華街の駐車禁止の場所に長時間駐車をしている車両を見ることができます。また、それ以外の市街地においても路上を車庫がわりにして日常的に駐車をしている車両が見受けられます。駐車禁止場所における放置駐車違反については、御承知のとおり道路交通法により反則金が科せられます。また、道路上に自動車を日中8時間以上、夜間は12時間以上駐車した場合、自動車の保管場所の確保等に関する法律により罰則があり、3カ月以下の懲役または20万円以下の罰金に処するとしています。こういった反則金や罰金があるにもかかわらず違法駐車が減らないのは、言うまでもなく違反行為者の自覚の低さや昨今の厳しい治安情勢のもと駐車違反取り締まりのための人手不足ということも一因して、違法駐車を十分に抑

止することが難しくなっているのではないかと思われます。冬道での路上駐車は、消防車や救急車、他の車両の通行を妨げたり、除排雪作業の大きな支障になったり、歩行者への危険性が高くなってしまします。市の建設水道部では、除雪の妨げとなる路上駐車をしないよう全戸にチラシを配布し、市民に注意喚起を促しているところです。現状を踏まえ、今後悪質な路上駐車を抑止するため、警察署、名寄市交通安全運動推進委員会、名寄地区交通安全協会連合会など各関係団体と連携を図り、違法駐車車両にチラシを張るなどして交通の安全を確保し、適切な道路環境にしてまいりたいと考えています。

からは以上です。

○議長(黒井徹議員) 扇谷総務部長。

○総務部長(扇谷茂幸君) 私からは、市立図書館につきまして駐車場と北側通路の整備についてお答えをいたします。

御案内のとおり、市立図書館は施設改修を10月末に完了しまして、トイレや録音室等の環境改善が図られるとともに、図書資料の安全な保管が可能となりました。一方、施設外の駐車場や北側通路におきましては、議員御指摘のとおり地盤が悪いため、路面の凹凸がひどく、これまで砂利を敷いて路盤の補修を行っておりますが、数ヶ月後にはまた凹凸状態に戻る状況となっております。今後におきましても舗装など抜本的な対応を図るまで時間を要すると判断をされますので、複数回砂利を敷くなどこれまで以上にきめ細やかな対応を実施し、路面状況の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井徹議員) 川口議員。

○6番(川口京二議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、ひまわり観光の観光入り込み客数について伺いますが、23年度が約27万人、24年度が約2万3,000人、25年度が約1万8,000

人とだんだん減少しているわけですが、減少した要因は何だったとお考えですか。

○議長(黒井徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) ただいま再質問をいただきました要因でありますけれども、第1に映画の公開から2年が経過をいたしまして、その効果が落ちてきたことが挙げられます。また、平成23年度からの詳細分析によりますと、入り込み数のピークが8月上旬から中旬のお盆までとなっていましたが、中でも土日に集中しておりましたが、今年度はその時期の天候が不順でありまして、特に土日にはほとんど雨天に見舞われたことが大きな要因というふうに考えております。

以上です。

○議長(黒井徹議員) 川口議員。

○6番(川口京二議員) 年度ごとの比較はわかったのですが、年度ごとの目標数はありますか。また、ことしほとそれを上回っているのでしょうか、下回っているのでしょうか。

○議長(黒井徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 年度ごとの目標数についてでありますけれども、名寄市観光振興計画におきまして計画期間である平成24年度から33年度の10年間のうち、26年度までは具体的な数値目標は設定をしておりません。27から28年度は22年度比25%増加、29から33年度は22年度比50%増加としております。ひまわり観光につきましては、22年度はロケのため記録がないことから、21年度比で考えますと、23年度は81%の増、24年度は53%の増、25年度は21%増となっておりまして、観光振興計画における名寄市全体の入り込み数の目標数値を大きく上回っている状況であることを鑑み、映画による効果を踏まえ、21年度比30%増の2万人程度と考えておりましたところ、今年度は目標の10%減となったところであります。今後は、入り込み客数を2万人と設定をいたしまして、名寄らしいひまわりを創出、維持、取り組

みを展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長(黒井徹議員) 川口議員。

○6番(川口京二議員) 観光を目指していると、観光客数が昨年と比べてどうなのか、目標数よりどうなのか、気になるところだと思います。それを目安として、比較することによって評価し、分析し、反映するものだと思います。よく分析し、来年以降に反映していただきたいと思います。

ことしもサンピラーパークのひまわり畠に行ってまいりました。上のほうは大変きれいに咲いていました。下のほうに行ってみると、草に負けていて生育が悪く、草だらけの状態でした。昨年と比べて大変悪い状態で、がっかりしました。いかがなものかと思っています。既に始まっている事業なのですから、やるからには当然連作障害とか研究をして、そういうことがないようにしなければならないと思います。昨年より悪い状態なら、お客様は二度と来ないと思います。来年はそういうことがないよう、さらにきれいなひまわり畠になるよう頑張っていただきたいと思います。

ライトアップひまわりを昨年から見に行っています。ひまわりがライトアップされ、昼間見るより幻想的で、名寄の夜景も見えて大変きれいです。しかし、残念ながらガとか虫が大変多くて気持ちが悪いです。何か虫対策をやっていただけないものかと思いますが、いかがでしょう。

○議長(黒井徹議員) 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長(常本史之君) 御指摘ありがとうございます。昨年度から実施しておりますライトアップひまわりにつきましては、今年度は13回実施をいたしまして、入り込み数は1,367人となっております。また、ライトアップと天文台をセットにいたしまして、クラブツーリズムのツアーも今年度は10回実施をされまして、318名の方に東京から来ていただきました。既に来年のツアーの造成に向けてもライトアップの要望がありますし、JTBからも問い合わせが

あるなど、来年度も実施をしたいという考え方でございます。

ただ、今川口議員からも御指摘をいただきましたとおり、夜に光を照らすというものでございまから、当然虫は集まってしまいます。今年度におきましても展望台等には距離を置いてライトを照らす等の対策を施しましたが、なかなか難しい問題でございます。全国的にガが大量発生するといったことなど、自然のそういったことには対策が難しい状況ではありますけれども、抜本的な対策というのはなかなかないと思いますが、虫が寄りつきにくい照明灯などがあるのかどうなのか、ちょっと私どももわからぬところでありますが、専門業者とも協議を行いまして、可能な限りそういった対策をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長(黒井徹議員) 川口議員。

○6番(川口京二議員) ぜひ研究、努力をして、よろしくお願いします。

観光振興計画を見ますと、平成28年度の観光入り込み客の目標数は約74万人と平成22年と比べて約15万人ふえる計画です。ひまわり畠の目標数は、先ほど2万人と言われましたが、その数字が妥当なのかどうかはわかりません。しかし、年々観光客がふえていくよう努力をしなければならないと思います。ひまわり畠も年々きれいに整備をしなければ、お客様はふえないと思います。十分に分析をして、来年はふやすぞという意気込みで頑張っていただきたいと思います。

次に、ご当地グルメ開発・PR事業について伺います。ニチロ畜産がなよろ煮込みジンギスカンを新商品として販売を開始して、道内の大手スーパーや道外の首都圏などでも販売をしているということで、名寄市の知名度向上には大きな効果があると思います。さらに、テレビや雑誌などでも取り上げられていますので、PRという点では大変効果が大きいと思います。一企業や一団体が名寄のPRをしていただけることは、大変ありがた

いことだと思います。しかし、市が力を入れるとなると市の職員が支援をすることになり、旅費や宿泊費等も必要になってきます。かなりのお金を使うわけです。それであればそれなりの成果を上げなければならないと思いますが、成果は十分だと考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまご当地グルメ開発・PR事業についての再質問ということで、特に煮込みジンギスカンの部分について御質問をいただきました。成果につきましては、先ほど答弁でお答えをいたしましたが、そのほかに昨年に引き続きまして出展をいたしました地元なよろ雪質日本一フェスティバルにおけるN-1グランプリといったもので優勝させていただきました。また、本年9月にはSTVラジオの「日高晤郎ショー」と連動するイベント、風土&FOODフェスティバルに出展をし、番組で日高晤郎さんに絶賛をしていただいたというようなこともございました。また、HTB等の番組でも紹介をしていただいていることもあります。また、雑誌でも今後掲載予定になるなど、まだまだ十分な対応にならないかもしれません、さまざまところで努力をしているところでございます。

市民の反応ですか意見といったところについてありますけれども、本年7月に駅前交流プラザよろーのオープン記念イベントの一環として、なよろ煮込みジンギス艦隊主催のジンギあり戦いというものをイベントとして行いました。これは、市内6店を含む道内13店のジンギスカンを味わって、好みのジンギスカンに投票していただくという内容でございました。これは、市内外からももちろんですけれども、多くの市民にお越しをいただきまして、市民に根づいた食べ物としてジンギスカンを楽しんでいただいたというふうに認識しております。また、先ほどN-1グランプリを初め市内の数多くのイベントにも出展をいたしております。そのほかに市民見学会で提供をする

など、市民への浸透にも努めております。市民見学会の際にもおいしかったと言ってくださった方もおりまして、そのほかにつくり方を質問されるといったこともございまして、一定の市民の皆様の関心の高さも実感をしているところでございます。

あと、職員の関係でございますけれども、これはきのうも佐藤議員のほうからも御質問をいただいております。イベントの出展の人員につきましては、基本的には煮込みジンギス艦隊として民間が中心になって対応しているということでございます。先般の北海道・東北B-1グランプリin十和田でも15人派遣をいたしまして、そのうち13人が民間の方というようなことで対応させていただきました。ただ、どうしてもやっぱり市の職員も一定程度段取り等も含めて対応するといったことがございますので、そういう部分については今後も留意しながら対応していきたいというふうに思います。

また、私ども営業戦略室の職員だけではなく、他の部署の職員につきましても職員研修の一環ということで各イベント等に参加協力していただいていることもありますので、あわせて報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私は、なぜ煮込みジンギスカンが名寄のご当地グルメなのだろうと考えています。そこで、名寄のジンギスカンの歴史を調べてみました。名寄では、大正時代から綿羊の飼育が始まり、智恵文の羊は昭和26年には羊の普及率全道一を達成し、全道でも有数の綿羊村として知れ渡っていたそうです。昭和12年に智恵文の山口さんが滝川の料理実習でジンギスカンの調理方法を習得し、その調理方法を智恵文地区に持ち帰り、各家庭に普及したのが煮込みジンギスカンのルーツだそうです。北海道めん羊協議会顧問の近藤さんに昭和25年当時滝川市に垂れつきジンギスカンを販売していた商店が存在していた

か確認したところ、滝川市内には存在しなかったそうです。名寄市内の精肉店に聞き取り調査を行ったところ、23年には綿羊を垂れに漬け込んではかり売りをしていた店があったということで、名寄市をジンギスカン発祥の地と自称するとのことです。そのころ煮込みジンギスカンをご当地グルメとして売り出しするのならわかるのですが、今は名寄に羊はないのです。昭和51年には、綿羊はゼロになってしまったそうです。使われている肉はニュージーランド産です。

ご当地グルメについても調べてみました。ご当地グルメは、日本の特定地域において地域振興活動の一環として、伝統にこだわらず開発、発祥、定着した料理の総称であると書いています。発祥の地と自称するのですから、ご当地グルメでもいいことになります。しかし、一般的にはご当地グルメとしてPRするなら、地域の食材を使ったものではないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま議員のほうから過去の歴史等も調べていただいて、いろいろと教えていただいたということでございます。議員御指摘のとおり、名寄では羊もないのになぜジンギスカンなのかといったような意見だというふうに思いますけれども、議員もお調べになられたように、昔から多くの市民に食されてきたという意味でのご当地性、そしてもう一つは肉以外の食材につきましては餅はもちろんですけれども、タマネギからもやしまで、ほとんどが名寄産であるということをぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。また、麺につきましても東京都中野区とのコラボで一部そういった麺を使うといったこともございますけれども、基本的には市内製麺所の麺を使用しております。肉についてもニチロ畜産の部分はニュージーランド産かもしれませんけれども、私どもが提供するジンギスカンにつきましては市内の精肉店から満遍なく仕入れておりますし、イベントを開催するに当たつ

てもそういう経済効果もあるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 現在市民の理解と認識が十分ではないと思っています。今後市民の理解をさらに深めていただくためには、もっと地域に対して何か対策をとることが必要ではないかと思います。また、現在食べられる店舗が10店ぐらいしかなく、大変少ないと感じています。店舗にもお願いをして、ふやすことも必要ではないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 御指摘のとおり、市民理解、先ほども答弁でもお答えしましたが、まだまだ十分ではないというふうに考えておりますので、そういう方策について考えていきたいというふうに思っておりますし、市内でそういったジンギスカンを食べることができるお店の拡大につきましても、日ごろからそういうお願いはしているのでありますけれども、なかなか広がっていないかというのが実態でございまして、今年度も1店ふえたということでございますので、もう少々お時間をいただいて、努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ご当地グルメとなったら、何よりもまず市民の人が認めて、地域の盛り上がりが必要であると思います。市民の大半が納得するものでないといけないと思います。大型鍋の貸し出しあるいのですが、さらに理解をしていただけるよう努力が必要だと思います。

次、なようについて伺います。大変多くの貸し出し実績があります。市内でも重なって貸し出せない状態があると思います。貸し出しがふえると汚れたり、傷んだりすることもあるかと思います。ぜひ着ぐみの数をふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） おかげさまで多くの市民の方々に利用をいただいているところでございます。具体的には、昨年度なよううができたということでございまして、杉並区のイベントでの長期間の利用ですとか、12月から3月の冬の時期多く利用がございました。今年度は、よろ一なのオープニングイベントから始まりまして、7月までのイベントシーズンに数多く利用されております。その他の月に関しては、比較的安定した状況で貸し出しをしている状況でございます。2年目に入りましたけれども、今後前年同月との比較といった評価、比較をしながら、今後2体目の導入について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ぜひお願ひします。

次に、路上駐車について伺います。先ほど中村部長の答弁の中で、長時間駐車、たしか昼間が8時間、夜間が12時間と言われたと思いますが、逆ではないのでしょうか。昼間12時間で夜間8時間ではないかということです。先ほど昼間8時間、夜間12時間と言われたと思うのです。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 先ほどお答えしたとおりということで、申しわけないですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） わかりました。私が調べたところでは、昼12時間、夜8時間となっておりますので、後で確認をしていただければと思います。

2006年6月、道路交通法が変わって、駐車違反の取り締まりが民間委託されたとなっていますが、名寄市では民間委託されているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 駐車違反の取り締まりの民間委託の関係でありますけれども、今議員

おっしゃられたとおり2006年に改正になったということで、違法駐車に対する民間の駐車監視員による取り締まりが公安委員会の委任が可能になりましたということでございますが、名寄警察においては実施をしておりません。また、つけ加えますと、道内の状況なのですけれども、道内では全部で13の警察署で実施をしておりまして、札幌が9カ所の警察で実施をしております。あと、旭川が2警察署、函館が2警察署という状況になっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） スピード違反や一時停止違反で取り締まりを受けたという話は聞いたことがありますですが、名寄市では駐車違反で取り締まりを受けたことって聞いたことがないのです。取り締まりを受けた昨年の件数などは掌握されていますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 昨年の駐車違反の取り締まりの件数ということで、名寄警察署にお伺いをしました。取り締まり及び検挙の実績はあるということなのですが、実数については公表できないということの回答でございました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） インターネットで調べると、二千何年度に二百何十万件とかと載っていましたので、公表されているのかなと思って伺いました。もちろん取り締まりは警察なのですけれども、市民から駐車違反が多いという声も聞こえてきますので、警察にも伝えていただければと思います。ここ数年路上駐車の状況が余り変わっていないと思っています。1年に何回か、1回でしたか、除雪の妨げになりますよというようなチラシは目にしますが、余り効果が上がっていないのではないかと感じています。現状はほとんど変化がないように感じていますが、どう思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 最初に申し上げましたとおり、市内、特に繁華街を中心に路上駐車というのは目立つような状況にあろうかというふうに思います。それについては、私ども単独で主導権を持って注意喚起をするということにもなりませんので、警察と連携をとりながら、私どもができる範疇で駐車されている車に駐車違反ですよというようなステッカーを置いてくるですか、あるいは広報を通じてそういう繁華街の写真等をナンバー等を伏せながら広報するですか、あるいは注意看板を設置をするとか、そういう方向でいま少し検討させていただきたいというふうに思ってございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 除雪の邪魔になるからだけではなくて、名寄市は安心して暮らせるまちづくり、快適で安全なまちづくりとうたっているわけですから、路上駐車は視界も悪くなりますし、先ほども申しましたが、事故を誘発しているわけです。現在交通安全キャンペーン時にスピード注意とかシートベルトを着用とか啓発されています。キャンペーンは、注意喚起と周知のためにされていると思います。啓発時に路上駐車も入れてみてはどうかと思います。市民に周知をし、理解、協力をしていただければ減ると思います。私は、路上駐車をなくすことも安心、安全で快適に暮らせるまちづくりの一つだと思っていますので、路上駐車の減少に向けて何か対策をしていただきたいと思います。

次に、市立図書館の駐車場と北側通路について伺います。公共場所というのは、安全でなければいけません。たかが凹凸と言う方もいらっしゃるかもしれませんのが、かなり深いのです。市民の方が大勢利用されるわけで、子供の利用もあるわけです。今は、雪が降ってわからないかもしませ

んが、雨が降れば水もたまりますし、夜になれば暗くて足をとられて転倒するという危険性もあります。施設については、安全のための点検はされていると思いますが、駐車場とか通路を含めた点検も必要かと思います。そのような点検はされているのか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 図書館の施設の点検につきましては、内外問わず図書館の職員が主に実施をしているということでありますけれども、必要に応じまして私ども総務部、それから建設水道部と連携をとりながら対応させていただいているということであります。結果として、一度整正をした後にまた道路状況が悪くなるということがあって、そういう状況の見過ごしがやっぱりちょっとあるかなというふうに感じております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 点検もされているとのことですが、定期的には行われているのでしょうか。見逃すこともあると言われたと思うのですが、チェックリスト等をつくって点検してはどうかと思います。そうすることによって見逃すことも減るのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 当然図書館には職員がおりまして、日々点検できるような状況にもなっております。どの程度でどのような補修が必要かという判断は、なかなか現場の職員がやれるような状況にはないと思いますので、そのところはしっかりと総務部、それから建設水道部あわせて対応させていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと待ってください。

中村市民部長。

○市民部長(中村勝己君) 大変申しわけありません。先ほど川口議員がお話をしておりました取り締まりの時間の関係なのですが、道路交通法で日中12時間以上、そして夜間は8時間以上ということの駐車に関する違反ということでございまして、先ほど川口議員が言われたとおり、大変申しわけありませんけれども、夜間が8時間、日中が12時間ということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(黒井徹議員) 川口議員。

○6番(川口京二議員) わかりました。

以上で終わります。

○議長(黒井徹議員) 以上で川口京二議員の質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長(黒井徹議員) 再開いたします。

農業政策の大転換について外2件を、山口祐司議員。

○17番(山口祐司議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、大項目の1番目、農業政策の大転換についてありますが、政府は11月26日、農業の強化策を議論する農林水産業・地域の活力創造本部の第9回会合において米政策を大きく転換し、5年後の2018年度をめどに米の生産調整、すなわち減反政策を廃止することや補助金を見直す新たな政策を決定した新聞報道がありました。農業者、そして農業団体も今のところ冷静に今後の推移を見守ってはいますが、1970年から農業の根幹をなしてきた減反政策であり、名寄市の基幹産業である農業政策の大転換であります。詳細な部分はまだわからぬとは思いますが、現時点での名寄市地域農業への影響についてどのよ

うに捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、今後の考え方と対応についてもお聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、農産物及び特産品の販路拡大についてお伺いをいたします。現在名寄市では、加藤市長の行政報告にもありますように、友好交流自治体であります東京都杉並区での各種イベントなどを通じて地場産品のPR活動に取り組まれておりますが、それら名寄市のPR活動の現状と今後における新たな取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、道内外及び海外ビジネスの可能性についてお伺いをいたします。現在名寄市は、国内においては山形県鶴岡市、東京都杉並区、海外ではロシアドーリンスク市、カナダカワーサレイクス市との交流が行われています。今後は、台湾との交流も始まろうとしておりますが、これら地域、国とのビジネス展望についてどのように捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、青少年の健全育成とスポーツ振興についてお伺いをいたします。現在名寄市内には、放課後児童対策として保護者が就労等によって昼間家庭が留守になる環境にある児童の健全育成と安全な生活の場所を確保するために4カ所の児童クラブが設置されておりますが、小学生児童の放課後活動について現状はどのように捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、民間団体との連携、協力についてでございますが、子供たちの健全育成を目的に1995年から行われてきたチームジャンプが20回目を最後として幕をおろしました。今後新たなイベントの再構築をするとされていますが、今まで市として協力されてきたとは思いますが、今後もこのような市民団体との連携、協力が重要と考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、指導者確保の現状についてお伺いを

いたします。総合計画の青少年健全育成事業では、スポーツ、文化、レクリエーション事業の実施と学校課外活動の推進をうたっておりますが、少年団などの学校事業外の指導者確保の状況はどのようなものなのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山口議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1と2は私から、3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、農業政策の大転換について、小項目1、地域農業への影響について申し上げます。国は、攻めの農林水産業のための農政の改革方向として、減反廃止を含めて大幅な見直し作業を行うこととしております。主な内容としては、米の直接支払交付金では激変緩和のため経過措置として26年産米から単価を10アール当たり7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置として30年産から廃止をする。日本型直接支払制度の創設では、農業、農村の有する多面的機能の維持、発展を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する。26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施をする。経営所得安定対策では、畑作物の直接支払交付金は諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により認定農業者、集落への認定就農者に対して実施する。なお、26年産は現行どおり全ての販売農家、集落営農に対して実施をする。米、畑作物の収入減少緩和対策は、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施をする。対象となる農業者は、法改正により27年産から認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施をする。食料自給率、自給力向上に向けた水田のフル活用では、食料自給率、自給力の向上を図るために水田活用の直接支払交付金により飼料用米、麦、大豆など戦略作物の

本作化を進め、水田のフル活用を図る。地域の裁量で活用可能な交付金により、地域の作物振興の設計図となる水田活用ビジョンに基づき、地域の特色ある魅力的な商品の产地を創造するため、麦、大豆を含む产地づくりに向けて助成を充実する。米政策の見直しでは、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食、外食などのニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給、価格情報、在庫情報の提供などの環境整備を進める。こうした中で、定着状況を見ながら5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に限らない国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑な需要に応じた生産が行える状況になるよう行政、現場が一体となって取り進める。米価変動補填交付金では、平成26年産米から廃止をする。以上の内容での見直しが行われ、名寄市においても米の直接支払交付金の約2億円の減額を初め、大きいものと考えております。今後詳しい情報が入り次第、生産者はもとより関係機関、団体と十分連携し、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

小項目2、今後の考え方と対応について申し上げます。さきに御質問をいただきました植松議員、山田議員と重複する部分もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと考えております。減反政策につきましては、施行されてから40年以上続いてきた政策であり、大幅な見直し作業により今後の農業経営について心配されるところであります。今まで以上に早期の情報収集を図り、関係機関、団体で構成しております名寄市農業振興対策協議会で十分に論議し、情報伝達に努めたいと考えております。平成26年度においては、人・農地プランの充実、担い手対策として経営継承事業の着手など、耕作放棄地や遊休農地への対策、モチ米のブランド化に向けての取り組みなど推進してまいりたいと考えておりますが、新農業・農村振興計画でも想定していなかった大幅な農業政策

の見直しが行われますので、関係機関、団体を初め生産者の皆様の御意見を十分にいただきながら、地域農業のあるべき姿について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目2、農産物及び特産品の販路拡大についての小項目1について申し上げます。現在名寄市内における農産物の販売経路については、農業者の団体であるJA道北なよろを中心とした経済団体の販路と生産者みずからの直接販売があります。市内においては、農産物直売所として道の駅を初め農家個人の直売所を含め8カ所があり、案内マップを作成し、広く市民に周知し、安全、安心な農産物の提供に努めており、地産地消に取り組んでいるところです。生産者の中には、農産物の加工、販売まで手がけている方もおり、特産品として販路拡大に向けてインターネット販売や東京有楽町の交通会館にあるアンテナショップ、北海道どさんこプラザでの展示販売、さらには九州のデパートで開催された北海道物産展に出展し、販路拡大に取り組んでいる事例もあります。

名寄市として地場産品のPR活動としては、交流自治体の東京都杉並区の庁舎内に設置されているアンテナショップ「コミュかるショップ」で交流自治体の物産などを販売しております。さらに、各種イベントでは6月の東京アスパラまつりで名寄を代表する農産物の一つ、グリーンアスパラガスをメインにPR、販売し、9月には初の試みとして杉並区役所前においてJA道北なよろが事業主体となり、旬のスイートコーン、カボチャなど名寄産の特産品を区民に産地PRをするとともに、販売促進を行っております。また、10月には市内民間団体が中心に杉並区阿佐ヶ谷駅前でのイベントで、名寄市特産品のPRや販売を行い、区民との交流を深めています。新たな取り組みとして、農林水産省の日本の食を広げるプロジェクト事業の一つとして、食のモデル地域構築計画に応募し、採択を受け、事業の推進に向け名寄市食のモデル

地域実行協議会を立ち上げ、日本一のもち米の产地であることを市民の誇りと位置づけ、新しい餅食文化と商品づくり、さらにプロモーションによる名寄のファンづくりなどもち米をテーマにして名寄のPR活動に取り組んでおります。

次に、小項目2について申し上げます。地場産品のPR活動でも申し上げましたが、交流自治体の杉並区とは旧風連町が平成元年7月13日に交流自治体協定を締結し、多くの交流事業を展開してきました。平成18年には、当初の精神を引き継ぎ、合併後の新名寄市と杉並区との間で新たに協定を締結しました。本市は、これまでふうれん白樺まつりや東京高円寺阿波おどりなどの各種イベントへの相互参加、小中学生の子供交流事業を始めとする人的交流を中心に行ってまいりましたが、長い年月を経て信頼関係を築く中から、現在は農産物及び特産品のあっせん、販売などの販路拡大に取り組み、経済交流に発展し、幅広い交流が行われているところであります。

さて、海外ビジネスの可能性についてですが、サハリンとの交流を志向する道北の6市が連携し、北海道産品の販路開拓、拡大を図り、稚内ーコルサコフ航路による貨物輸送の需要喚起を目指すべく、ユジノサハリンスク市内の商業施設で産品の紹介、販売を行うユジノサハリンスク道北物産展2013が開催され、名寄の特産6品目を販売したところであります。これも国際友好都市ロシアのドーリンスク市との交流が22年目を迎えた名寄・ドーリンスク友好委員会が中心となり、人的交流から経済交流に発展したものだと考えております。今後も継続して開催することと発表されたところです。今後のビジネスチャンスと捉え、経済団体と連携を図り、検討してまいります。

新たな台湾との交流では、中学生の野球交流が始まりですが、ことしJA道北なよろでは名寄産カボチャとユリ根を台湾に輸出し、海外ビジネスに取り組んでいる状況です。今後は、名寄市の知名度向上と観光PRによる観光客誘致に取り組み、

さらには交流の窓口を活用し、アンテナショップなどの可能性を探りながら、杉並区などの交流都市と連携し、経済交流に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 啓議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、青少年の健全育成とスポーツ振興についてお答えいたします。

まず、小項目1、小学生児童の放課後活動についてでございます。名寄市の取り組みの概要を述べさせていただきたいと思います。まず、児童館、児童クラブでは、児童の安全な居場所を提供し、指導員の見守りの中、児童の自主的な活動の支援を行っております。児童が放課後安全に活動できる居場所として、家に家族がいる児童につきましては一度帰宅した後に自由に遊びに来ることのできる児童館がございます。児童館は、市内に2カ所あり、名寄地区に名寄市児童センター、風連地区には風連児童会館があります。児童館は、午後5時まで開館をしており、子供たちが自発的にさまざまな活動に取り組めるよう児童厚生員が援助しております。名寄市児童センターでは、1日平均20人の児童が利用しており、風連児童会館では1日平均10人が利用しております。

また、家族が就労などで家にいない児童につきましては、放課後直接学校から通うことのできる遊びの場と生活の場を兼ね備えた放課後児童クラブがございます。放課後児童クラブは、市内に4カ所あります。公設では名寄南児童クラブと風連児童クラブ、民営では学童保育所コロポックルと共同保育所どろんこはうすの学童すまいるがございます。公設の2カ所は午後6時30分まで、民営につきましては午後7時まで開設をしており、指導員が見守る中、子供たちは自由遊びや宿題などの学習活動をして、保護者が迎えに来るまでの時間を過ごしております。利用児童数につきましては、南児童クラブにつきましては1日平均60

人、風連児童クラブにつきましては1日平均30人、学童保育コロポックル及び共同保育所どろんこはうす学童すまいるにつきましては1日平均35人が利用をしております。児童館、児童クラブでは、低学年の利用が多く、また障害のある児童も利用しております。

このほか児童の安全、安心な居場所として、放課後子ども教室があります。放課後子ども教室は、文部科学省の補助を受けまして平成24年度から開設をしており、小学校6年生以上を対象に学習習慣の定着を図るため、地域の教育経験者などが学習の指導等に当たっております。毎週水曜日は、名寄市の児童センターで名寄地区の児童約17人が利用しておりますし、毎週木曜日には風連の地域交流センターで風連地区の児童7人が学習に取り組んでおります。このほかに中学生では、名寄地区で7人が市民文化センターでも利用しております。子供たちの中には、名寄市民文化センターの多目的ホールでボール遊びをするなど社会教育施設を利用している子供たちも多く見受けられます。また、児童は学年が上がるにつれまして、後ほど述べますけれども、スポーツ少年団での活動であるとか、習い事等をする割合がふえていているというのが現実でございます。放課後の児童の安全につきましては、名寄市青少年センターにおいて町内会から推薦をされました指導員とともに、各学校のスクールゾーンや公園、河川敷、大型店舗、またゲームセンターなどの巡回を行って安全の確認や非行防止を図っております。市いたしましては、今後とも地域との連携によるさまざまな取り組みを通じて、放課後における子供たちの安全、安心な活動場所を確保し、学習やさまざまな体験、交流活動の機会を提供して、子供たちの社会性、自主性、創造性などを育み、地域全体で子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、民間団体との連携についてでございます。チームジャンプでございますが、チ

ームジャンプにつきましては社団法人名寄青年会議所の青少年委員会が中心となりまして、平成6年度より毎月9月に開催をされてきましたチームでのロープジャンプ競技であります。事業は、青年会議所と名寄市教育委員会、また小学校教員などからなります実行委員会が主催をいたしまして、子供部門と一般部門でのジャンプの回数を競うものであります。チーム全体が同じ目標に向かい、集団行動の大切さや他人を思いやる心を育てる目的に回数を重ねまして、約100チーム、1,500人ほどが集う大きなイベント、競技として続けられてきましたが、ことしの20回を一つの区切りとして、事業の目的を達成したということで終了となりました。大会の大部分の参加者は市内の小中学生であり、学校内でのクラス単位でチームを編成して参加をしておられました。このことから、練習や大会を通じまして子供たちが目的達成のために心を一つにしてお互いに協力し合うチームジャンプというのは、協調性であるとか社会性を育み、人格の形成にも大きな影響を与えていたと考えております。教育委員会といたしましても、当初より市内各学校の協力のもと支援をさせていただき、子供の健全育成に大きく貢献した事業と認識をしております。チームジャンプは一旦区切りとなりましたけれども、青年会議所のほうではもし各学校でこの競技を行う場合には、普及、審判員の派遣であるとか、また今後は形を変えた青少年育成事業を模索をしていくということですので、教育委員会といたしましても引き続きお手伝いのできる部分につきましては対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、指導者確保の現状についてでございますが、主にスポーツ少年団の指導者確保の現況についてお答えをさせていただきます。これまで市といたしましては、生涯スポーツの振興として市民皆スポーツを目指し、年齢や体力に応じたスポーツ活動の充実に努めてまいりました。現在の名寄市のスポーツ少年団の登録数は、名寄

地区で20団体、風連地区で5団体、計25団体が登録され、団体員は総計で男子が337人、女子が172人、指導者につきましては92人、計601人が登録をされております。少年団は、講習を受けました指導者が最低1人いなければ登録ができません。さらに、2年以降からは2人の指導者が必要になるということになっております。少子化に伴いまして、年々団員の数も減少する部分もあります。また、指導者の高齢化もあり、指導員の確保が難しくなってきている団体もあると認識をしております。

少年団を始めとするスポーツ指導者の育成確保と技術力の向上を図るために、教育委員会では2月にはアスリートとの交流事業なども予定をしております。野球少年団またはバレーボール少年団のように学校型の少年団活動につきましては、教職員の異動に伴いまして指導者の確保に苦労されている団体もあろうかと思っております。教育委員会では、学校からの要望のあった種目の教員の確保につきましては、上川教育局等に異動等での配慮をしていただくようにお願いをしておりますが、今後とも確保できるように努力をしていきたいと考えております。また、質の高い指導者資格として、日本体育協会で実施をされております公認指導員等の資格、指導者講習会がございますが、種目によっては約200時間の講習を受けなければならないというものもありまして、現実的には受講するのが難しい現実があると思っております。今後におきましては、引き続き名寄市内の各体育協会、地域スポーツクラブ「ポポ」及び競技団体との連携を図りながら指導者の育成確保の支援、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして、大変どうもありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、農政の大転換ということでございまして、政権がかわるたびに農業というのは本当に猫の目農政ではないですけれども、常に変わっていくというのが、常といいますか、そういうような、私も農業をやっていまして、常にそういうことを思っているわけでございますけれども、今回転作がなくなる。転作といいますか、減反政策が廃止されるという新聞報道がされたわけでございますけれども、これ一般紙がかなり大きく報じた部分がありまして、一方で農業新聞あたりは大転換とは言っていないわけです。確かに今まで反当1万5,000円の部分が来年から7,500円になりますよという話なわけとして、その分、その半分になった分を浮いたお金を加工の稻ですか米穀の部分に厚く補助しますよという部分として、これ新聞の中では大転換という形になっていますけれども、実際これが本当に大転換なのかどうなのかというのはちょっと微妙な部分があるのかなというふうに私個人では思っています。これ民主党政権にかわったときに、2010年に戸別所得補償ということで水田に対して反当1万5,000円の補助されたわけとして、このときにも私一般質問させていただいたのですけれども、本州では1万5,000円が当たることによって、今まで農地を貸していた方たちが返してくれと。貸しはがしです。自分が1万5,000円をもらうために貸していた部分を返してくれという、そういうような事例も聞かれたものですから、北海道においてそういう事例があるのか、そして名寄市においてそういう事例があるのかということで、ここで一般質問させていただいたことがあります。名寄市の場合は、その時点ではなかったわけありますけれども、それが今回なくなろうとしているということは、あたかも減反政策が廃止されるという、そういうニュース報道になってしまっている部分があるのかなというふうに思っています。ですから、中身的に農業予算というのは多分それほど変わっていかない部分

があるのかなというふうに思っています。いずれにしろ、まだ詳細は多分本当にわかっていないものですから、ちょっと余り変なことは言えないですけれども、冷静に今後とも注視していかなければならぬ部分なのかなというふうに思っていますし、ぜひともこういう情報に関してはそれぞれ農業団体ですか、そういうところと綿密に情報の共有をしながら、隨時農家のほうに知らせていただきたいなというふうに思っていますけれども、そのことについて再度お願いをしたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども答弁でお答えしましたけれども、答弁でお答えしたというのはおかしいですけれども、答弁しましたけれども、できるだけ綿密に、できるだけ早急にいろんな情報を早目にキャッチをして、キャッチした情報については農業振興対策協議会の中で御論議をいただいて、農業者の方に逐次伝えてまいりたいというふうに思いますし、今月中過ぎには北海道農政事務所の係官に来ていただきて、対策協議会の中で今後の政策の部分報告していただくことになっておりますので、そういうことも踏まえて、できるだけ細かい情報を農業者の皆さんに今後ともお伝えしていきたいという考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

先ほども申しましたように、2010年に始まった事業なわけなのですけれども、このときに先ほどの貸しはがしの部分ではないですけれども、やはり1万5,000円をもらうようになったがために農地の流動化という部分がかなりおくれたのだと。一方ではそういう話もございますので、今後また体制が変わってそういうものの農地の流動化という部分も進んでいく部分もあろうかなというふうに思いますので、その辺の見方というのは名寄市として、中身がわからないからわからない

という部分もあるかもしれませんけれども、そういうものに対しての変動に対しての対応というのもまた迅速にお願いをしたいなというふうに思いますので、再度お願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 農地の流動化につきましては、今後高齢化も急速に進んでいく部分もありますので、人・農地プランの中でも今後の地域の担い手への農地の集積といった部分もありますので、そういう部分を通じて確実に地域の中心となるべく形態に農地がスムーズに移行できるよう人・農地プランの中でもきちんと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これ年暮れになって、11月の末になって出てきた部分であります。それで、すぐ年明けて来年の作付が始まるわけであります。まだ中身は本当に見えないわけすけれども、年明け早々かなりの部分が見えてくるとは思いますけれども、忙しい部分もあろうかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

2つ目ですけれども、地場産品のPRのことですけども、加藤市長を初め杉並区のイベントですか、もう本当に精力的にPR活動をされているわけでございますけれども、PR活動という部分の成果といいますか、そういうものが目に見えてきているのかといいますか、手応えというものを感じながらやられているのかどうなのか、その辺をちょっと。PRだけではなくて、その見返りではないですけれども、手応えを感じながらそれをPR活動しているのかどうなのかという部分をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、ことし初めての試みとして杉並区役所前でスイートコーンの販売をやりました、3日間。当初予定していたより短い時間でなくな

ってしまうという、やっぱり北海道のもので、新鮮で安心なものへの、都会の方って求めている部分もあろうかというふうに思います。そういう部分では、本数も最終日に追加をしてやったという実績がありまして、次年度はまたさらに本数をふやして、名寄市で生産される安全で安心な農産物を広く都会の人々にPRをしていきたいという考えを持っております。手応えは十分にあるというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 手応えは十分にあるということでございますので、北海道、そして名寄市の農産物という部分では本当に本州に胸を張って売れる作物が十分ございますので、スイートコーンに限らず、いろんな野菜がありますので、今後ともそういうPR活動という部分を推し進めただきたいなというふうに思います。

それから、ユジノサハリンスクの道北物産展2013についてなのですが、名寄特産品6品目を完売したというふうに聞いています。内容についてもうちょっと詳しくお聞かせをいただきたいと思いますけれども、どなたも行かれている方はいないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 道北物産展、6都市での対応ということで、それぞれの6都市については御承知されていると思いますので、あえてお話をさせていただきませんが、トマトジュースを初め市内のお菓子も含めて6品目ということになります。この狙いは、提唱したのが旭川市さんであります。ちょうど北海道とサハリン州の友好提携15周年と、それからユジノサハリンスクと旭川市が交流都市なのです。そして、あわせて稚内市とユジノサハリンスクが交流都市と。それと、重ねて稚内市とコルサコフというのは港あるのですが、そこも含めて交流都市だということと、名寄市はもちろんドーリンスクと交流都市ということで、そういう6都市それぞれがサハリンとゆか

りがあるということで、そこに土別さんも加わったということなのですけれども、今回は試みとして北海道の道北都市のそれぞれの物産のよさをサハリン州の皆さんにお知らせをしたいというのが1つと、もう一つは物産そのものについては検疫、特に農産物は検疫があつて実際サハリン州でできていなかつたのです。というのは、ウラジオストクという沿海州のところまで行って2週間ほど検疫をするのにかかるというものを今回イベントに合わせてコルサコフでそういう対応ができないかという試験を含めてやらさせてもらったということなのです。それで、私どもも当初は農産物というふうに考えていたのですけれども、農産物についてはそれぞれのバッティングするということもあって、今回はお試しも含めてやっていきたいということでしたので、一応6品目というのは名寄産の加工品を含めたものが主となつたということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

先ほども部長の答弁のほうで触れておりましたけれども、今後の展開については1年で終わりたくないというのが旭川市さん含めての考え方であります、今担当レベルで明年度の取り組みについてはことしの取り組みの検証をして、来年をどうするかということについてはまだ一定の結論が出ていないということありますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 検疫ですか、そういう部分、難しい部分が多分あるのだなというふうに聞いていたわけですけれども、この6品目、名寄から出された6品目というのは何々を持っていかれたのか。それから、ほかの市と競合しないような形で多分持っていかれたのだろうというふうには思うわけですけれども、6品目のちょっと品物を教えていただきたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 全てではないのです

けれども、申しわけないですけれども、切り餅、それからトマトジュース、市内のお肉屋さんがつくっているジンギスカンの垂れ、瓶売りですけれども、それとお菓子などを持つていてるというふうに伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） これは、加工品といいますか、生ものではないということになるのですけれども、検疫の部分というのは農産物に関してどうしても気になる部分があるので、やはり北海道の農産物、名寄市の農産物を今後そういうサハリンのほうに送るような形というのはかなり難しいハードルがあるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 直接物産を交流させるというのは、必ず商行為が必要になってくるということですから、基本的に受けるロシア側のそういう商社と送る側の商社、それぞれありますし、特に今ロシア政府とは一定の国交ありますから、そこは十分に対応できるかと思うのですが、国交のない国との例えば物流のあり方だとかということは、これからそれぞれ模索をしていかなければいけないということです。さらに、今回物産展ということで、イベントに合わせて対応しようということで始めましたので、そこはまだまだ課題があります。特に農産物の物流に対してどこが対応するかというと、市の部分は一定程度PRをするというところだとか、そこの取りつけに入る前段の対応するということで、実質的に商行為、経済行為するのは少なくともJAを中心とした対応でなければやっていけないのでないかというふうに思っているところであります。今回先ほど経済部長、杉並区の中でのスイートコーンの話しましたが、これはJAがぜひやらせてほしいということでの対応です。これを市が取り次いだということですから、JAが主体的にやるということもサポートしていきたいというふうに思っています

ので、特に海外との経済のやりとりについては農業団体がしっかりとそのところを見きわめてもらうということも必要なので、それぞれの情報を交換しながらやっていきたいと思いますし、系統でいきますとJAのほう、ホクレンを通じて海外とのやりとりをしているということも聞いておりますので、その辺の情報入手と、さらには名寄市として、あるいはJA道北なよろとしてどういうふうに地元産のものを海外との交流に使っていくかということもこれから研究課題ですので、今回の物産展はあくまでも一過性ということで、結論が出るようなそういう取り組みではありませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。やはり行政としての立場といいますか、商行為までは行政としてはタッチできないといいますか、そういう部分だろうというふうには思うわけですけれども、ただこういう機会でございますし、難しさというのはまだまだ今お話を聞いた中では本当に難しいのだろうなというふうには思うわけですけれども、近隣の土別ですか旭川、今回の参加した6市とまたいろいろ連絡を密にしながら、売るのは農協なりホクレンなりという形になるかもしれませんけれども、何とか地元の野菜を販売できるような形を行政としてバックアップといいますか、そういうものが必要ではないかなというふうに思いますので、そういう部分で求めておきたいなというふうに思っています。

それから、この部分に関しては終わりますけれども、加藤市長、本当にトップセールス、先ほどからも出ていますように3年8カ月トップセールスという形で表に出しながら活動されてきたと思うのですけれども、こういうロシアとの関係もありますし、それから先ほど言いました台湾との交流もこれから始まります。そういう部分で今後の

PRに込める思いといいますか、そういう部分をちょっと抽象的過ぎますけれども、お聞かせいたたければなというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 海外との交流ということで、今後の展望ということだというふうに思います。日本国内で見ると、もう既に人口減少社会に入っていると。とりわけ北海道はもう10年以上前から人口が減少しているという中で、経済という切り口だけ見ると、道内あるいは日本だけで見ると先行きになかなか明るい展望が見出せないのかもしれない。しかし、一方で世界はまだ人口が爆発的に伸びていると。加えてロシアもそうですが、特に台湾を初め東アジアというのはまだまだ人口もふえて、また経済も非常に伸びているということを考えると、経済的側面からいうとこうした地域、国とつながっていくということは、ある意味では地域のこれから生き残りという意味では必要なことなのではないかというふうに私は思っています。加えて今回台湾に関しては、子供たちの人的交流ということをスタートさせるわけですけれども、地域の、あるいは日本の文化と伝統をしっかりと大事にしながらも、しかしグローバルに発想できる子供たちをこれから育成していくと。このことは、必ずこの地域にとっていろんな意味での振興につながっていくというふうに確信をしています。この芽がしっかりと花開いていくようにこれからも頑張っていきたいというふうに思うので、ぜひ応援、御協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変どうもありがとうございます。今台湾のお話を聞かせていただいたわけなのですけれども、先日ちょっと新聞の報道でありましたけれども、東川町が観光案内所を台湾のほうにつくるのだという記事が載っていたわけでありますけれども、台湾の方というの北海道に憧れみたいなものがあるようとして、やは

りそういう憧れを現実のものとして情報として提供して、そして来ていただくという、そういう形というのは本当に全く交流のないところからそういうものというのはできないとは思いますけれども、この機会でございますので、そういう部分も前向きにまた考えていただければなというふうに思います。求めておきたいと思います。

それでは、3点目の部分に移りたいと思います。3点目につきましては、子供たちの放課後課外活動の充実と安全についての質問ということになるわけなのですけれども、今回児童クラブの内容等お聞きをしたわけでございますけれども、児童クラブの南児童クラブが60で、風連が30名という形だったと思うのですが、60名ということは地域的にもかなり広い範囲から来なければいけない部分というのはあるのだと思うのですけれども、今後の児童クラブの増設の部分の考え方ということはおありになるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市の放課後、学童保育のことによろしいでしょうか。答弁の中では、現状についてお話しさせていただきましたけれども、お話を聞いていなかったのは、名寄市の学童保育につきましては施設と、それから学校区を組み合わせていただいているというのが現状であります。今お話をありました南児童クラブというのは、現在名寄南小学校の校区の子供たちが主に来ておりますし、風連につきましては風連地区の風連中央小学校の子供たちが来ております。これは、いずれもいわゆる公設の児童クラブであります、このほかに先ほど申し上げました民営の部分で、コロポックルにつきましては名寄市街地の名寄小学校の校区と東小学校の校区の子供たちが来ております。また、共同保育所どろんこはうす学童すまいるのほうにつきましては、西小学校と豊西小学校ということで、学校区で分けさせていただいているというのが現実です。ただ、この中にあります

して、南小学校はどうしても学校自体が校区も広いですし、子供たちが多いという現状もあります。この中で課題ということでありましたら、民営と公設との保育料の若干の差があるということと、もう一つは特に東小学校の子供たちにしてみれば、現在のコロポックルがもともとあったところよりも少し西のほうにずれましたので、学校からの学童保育のところまで行く間が若干距離が遠くなつたという部分での不安感等がございます。こういった2つの課題もございますし、もう一つは状況的な変化として、保護者の方が随分働く方がふえてきて、学童保育につきましてはこれからも減ることはないという状況、そういう課題が教育委員会としては認識している点でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今回総合計画のほうもちょっと見せていただきまして、計画の中には校下ごとに児童クラブを設置をしたいという部分が出ているわけなのですけれども、今後の考え方だとは思いますけれども、やはり住民の親御さんからもそういう要望というのは多分あろうかとは思うのですけれども、そういう方向というのは考えになっているかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員御指摘の学校ごとに児童クラブがあるというのは、ある意味大変理想の姿かと思っております。先ほどの課題と現状を捉える中で、その部分につきましては教育委員会としても関係部署や学校ときちつとこれから検討していくかなければだめな大きな課題と考えております。また、先ほどの東小学校のように、やっぱり地域の大きな課題でもありますので、これから子供たちの放課後のあり方についてきちんと研究をスピード感を持ってやりたいという認識は持っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます

す。

児童クラブのことはおいておきまして、次に指導者の関係の話をちょっとさせていただきたいのですけれども、やはり子供たちを安全に見守りながら指導をしていくという、その体制というのは今後も最も重要な部分ではないかなというふうに思っているわけなのですけれども、指導者不足というのは今後出てくるだろうなと。なお一層出てくる部分があるのかなというふうに思っていますけれども、指導者を育成する部分の難しさも先ほどの答弁の中でお聞きをしたわけなのですけれども、今団塊の世代が定年退職されているわけでございますけれども、そういう方々の力をかりる。地域の力もかりていかなければいけない。そういう方々の力もかりていかなければ、今後難しいのかなというふうに思うわけでありますけれども、その辺のお考えといいますか、何かそういう形をつくり上げていく指導者の養成をしていくようなお考えというのはありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 小学生の少年団活動におけるスポーツへのかかわり方というのは、小学生でスポーツすることはすばらしいということを自覚をして、小学校だけでなく多分中学、高校と、もしくはそれ以上の学校という中で連続性を持たせた指導が必要かなと思っております。今のお話は取つかかりとしての少年団の部分ですけれども、大きな意味では地域にあった小学校、中学校、高校という連携がまず必要だということは認識しております。現在少年団の指導者につきましては、主にそれにかかわります競技団体ございます。野球であれば野球連盟であるとか、柔道であれば柔道連盟であるとか、そういったところから少年団の育成の方々を出していただいて、指導いただいているという現実がございますが、今議員がおっしゃったようにそれぞれの競技団体も構成員が高齢化をしてくるという部分でございます。そういう中で団塊の世代も含めまして、活

動的な60代の方をお願いをするというのは大変有効な方法かと思いますが、それぞれスポーツ部門は得意分野がございますので、その辺については配慮をしていかなければだめだなと思っております。

地域の方々のという御意見もございました。まさに地域の方で息の長い指導をしていただけるという部分は、学校の先生等はどうしても異動等がございますので、そういう意味では息の長い指導をいただくという部分では地域の協力を得るということも大変大切なことかなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変難しい部分もあるかというふうに思うわけですけれども、将来を担う名寄市の子供たちの放課後、それから課外活動がなお一層充実したものになりますように、今後ともまた御指導いただきたいというふうに願っておきたいと思います。先ほど言いましたように、指導者の育成の部分に関しましても本当に急がれるといいますか、そういうものの対策というものをなお一層求めて、質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

なよろコミュニケーションバスの実証運行について外3件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長から御指名をいただきましたので、順次質問をしていきたいというふうに思います。

1点目は、なよろコミュニケーションバスの実証運行について質問いたします。私自身6月の第2回の定例会から取り上げさせてもらっていましたが、いよいよこの12月20日からこの間の運行の見直しを実施をするということになりました。そこで、改めて今回の最大の見直し点と今後の市民の皆さんへの周知についてお伺いいたします。

また、交通弱者の方や市民の方の利用促進についてもお伺いします。

次に、市道の除排雪についてですが、昨年の除排雪体制を見直し、ことしについては重要幹線、幹線道路の排雪回数をふやすことと道路幅を確保する、そういう除雪方式に変更するという取り組み、それについては理解をしますが、生活道路についてはどのような変更、変化があるのかお伺いします。

3点目は、地域の振興についてです。先月町連協主催でまちづくり懇談会が実施されました。私も東地区の懇談会には出席したところですが、地域の要望や意見に対し、各部長からの説明もありましたが、まとめる形で加藤市長からも地域の要望に対していろいろ考えているとの話がありました。そこで、東地区の懇談会で出ていました生活用品の調達に苦労している。商店がないのだという話、それから学童保育の整備のこの2点について、具体的な市長のお考えについてお伺いしたいというふうに思います。

あわせて営業戦略室が商店の出店等にかかわる中小企業振興条例の各制度の窓口になっていますが、この営業戦略室の役割をどう考えているか、これについても市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

4点目に、名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金の利用者の負担のあり方についてですが、本年度から既に契約金額が変更になっています。利用者の方の部分については据え置きということではありますけれども、その変更額と現在の市が負担している金額、それから、その差額についてお伺いをし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 啓議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま奥村議員から大項目で4点にわたっての質問をいただきました。大項目3を私から、大項目1、4を総務部長から、大項目2を建設水道部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

地域の振興についてということでございます。今年度も名寄市の町内会連合会の主催によりまし

て、市内10会場におきましてまちづくり懇談会が開催をされ、東地区の会場に参加をされた方から商店がない、あるいは学童保育の整備についての御要望をいただいたところであります。まず、商店がないという御要望でありますが、市内中心部も含めて市全域にわたりまして商店数が減少して、特に東地区並びに北地区で日用品を購入できる商店が不足をしておりまして、商工の振興並びに買い物弱者などの点において問題の一つとなっている声はさまざまな場面でお聞きをしております。現行の中小企業振興条例に基づく助成制度は、都市計画の観点から商業地域への集積を図ることから、優遇的な取り扱いとしておりますが、商業地域以外の新規開業などに係る助成制度も定めています。しかし、現状を見るとこれらの制度が商店の不足している地域への新たな店舗展開の後押しにはなっていないというのが現状だというふうに思います。商工振興における行政の役割、限界と言えるのかもしれませんけれども、商店の進出にはやはり事業者の経営判断が何よりも優先されるべきものであります。買い物環境の改善における行政の対応として、商店を進出する事業者への情報提供、優遇策等による支援、あるいは商店進出にかわる代替の措置等を考えるところでございます。市としては、新規の商店進出等に対して相談並びに中小企業振興条例に基づく支援など一定の体制を整えており、他自治体の例を参考とした今後の見直しも含めて今後情報、あるいはもちろん相談があれば速やかに対応してまいりたいと考えています。また、商店進出にかわる代替の措置として、現在試験運行に取り組んでおりますコミュニティバスがその一つとして考えておりますが、このほかにも宅配等に取り組む事業者もございます。これらの普及に向けた取り組みについても調査研究をしてまいりたいと考えております。

続いて、東地区的学童保育についてでございますけれども、保護者、特に低学年の方には通所に当たっての不便感を持っておられます。また、市

内には公設と民間の施設があり、校区により通所が割り振りをされているといったことから、官民で差のある保育料について負担感が多いといったことも事実でございます。これらの解消のために通所への不安解消については、該当学童保育所への通所の見守りの強化をお願いをしたり、保育料については民間学童保育所利用支援を本年度より実施をし、不十分であるかもしれません、負担感の軽減を図っているところでございます。

小項目2の営業戦略室の役割というお尋ねがございました。中小企業振興条例では、本市における中小企業者等の自主的な努力を基調として高度化する地域経済社会に適合する企業経営のために必要な助成等を行い、中小企業の振興を図ることを目的としております。現在各種助成、融資制度については営業戦略室が所管をしておりますが、これらの制度を活用する中小企業者の方には、単に助成制度の相談だけではなく、経営指導などの総合的なアドバイスを提供できる窓口が必要であるというふうに考えております。しかしながら、助成制度を申請する事務的な流れは中小企業者が営業戦略室に直接相談をする形であり、行政に商工振興に係る専門的なプロパー職員を配置することは現段階では困難であることから、市では中小企業振興条例の中で商工会並びに商工会議所に対して商工業の総合的な振興を図るための事業及び中小企業者に対する指導体制を強化するための経費の一部を補助してございます。これらの制度を有効活用するためにも商工会並びに商工会議所で国や道などの制度を含めた各種助成制度、さらには経営に関する相談など商工振興に係るワンストップ的な相談窓口として確立できるよう商工会並びに商工会議所を経由するような形で現在の助成の流れを変更すべく関係機関と検討を行ってきておりまして、今まで以上に商工会、商工会議所との連携をしっかりと図っていくことができるシステムを確立する中で、各制度の周知はもとより利用や御相談が気軽にできる体制を整えてまいりました

いと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の1及び4につきまして答弁をいたします。

まず、大項目の1、なよろコミュニティバスの実証運行につきまして、12月の見直しについてであります。この間の利用実績はもとより聞き取りやアンケートによる公共交通利用状況調査、市内3カ所において開催をいたしました地域懇談会など約900名にも及ぶ市民の意見や要望などを踏まえ検討してまいりました。今回の見直しの最大のポイントは、市民要望の最も強かった駅前での乗り継ぎの課題を改善をするため、新たに乗り継ぎなしの東西回り、いわゆる8の字路線を1時間に1便設けたことにあります。また、利便性を確保するため、西回り単独運行便を半数程度継続し、西回り区間は30分に1便、東回り区間は1時間に1便のパターンダイヤとし、さきに開催をいたしました名寄市地域公共交通活性化協議会におきまして確認をいただきましたので、12月20日の見直しに向けまして現在準備を進めているところであります。

また、市民への周知につきましては、概要版のチラシを12月広報と同時に全戸配布をさせていただいておりまして、限られた時間の中で引き続きバスの車内、新聞、FMラジオ、ホームページ等を通じまして情報提供を図るとともに、緊急雇用創出推進事業を活用したバスアテンダントの配置によりまして高齢者を直接案内をするなど、きめ細やかな利用案内にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、利用促進と交通弱者への対策についてであります。今回の見直しでは東西回りの新設やダイヤの見直しによるパターンダイヤ化、JRやほかのバス路線との接続改善による利便性の向上が一定の利用促進につながるものと考えております。このほかにも東西の行き来には、現状利用料

金150円に乗り継ぎ料金50円を加えた200円が必要でありますけれども、今回の見直しでは東西回り乗り継ぎを含め一律150円の料金設定としたほか、バス路線やダイヤ等をパソコンやスマートフォンから手軽に検索できるインターネットサイト、タッチdeマップの開設によりまして若者への利用促進策も講じております。さらには、今月1日から来月2月16日までの約2カ月半、バス路線沿線の商店と連携をしましたバスに乗ってお買い得キャンペーンを実施をしておりまして、今後もさまざまなイベント等とあわせた利用促進策を展開をしてまいりたいと考えております。

次に、大項目の4、名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金につきまして、利用者の負担のあり方についてでありますと、本事業につきましては平成21年度より現在の運行委託業務が行われておりますが、この間の単価契約につきましては委託事業者による企業努力によりまして、業務開始以降平成24年度まで4年間据え置かれてまいりました。しかし、近年の燃料単価の高騰などによりまして本年度見直しが行われましたが、利用者負担の周知が遅くなり、利用団体より不利益が生じるとの指摘を受け、今年度につきましては利用者負担を据え置くとしたところであります。御質問の平成25年度における契約金額につきましては、昨年度に比べ時間単価で1,000円の上昇となっており、1時間単価が8,000円から9,000円、3時間までの最低料金が2万4,000円から2万7,000円に、半日が3万2,000円から3万6,000円に、1日が6万円から6万8,000円とそれぞれ見直しとなっております。また、市の差額負担分でありますと、10月末現在でありますが、社会福祉関係が約14万円、社会教育関係が約13万円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の2、市道の除排雪について、小項目の1、生

活道路の対応についてお答えをいたします。

平成25年度の除排雪につきましては、昨年の大雪による経験に基づき、今後の除排雪事業の見直しを春から進めてまいりました。今冬から交通の確保を第一に考え、道路ごとに除雪幅員の設定を行い、その中で道路の種類を重要幹線道路、幹線道路、生活道路の3種類に分類して、今年度は試行で進めてまいりますが、重要幹線道路と幹線道路につきましてはカット排雪や積み上げ除雪により幅員の確保を行い、生活道路につきましては除雪により幅員の確保を行うことで冬期間における安心、安全な生活道路を確保してまいりたいと思います。

また、重要幹線、幹線道路を常に高質な除排雪で交通確保を行い、雪堆積場の新設により排雪ダンプの往復時間の短縮が図られるため、生活道路への排雪作業や大雪に対する対応をスムーズに進めることができるものと考えております。

なお、パトロールや除雪業者からの情報により、幅員が確保できなく危険である場合につきましては、直営により可能な限り対応したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきました。質問した順番で再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、コミュニティバスの関係です。900人に及ぶ皆さんの意見を聞きながら今回の見直し案をまとめたということで、そういう意味では聞き取り、それから地域での意見懇談会、いろいろされた中でしっかりと分析をして、今回の見直し案になったというふうに私も思っています。そういう意味では、その点について評価をさせていただきたいというふうに思います。さらに、今回の見直しだけではなくて、今後のこれからの課題、そういういたものも含めて整理をされているということも資料を見て読み取れますし、今後の対策、し

っかりできているなというふうに思うところであります。緊急雇用の事業が使えたということもあったと思いますけれども、意見懇談会でのしっかりした取り組みがこういう形になったのだというふうに思います。とりわけ乗り継ぎの解消ということで、多くの市民の皆さんからそういう要望があったということでそういう形になったというふうに思います。

ただ、この12月にとりあえずこの間のまとめとして見直しの運行をするということではありますけれども、実証運行自体は27年3月までという期間があるというふうに……ですよね。それで、先ほど言いましたこの先の課題も一定整理されていますけれども、27年3月までは実証運行ということではありますので、その後の事業者の引き継ぎのこともあると思います。そのことも含めた検証、見直しということも必要だというふうに思いますけれども、その辺の考えについて教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今後の見直しということではありますけれども、今回の見直しは第一弾の見直しというふうに考えております。今回さまざまな調査をさせていただいておりましたが、それを最初に一番大きな課題として捉えたのがいわゆる8の字、乗り継ぎがないような運行体制ということでありまして、まずはそのことを最大の課題として今回取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、これ以外にも実は新たな路線の要望というのをいただいていると、特に大橋地区の部分につきましても要望いただいております。路線の変更につきましては、認可が絡みまして、最低でも3カ月程度かかるということでありまして、実は今回の見直しには間に合わなかったということであります。これから先もまだ実証運行続きますので、こうした課題につきましてもどこかの時点でしっかりと織り込むということは考えておりまして、おおむね路線の変更

の案につきましては私どものほうでも少し練っている部分がございまして、おおむね認可の関係で3カ月程度かかるということもありますので、これにつきましては4月以降もう一段の見直しも可能なというふうにも考えておりまして、まずそのところはできるだけ柔軟な形で実証運行をしてまいりたいというふうに考えております。

それで、現在当面の計画として実証の運行の期間が27年3月までということでありましたけれども、実はこの計画期間の考え方につきましては駅前から新しくできる市民ホールまで、1つにぎわいを創出するというのも大きな課題としてありましたので、今回市民ホールが若干完成がずれるということもありますが、こここのところは新たに市民ホールに向けてのコミュニティバスのかかわりについてもしっかり検証する必要があるだろうというような判断をしておりまして、これは今後国とのすり合わせが少し必要になってきますけれども、事業期間につきましてももう一年程度延ばせないかなというふうにもちょっと考えておりまして、これにつきましては随時国のほうと検討させていただければというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 既に次の改善というか、そういうことも見据えているようではありますし、事業年度の拡大も含めてということでお話であります。市民ホールまでのルートも検証というか、そういうことも考えていくということのお話でしたので、今回の見直しで一番よかったですといふか、大事だったのは、どれだけ多くの人たちの意見を聞きながら、机上の話ではなくてしっかり利用者の立場に立った見直しができるかということだったと思うのです。そういう意味では、本当に多くの皆さんの意見をしっかり分析をされて、この先を見据えてという形でなっているのだというふうに思いますので、事業期間延長するに当たってもそういった手法をとりながら、最終的に利用される皆さんための足になるように、ぜひ取り組み

をしていただきたいというふうに思います。

そういう観点でもう一点、利用促進ということがこの後もう一つの課題であるというふうに思います。今回は、乗り継ぎも含めて150円に据え置きというか、150円に統一しましたということが1つあるというふうに思いますけれども、やはりふだん利用する人から、利用促進策としては先ほどありましたキャンペーンとか、そういうことも一時的にはすごく必要なものだというふうに思いますけれども、事日常的に利用する人にとつてはやはり利用金額が決め手なのだというふうに思っています。今回150円ということでありましたけれども、日常的に利用する人、あるいは初めて乗る人、それから市外から来てコミュニティバスあるのだなということで利用してみようと思う人たちが利用しやすい、そういうことを考えたときに、150円ではなくてワンコイン、100円というのもありかなというふうに思っています。私たちも例えば視察や研修でほかのまちに行ったとき、駅前から含めてコミュニティバス走っているのよく見ますけれども、そこそこによりますけれども、ワンコインであったり、それなら乗ってというふうな感じのところも随分実際にあります。そういう意味では、1つワンコインという考えがないのか。

それから、実際にバスを利用する人は車のない方、それからそういう意味ではバスしか利用する交通機関がない方、特に高齢者であったり、妊産婦であったり、運転免許を返上した人、そういう人たちになっていくのだというふうに思います。障害のある方については、そういうふうに割引制度というのはありますけれども、そういう人たちに対する割引制度や無料バスのそういった制度についてのお考えはないか、これについて前回の質問の中でも担当のところからは返事いただいているので、市長としてどういうふうにお考え、市長のお考えがどうなのかというのを少しお聞かせいただければというふうに思います。

○議長(黒井徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) コミュニティバスの利用促進について、ワンコインでありますとか、高齢者、妊産婦、運転免許自主返納者等々今具体的な数々の提案をいただきました。先ほどからお話ししていますが、今回の見直しに当たっては公共交通利用状況調査、地域懇談会、約900人から直接御意見を伺っていることです。路線、ダイヤについての御意見を本当に多くいただいたのでございますけれども、利用料金にかかる御意見は一切なかったというふうに聞いています。加えて先ほど来お話しのとおり、この事業は終了するとその後実証運行後のバス事業者への移行ということ、これがありますと、これを考慮する必要もあるということで、今回当然路線の見直しということもあったので、効果のことも含めてたくさん一度にいっぱい薬を飲むと何が効いたのかわからぬということになりますから、一律今回は150円の利用料金とさせていただいたということです。

加えてさまざまな高齢者だと妊産婦、いろんな方の利用者、この割引、無料バス等という考え方には、それぞれの受益者の負担、あるいは利用者の公平性の問題ということもしっかりと検証しながら進めいかなければならぬ問題なのだろうというふうに思います。いずれにしても、今貴重な御提言いただきましたので、今後も見直しを図っていくという予定でありますから、今のいただいた御意見も踏まえて、公共交通の活性化の専門部会の中でも非常に御議論いただいているということでありますけれども、こうした皆さんとの御議論もしっかりとしながら、次期の第2弾の見直しもあるということですので、その中で今のいただいた御提言を必要性検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(黒井徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 今回の聞き取りという

か、いろんな意見の中で、実際にはお金の話なかったということで話ありました。見直しという中でそういうのが出てきてもいいのかなというふうに思いますけれども、とりわけ路線というか、乗り継ぎなり、そういういた不便さを解消ということで、皆さんそういう意味では意見を出していただけたのだというふうに思います。利用するほうからすると、安いほうがいいという話は変な話ですけれども、お金を出すに当たってポケットから150円、100円、どちらがといえばやはり100円を出してという形がそういう意味では簡単というか、ではバスに乗ってみようかということも含めてなるのではないかというふうに思うものですから、その点についてはぜひ次回の見直しに向けて検討、研究ではなくて、しっかりと1つ塹を跳び越えて、ジャンプしていただいて、取り組みをしていただきたいというふうに思っています。例えばワンコインもやります、いろんな人たちの割引や無料バスもやります、全部一遍にはきっと、できればいですけれども、お金のこともありますし、先ほどありました事業者への引き継ぎのときのそういう負担のあり方も含めていくと難しいのかもしれません。ただ、どうすれば一番今まで乗っていなかつた人も乗ってくれるのか。今回のアンケートの中でも車がなくなったら乗るわとか、乗り継ぎがなくなったら乗るわとか、やっぱりそういう意見が実際にありました。だから、そういうことも含めて、これが100円になら乗るわなのかもしれないですよ。そうしたら、そういう人たちにきちっとアピールできれば、ふだん車があつてもやっぱり少しバスを使ってみようというふうになるのではないかというふうに思いますので、そういうことについて市長はどうですか。市長もそういうふうに思いますか。ぜひ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざまなお議論を聞いて今回こういうことになっているということありますから、今議員も恐らくたくさんの方の皆さ

んの意見をお聞きになってきょうこうした御提言もいただいているというふうに思いますので、ぜひこの提言も踏まえて検討部会の中でしっかりと見直しを検討してまいりたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ゼひ一人でも多くの人に乗っていただけるような、そして公共交通を絶やさない形で続けていっていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、除雪の関係です。生活道路の関係ですけれども、除雪により幅員の確保をしていくということが生活道路の関係でいえば大きな変化ということなのかもしれません。そこで、排雪全体の生活道路の占める割合というのは何%になるか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 排雪対象となる重要幹線、幹線道路と、それから生活道路につきましては、総体の排雪延長が145.1キロございます。重要幹線、幹線道路につきましては41.4キロで、28.5%の割合であります。生活道路につきましては103.7キロで、71.5%ということでございますけれども、1回の排雪費用、これ幹線、重要幹線では約1,500万円ぐらいであります。生活道路につきましては、1回の排雪金額、これは約1億1,300万円になります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今割合のほうを教えていただきました。あわせて排雪の金額も教えていただきました。生活道路1回やると1億1,300万円。今年度の取り組みの中でも生活道路の排雪は1回ということあります。1回でこれぐらいかかる。重要幹線、幹線については1回で1,500万円。この大きな差があるというのは、先ほど延長の部分もあると思いますけれども、具体的な違いをちょっと教えていただいていいですか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 確かに延長もあ

りますけれども、重要幹線、幹線道路につきましてはほとんどが除雪機械が貸与の機械になってございます。生活道路の排雪につきましては、業者が持っている機械で対応しています。これは、北海道の単価を使用させていただいておりますけれども、その差が約3倍ぐらい違ってございます。それによるこの差額であります。これは、今言っている数字につきましては1回でありますけれども、これを延長キロ単価に直しますと重要幹線、幹線でキロ36万2,000円、生活道路ではキロ当たり109万円、約3倍ぐらい違ってございます。ただ、これも貸与する機械によって3倍も全てが3倍ではなくて3倍以上になる場合もありますし、3倍以下になる場合もあります。今回のものにつきましては約3倍違ったと、そういうことがあります。

○議長（黒井徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回重要幹線、幹線については、大きな変更、排雪回数を大幅にふやすということであります。ただ、実際に生活をしている市民の皆さん、生活道路71.5%、4分の3の7割を超える人たちが生活道路のところに住んでいる。その皆さんにとってやはり幹線の道路の確保も重要ですけれども、実際には家の周りの状況、それがどういうふうに変わったかということがそういう意味では大事なことなのだというふうに思います。家の周りに雪がなくなるということ、そういう意味では解かしたりできればいいですけれども、そういうこともなかなかないですし、やはり排雪という形になるのだというふうに思います。その中でことしの除雪は、雪の状況にもよるとは思いますけれども、除雪の姿が変わったのだな、そういうことを実感をしてもらうためには、排雪のことについて少し具体的に言うとやっぱり生活道路の排雪について手を入れていくことが必要ではないかというふうに思います。1回しかやらないということではなくて、今回の議会の初日にもありましたけれども、熊谷議員のほうか

らあった排雪1.5回とか、それを具体的にどういう形にするのかというのは研究したりすることが必要だというふうに思いますけれども、そういうことがあるとすれば、1回来たからもう来ないし、この冬も大変だなということではなくて、必要に応じてどこをちょすかというのはあるかもしれませんけれども、市民の皆さんも少し安心感が違うのではないかというふうに、市がやっている除雪の体制が変わってよかったねということを実感できるのではないかというふうに思います。

また、排雪ダンプの助成についても、今回は一般分でも4,400台の予算化だというふうに思います。去年はもっと多くて、実際に金額的にも1,600万円ぐらいかかっていたのだというふうに。ことしの予算980万円、600万円以上の、予算上のあれですけれども、大きな差があります。そういう意味では、排雪自体の回数をふやすということと、もう一つは排雪ダンプ助成の増額をすることによって、当初は家のところにためておいてください。だけれども、たまつたら捨ててください。それには市のほうも助成をしますという形で、今は回数も制限なくしましたよね。そういう意味では、それで利用が多くなったというふうに思いますし、さらにそれでダンプの助成の増額を2,000円から例えば3,000円、1,000円上げたりすることによってダンプの利用がふえれば、その分最終的には市としても排雪をする量が少なくなっていく。金額的に変わるかというのはありますけれども、それにもつながっていくのだというふうに思います。そういう意味でそういう取り組み、考えがあるのかないのかお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あわせてもう一つ、名寄市市道及び私道除雪助成事業というのもありますよね。大体商店街のところの方が実際に利用していたりということであると思いますけれども、そういったものについて、例えば町内会単位で利用ができたり、金額的なことがちょっとあれですけれども、そういうこ

とが可能なのかどうか、それも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今3点ほど御質問をいただきました。まず、生活道路の排雪の回数でありますけれども、シーズン1回ということでこれまで進めてきております。25年度も原則は1回ということで進めているということで、これまでまちづくり懇談会の中でもお話をさせていただきましたけれども、近年やっぱり排雪の回数の増の要望が確かに多い状況にございます。しかしながら、近年の生活道路の排雪は市内にある除雪業者の機械力によりますと最大で3セット、通常で2セットという体制で実は行っておりまして、生活の排雪につきましては40日から45日、昨年は3セットでも45日くらいかかった状況でございます。降雪量や排雪の深さにもよりますけれども、例年では1月中旬から始めて2月の下旬、量によっては3月の初めまで排雪を行っていることもございます。2回目の排雪は、先ほども言いましたけれども、降雪状況にもよりますけれども、雪解けの時期に入ってしまうということもございます。生活道路につきましては、シーズン1回ということで、基本は1回の排雪ということで市民の皆さんにこれまで御理解をいただいてきたところであります。しかしながら、近年の温暖化などによりまして異常気象が発生してございます。当初一等最初に行った生活道路の排雪にあっては、2回目の排雪を昨年なんかも実は行ってございます。そういうことで原則は1回でありますけれども、降雪状況によっては昨年も2回目に入っておりますし、その前の年にも実は入っております。ただ、1.5回となりますと、今103キロを45日間かけてやります。ただ、45日間は単純に45日間でなくて、その中に業者さんの休みの日が入りますので、時期的にはもっと多分かかると思います。それに1.5ですから、約50キロになりますと、単純に割り返すと20日間ぐらい逆にふ

えると。そうしますと、2カ月ぐらいの排雪の期間になってしまって、まず雪がない状況になるのと、もう一点は機械力と人がいないということあります。ことしも3セット、それ以上にできないかということで協議をやってまいりましたけれども、そこは早急には難しいという判断で、それですべきということではありませんけれども、今回いろいろ模索して考えたのが幹線道路をとりあえずは広くとろうと。生活道路は、これまで排雪するときにはまた幹線道路に雪が積もっていて、ダンプルートがどうしても狭くなります。そうすると、幹線道路のほうに1セット、どうしても排雪になりません。そうすると、生活道路が2セット、幹線が終わったら1セット回して3セット、そういう状況の中でこれまでやってきた状況であります。それを何とか少しでも、一日でも二日でも早くしろということで、今回幹線についてはまことに排雪回数をふやそうと。そして、生活道路を一日でも二日でも早く終わらそうということで考えております。それは、ことしから試行ということになりますけれども、それがうまくいくと言ったら言葉おかしいのでありますけれども、うまくいったら、逆に言ったら今まで1.05回が1.1回になるかもしれませんし、1.2回になるかもしれません。そんなことも模索しながら今回考えたのであります。そういうことで御理解をいただければと思います。

それと、助成ダンプの関係でございます。助成ダンプにつきましては、これも率直に言いますと需要に対して供給が合わないというのが去年実は事例がありました。要するに昨年は今助成しているダンプ台数が非常に足りないということになりました。これは、大雪によるものもありますけれども、実は生活道路のほうに使っているということもありまして、重なった状況の中では要するにダンプ台数が足りないということで、前回も熊谷議員のほうからお話ありました足りない分については、4トンダンプだとそれ以下のダンプで去

年は皆さん対応していただいたということなのですけれども、4トンダンプにつきましてちょっといろいろ調べましたら、お金を取れる4トントラックとお金を取れないトラックがあるということが実はわかりました。それは、運送法の中で調べましたけれども、そういったことも含めますと個人で持っているトラックがどれだけあるかということをまずは調べていかなくてはならないものですから、相当に時間がかかるのかなと思ってございまして、助成のダンプがふえるということでは大変いいことなのでありますけれども、実質業者の部分では非常に機械力もないということで、難しいということでございますので、できれば当面は現行のままで対応させていただきまして、将来的には10トンダンプ以下も含めてどういう対応をしていくのかということも含めて検証、また課題になっていくのではないかと思ってございます。

あともう一点は、私道の除雪と市道の排雪ということでございます。これは、先ほど議員も言いましたけれども、私道の除雪につきましては実は1件で、栄町の自衛隊官舎のところが1件ございます。あと、市道の排雪につきましては、5丁目とか大通、あとは商店街の関係でやっておりまして、50%の支援をしている状況でございます。そんなことでこれらも対応しておりますけれども、これが実質的に今度は本当に市道の中でどう対応していくかというのはこれから課題になろうかと思ってございます。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 詳しくお話をしていただいたので、そうかなというのはありますけれども、やはり市民の皆さんにとっては家の周りの雪がどれだけなくなるかということを求めていたのだと思います。それで、そういう意味ではそれは不満であったり、そういう形になって直接言ったり、例えば会議の中で話が出てくるのだというふ

うに思います。そこは、先ほどありましたように1.0が1.1や1.2を目指しているというのもわかりますけれども、そこを具体的にしていくということを次の中では明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、ダンプも機械力という話もありましたけれども、皆さんにやはり少し負担をしていただくけれども、雪どんどん投げてくださいという話、結果的にそれが回っていけば市の負担も減っていくというふうになるというふうに私は思うので、といった具体的な施策を打ちながら、今回打っているのもありますけれども、お金もかけていただいて、少し改善をしていただきたいと思います。去年は、2億5,000万円ほど除雪にかかったのだと思います。ことしの当座の予算は4億円程度です。実は、毎年の決算のときに不用額大体2%ぐらい、これは皆さんのが予算化されているもの、何とか使わずに済んで残っているのが2%あるのだというふうに思います。そういうものの4億円ぐらいあるのです。だから、お金のほうはそういう意味では少しやりくりしようと思えばできるのではないかと。それが直接皆さんの実感につながれば、私はぜひすぐ手をつけるべきだというふうに思いますけれども、それについて市長はどうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 不用額でということのお話ありましたけれども、当初予算ではあらかじめ足りない部分を財政調整基金を取り崩してやっていって、これは当然不用額もある程度見越した中でということでの調整ということですから、そこを使ってという理屈にはなかなかならないのかなと。その中でもっとたくさん予算つけて満足にやっていくべきだというお話は受けとめさせていただきますが、先ほど来長内部長がお話を熱く語ったように、なかなか今現状でのマンパワーと機材と、そしていろんな雪堆積場も今回新たに設置をする中で、今できることで、走れることでという

ことの中で新たな除雪方法も試行してまいりることであります。少しでも前倒しをして、できるだけ生活排雪道路もたくさん除雪をできるような試みをしていくということであります。ぜひ御理解をいただきながら、これでパーカークトだとも思えないし、雪の状況にもよるのだというふうに思いますので、これらも含めて結果をまた分析研究をしながら、さらに市民の皆さんのお意見も聞きながら、時間かかるかもしれません、除雪事業をさらにしっかりと市民の皆さんのが満足できるように邁進をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 敬議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 除雪に随分時間をとりました。余り時間がかかるのはいけないのだというふうに思います。ここは、やっぱりスピード感を持って具体的な要望に応えていく。原課のほうもそういう意味では、すごく今回考えながら大きな変更をしていったのだというふうに思いますから、その点をぜひ次の改善の中で変わっていくことが実感できるようにしていただければというふうに思います。

次に、地域振興の関係ですけれども、午前中の駒津議員、それから先ほどの山口議員からもありましたので、少し重なりますけれども、商店街の出店の関係です。北地区、東地区からそれぞれ地域の要望というような形で出ていました。具体的にどうやったらお店を出せるということについては、誰がやっても難しい。現状の中では難しいのかもしれません。ただ、私が考えるのは、先ほどちょっとありました営業戦略室のところで制度を持っていて、相談を受けたり、商工会議所との連携をとる。それは普通のことだと思うのです。ではなくて、営業戦略室がいわゆるそういう制度をやはり持ち出して、例えば直接当たるとか、そういう役割を担ってもいいのではないかというふうに思うのです。イベントやああいう形での業務も含めてあるから、時間的に大変かもしれませんけれども、それだけが仕事ではなくて、そういった地域の要望に応える、そういった施策を自分たちのところで、そういう意味ではありますから、それをどういうふうに活用していくか、そういうふうな動き、働きをしてもらうようになるのが市長の役目では、使命ではないかというふうに思いますし、そういうための営業戦略室ではないかというふうに思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（黒井 敬議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 可能性のあるところに1件1件というのは、どんなような効果が、ちょっとどういうところに行ったらいいのかというのがなかなか見えにくいところがあると思います。その中で商工会議所さん、商工会さんは、こうした情報をしっかりと多分持っているのだというふうに思います。その中でしっかりと連携しながら、こうした効果的な動きをしていきたいということでございます。今持っている施策あるいは振興条例等も見直していくこともありますけれども、それも発信をしていくということは当然議員おっしゃるとおり大事だというふうに思いますので、より効果的にこうしたことを発信、発揮できるように、商工会、商工会議所さんと一緒に連携をしてやっていくというお話をありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 敬議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 私自身は、もう一步進んで、営業戦略室自体が実際に直接当たったりもしてもいいと思うのです。それで、それがそのままつながるかどうかというのはあるけれども、連携をしながら、あわせてそういうことをてもいいかというふうに思いますので、そういう取り組みもしていただければというふうに思います。

もう一点、学童保育の関係です。理想的な形は各校区ごとにということはこの間ずっと言われているというふうに思います。ただ、具体的にそれが進んでいるかというと、そういうふうにはなっ

ていません。従前どおり、市が公設である分、それから民間のある分ということから一歩も進んでいないのです。結局今回の東の地区での話でも出了ように、やはりそういったお子さんを抱えている人からすれば、何とかならないのということです。それは、市も直接この場にいてあそこで発言した人のお話を聞かれていて、内情もわかったのではないかというふうに思いますけれども、そこでやはり放課後の居場所の確保ということでしょうから、何らかの形で具体的に少し手をつけるべきだというふうに思います。そういう意味では、公設の児童クラブとか、そういうのがあればベストですけれども、そうでないとすれば簡易の児童館、ミニ児童館みたいなこととか、例えば空き家を活用してのそういったミニ児童館、子供大体2時半ぐらいから、例えば5時なら5時、5時半ぐらいまでそこにいてもらって、誰か1人指導者の方というか、がいれば、その間は安心してそこにいることができる、そういうことにはちょっとなるのではないかというふうに思います。市だけでそういうことを取り組むのではなくて、そういうことをやってくれる民間の、事業としてやれるかどうかというのありますけれども、協力をしてくれる人がいないかとか、もう一つは、これ地域としても大きな課題だというふうに思うのです。そうだとすると、地域連絡協議会、東の校区にあります。例えばそういうところに働きかけをして協力をしてもらう。例えば時間のある方にその時間いてもらったり、当然それに必要な安全の確保とか、そういうこともあるかと思いますけれども、そういうことを少し手がけてもいいのではないかというふうに思います。連絡協議会にもしやつてもらうとすれば、それに必要なお金やそういった設備については一定の整備が必要なのかもしれませんけれども、新たに新しいものを建ててしっかり整備をすることではなくていいわけですから、そこは少し手がつくのではないかと。そういうといった少し具体的な施策を協議、研究ではなくて、

していく時期にもう来ているのだというふうに思いますけれども、今のそういった手法も含めて市長、どうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東地区におきまして、特に放課後学童、児童クラブの問題、私も個別に御提言もいただいていまして、痛いほどわかっているつもりであります。東地区だけでなく、学童に関しては先ほど山口議員の中で鈴木部長も答弁をいたしましたが、名寄市全域でそれぞれの運営形態がばらばらになっていると。このことがやはり全市的問題と捉えています。その中で今平成27年4月に向けて子ども・子育て支援新制度施行されることが予定されていると。それに伴ってこし11月に名寄市では子ども・子育て会議を設立しました。現在きめ細かなニーズ調査を行っていまして、この中でもまだ全部取りまとめてはいませんけれども、非常に建設的に、また切実な御提言もいただいている。近年近所づき合いも含めて核家族化だと、働く親がふえてきているだとか、さまざまな環境も変わってきていたといった中で、特に子供の放課後の居場所確保というのは抜本的に見直しをしなければならぬ時期に来ているというふうに認識はしていまして、ぜひ今どうするという具体的な政策ちょっとお話できませんけれども、しっかりと横断的に内部協議して、そんなに遠くない、近い時期に解決ができるようになってまいりたいという覚悟でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 制度的なものも含めて国の動向もあるということで、ただ、今あったように27年とか、少し先なのですよね。そういう意味では、それまでの間どうするということもこ

れはやっぱり必要なことだというふうに思います。そういう意味では、お金をかけないでできることってあるのかなというか、それと地域との連携も含めてできることがあるのではないかという、私はそういうふうに思って先ほど話しましたので、ぜひそういうことを具体的に検討、実施をしていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、時間が余りないので、従前の福祉バス、生涯学習バス、それが変わって名寄市福祉及び社会教育関係団体の活動推進補助金ということで、バスの利用についての補助をしているということになっています。業者の方のほうの金額というか、単価が上がってくるのは、これは今燃料が上がってたり、例えば維持管理も含めてそういうのはしようがないというか、あるのだというふうに思います。ただ、当時無料だったものがこういうふうに制度を変えて一定の負担をしていただく、そういう形になったと思いますけれども、そのときにこうした値上げがやっぱりあるのだということを話しながら負担の話をしていたのかなということがあります。当然あるのだというふうに理解してくれて負担ももう決まっていればいいですけれども、そうでないとするとやはりこういった値上げについては、利用者の方の割合はそのままですけれども、具体的な金額は契約上で変わってくるということだとすると、上がるたびに、そういう議論があるたびに上がっていくということではなくて、これは一定のルールというか、あるべきだというふうに思うのです。今年度も周知がおくれて据え置きということになりましたけれども、そういうことではなくて、例えば5年間は据え置いて、その間に状況が変わっていくって、それまで業者の方に協力や努力をしていただくことになるかもしれませんけれども、あるいは市がそういうものについて負担をする。そういうことで実際の利用者にとっては5年間は据え置き、その後例えば値上がりがあるとすればそこに向けての議論、それも当然5年たったから値上

がりではないわけですから、そういった議論をしつかりした上で理解をしてもらって、値上げがあるとすれば了承してもらえるかどうか、そういうふうなことをすべきだというふうに思いますけれども、そのことをお伺いして、もう時間がないようなので、それについてお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） こうした行政サービスにつきましては、これまで私ども受益と負担という基本的な原則がございまして、こうした市民負担の公平性の観点から、さまざまな施策、料金体系をまとめさせていただいているというような状況があります。当然利用する市民、それから利用されない市民、こうした市民の皆さんがありまして、利用しない市民の皆さんのが税金として負担していただく部分がいわゆる公費の負担という部分になるわけであります。一方、当然利用される皆さんが負担するのが受益者の負担ということです。これ当然負担する方がいて、一方、乗らないけれども、要するに利用しないけれども、やっぱり税金として負担される方がおりますので、受益と負担の考え方をしつかり理解をいただくということが1つ前提になるだろうというふうに考えております。こうした考え方につきましては、しつかり市民の皆さんの理解をいただきながら、改めて負担のあり方についても検討をしていくという必要があろうかと思いますので、今議員御提言の例えば5年というお話をちょっといただきましたので、今後の利用者負担のあり方含めてさまざまな形で検討する機会はこれからございますので、こうした御意見も1つ参考にさせていただきながら検討はさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 5時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 川村 幸栄

署名議員 佐藤 靖

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年12月13日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 一般質問
 日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
 意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
 意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書
 日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告について
 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 一般質問
 日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
 意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
 意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸	栄
	2番	奥村	英	俊
	3番	上松	直	美
	4番	大石	健	二
	5番	山田	典	幸
	6番	川口	京	二
	7番	植松	正	一
	8番	竹中	憲	之
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸	典
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜	一
	13番	熊谷	吉	正
	15番	日根野	正	敏
	17番	山口	祐	司
	19番	東	千	春

1. 欠席議員（0名）**1. 事務局出席職員**

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷲見	良子
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	中村	勝己	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大字事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	斎藤	一彦	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 大石 健二 議員

7番 植松 正一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

生活保護基準引き下げの影響について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大きい項目1点目、生活保護基準引き下げの影響について伺います。ことし8月から生活保護基準の引き下げが行われました。今回の削減は、1950年に現行の生活保護制度となってから前例のない規模と言われ、3年間で約670億円の削減に及ぶと言われています。全国各地で引き下げ反対の不服審査請求が出されているところであります。特に引き下げ幅が大きいのが子供のいる世帯です。基準引き下げは、生活保護制度利用者ばかりではなく、非課税世帯の住民税の限度額にも影響が出るなど、利用していない人たちにも影響は大です。介護保険料、高額療養費の限度額、保育料や最低賃金などにも影響があります。就学援助については、以前の質問で影響の出ないようにしたいとの答弁がありましたが、その考えに変わりはないでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。1つ目に、基準引き下げによる名寄市の事業への影響について伺います。事業数、全事業の利用者数、影響者数に

ついてお知らせください。

2つ目に、生活保護制度利用者への影響はどうなっているでしょうか。扶助費の削減額についてお知らせください。

3つ目に、申請状況についてお伺いします。去る11月7日の参議院厚生労働委員会で、生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が審議入りした中で、日本共産党の小池晃議員の質問で明らかになった親族の援助が保護受給の要件であるかのように誤解されかねない内容となっている書類を送りつけ、申請を断念させていたことについて、この通知書や調査書などの書類は民間会社が作成し、10月末現在で全国の519の自治体が利用していたことが明らかになりました。そこで、名寄市の対応についてお伺いをします。

大きい項目2つ目、介護保険制度の見直しによる影響について伺います。厚労省は、11月27日、社会保障審議会介護保険部会で介護保険制度の見直し案を示しました。全国約150万人が利用する要支援者向けサービスを訪問、通所介護は市町村が行う事業に移すとしています。事業費には上限を設けるなど、厳しく利用の抑え込みを進めようとしています。特別養護老人ホームの入所については、要介護3以上に限定する一方、認知症の人を抱える家族からの批判を受けて、特養以外での生活が著しく困難な場合は例外として入所を認める方針に転換しています。制度発足以来1割となっていた介護保険の利用料については、介護費用が増大し続けているとして、一定の所得がある人は2割負担に引き上げることを提起しています。まさしく保険あってサービスなし、公的保険としての存在意義が問われる事態となっています。介護の社会化といって介護保険制度をスタートさせました。ところが、今は本人と家族による自助を基本に共助で補い、最後に公助で対応。発足時と全く逆の方向に進み、社会保障そのものが解体という状況です。厚労省の予定どおりに進めば、2015年度から実施となる見通しです。

そこで、伺います。1つ目に、介護サービス利用者への影響はどうなっているでしょうか。軽度といつても認知症の初期症状や体の不自由さ、疾病などさまざまな生活の困難を抱えている中で、ヘルパーなどの専門家の援助を受けることで何とか在宅での生活を維持しているのです。特に認知症の人は、初期に専門的なケアがなければ急速に悪化する場合があると言われます。まさに命綱であり、それが取り上げられたら重度化、重症化、地域の破綻をも招きかねません。

2つ目に、介護サービス利用者への対応はどうなっているでしょうか。不安が広がっています。周知、また支援をどうしていくのか、具体的に親切にお知らせしていくことが必要だと思います。

3つ目に、介護労働者への影響について伺います。介護サービス利用者が介護保険サービスから外されることになり、多くの介護事業所の経営を直撃することになります。事業としての展開がなくなるのではないかでしょうか。介護事業者の倒産、そこで働く介護労働者の失業が懸念されます。介護労働者の離職を促し、利用者から必要な介護を奪うのではないか危惧されるところあります。

大きい項目3つ目、食教育の充実に向けて伺います。人間として豊かに育てる可能性を持つ学校給食を通した食教育について伺います。2008年、54年ぶりに学校給食法第2条、学校給食の目標が改正されました。この中では、給食の食材は自然に育まれた食材を使用し、生産者や調理従事者の労働によって安全でおいしい給食となり、健康的な食事や伝統的な食文化について学び、理解を深めるものでなくてはならないとしています。まさに食の教科書、教材として学校給食を活用するということが求められていると思います。

そこで、伺います。1点目、食育の現状についてお知らせください。第2次名寄市食育推進計画が本年3月まとめられています。平成20年につくられた名寄市食育推進計画、なよろっ子食育プラン、その結果、食育に対する関心が高まり、地

産地消などの取り組みも着実に進展している一方、食生活におけるアンバランス化や欠食、中食の増加などの傾向も見られる状況にあるとあります。早寝早起き朝御飯、子供の生活習慣病の状況、また給食残滓の状況等お知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、栄養教諭の配置増について伺います。現在センター方式でいうと1,500人以下で1人、1,500人から6,000人で2名の栄養教諭が配置基準となっています。現在名寄市では、2名の栄養教諭が市内14の小中学校を巡回し、各学年ごとで食教育を行っておられます。肥満や偏食などの食の指導を行うには配置増が望まれるところです。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、安心、安全な給食を求めるところでありますが、地産地消、そして地場産品の積極的な活用に取り組まれ、安心、安全な給食を提供していただいているところでありますが、さらなる安心、安全な給食への取り組みについて伺いたいと思います。今大きな問題になっているTPPでは、食の安全、ポストハーベストや農薬、また牛肉のBSE検査等が危惧されているところであります。また、福島第一原発では、別の排水溝から国の基準を超える放射能汚染水が直接海洋に流出している可能性があるということが先日11日までにわかりました。食材への放射能汚染の影響が危惧されます。安心、安全な給食を望むところですが、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） おはようございます。川村議員からは、大項目3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3は教育部長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1の生活保護基準引き下げの影響について、小項目1、引き下げによる名寄市の事業への影響について申し上げます。本市における生活保護の生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける事業について、内部調査に基づき現時点において判明した事業数は40件、利用者数は延べでおおむね1万8,089人を把握しておりますが、平成26年度以降の非課税限度額が決定されていないため、その影響を受ける延べ人数については把握することが困難と考えております。なお、本市の平成25年度の住民税非課税世帯数はおおむね4,400世帯であります。

政府では、生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生じる影響についてはできる限りその影響が及ばないようにするために、去る2月5日に全閣僚で対応方針を確認されたところであります。就学援助費支給事業、除雪サービス事業及び市営住宅家賃減免については、前年度の生活保護基準を用いて算定しており、今年度については引き下げ前の基準を用いておりますので、影響はありませんが、平成26年度については平成25年度の生活保護基準を用いるため、影響を受ける方が出ることも考えられることから、不利益をこうむらないように引き続き平成24年度の基準を用いてまいりたいと考えております。

また、介護保険料の段階区分や保育料の減免に係る階層区分や高額介護サービス費などについては、平成25年度の住民税非課税限度額による非課税世帯等を参考としているため、影響はありませんが、平成26年度の税制改正については年末の税制改正大綱で決定されますので、政府として他の制度への影響を避ける方針を確認していることから、基本的な方針を踏まえて閣議決定が行われるものと期待しております。また、一部報道によりますと、本年4月の消費税増税を考慮し、平成26年度も非課税限度額を据え置くとの報道がなされております。

なお、各地方自治体においても改めて政府の対

応方針の趣旨を理解し、適切に判断、対応するように、去る9月3日付で厚生労働事務次官通知が発出されたところでありますので、本市におきましても引き続き適切な対応を検討してまいります。

次に、小項目2の生活保護制度利用者への影響についてお答えします。本年8月1日から生活保護費のうち、食費や光熱費など日常生活の費用に充てる生活扶助の基準額が引き下げられましたが、平成25年度の基準生活費はおおむね見直し前の基準生活費の3分の2と見直し後の基準生活費の3分の1を合計した額となり、世帯内の年齢構成や稼働世帯については毎月の収入額の変化により変動はございますが、名寄市全体の生活保護受給世帯の影響については約1.6%程度の引き下げと考えております。また、子供のいる世帯について、その影響額を計算したところ、40代の母と就学前の子供の2人世帯では月額約1,300円、30代の母と中学生、小学生の子供の3人世帯では月額約4,600円、30代の母と中学生2人の3人世帯では月額約4,800円、40代の母と高校生、中学生、小学生の子供の4人世帯では月額約5,500円の引き下げ額となっており、教育扶助の引き下げはありませんが、世帯人員の多い世帯に引き下げの影響が多く見られる状況となっております。

次に、小項目3の申請状況についてお答えします。本市の生活保護の相談体制につきましては、担当課に専門の生活保護相談員を配置し、相談員とケースワーカーの2人体制で相談に対応しております。相談に当たりましては、相談の内容を丁寧にお伺いしますが、離婚を考えているが、養育費の請求や児童扶養手当の手続はどうしたらいいのか、家族をずっと家で介護してきたが、この先が不安であるなど、現在は生活困窮な状態ではなく、直ちに生活保護の申請意思がない場合などさまざまな相談があります。そのような方には、関係部署と連携しながら、生活全般の総合的な窓口として他方他施策の活用についての助言等を

させていただきながら、不安や悩みの解決に当たっております。

また、相談の内容が生活困窮等による場合には、生活保護の制度や申請の権利について説明し、その上で保護申請の意思を確認し、申請の意思を示された方にはその場で申請書を交付させていただいております。

なお、相談室のテーブルの上には申請書を常時配備しております。

本年の生活保護の開始状況につきましては、1月末日現在で19件となっており、主な開始の理由といたしまして預貯金等の減少による方が9件、定年に伴う失業の方が3件、その他理由による方が7件となっております。また、去る11月7日の参議院厚生労働委員会において一部生活保護システムによる扶養義務に対する照会文書において、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっているとの御指摘があり、本市においても同一の生活保護システムを使用しており、システムの基本様式が不適切な表現となっていたため、厚生労働省の指示を受け、直ちに表現を改めたところであります。今後も生活保護政策の執行に当たりましては、相談の内容を丁寧にお聞きし、その方の不安を解決するために相談内容を的確に判断し、生活保護の申請意思を示された方には直ちに申請書を交付し、必要な調査を行い、保護の要否判定の上、必要な方に対し確実に保護を実施するよう生活保護制度の適正な執行を図ってまいります。

次に、大項目2の介護保険制度の見直しによる影響について、小項目1の介護サービス利用者への影響について申し上げます。今般の介護保険制度の見直しにつきましては、政府の社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において介護保険法の改正に向けたさまざまな議論が行われており、12月20日開催予定の第54回介護保険部会におい

て介護保険制度の見直しに関する意見案についての取りまとめが行われる予定であります。厚労省は、当初要支援の予防給付全てを市町村事業に移行するとしておりましたが、当初案を修正し、予防給付のうち訪問介護と通所介護だけを地域支援事業の新しい総合事業に移行させることが検討されております。

名寄市における10月末の要支援認定者数は、要支援1が285人、要支援2が146人で、合わせて431人となっている状況であります。そのうち訪問介護利用者が73人、通所介護利用者が91人、訪問介護と通所介護の両方を利用している方が27人、合わせますと191人の方が利用しており、要支援認定者の44%を占めている状況にあります。移行に当たってのサービスの単価は、市町村が決定することになり、サービスを利用する方の自己負担も一定の枠組みに沿った上で市町村が設定することになりますので、現時点では自己負担についても未定ではありますが、本市においては現在利用しているサービス事業所の変更などもなく、引き続き利用していただけるよう検討してまいります。

また、厚労省は当初特別養護老人ホームの新規入所を要介護3以上の方に限定する方針でありましたが、当初案を修正し、やむを得ない事情がある場合は特例として要介護1、2の方も入所を認める方針で検討されております。厚労省が示したやむを得ない事情としては、1つには認知症で當時の見守りが必要、1つには知的障害、精神障害を伴い、地域生活が困難、1つには家族のサポートが期待できない、1つには家族による虐待が深刻の4つであり、市町村が関与し、施設ごとの入所判定委員会を経て特例的に入所を認めるものであります。さらに、既に入所している方が改正法施行後に要介護1、2になった場合、また改正法施行後に要介護3以上で新規入所した方が要介護1、2になり、特例要件に該当する場合には、継続入所できることが検討されております。この内

容で介護保険法の改正が行われた場合には、施設入所者への影響は少ないものと考えております。

さらに、介護サービスの利用者負担につきましては、これまで一律1割負担でしたが、一定以上の所得のある方に限り2割負担をしていただく必要があるとして検討されております。社会保障審議会介護保険部会の素案では、一定以上所得者の具体的水準として、厚労省が示した合計所得金額160万円以上または170万円以上の2案のほか、部会の委員から複数の意見が提出され、素案にも示されているところです。厚労省案が実施された場合、本市では本年4月1日時点の65歳以上の第1号被保険者で推計しますと、合計所得金額が160万円以上となった場合は11.5%の方が対象となり、そのうち現在介護認定を受けている方が9.6%、同じく170万円以上となった場合は10%の方が対象となり、そのうち現在要介護認定を受けている方の9.6%に影響があるものと考えられます。

次に、小項目2の介護サービス利用者への対応について申し上げます。今回の介護保険制度の見直しにつきましては、来年の通常国会に改正法案が提出されるものと考えておりますが、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護の利用が市町村が行う新しい総合事業に移行することになりますが、移行時期につきましては平成26年度に策定する第6期介護保険事業計画に基づき、市町村の選択により平成29年度から全ての市町村において新しい総合事業を実施することが予定されております。新しい総合事業に移行される方への周知につきましては、準備期間も十分にありますので、対象となる利用者に対し担当のケアマネージャーよりその他の制度改革を含め説明を行うとともに、広報、ホームページ等や各種福祉関係団体の会合等での説明などを通じて周知を行い、利用者及び市民の皆さんに混乱が生じることのないように対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、小項目3の介護労働者への影響につい

て申し上げます。介護報酬の見直しにつきましては、3年に1度の介護保険事業計画の開始初年度にあわせて実施されております。平成26年度については計画年次の途中ですが、消費税の引き上げが実施されることに伴い、現在社会保障審議会介護給付費分科会等で議論が行われているところです。なお、制度改正に伴う介護報酬の改定につきましては、同分科会において今後議論が行われるものと考えており、まだ詳細は示されておりませんが、地域支援事業のサービスの単価設定については市町村が決定することで議論が進められておりますので、一部介護予防事業が地域支援事業に移行されましても、当面は現サービス提供事業所を利用していただけるよう検討するなど、介護サービス事業所への影響も十分考慮して、今後決定される介護保険制度の介護報酬などを参考に単価設定を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、食教育の充実に向けてをお答えさせていただきます。

まず、小項目1、食育の現状についてお答えをいたします。近年食生活を取り巻く社会環境が大きく変化をし、食生活の多様化が進む中、幼児期からの朝食の欠食、小中学生の1人で食事をする個食、思春期の痩せ、肥満など子供の食生活や健康状態において懸念される問題が増加しております。名寄市におきましても基本的な生活習慣の確立の柱として、早寝早起き朝御飯を提倡しております。平成25年度の全国学力・学習状況調査の生活習慣にかかる調査におきましても、小学校6年生と中学校3年生の傾向でありますけれども、朝食につきましては全国の状況と比べて小中ともやや低い状況にあります。また、就寝につきましては早寝の傾向、起床におきましては小学校のほうがやや早起きの傾向があるということになっております。また、ことし3月に制定をいたし

ました第2次名寄市食育推進計画の中の朝食の欠食状況では、小学生は学年が上がるにつれての増加の傾向となっており、全体の4%を占める結果が出ております。朝食の欠食は、単に朝食を食べないというだけではなく、就寝、起床、睡眠時間も含めました生活習慣全体に影響を及ぼすものであり、その改善のためには児童生徒の家庭との連携が欠かせないものとなっております。このように子供たちが将来にわたって健康に生活ができるよう、栄養や食事のとり方など正しい知識、望ましい食習慣を身につけさせることは極めて重要なことになってきております。

子供の生活習慣と肥満などにかかわる独自の調査については行ってはおりませんが、北海道教育委員会が実施しました平成23年度の公立学校児童生徒等の健康状態に関する調査では、内科検診などの所見ではありますけれども、肥満傾向の児童生徒は1%に満たない数字となってはおります。市内の各学校におきましては、栄養教諭を中心におきながら、児童生徒一人一人が健康で豊かな食生活、食習慣を身につけるよう食育の指導に努めています。また、学校農園の活動の中で、子供たち自身が農産物の生産、収穫などの農作業体験や食事づくりに取り組んだり、地域の生産者との交流などを通して、食に対する感謝の心を身につけております。さらに、保護者にとっても地産地消や食育の取り組みを知ることで、家庭での食生活のあり方を考え直すきっかけにもなっております。

また、給食センターでは、施設見学に訪れる児童に対しまして給食食材の納入から調理の状況、残食処理までのビデオ作成をし、上映をし、学校給食と食育についての理解を深めていただいております。給食の残滓、残食につきましては、給食献立におきましても残食の多いメニューについては減らすための創意工夫を行うことや献立の見直しを図るなどを行っております。平成24年度の主食の残食調査結果では、残食率は9.5%と前年

度の12.8%と比べ低くなっている状況であります。今後も栄養教諭が行う市内小中学校における栄養、食育指導、マナー等食に関する指導をより一層充実するよう努めてまいります。

次に、小項目2、栄養教諭の配置増についてであります。名寄市では、平成20年4月より学校栄養教諭制度を導入をし、名寄小学校と風連中央小学校を在籍校として2名の栄養教諭を配置しております。また、学校給食センターの業務も兼務をしており、1日交代で在職校及び学校給食センターに勤務するという体制になっております。栄養教諭の配置数につきましては、国の法律と道費負担教職員定数配置基準によりまして、児童生徒数が1,501人以上から6,000人以下は2人となっておりまして、名寄市では今年度の児童生徒数が2,137人であることから、基準に準じた配置数となっております。また、給食センターでは臨時栄養士を2名配置をしており、一般給食及びアレルギー給食のそれぞれの業務を担当しております。これによりまして学校栄養教諭が学校行事または食育指導等で不在になることがあっても給食センター業務である給食調理、衛生管理等を対応しております。栄養教諭が食育指導に専念できる体制をつくっております。今後も栄養教諭による計画的かつ継続的な食に関する指導を各学校と連携を図りながら進めてまいります。

小項目3、安心、安全な給食についてでございます。学校給食センターでは、名寄の豊かな地場産食材を積極的に活用し、地域との連携を図りながら安全、安心な学校給食を提供しております。地場食材の使用率につきましては、平成24年で67.2%となっております。食材の選定につきましては、食品添加物を使わない食材や国内産食材を使用するなど、安心、安全な給食の提供に努めています。また、福島原発事故の影響によります食材の放射能汚染に関しましては、細心の注意を払いながら使用しているのが現状となっております。特にこれから迎えます野菜の端境期には、

関東、東北地方での野菜を使用せざるを得ない状況がありますが、購入時には産地、生産者を確認し、また本年度からはこれらの地域のJAなどで独自に行っております放射能自主検査情報をインターネット等で確認をし、また直接電話で問い合わせするなどして、食品の放射能検査情報を的確に把握をしながら、安全な食材の納入に努めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、生活保護基準引き下げの影響についてあります。報告では、基準引き下げによる名寄市の事業の影響数約40件というようなことでありましたし、またこの全事業の利用者数が1万8,000人を超えていたりする状況にあると。大きな影響があるというふうに受けとめています。この中で今御答弁いただいた中では、就学援助であったり、市営住宅の利用者さん、また除雪の部分も24年度の基準を用いていくというふうなことの御答弁でしたので、安心はしながらも、しかし先ほど厚労省から引き下げに伴う通達があったということで、適切に対応するというようなお話をしたけれども、その適切な中身がさっぱり具体的でないというふうに私は思うのです。今下げていく中で、24年度の基準を用いていくけれども、この基準がいつ変わるかしれないという不安もさらにあるのかなというふうに思っていますが、その点についてお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたびの生活保護の引き下げにおきましては、生活扶助基準の見直しとして3年をかけて実施されるということになっておりますが、政府では物価等勘案、最終民間消費支出なども勘案しながら、毎年度国民の消費動向や消費経済情勢を総合的に勘案して、予

算編成過程において翌年度の基準額を検討していくということでありますので、3年かけて減額していくことにはなっていますが、毎年毎年その経済状況で判断していくこともございますので、その辺の状況も見きわめながら、平成27年度以降につきましては本市の経済状況も確認しながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 3年をかけてということであります。ただ、先ほどの御答弁いただきました現在生活扶助を利用されている方、また母子家庭の方々の実例を挙げていただいて、影響額いただきました。月多いところ2,000円から5,000円というような、1カ月にこれだけというのはやはり子育て中の方々にとっては非常に大きい影響になってきているかなというふうに思っています。今回引き下げの理由として、今おっしゃったように経済動向、デフレで物価が下がっているからだということが理由の一つになっていますけれども、大きな家電類ですと下がってはいるかもしれません、日常生活における中での物価は下がってはいません。上がっているというふうに思います。私たち北海道でいえば、灯油、ガソリン、上がっています。生活保護基準以下で暮らしている方々が生活保護を受けられないでいる、こうした方々の捕捉率といいますか、こういった方が多い中で、やはり世論も使ったバッシングが行われてこの基準が引き下げになったのだというふうに私は思っているのですが、しかし生活保護を制度を利用している方々ばかりではなくて、先ほど報告があったように、ほぼ全ての市民の方々にも影響を及ぼしているというところら辺では非常に危惧するところでありますし、また市の経済状況も見ながらという、今部長のお話もありました。そういうふうに大きくかかわってくるのかなというふうに思っているのです。生活保護世帯の方々、扶助費のほぼ全てが消費に回るわけです

から、地域経済への影響も大きいというふうに考えるのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 生活保護費の基準額は、国民の最低生活費、ナショナルミニマムでありますので、例えば最低賃金は法律で生活保護との整合性を図ると決められておりますが、それ以下ではだめだということでもあります。しかしの最低賃金改定でも北海道は生活保護の道内平均741円よりも7円も安いというような状態であります。また、それにより最賃が最低生活費、生活保護費の水準を下回る逆転現象が全国で唯一解消されていない地域ということも認識しております。それらにより、働いても貧困な状態があることもあります。いわゆるワーキングプア、年収200万円以下の方、非正規労働者の方が多いというような状況、またひとり親家庭の増加と、あと働く方の、親の所得の減少による子供の総体的貧困率が15.7%、6人に1人の子供が貧困な家庭に育っておられるというような状況も認識しております。また、さらには年金、児童扶養手当の特例水準の解消と、あとマクロ経済スライドの実質のスタートがされたということによる収入の減少もあることも認識させていただいております。日本の生活保護の捕捉率につきましては、これはちょっとニッセイ基礎研究所のレポートによりますと、厚生労働省が07年の国民生活基礎調査をもとに2010年に算出した捕捉率は32.1%ということで、一説には20%ぐらいではないかという試算もありますが、諸外国に比べると極めて低いものと認識しております。捕捉率の低さは、日本の国民性ですか、例えば勤勉性や自助努力の精神をあらわしているものとは思いますが、真に生活困窮に陥った場合には憲法が保障する当然の権利であるという国民的な合意形成を進めていくことも必要ではないかと考えております。今臨時国会で成立をいたしました生活困窮者自立

支援法の詳細はまだ承知はしておりませんが、国会審議等を見ておりますとワンストップ型の総合窓口が設置されまして、この自立支援の実行が困難になったときは生活保護への移行を促すことができるということでもありますので、水際作戦と捉えるのではなくて、生活保護にアクセスができる窓口が1つふえたと考えることもできるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、生活困窮者からの御相談を受けた場合にはきめ細かな対応をさせていただきながら、必要な方に確実に保護を実施してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃったように、やっぱり憲法に保障されている生活を維持するということです。生活保護法第1条では、憲法第25条の理念に基づいて、国が国民に最低限度の生活を保障するとしているわけで、今回の基準の引き下げ、今御報告があったように政府の統計でも3割ぐらいだということありますので、捕捉率を上げることが必要でありますし、今回の基準の引き下げは国民生活の最低生活基準として生活保護のあるべき姿が問われているのではないかというふうに思っています。

そこで、捕捉率を上げていかなければならぬというふうに思うのですが、申請の問題です。この間私も何回も相談に来られた方々へ申請書を渡していただきたいというふうに申し上げてきたところですが、先日参議院の厚生労働委員会で明らかになった書類、親族の扶養が保護の要件でないことの説明が一切ない中で、親族が援助しなければ申請者が保護を受けられないかのような誤認を導く内容となってこの保護申請をした方々の親族に文書が送られていたということあります。こういったことなのですけれども、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるという生活保護法の規定は、扶養を保護の前提とするものではなく、親族が援助を拒んでも保護の判断には影響

しない。仕送りなどがあれば、その分を収入と認定して保護費を減額するという意味だということですが、間違いありませんでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたが、11月7日の参議院の厚生労働委員会におきまして、御党の小池晃議員の御指摘によりまして全国の3分の1の自治体で使用しております生活保護システムの扶養義務調査の文書が生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現が使われていたものであります。本市におきましても同じシステムを使用していたため、厚生労働省の指示を受け、11月12日付で改善を行ったところであります。なお、これにより申請を取り下げたり、受給を辞退したりするケースはないものと考えております。

原因といたしましては、システムの基本様式の確認作業が不足していたものと考えております。直ちにシステムの他の様式についても点検を行いまして、ほかに不適当と思われるものはございませんでした。また、生活保護の手引やしおりにはこのような表現はなされておりません。そのことを確認しております。今後は、様式など十分な点検を行いまして、より慎重な事務の執行を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 適切な対応をしていただきたいというふうに思います。このことで申請を断念した方がいないと思っているというふうなお話がありましたけれども、非常に不愉快な思いをしているという話を私は聞いていますので、ぜひその部分内部で検討していただき、先ほど申請者にはすぐ申請書をお渡ししてというふうな必要な対応をしていきたいというふうなことでしたので、本当に親切な対応を望むところであります。先ほど部長からお話をあったように、今回12月

6日に生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が衆議院本会議で可決成立いたしました。最低限度の生活を保障する法律を衆参合させてわずか十数時間の審議で改悪してしまったわけですけれども、今の文書がありましたけれども、この法案の先取りだったのではないかというふうに私は思っていますし、今回決められた、先ほどは新たなアクセスする道がふえたというふうなことでしたけれども、窓口での申請拒否や親族への扶養を強制することだと。それを強化するものになつていると。やっぱり水際作戦と言わなければならないことを指摘し、本当に相談に来られた方々への対応、十分に心して行っていただきたいと、そのことを求めたいと思います。

次に、介護保険制度の問題です。先ほど中身についていろいろ御報告をいただきました。今この案が示されているという状況ですので、これから法案ができる出されていくわけですけれども、その前に介護サービスを受けている方々、また高齢になってそろそろ認定もしてもらおうかなと思っている方々にとって、介護保険のサービスを受けることができないのではないかというような不安が広がっているわけです。先ほど周知徹底していきたいということでした。このサービス利用の実績見せていただく中でも包括支援センターへの相談、1,282件のうち802件が申請も含めて介護や福祉サービスについての相談になっています。非常に不安であるし、この制度の中身もわかりづらいということだというふうに思うのです。それがさらにまたわかりづらい。保険料は払っているけれども、どこからサービスを受けられるのか、私はどのサービスを受けることができるのか、非常に不安が広がっているところでありますので、ぜひこの点を親切丁寧にしていただきたいというふうに思っています。

それから、時間がなくなりましたので、この部分はお願いをしておくところなのですが、あと今回自治体の事業へ移していく。そして、NPOや

ボランティアの活用を狙っているということです。この辺について私は非常に危惧をしています。きのうの介護労働者に関する御答弁の中で、介護ボランティアやセンター養成講座を行っていると。今後も進めるというお話をしたけれども、養成講座を行っていくのはいいかというふうには思うのですが、しかしボランティアの方々に今国が進めようとしている担わせるということ、専門家の代替や公的介護保険サービスの代替を求めることが体私は間違っているというふうに思います。訪問介護を担う訪問ヘルパーさんが行う援助、単なる家事の代行ではなくて、やっぱり利用者の方々と関係を築きながら生活援助を行う。そして、心身の状況や生活環境に応じて働きかけて生活への意欲を引き出す専門職だということあります。ですから、ボランティアとは違うという、この辺のあたりについてのお考えを聞きたいというふうに思いますが。

○議長（黒井 啓議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員から御指摘がございましたように、本当に介護の研修を積んだスキルを持ったホームヘルパー等がその方の状態に応じた処遇、サービスを提供していくということは必要かと考えておりますし、またボランティアを養成するといったましてもそれぞれ市町村格差が広がっていく可能性もございますので、当市といたしましては先ほども申し上げましたけれども、当面は平成29年から移行されるということでございますので、その間にボランティアのより一層の技術の習得等を図りまして、またさらには移行時におきましては現サービス事業所を利用させていただきながら、弾力的な対応をとらさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 啓議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 実は、ちょっと調べたら、介護保険部会の中で厚生労働省自身が住民の互助活動による生活支援サービスや見守り活動は十分とは言えないと言っています。訪問介護やデ

イサービスにかわって要支援者の地域生活を支え得る地域資源が整っていないことを認めているわけです。ですから、今おっしゃったように地域間の格差も非常に生まれてくるだろうというふうに思いますし、現在のサービスを維持しようとすると、自治体にも大きな負担がのしかかってくるということだというふうに思います。厚労省は財源確保しているかのように言っていますけれども、しかし事業費には上限を設けるというようなことで利用の押さえ込みを進めていますので、やはりこうした中では自治体としても大変な御苦勞をしていかなければならないし、もちろん介護保険制度を利用する、また介護している家族の方々も大変だというところであります。

そこで、市長にお願いをしたいというふうに思うのですが、私は介護難民つくってはならないというふうに思っています。次々の負担増に対して市民の命と暮らしを守るという防波堤になっていただく。そのことが何より強く求められます。社会保障確保のための要請をほかの要請とあわせて強く国に求めていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 啓議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国の財政状況に関しては、私が申し上げるまでもなく皆さん御承知のとおりでありますと、もう未曾有の非常に厳しい状況だと。これは、まさに入りと出のバランスが全くなっていないということであって、今いかに入りをふやしていくか、あるいは出を制していくのかという改革の最中だと。その中の介護保険も含めて、今社会保障の大改革の最中だということでありまして、その中で当然社会保障あるいは介護制度もより効率的あるいは地域の実情に合った効果的な改革をしていくということは、これは方向としてはそのとおりなのだろうというふうに思っています。そのことを踏まえて、この間も全国市長会、北海道市長会、これらで介護保険制度の会計についての提言は行ってきてまして、北海道市

長会では本年11月に平成25年度の秋季重点要請事項ということで、介護保険制度の円滑な運営についてを初めとする20項目、これを本道選出国會議員、中央省庁に対して、いわゆる北海道特有の積雪寒冷地における訪問事業の長距離移動の問題、あるいは山間へき地における人材受け皿確保の問題について対応を要請してきております。全国市長会においても平成26年度国の施策及び予算に関する介護保険制度に関する重点提言50項目を全国市長会で決議をして、11月25日に全国会議員、関係省庁へ要請をしてきたところでございます。先ほど来の12月20日に最終取りまとめが行われる予定となっています介護保険制度の見直しに関する意見、この会議の中でも市長会でも積極的に発言をしているということで、先ほどありましたように要支援者の予防給付市町村事業の移行の当初案が修正をされて、より地域のさまざまな実態に応じた新しい総合事業になるということに変更されているありますとか、先ほどの特養の新規入所の案件のやむを得ない事情を対象とする措置等々の緩和もこうした市長会等の提言が通ってきてこのような形で修正をされてきているというふうに承知をしています。これからもぜひそれぞれの地域の実情に合った制度となるようにしっかりと目配りをし、要請をしてまいりたいというふうに思います。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（黒井 啓議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今市長のほうから御答弁いただきましたけれども、やはりこの間最初に案が示されたものから随分変わってきています。それは、やっぱり国民の声であったり、市長も参加の全国市長会の要望であったり、こういった中で変わっているのだというふうに思います。最終的に本当に国民、住民のための介護保険制度になるような要請をさらに強めていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、食教育に向けて再度御質問をさせてい

ただきたいと思います。栄養教諭の配置増の件であります。第2次名寄市食育推進計画の教育現場での推進方向の中では、先ほど部長の答弁がありましたように学校では栄養教諭を中心に教職員と学校給食センターの連携、調整を図りながら児童生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう給食指導を行い、また保健だより、給食だよりを活用した栄養指導、地域の食文化に親しむための料理教室を実践し、食べ物の安全性や食事バランスの大切さを学び、健康に関する正しい知識を深めますとあり、その実践に積極的に取り組んでいただいているというふうに思います。配置基準では、6,001人以上で3名の栄養教諭というふうになっているのですが、配置基準の中で単独校、自校方式でやられているところでいえば550人以上の学校で1人、549人以下の学校で4校に1人という基準になっています。小規模校が多い名寄市です。全体の人数だけではない判断も必要かというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいのと、もう一つ、先ほど給食だよりのお話もしました。給食だよりとともに毎月いただきたいむという情報が発行されています。旬の食材や時期に合った食の話題など情報の提供が行われているのですが、保護者ばかりでなく多くの市民の皆さんにもぜひ見ていただきたいと私は思っています。これホームページで見ることができるのですが、残念なのが当月分だけなのです。ですから、これ毎月毎月積み重ねていただきたいなというふうに思います。12月では風邪を引いたとき何を食べればいいのかというような、こんな情報もあり、11月では御飯が一番、こんな状況になっていますので、このホームページでの情報公開についてのお考えもあわせてお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、栄養教諭の配置のことでございますが、議員御指摘のとおり自

校方式の学校給食のあり方につきましては2名よりも多く配置できるという基準がございますが、名寄市におきましては共同調理場方式、いわゆるセンター方式を採用しておりますので、その基準に沿いましての配置となっていることを御理解いただきたいと思います。また、名寄には小規模校等も多い状況ですけれども、今後適正配置計画の中でどのような配置計画になるかはわかりません。いずれにしましても、栄養教諭が学校の先生方と家庭と協力をして、きちっとした食教育指導をやっていきたいということは考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、いただきたいむについてでございますけれども、これにつきましては議員御指摘のとおりホームページで当月分については見られるようになっておりますけれども、残念ながら毎月書きかえをする関係で、バックナンバーというのですか、それが見られないような状況になっております。これについては、食教育もしくは食育の大変すばらしい情報が載っておりますので、バックナンバーも掲載できるように担当のほうと協議をしてまいり、改善をしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

今後の名寄市の行方と市民の声外2件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。通告順に従い、順次御質問申し上げたいと思います。

大きな1点目、今後の名寄市の行方と市民の声について、1つに加藤市政の評価と住みよい名寄市の展望についてであります。先日加藤市長は次期名寄市長選挙出馬について市議会の場を通じて市民に明らかにしました。この間の3年8ヶ月、執行者として市政を担当しての自己評価を求めるとともに、今後の市内外の情勢を踏まえた名寄市の展望と課題についてお聞かせをいただきたいと

思います。

2つ目に、市長等の役割と責任についてであります。今任期中の主要な政策、事務事業等の実行において執行者として各種条例等に基づき誠実に対応し、かつ公平で公正な行政の役割と責任をどのように果たしてきたのか、その過程の中では市民の不信、不満の声も多々伝わってきます。答弁を求めたいと思います。

3点目には、行財政改革と市民満足度についてであります。行財政改革が進み、財政健全化指標など数値的にはその改善方向に向かいつつあり、一定の評価もできます。しかし、それが必ずしも市民全体から見て行政に対する信頼性が強まり、かつ満足度が高まっているとは言えないという市民の声もございます。どのように認識をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

4点目には、今後の総合計画のあり方についてであります。近年先進自治体では国の財政的情勢の見通しの不安や首長の任期である4年との整合性を図るとともに、総合計画に連動する財政に関する条例も制定し、かつ基本計画を柱にした実施計画も情報公開しながら、真の住民自治を目指しております。名寄市の今後のありようについての答弁を求めたいと思います。

5点目は、地域自治区の前進と名寄市自治基本条例についてであります。現在名寄市は自治基本条例に基づき行政主導のまちづくりから住民自治を目指す過程にあり、自治の原点である町内会や市民の側にもまだ克服しなければならない課題もございます。しかし、先進自治体を見る限りでは、その過程で地域のことは地域で決めるための制度や予算の配置等行政として具体的な形を提示しながら、その役割、責任も果たしているところであります。それに比較して名寄市の対応は、消極的かつスピード感が感じられない相を持っております。能動的な対応を求めたいと思います。

大きな2つ目、特定秘密保護法と市民生活、活動への影響についてでありますが、安倍総理大臣

の趣向でもあります日本を取り戻すの一つでありました特定秘密保護法案が自民党、公明党の暴挙により12月6日、強行採決をされました。私一地方議員ではありますが、市民の声を代弁し、怒りと不安と大いなるきな臭さを覚え、断固この場をかりて抗議をしたいと思います。市長におかれましては、3万市民を預かる市長としてその見識と今後地方自治体との関係や市民生活、活動にも影響するものと考えますが、その認識、見識を問いたいというふうに思います。

大きな3点目、最後になりますが、幌延への核廃棄物の持ち込みについてであります。現在幌延町で行われている深地層処分研究施設の工事は、北海道、幌延町、今の原子力機構による3者の協定が2000年10月に締結をされ、そのとき北海道の核抜き条例制定とあわせて現在に至っております。そして、20年間の研究終了後は直ちに地下施設を埋め戻すことになっております。しかし、安倍政権は原発再稼働、原発の輸出、核廃棄物の地層処分の動きを強める中で、来年にも処分候補地を全国100カ所指定し、札束で懐柔をしようとしております。食料基地北北海道に位置する名寄市としての現状認識とるべきその対応をお聞きをしたいと思います。

以上申し上げて、この場における質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 啓議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員から大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2、3は総務部長から答弁をさせていただきます。

まず、大項目1の今後の名寄市の行方と市民の声について申し上げます。まず、この間の市政運営の自己評価と将来展望、課題についてというお話をございました。平成22年4月、市長就任以来、この間議会を初め多くの皆様に支えられ、その責務を果たすことができたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、市政を担当しての自己評価ということであります。民間出身の青年市長として発想や行動力を生かしたセールスにより本市の財産である地域資源の情報発信に努め、南相馬市や台湾との新たな交流、新たな可能性が生まれたのを初め、今和食が世界的に注目を集める中でマスターソムリエである高野豊さんを通じ本市のモチ米が伝統手法による日本酒やみりんに使用されるなどブランド化の推進につながっているほか、西田敏行氏らの観光大使への任命、有森裕子さんのひまわりまちづくり大使への任命など著名人とのつながりは本市のPRはもとより市民らによるひまわりリーランの開催など新たな取り組みを生むこととなりました。また、住民が主役であるとの観点から、市民サービスの向上や職員の適正化や職員提案の導入、杉並区等への職員派遣を初めとする人材育成など行政改革にも努めてきたところでございます。

また、私が行政運営の中心に据える総合計画の進捗状況であります。前期計画では当初196事業の計画に対し252の事業を実施、後期計画においても当初は169事業に対して平成25年度までに174事業を実施するなどローリングによる見直しにより当初計画を上回る状況でございます。

公約としていた取り組みについては、行政総合案内所の設置によるきめ細かな市民対応を初め安心の暮らしに欠かせない市立総合病院の充実、食肉センター改修による畜産経営の安定化と障害者5名を含む19名の雇用の創出、玄米ばら集出荷施設への支援や有害鳥獣焼却施設の整備などを通じた基幹産業農業の振興のほか、南の玄関口である道の駅には年間40万人が訪れ、本市の観光振興と地場産品の売り上げに貢献をしており、市立天文台は観光資源としての注目も高まり、開館以来約5万6,000人が訪れているほか、野外施設等を生かしたイベント開催等により交流人口の獲得にも努めてまいりました。また、1,700人が

駐屯すると言われ、地域づくりに欠かすことのできない陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持、基礎自治体の持続と発展に必要な措置等については国や道に対して市長会、関係市町村、団体等と連携をし、精力的に提言、要望等に取り組んできたところでありますて、健全財政を堅持をする中でさまざまな取り組みを進めてまいったところでございます。振り返りますと、まだ道半ばの取り組みもありますが、この間の取り組みを通じ、市民満足度の向上や地域の活性化、さらには市民との協働の推進に一定の成果を残せたものと考えております。

また、本市の展望と課題については、地方自治体も厳しい地域間競争にさらされる中、本市の展望は市民の財産である地域資源の有効活用、そして市内外への情報発信にあると考えております。そのためには、官民が一体となり地域の知恵を結集をして地域振興に取り組むことが必要であり、そのシステムづくりと国の制度やニーズなどの一層の情報収集が課題であると考えております。

次に、公平、公正な行政の役割と責任についてでございます。市政運営においては、公平、公正であることが大前提であり、この間も常にその精神に基づき全力で取り組んでまいりました。その推進に当たっては、本市のまちづくりのルールを定めた名寄市自治基本条例により広報を初めホームページやフェイスブック、コミュニティーフィーFMなどの通信媒体を通じ、またアンケート調査の実施や審議会、意見交換会の開催のほか、パブリックコメントなどの実施を通じて市民への積極的な情報提供と市民参加に努めてきたところであります。しかしながら、地方自治体においては市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスに努める一方で、最大公約数での選択あるいは財源、規制など一定の条件下での選択を迫られる場面も少なくはなく、必ずしも全ての市民の皆さんに全ての場面で御満足いただける状況にはなってはいないと認識をしておりますが、その都度議会を初め市民の皆さんと協議をして意見を交わしながら、最善

の方策を選択してきたと信じておりますて、市民との協働により公平、公正なまちづくりを推進してきたと確信をするものであります。

次に、財政健全化と市民満足度について申し上げます。財政健全化については、平成24年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにゼロで、実質公債費比率は13.1%、将来負担比率は59.5%と行財政改革等の効果より改善傾向にあり、今後における一層の少子高齢化と人口減少への対応や合併算定が終了など将来に備えた基金残高も合計で61億7,000万円に達しております。

さて、財政健全化の一方で、市民からの信頼や市民満足度に対する認識についてであります、市長就任以来さきに開催をしたまちづくり懇談会を初め各種会議等での議論やイベント等への参加、さらには日々の業務などを通じて各階層の方々からさまざまな御意見、御提言あるいは苦言なども含めてお伺いする機会があり、これらの声を真摯に受けとめて公平、公正の立場から明るく元気なまちづくりに向けて取り組んできたところであります。その成果のあらわれの一つが住みよさランキングにおける道内ランク1位といったところに結びついていると考えているところです。その要因は、対象都市790団体ございますが、病床数、介護老人施設の定員数、出生数による安心度が全国24位、小売業年間販売額及び大型小売店舗面積による利便性が69位、公共下水道、合併浄化槽普及率、都市公園面積、転入、転出人口比率、新築住宅着工数などの快適度が122位と。これらが上位にありますて、第三者機関が市民満足度を支える本市の暮らし、環境について客観的なデータをもとに定量的に高い評価を受けたことに大きい意義があるというふうに受けとめております。しかしながら、市民の価値観が多様化し、住民ニーズが複雑化する中、また国、道、市町村が役割分担のもとに連携をしながら進められる行政システムと歳入の多くを国に求める本市の財政構

造の中では、必ずしも全ての市民の皆さんのがひとしく満足いただける状況にはないと認識しておりますが、今後とも常に市民一人一人が主役であるといった観点に立ち、職員ともども市民満足度の向上を目指し、さらなる努力を積み重ねてまいる所存ありますので、議員各位を初め市民の皆様の御協力をお願いを申し上げます。

次に、今後の総合計画のあり方についてでございます。平成23年の地方自治法改正に伴い、総合計画策定は法による義務づけから自治体の判断に委ねられることになりました。本市においては、平成21年度、これに先立ち名寄市自治基本条例を制定をし、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画の策定を義務とし、現在に至っているところであります。

さて、こうした流れの中で御質問がありましたように、総合計画の形態にも変化があらわれてきていると認識をしております。その象徴的なあらわれが計画期間を4年とし、市町村長任期との整合性を図るといったものであり、社会経済情勢の変化が急な時代の中で柔軟に対応しやすいこと、あるいは公約と行政運営とが連携をしやすい点にあるというふうに思われる一方で、期間が短く環境変化等の影響等を強く受けるため、計画としての安定性に欠けるといった危惧もされるところであります。また、実施計画の公開については本市においても毎年総合計画推進市民委員会でローリングをお示しをし、意見をいたしているほか、決定後は市のホームページに掲載をして情報公開に努めているところでございます。

総合計画の推進を支える財政に関する条例については、平成21年に施行となった地方公共団体の財政の健全化に関する法律による新たな健全化判断指標に基づく財政規律の確立のもとに、地域独自の判断指標を盛り込んだ財政運営基本条例として制定をしている自治体もございます。これらの自治体における財政運営においては、財政にお

ける基本理念、情報の共有あるいは情報の公開、事業や使用料、負担金、また補助金等の定期的な見直し、中期財政計画の策定など既存の財政運営の原則を条例で制度化をしております。また、市民が主体的に財政にかかわる機会を確保することを目的として制定をされております。課題としては、条例により財政規律を過度に重視することで弾力的な財政出動が難しくなり、必要な事業を見送る可能性あるいは社会情勢に的確に対応できない事態が想定をされております。名寄市の財政運営では、既に同様な手法で財政規律を確保しながら進めておりますが、市民がより主体的に財政にかかわるあり方について先行する市の条例、制度の研究も進めてまいります。いずれにいたしましても、今後の総合計画のあり方については第2次総合計画の策定作業において本市に適した総合計画のあるべき姿を議会を初め市民の皆さんと十分議論をする必要があると考えております。

次に、地域自治区の前進と自治基本条例についてでございます。本市では、地域自治区を展望する組織として平成20年度から小学校区を基本とした地域連絡協議会が設置をされ、現在は8組織が清掃活動や防災活動、交流事業やイベントなどに取り組んでいる状況にございます。地域連絡協議会は、自治基本条例が目指す市民が主体のまちづくりの中心を担う主要な組織の一つと考えており、その形態は学校を中心とする地縁の結びつきによるコミュニティーに当たります。自治基本条例では、市民及び市は地域特性を踏まえ、コミュニティーの自主性及び自立性を尊重しなければならないと規定をしており、またその設立の経過を踏まえて市では協議会の自主性を尊重しながら支援を行ってきたところですが、本年度は発足当時より支援をしている交付金の見直しも行い、使途の自由度を高めたほか、上限額も変更したところであります。また、代表者会議を開催をして市からの情報提供と地域相互の情報交換を行い、参加した代表者から継続した取り組みが求められ

たところでもあります。今後における市の対応についてでありますと、協議会の自主性を尊重しながら、先ほど申し上げた代表者会議の継続した開催による情報の提供、情報公開や市交付金を初めとする支援策を積極的にPRするなど活動の助長を図るため、対応を強化をしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目2と大項目3についてお答えをいたします。

まず、特定秘密保護法と市民生活への影響についてでありますと、特定秘密保護法は衆議院では11月26日、参議院では12月6日にそれぞれ可決成立をしております。この法案は、我が国安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、スペイ活動などの特定有害活動の防止、テロ防止の4分野23項目を特定秘密として指定をし、その漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としている法案でありますと、政府に秘密の範囲を恣意的に定められ、国民の知る権利や報道の自由が侵害されてしまうのではないかという不安から、一部報道機関や日弁連などさまざまな団体からもこの法案に反対する声が出されております。大量破壊兵器や国際テロ活動などに適切に対処するためには、外国との情報の共有と我が国情報管理が万全であることが前提となりまして、秘密保全に関する体制の整備が必要であることは認識しているところであります。しかし、現時点では国民の知る権利や取材や行動の自由などに対する具体的な対応が十分示されているとは言いがたく、またこの地方における対応や影響も見えておりません。今後國では、この法律施行におけるさまざまな補完がなされるものと認識しておりますと、今後ともこの推移を注視し、行政や市民生活への影響を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、幌延への核廃棄物持ち込みについてでありますと、報道によると御指摘のとおり経済

産業省では高レベル放射性廃棄物の最終処分場候補地選定作業について国主導で適地を選ぶ方式にすることとし、最終処分場に適した地域を全国100カ所程度指定をし、年内にまとめるエネルギー基本計画に盛り込む方針とされております。また、幌延深地層研究センターにつきましては、当該センターの地下施設に関し国が検討している2カ所の深地層研究施設の統廃合について、幌延存続を直接働きかけるため、幌延町長と幌延町議會議長が文部科学省を訪問するとの新聞報道にも接しております。幌延深地層研究センターにつきましては、3者協議におきまして1つとして放射性物質を持ち込むこと、使用することはないこと、2つとしまして研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すこと、3つとしまして研究実施区域は将来とも放射性廃棄物の最終処分場並びに中間貯蔵施設を設置することはないことなどが確認をされておりまして、現状私どもはこの協定が全てとの認識を持っております。本市の基幹産業は農業であり、食の安全に係る環境保全は常に重要な問題でありますことから、今後とも核廃棄物等に係る問題についての情報収集を進め、間違いのない対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 来春出馬表明をした割には、市長の話は長かったけれども、余り新鮮味が感じられませんでした。加藤市長自身民間出身で、社長として有能な経験を持っておりますけれども、新たな世界に入りながら、4年近く首長在任をされて、特に聞きたいことは自治法上の担任事務だとか日常的にも首長の役割、責任、大きさについては随分その重さを自覚をされて執行に当たってきたものと思います。ただ、権限、役割が大きいだけに、またいろいろやりがいだとか苦労の反面、一つ一つの政策や事業の執行に当たっての結果責任みたいなもの、当然うまくいかない

場合には求められているし、自覚もされてきたのではないかと思いますが、この4年弱、いろいろこれから指摘をする事業等の関係でおわびだとか反省はあっても、結果責任が形に見えるようなものというのはそう伝わってこなかったと思うのですが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 首長の責任ということで、余り行政を知らない中でこの世界に入ってきて、日に日にその重さを痛切に感じながら、あるいは民主主義といいますか、そうした意味での首長の決断というのは当然しっかりと手続を踏んで出されねばならないということを改めて痛感をしまして、この間も先ほど来申しましたとおりさまざまな場面を通じてそうしたさまざまな決断に当たっては市民の皆さん、あるいは議会の皆さんに議会を通じて逐一お話をしながら、しっかりと事に当たってきたというふうに、理解を得ているというふうに私としては考えております。その後の決断の結果については、当然これは市民の皆さんのが事ある場面で、あるいは選挙において判断をしていただくということになるのだろうというふうに思いまして、それぞれ、それぞれの場面においてさまざまな手続のそご等に関してはその場、その場でおわびをしたりとかということはしてきましたけれども、私としてはこの間至らない部分はあったかもしれませんけれども、しっかりと対話を通じていろんな決断をしてきたものというふうに判断をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 相変わらずおわびとか反省は私どももよくするのですけれども、結果責任みたいの、今社会全体が政治家も含めてバッジ外せば済むのか、今も選挙違反の問題でいろいろ話題になっていたり、鉄道の問題でも社会的な事件が発生していますけれども、首長というのはまさに名寄市の最大権力者であり、権力があるだ

けに自治基本条例の中では役割、責任は明記されていますけれども、どのような一つ一つの失敗だと、失敗や失点、失政というのは必ずつきものなのですが、目に見えるような結果責任みたいのをとることによって、やっぱり加藤市長、よく本当に緊張感持って公平、公正に頑張っているなどという信頼感もまたそこに高まるやうもあるかなという感じがしております。

少し具体的なことで、4年弱私も主要な事業、政策の関係でちょっと振りかえらさせていただきながら、また具体的なものを求めていきたいので、最大権力者ですから、利害にかかわる団体や市民も含めて余り耳の痛い話は市長には伝わらない、あるいは大きな批判というのは出ないのかもしれません。きのう川口議員のやりとりを聞いて、ひまわりだの煮込みジンギスカンの、あるいは他の関係でも率直に市民の声をお伝えになった川口議員の姿勢に私も学ぶものがあったなという感じがして、日常的にたくさんそういうことがまた市長の耳にどんどん、どんどん入って、全市的な雰囲気というのはどういうものなのかというところあたりが伝わればもう少しまた変化も出るかもしれません、1つ先般私どもの植松議員が取り上げました公設民営の最たる名寄の魚菜市場の関係をお尋ねしますが、条例の10条で職員という項目がありまして、市場に場長ほか必要な職員を置くということになってしまって、今年度当初予算で特別会計全体のうちの4,500万円のうち、やや952万円ほど人件費を計上して、過去からずっとそうですけれども、この公設民営の職員の役割というのはどのように定められているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 公設民営ということで、この間市場の運営をさせていただいておりまして、予算で位置づけておりますのは特別会計という

ことで位置づけされていることは議員承知のことだというふうに思っておりますけれども、基本的に収益の上がるものについてはその収益をもってその事業に充てるというのが特別会計の中でありまして、そういう面で市場会計については特別会計の中で運営をさせていただいているということあります。

さらに、今御指摘のございました職員の配置であります。これは場長は当該職員をもって充てるということでございまして、この職員の役割については、かつては競りを行っているときに適正に競りが行われているか等々の監督等々を行ってきたということでありますけれども、現行ではそれぞれの市場運営がスムーズにいっているかということで、常駐はしておりませんけれども、その都度連絡をとり合いながら市場運営に努めてきたということでございますので、その点については申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 規則の第46条には、報告及び改善措置の申し入れというのがございまして、市長が必要があるときには市場関係事業者と話をしながら、その業務だと財産もしくは資料、帳簿の検査もできるというふうになっておりまして、今回132名ですか、生産者に2,500万円ほど迷惑。市の発表にももう銀行からの情報を直前に聞いただけにしかわからなかつたと、こういう話で、今後の問題については買い受け人の皆さんにいろいろ汗をかいていただきて、できるだけ早く形が見えそうだということで、それはそれとしてこれらの先の話は触れませんけれども、いわゆる名寄市の役割が担当は営業戦略室になるのですけれども、もっと当該の指定会社から1年も2年も前からそういう信号、シグナルみたいのは出ていることに気がついていなかつたのかどうか、改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 市長からの見解ということでお尋ねありますけれども、市長から指示を受けて私のほうで対応させたということもございますので、私からお答えさせてもらってもよろしいでしょうか。

この間さきの使用料の減免の折にそれぞれ経営改善計画を立てていただいてまいりました。ただ、株主総会の日程で御案内をいただいて、計数的なものについてはその都度株主総会での関係書面については目にしていたところであります。大変厳しい経営を余儀なくされているなということについては認識をさせていただきましたし、さらには銀行さんから資金調達ということもありますので、その点についてはそれぞれ銀行さんからも内々的に情報をいただいてまいりました。ただ、私どもとしては株式会社、丸鱗さんの経営ということで社長を含めて経営厳しい中でそれぞれの経営改善あるいは経営の立て直しも含めて、ぜひ会社内部でしっかりと議論していただきたいということで、そこは私のほうからも出向いてお話をさせていただいた経緯がございます。ただ、残念ながら結果としては残念な結果に終わったわけでありますけれども、これまで市場が果たしてきた役割というのは本当に大きなものがございまして、そこは熊谷議員御承知のことだというふうに思いますが、そういう面では何とか丸鱗さんにも立て直しをしていただきたいという気持ちで、それなりのお願いをしてきたということでございますので、それについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長、冒頭私言ったようにやっぱり結果責任というのは、営業戦略室が担当ではあるのだけれども、市長直属というふうに言われる特別な営業戦略室なのですけれども、指定会社は最終的には債権処理も含めて12月26日にやられていることで、それはほとんどの責任はそこにあるのだというふうに思いますが、公

設民営の一方の側の役割責任が全くそういう情報もつかみ切れていない、指導もし切れていないというところあたりは、大変地域の皆さんに迷惑をかけたり、買い受け人の皆さんに今一生懸命汗をかいていただいたということでは、まさに小さい、大きいは別にしても結果責任は残ると思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 久保副市長からもありましたとおり、当然市としては市場に職員も置いているということでありますけれども、この施設が市民の皆さんにとって有効に当初の目的を果たすために、いわゆる市場が安定的に安心ができる食料をしっかりと市民の皆さんに供給できているのかというところでの監視というか、指導ということだというふうに思います。その中で経営そのものの中身に対しての責任というのは、やはりここは株式会社というところでの一定の線は引かなければならぬということだと思います。当然この間指導もしてきたということで、その指導が足りないのではないかというふうに言わわれればそれはそうかもしれませんけれども、一方で経営とそのたな子と経営者の関係といいますか、そこは一線を画してしっかりとさせていただいたということでありまして、その部分に関して、そこはその結果責任ということがどういう意味かちょっとわかりませんけれども、大変今回のことに対しては残念なことがありますけれども、それに尽くるということでありまして、それに対して債権者の皆さんに対してどう責任をとるとかということには、我々としてはそこまでの責任はないというふうに判断をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も所管常任委員会に一時席を置きましたけれども、使用料減免のときにも随分私どもの議員からも使用料だけの問題ではなくて会社経営全体についてどのような状態になっているのかという指摘があったり、今市役

所も体制変わりまして前任の時代からいろいろ資金状態や運転資金の課題認識がほとんどなかったのではないかと思うのです。営業戦略室、本当によく頑張っております。それは、もう市長のいろんな指示もあって、イベントやら、ひまわりやら、本当に東京にも出かけなければならぬ、あれもこれもという中で、これも本来業務の一つですよね、条例、規則に定められた。そこにかかわり切れなかったというのは、やっぱり人事配置の問題やら監督責任は残るのです。

また、これ一旦ここに置いておきまして、次のことを聞きますけれども、よろ一な、公正、公平という問題でいくと先ほど市長は公平、公正にも努めてきたと。しかし、財政に限りがあって最大公約数でいろいろ答えも出さなければならぬという、その御苦勞は十分わかります。この間よろ一の建設、あるいはもう既に順調に今使われてはいるようすでけれども、西條さんに一旦売った用地の駐車場としての整備費含めて五千数百万円かけて買い取らなければならぬ。その前段にも駐車場は狭いのではないかという指摘があって、お答えがあったのは南広場を活用するとかいろいろという話で、根本的な設計変更に即応した対応というのは答えを出さないまま、3者協定が事実上不履行状態で結論を出さなければならぬということについてのいろんな不満もございました。それだけ今まで議論をしてきましたけれども、会議所さんが入る、会議所ばかりではありませんけれども。これから言うことを誤解を受けてもあれですけれども、私も先般新会頭さんの就任祝にも行つてきましたし、若い長谷川副会頭ということで、大いなる商業振興やまちの発展にも期待をかける人たちだなというふうに思っておりますけれども、それはそれとして過去の政策、事業の関係でいくと、余りにも会議所さんに優遇というか、なれ合いというか、そういう過程がなかったのかどうか。公平、公正という観点でいくと、まだ多くの市民の中には疑義が残っていますが、市長、今どのよ

うに感じていますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 駅横の複合交通、今よろ一なと言いますけれども、含めた民間事業者と行政との協働の開発ということで、この間さまざまに紆余曲折がありまして、いろいろと当初の民間事業者が描いていた計画が二転三転して、それはやはり経済状況の問題もあったということでありまして、そのことも含めて計画も逐次見直し、変更していくざるを得ない状況であったと。このことは、市民会館が建てかえをして、それぞれまた新しい機能として新たに2つの場所に移って機能を分化させていくと。そうしたことも含めて、よりその時期、時期に計画が紆余曲折ありながらもタイムリーな施策を打ってきたものというふうに私たちは自負していまして、これは市民の皆さん、議会の皆さんにもその都度逐一我々はしっかりと真摯に御説明をし、御報告を申し上げて結論を出してきたというふうに思っていまして、ということでございます。

商工会議所の件にしてもお話をとおりだと、今のとおりでありますから、そこに対して一定の行政としての仕事もお願いをしながらという立場でもございます。その中でも当然商工会議所独自の機能も持っていたいているということも鑑みて、さまざまな御提案もさせていただき、これもしっかりと議論をさせていただいて結論を得たものというふうに私は思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） その都度議会や市民の皆さんにも説明をされてきたということで、私どもも前に進めなければならぬという意識もあるから、議会では数字上の問題は賛成はするのです、予算の関係は。しかし、それで全てオーケーですということではないのです。3者協定不履行状態と私あえて使っているのですけれども、甲乙丙、丙が会議所さん、中に入りながら市と民間会社と

つなぎながら、中心街の活性化やまちのにぎわいを取り戻すためにという役割がありながらも、残念なことにそう見られていないなという不平や文句があるから、今も残るのです。新体制になったから、大きく変わるという期待は私も持っているのですけれども、非常に小さい話ですけれども、冷房問題ありますよね。会議所さんで冷房を設置してくれと、私のところだけ。それを受けた市の職員のほうもそのまま私どもや市民に一旦説明したことがあります、その感覚がもうわからない。施設全体を冷房にしてくれとか、あるいは同時に名寄市の公共施設も全部いろいろ優先順位をつけてやるという前提の提案ならまだ理解もできるけれども、やっぱり周りがよく見えていないのではないかということなのです。あの問題以来、新年度も学校関係もいろいろ冷房施設を含めて整備をされるという予定もあるようですけれども、改めて聞きますけれども、今2,300万円という負担金はいただいたけれども、バス会社の29平米に相当する家賃、減免、2分の1をされているようですけれども、それと同様に扱った場合、会議所さんの入居料というのは仮にいただくとすればどのくらいになるか、そのどのくらいか押さえていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 入居料の関係につきまして、ただいま手持ちの資料を持ち合わせておりますので、後ほどお答えをしたいというふうに思います。大変申しわけないです。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も既に担当のほうから入居契約書……もういいよ。部長、いいのだ。入居契約書をいただいているから、数字は押さえているのです。

それで、担任事務なのです、要するに市長の。それで、入居契約書をして実質的には実費毎月10万円前後の光熱水費その他含めていただいて、それは当たり前の話です。家賃は無料で、実費入

ると。これをやっぱり担任事務ということではなくて市民にわかるように、公平、公正ということを考えれば公益財団法人としての一定の役割も会議所のほうで明記をされて、準公共的な、総合的な商業経済団体だという、もう理解できるのです。そうしたら、バス会社に5割、半分減免するのなら8割減免するとか、要するにわかるようにしっかりして入居契約をすることのほうが、いやいや最後は100%に相当すると、そういう公共的な役割。仮にそうであってもしっかり見えるような市民説明があつてしかるべきで、なぜこの議論があえて蒸し返しで出るかとなると、市長の主な後援団体がほとんどそこにおられるということがあるから、また市民の中に煙が出るのです。市長、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） たくさん入居しておりますけれども、私の後援団体だけではないというふうに認識しています。それぞれ商工会議所の持っている公的な、今まにお話あった立場のとおりでの公共的な担い手、そして経済の担い手としての役割を鑑みての今回の判断であると。また、バス事業者も民間団体とはいいながらも公共的な役割も担っていただいているということでの減免措置をさせていただいたということは、説明はこの間もさまざまな場面でさせていただいているというふうに思っていますし、改めて説明が足りないということであれば、それは本当に申しわけございませんでしたということでしたけれども、その事例に関しては全く誰を優遇するとか、そういうことではなくて、公平、公正な判断に基づいた今回の決断だったというふうに考えておりまして、ぜひ御理解をいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） まだ任期4ヶ月ほどございますから、市民ホールの関係についてもさまざまな課題はずっと残ったまま実施に動き出していますから、時間の関係で二つ三つとふやすわ

けにもいきませんけれども、改めて一つ一つの政策、事業の失点、失政、不祥事とまではいかぬけれども、公平、公正に欠けるようなことをおさらいをしていただいて、一定のけじめが市民に見えるような形があったほうがより加藤市政の信頼感が強まるような気がいたしまして、いま一度課題としてお預けをしておきたいと思いますが、いかが考えますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これからももちろんあります、今後とも公正、公平な判断にしっかりと努めて市政を運営していくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 大きな権限イコールいろいろ順調にいかないときには結果責任も伴うのだということについての自覚を強く求めておきたいと思いますが、次に進めます。

行革、行財政改革と市民満足度の関係ですけれども、財政健全化法の持つ意味というのは、私の認識では法律に基づいていますけれども、究極的にはこれは夕張問題を含めた極端に財政状態が悪くなった場合の警告を意味するものだというふうに思っていますが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） よろしいかと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それで、お答えもさつき答弁をいただいたのですが、この健全化法そのものは多治見市のことを見ながら市長も恐らく先ほど答弁したのではないかと思います。これは条例の関係です。かなり現行法のままでいけば、市民の皆さんも名寄は絶対安全だなという感覚ではなくて、実際のやっぱり個別事情を反映するような、名寄市で独自の財政指標とか基準を持つことが非常に市民が財政のことについて理解がされることになるのかなと思いますが、先

進自治体の例は幾つかありましたけれども、基本的なところの押さえだけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんけれども、そうしたことも含めてぜひ研究していきたいと。あわせてまちづくり懇談会等でも毎回財政の問題に対しては丁寧に説明しているわけでありますけれども、こうした機会をもっともっとふやして、市民の皆さんにも財政のことをしっかりと理解をしていただいて、みずからがそうした主体的に判断していただけるようさらに我々も工夫、努力をしていかなければならぬなということは思っておりますので、ぜひやっていきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 財政全般は、仕組みも含めていつも町連の主催でまちづくり懇談会やっておられます、市が言うことはいつも合併算定がえで何ぼ少なくなります、国の交付税動向もまだ状況わかりません、政権が云々というようなことで、防波堤を張りながら説明をするわけで、ばふらっと市民もわかるということはあるのですが、今全体に言ったようなことや何かでも具体的にはやっぱり名寄的な財政指標、基準を条例で定めることによって、より財政的な住民自治の感覚が伝わる。家庭に置きかえた場合にどうかということと比較をするようなわかりやすい説明がもっと求められているのかなという感じがして、今の市民説明ですとほぼ役所的な尺度を念頭に置きながら、専門的なことも含めて説明されますから、よくわからないのです。いっそそれは先進事例の例であって名寄的にということはないでしょうけれども、話かえますけれども、今回はあえて市長が露出をして答弁を一生懸命していただいていますが、佐々木副市長、一回ぐらいお答えをいただきたいのですけれども、骨格予算になるということで、恐らくは骨格だけを詰めた仕事のやり

方をしていないと思いますが、市長選挙以降の政策的な予算というのはどのぐらい頭に置いておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今財政課のほうで、きのうかおとといの質問の中でも二百十七億円程度政策、それから骨格含めて過去の経験則からいうとその程度の規模になるのではないかと。ただ、具体的なことにつきましてはまだ査定全部終わっておりませんので、市長査定も終わっておりませんので、その段階については整理をして、この間地域経済の関係で急ぐものについては継続事業も含めてしっかり対応してまいりたいと思います。

それから、まちづくり懇談会でこの間住民の皆さん方に何を説明したかったのかというと、名寄市の財政が規模が合併して大きくなってしまっても基本的には交付税に大きく依存しなければならないのだということで、財源超過、交付税に依存しない団体についてはほとんど自賄いでできるということも含めて、一定の財政規律をみずからつくることもできるのではないかというふうに思っています。そういう面では、市民の皆さん方から合併算定がえって本当に大変なのだねと。合併するときにはそういう話は聞いていなかったと。合併特例債が七十何億円使って、基金が11億7,000万円という話は聞いたけれども、そういうふうに将来的に行政の効率化を求めなくてはならぬだなんて、そんなことちょっとありましたので、それから熊谷議員おっしゃいました市独自の財政規律を定める条例等については、先ほど市長言いましたようにどれが望ましいのかについては検討してまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 財政基準、新たな名寄市独自の基準や指標を設けるということは、答弁に市長はいろいろ環境変化、財政変化で柔軟に対応し切れないなんていうことを言っていましたけれども、いつまでもそういうことを言わないで、

状況変化があればあるなりにその段階でしっかりと説明をして、その理由を理解をいただく。あるいは、市民の意見等しっかりとそこで交換をすればいいわけでありまして、それがまた独自の指標を定めないという理屈にはならないと思うので、十分今副市長のお答えをいただいたわけなのですけれども、恐らくずっと黙っていて、副市長、市長一生懸命言つたことに、それからきのう、きょう、おとといの話を聞いて余り大風呂敷広げたような答弁しないほうがいいなというふうに下向いていたのではないかと思うのですけれども、そこは余談でありますけれども、次へ進めたいというふうに思います。

時間がないので、先に大きな2番目のほうに、特定秘密保護法、総務部長にお答えいただかなくて市長にお答えいただきますけれども、時間の関係で。ちょっと答弁ではいただけないのは、一部の意見というような言い方で日弁連だとか報道の関係を言っておりましたが、そういう認識ではいけないのでないのではないかと思います。聞き間違えたかも……市長、この秘密保護法の問題についてもきょうから公布になったのです。1年後に施行ということで、私はまだまだこれから廃案を、凍結の動きやら、地方自治体やら、特に名寄市は基地を抱えているということからすると、住民にふだん交際をしている隊員の皆さんやOBの皆さんたくさんいますから、そういうところにまで何か気を使わなければならぬような息苦しい感じをかつての時代をしっかりと知っている人は大変心配をしています。市長、ちょっと一部報道がとかという認識のままでよろしいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 多くの報道機関からもうした報道があったというふうには思っています。国際社会で日本がいろんな役割を果たしていく意味での特定秘密保護法というのは、ある意味では必要な側面はあるというふうに認識していますけれども、特定秘密保護の特定秘密の中身が余りに

も曖昧だということは、報道等でしか接していませんけれども、これは私も同様の認識を持っていまして、施行されたということではありますけれども、後の1年間でさまざまな議論をしっかりと注視をして、この地方における行政生活、市民生活の影響がどんなことにあるのかということをしっかりと見きわめさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 北海道新聞の北海道内の世論調査、政府与党の自民党、公明党の支持者ですら廃案、慎重派が自民党が79%、公明党内が91%。これは、やっぱり何を物語っているかという。安倍政権を支持はするけれども、それぞれの政党は指示するけれども、大変拙速でよくわけのわからない権利を奪うような、あるいはかつての治安維持法を想起をするようなこととダブることが解明されないまま強行採決だということなので、加藤市長、一流大学を出て勉強されていますから、やっぱり戦前、戦後の近代史をもう少ししっかりと勉強されて、名寄市民とともにこの問題について施行されるまでの間考えていただきたいと思うのですけれども、どのように答弁しますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然1月からの通常国会の中でもこの件に関してはいろんな議論がされていくというふうに思いますので、その議論をしっかりと注意深く見きわめさせていただいて、我々の行政、市民生活、自治体にどんな影響があるかというのを改めて注意深く見きわめさせていただきたい、このように思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私どもの議会の中でも事前の幹事長会議の中でこれに反対をする意見書を予定をしていましたけれども、残念なことに一部会派の反対もあって実らなかつたのですけれ

ども、これからも恐らくは、特に自衛隊の基地がございまして、本当に息苦しくなく自衛隊員の皆さんともおつき合いをスムーズにできるような、あるいはもっともっと知る権利、民主主義や基本的人権が大切にされるような運動は私自身も追求していきたいというふうに思いますので、あえて取り上げさせていただきましたので、市長のほうもより勉強されて課題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時から議員協議会を行いますので、ここで会議を休憩し、議員協議会終了後再開をいたします。

休憩 午前 0時04分

再開 午後 3時55分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第20号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、1

2月11日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） それでは、議案第20号にかかわって何件か御質問をしたいと思いますけれども、今回54本ということありますので、きのうまでいろいろ電卓をたたいて数値の精査をさせていただきましたけれども、合わない。それには、ここにも提案理由の説明の中にもありましたけれども、やはり改正内容は25年の現行云々で5%内で現行使用料などによって整えて求めるという。この整えるというものの普通にいえば今

の現行料のを1.05で割って、1.08を掛けると数値が出て、10円以下は切り捨てる新料金が出るというのが普通ですけれども、今回この整えてという方式を使っている。つまり1.05で割って数字が合わなかったら整えると。もとの料金に整えて、そこからまた数字を割り出すという2つの方式を使っていることで非常にわかりにくいのだと思うのですけれども、算出の方法の仕方としてそのやり方というのは正しいかどうかなのか。正しくないことはないと思うのですけれども、物によってそれを使い分けるという手法が正しいのかどうなのかを含めて、いま一度御説明をいただきたいのと第19条で名寄市民会館条例の一部改正というのを行っております。改正のためには、この別表を掲載をして現行料金と新料金を掲載しているのですけれども、その中に食堂の使用料というのをまた今回も設定をしている。それを現行欄をそのまま生かして改正をしていますけれども、市民会館大ホール以外は楽屋的に部屋を使うというのは、それは理解をしますけれども、特に食堂というのはもう既になくなつて久しい施設でありまして、それをそのまま今回の中で消費税を上乗せをしてその表を議決しろというのは非常に無理があるような気がしますけれども、この見解をお知らせをいただきたいと思います。

また、第22条の名寄市風連日進レクリエーションセンター条例の一部改正及び第42条の名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正では、他条例との整合性及び市民の公平性を保つために利用料金の算出において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とするという一文が加えられておりますけれども、この文言を加えているという場所が、条文というものが利用にかかる料金、これを括弧によって以下利用料金という、要するに文言説明をしている部分の後ろにこの利用料金の算出において10円未満の端数が生じた場合はそれをという表記を入れているのですけれども、これは他の条例と比べても文言

説明の後に料金の切り捨ての部分が入ってくるというのは整合性に欠けると思うのですけれども、ある意味では整合性に欠けている、不適切だというふうに思いますけれども、見解をお伺いをしておきたいと思います。

また、名寄市風連日進レクリエーションセンタ一条例の中では、児童生徒に4時間を超えるとき1時間につき25円という、ここが全く改正をしないということになっておりますけれども、これが議員協議会の中で副市長が御説明いただいた部分なのかもしれませんけれども、25円という数字が出てくるところはみんな今回は改定をしていないと。それが10円以下の端数がつくという解釈なのかわかりませんけれども、その見解をお知らせをいただきたいと思います。

さらに、第27条、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正で、備考の中で別表第2中手数料の額の欄を削るという表現がありますけれども、ここは何を書いているかというと粗大ごみの取り扱いを書いている場所でありますし、粗大ごみは100センチ以下20キロ未満については処理券1枚、60キロ未満でしたか、忘れてしました。それは処理券2枚という表現をされていますが、そのところは全く削るというふうになっていますけれども、それは料金改定に当たらないのかどうなのか見解をお知らせをいただきたいと思います。

最後に、第45条の名寄市都市公園条例の一部改正で、別表第3に記載されております競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの1平方メートル当たり25円、これは先ほど25円と同じ解釈だと思いますけれども、もう一方、水面1艇一月につき180円という消費税というか、使用料の表記がありますけれども、ここでも180円に対する消費税の上乗せがされておりませんけれども、これはどういう解釈であるのか。

さらに、第47条及び第48条の名寄市準用河川管理条例の一部改正、名寄市普通河川管理条例

の一部改正では、別表第2の土地占有料などの記載にも消費税の上乗せはされておりませんけれども、その見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） まず、算出方法の考え方でありますけれども、今回私どもがまず一番に行いましたのは、いわゆる内税になっております原価をしっかり出すということから始めております。そのために1.05で割り返しをして、そして正式な正しい原価をまずは出すということの作業から始めております。それで、その場は一番ポイントになるのが出した原価にもう一度1.05を掛けて、もとの数字に戻るかどうかでございます。もし戻らないということであれば、これは正式な原価ではありませんから、私どもはそういう判断のもと、考え方を統一しながらやりまして、一定程度端数処理、1円を加えてもう一度1.05を掛けまして、そして円未満を切り捨てという形でやりましたので、そしてもう一つは、やはり1.05で割り返して、そのままいわゆる端数処理が必要ないものもございますので、これこの間内税でそれぞれ料金体系決めてきた、まさにその税金のなせるわざと。消費税のなせるわざで、こうした料金体系になっているという判断のもとで、考え方としては議員御指摘とおり2通りの考え方が一度に混在をしているという、そんな形になろうかと思いますけれども、原価を正式に導き出すという考え方からすると、私どもとしてはこれは1つ統一された手法であるというふうに考えておりまして、今回の算出方法では問題はないというふうに考えています。

それから、市民会館のお話もございまして、今回私どもが条例提案させていただいた中身としましては、すべからく現在の条例をそのままもとにしながら、そこで設定をされております、いわゆる別表で設定をされております料金のみに対して消費税の案分をかけていくという、そんな手法をやっておりまして、条例そのものにある種手を加

えるというようなことは一切行っておりません。しかしながら、今御指摘のありましたとおり市民会館の食堂につきましてはもう数年にわたりまして使用の実態がないと。それを改めてまた議会で議決をいただくという、その辺の申しましたら違和感、まさに私どもも持っております。そういう意味では、今回条例の改正には至っておりませんけれども、市民会館につきましては施行規則を持っておりまして、その施行規則の中で現状の対応と合わない部分については一定程度整理が必要という判断もちょっとありましたので、施行規則の中で当面の間ということで、食堂スペースにつきましては通常の貸し室、貸しスペースとしての扱いで整理をさせていただいております。これ市民会館につきましては、一定程度役割を終えまして、今後市民ホールができた後に当然取り壊しというのがございますので、これは当面の間そんな施行規則の中で対応させていただいて、現状運用としては問題ないような形で整理をさせていただいております。

それから、文言の説明ということで、括弧でくくった後にまた新たに言葉が続くというところが1つございますけれども、私どもこの件に関してはうちの法制担当のほうもちょっと調べておりましたけれども、合併以降、これは以前からありますけれども、旧名寄市の条例の中で同じようなくくりで文言整理をさせていただいているところ、条例が実はほかにもございます。例えば名寄市営球場条例でありますとか、それから名寄市テニスコート条例でありますとか、実は結構ございまして、これ慣例的に名寄市が使っていたということでありまして、それは現状法制の段階では踏襲をしたということであります。これ実際にそういう法整理をするに当たり、条例の整理をするに当たりまして、当然第一法規含めて確認をさせていただいておりまして、扱いとしては一般的ではないということですが、法的には問題ないと。条例の意味としてしっかりとわかれば問題はなしと

いうような、そんな判断もいただいておりますけれども、この間合併以降それぞれ旧風連町、それから旧名寄市が抱えていた条例のいわゆる立て方含めて、ある意味そのまま踏襲しながら現在の条例に至っているという部分も結構実はございます。これにつきましては、使用料等の見直しにつきましては新市として平成28年まで一定程度考え方なりを統一をして示させていただくということも申し上げておりますけれども、こうした整理の一環として、こうした条例の立て方としてある意味少し整理をさせていただくということも視野に入れて今後対応させていただければというふうに思います。

それから、25円のお話もございましたが、実は今回の条例提案に当たりましては基本的に消費税が加算をされて料金が変わるもののみ提出をさせていただいております。そういうことでいきますと、25円はこれ割り返しの計算をしていきますと25円九十何銭という形にもなりまして、いわゆる切り捨てると。1円未満切り捨てますと25円そのままということになりますので、これにつきましては今回消費税が織り込まざっても料金としては変わらないということで、今回の条例にはのせておりません。そういうものが多数ございます。

それから、ごみ処理に係る粗大ごみのお話でございますが、これどうしても条例の説明としては非常にわかりにくいというところで、これは大変申しわけないのですが、例規類集の別表、改めてちょっと見ていただければと思いますけれども、別表にて定める金額という項目が別表のほうに載っております、ここに実は206円置くという意味でございます。それから、別表の第2のほうで削るというのは、いわゆる取り扱い区分、それから指定ごみの処理券の枚数、これ粗大ごみの形によりまして指定ごみに係る処理券の枚数が1枚とか2枚とかというふうにもなるわけですが、ここを削るということではなくて、その隣に手数料

の額という項目がございまして、このところを削らせていただくという意味でございます。そして、あわせまして備考のほうには今回全体的な先ほど説明させていただきました対応としまして10円未満を切り捨てるという、この基本的な考え方も織り込まさせていただいておりますので、これにつきましては備考の欄に改めて入れさせていただいているというところであります。

それから、水面のお話もちょっといただきまして、これ180円ということで、変わっていないのではないかということです。これ実は課税と非課税の区分がございまして、1カ月未満占有される場合については、これは土地の場合もそうですけれども、いわゆる課税の該当になります。これ消費税法の中で実は説明をされております。それで、1カ月を超えるものについては初めて非課税ということです。今回180円が変わらないというのは1カ月を超えるということで、非課税対象になっているということで変わってはいないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（扇谷茂幸君） 失礼しました。準用河川につきましても基本的には今と同じということでありまして、1カ月を超えるものは非課税ということになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 啓議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいたしましたけれども、やっぱり算出の仕方が今総務部長御説明いただいたことでいうと、結局は今の使用料なり料金が基本になると。つまり今の料金を1.05で割って、1.05掛けてもとの料金に戻して、合わなかつたら今の料金に調整をして出すというのだったら、初めから今の料金に1.03を掛けたほうがストレートにお金が出てくると考えるのが、それが一番わかりやすい。割って原価を出して、原価からこうやってやってやっていくと合わないから、もう一回それを整えてもとに戻

して、またそれで出していくというからこんがらがってくるので、だからそのやり方が正しいやり方だと思うので、一般市民の皆さんにとっては単純に今の料金は1.05、要するに消費税の5%がかかった料金が掲載されているなら、これに1.03を掛けたら一定程度出るだろうと。そうしたら、金額は違うものが出ると。例えばそれでやっていくと、極端なあれですけれども、0.9円、90銭であっても切り捨てる、10円以下だったら。ところが、1銭でもある意味では超えていたら切り上げて入ってくる。そういう何かわかりづらいようなシステムになってきているので、それ正しいのだと思う。間違ってはいないと思うのですけれども、もうちょっとわかりやすく御説明をいただければと思います。

市民会館の部分については、誰も今あそこで食堂をやっているとは思っていませんし、私どもも市民会館は要するに大ホールがやっているときの楽屋だと。時には、大きいステージになってくれば食堂の部分も、ある意味では食堂ではあるけれども、食堂スペースではあるけれども、控室として使うかもしれないから、この料金に入っているのだと解釈はできますけれども、その辺も一定程度丁寧にされたほうが規則の中で運用されるのなら、その辺も明確になってわかりやすくしていくほうがいいと私は思いますし、とにかく文言の関係もそうですけれども、やっぱり条例は要するにプロである職員の皆さん、あるいは我々みたいな常に接するような議員がわかるものでなくて、一般の市民の皆さんを見てわかりやすいというのが条例の基本だし、だから今言われたような条例主義というのが言われているのは、それ規則や要綱ではなくて条例に盛り込むというのはそういう意味では重要だというふうに言われているのだと思いますので、余り同じ名寄市の条例の中にあっちにもこっちにも、こっちもあっちもというのは、28円というのは一つの目安だと思いますけれども、できればなるべく早くわかりやすく統一され

る取り組みをぜひ行っていただきたいと思います。

25円のものはわかります。ただ、今の説明でうちのほうでもいろんな協議をした中で、1つやっぱりわからないのがあるのです。この説明もやっぱりしておかなければいけないのは、第27条、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正で、別表第1中20円を21円とするという。消費税かかっているのです。だから、25円以下は全部かからないので、これはかけませんでしたという説明は当たらないと思うのです。いろんな理由があってここはかかっていると思います。これ気がついている議員もいらっしゃると思いますけれども、やっぱりその説明もちゃんとされたほうがいいというふうに思いますので、あのほうはわかりました。別表の部分の読み方と非課税の部分についてはわかりましたので、今言った3点について御答弁いただければ。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 現行料金に5%の消費税が入っていますので、それに3%の税を上積みすると5%の消費税にさらに消費税が3%上積みされるということで、利用者側にとって端数切り上げになってしまって不利益をこうむるということがありましたので、それと今後の消費税増税の考え方方が現行のところ8%で、状況を見ながら1年半後には10%と。年金財政をどう整えるかという形でいうと、恐らくヨーロッパ並みというのでしょうか、10を超えて12とか13とか、場合によっては15を超えて17、18とかということで、多分その辺がターゲットになっていると思いましたので、基本的には消費税を掛ける原価ということで、それを出して明確にすることのほうが望ましいということで、一旦その辺の数値をしっかりと押さえておく必要があるということで、今回そのような提案をさせてもらいました。平成元年と9年ということで、3%、5%ということでやったのですけれども、そのときの書類を見ていても結果しかないのです。そして、その後に平

成14年だと思うのですけれども、ごみの手数料が出てきました。そういう面でいうと、先ほどの20円で問題になったのはもともと原価についてはベースが80円でした。袋の大きさによって半分の40円と。さらに、そこからもっと小さくする袋として20円とやったのです。20円を1.05で割り戻しますと19円九十何銭かになって、1.05を掛けても戻らないのです。20円に1.05を掛けると21円なのです。そういう計算を平成14年当時にやらないで、まず80円、半分だから40円、40円の半分で20円と。それが全部税込み表示という形でやったものですから、そのところを21円であるところを20円にしまして、今回の計算でいうとそこに1.08掛けますので、ベースが20円とすると21円60銭ということになりますので、今回はそこは本来の正しい姿に戻させていただきましたということでありますので、ちょっと先ほどの説明で全てのいろんなたくさんのケースあったものですから、そこから外れた例外として改めて説明させていただいて、御理解を賜りたいなと思います。

以上です。お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 市民会館のお話もございまして、それで今申し上げましたとおり実態といわゆる使い方が乖離をしている部分がございます。こここのところは、今回の条例の中で整理をしますと、それに類するものも含めて全て条例本体をいじらないといけないというところもございまして、この時間のない中で一定程度しっかりした消費税に係る周知期間を持ちたいという私どものこれまでの作業のそんな事情もございまして、これにつきましては新たに期間を設けまして、やはり条例の文言整理も含めてさせていただきながら、いわゆる旧風連町、旧名寄市の条例の整合についてもぜひしっかり対応させていただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それおわかりました。次回来年度の10%になるかどうかというのは、景気動向もあるけれども、もし10%になったときは今回の計算方法が一つのベースとなって計算をしていいよろしいということですね。その基本だけ確認をさせていただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今回の原価を定めるということ、明らかにすること、消費税の将来の引き上げに対しても対応できるということで考えていますので、それで進めたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 私からは、2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

今の佐藤議員の27条の廃棄物の問題はよくわかりました。これ私も随分悩んだところでした。

私は、今市民負担増についてどのように考えられているのかについて伺いたいと思います。これは、喫緊の資料なのですけれども、総務省の家計調査2012年平均から試算されているのですけれども、収入200万円以上250万円未満の方々にとって消費税8%、年収に比率で負担率が7.6%になっています。1,000万円以上の方、これが1,250万円未満で名寄市にはどのくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。比率でいうと3.1%というふうになっていて、これは逆進性がさらにあらわになってきているということだというふうに思います。さらに、年間の賃金が200万円以下で働いている方々がこれは国税庁の資料からつくっているのですけれども、1,000万人超えています。年々上がっていますし、そして年間の平均賃金の推移で見ますと1998年ぐらいがピークだったでしょうか、これも厚生労働省の資料からつくっているのですが、年々下がってきてています。近い数字でいうと年間平均賃金377万円というふうに出されていて、本当に大変な暮ら

しをしている中で、今回国が定めた8%の消費税増税ですけれども、これをどうしても市民に負担をしてもらわなければならないのかどうか、この部分を非常に懸念をしています。

もう一つは、第40条のピヤシリスキ一場の条例にかかわってありますけれども、例えば今さきの一般質問の中でも出されましたけれども、日進地区の開発ということで振興に取り組んでいる中でありますけれども、これを見てみますとピヤシリスキ一場リフト券は300円を308円ですから、300円ということになりますけれども、宿泊6,000円を6,172円、そして浴場500円を515円に改めるというふうになっています。たくさんのお客さんに、市民にも来てもらいたいし、市の外からも来ていただきたいと思っているときに消費税が上がるからということにここに転嫁するということ、転嫁、先ほど指定管理者の部分の御説明もありましたけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 今回の消費税の関係につきましては、初めてのケースではなくて平成9年に5%になったものについて消費、サービスの提供に伴って利用する方々に3%の増税分を負担していただくという形になっています。この財源の使途につきましては、今現在1,000兆円の国、地方を超える長期債務残高を抱えながら、私たちの子供や孫たちに将来の借金の返済を押しつけるような形の財政運営が果たして望ましいのかどうか、こういう観点と少子高齢化でふえ続ける、やっぱり高齢者、介護、医療、それから子育てについても一定の財源を付与して、より福祉施策の充実もしたいという話であります。その中でもし市がかけないとした場合に、例えば下水道料金、上水道料金についても事業会計でやっている関係上、かけなくてもその分の負担をさせられて、実質市民の皆さん方からいただいた料金ができる

仕事の数が減ってきてしまう、こういう状況でもありますので、これまでと同じような形で税の転嫁をお願いしようとするものです。ただ、議員がおっしゃるようにこれだけデフレが続いてきていて、5年間も6年間も賃金が上がるどころか正規職員から非常勤職員に切りかわっている状況の中でいかがなものかということについては、私自身もやはり景気が少し回復をして、少なくともわずかでもいいから定期昇給があるような社会が望ましいのではないかと思っています。そういう状況の中で今回の国の政策としては、平成9年と、同時に簡易給付という形で、十分とは思っていませんけれども、簡易給付で1万円と。年金生活者についてはさらに5,000円を上積みをするという形での、少ないかもしれませんけれども、対策は打たれている中で、片一方では制度を市が協議をして26年4月以降ベースアップが少しでもできるように、いいほうに経済を回していくという一つの方策もワンセットになって進められておりまますので、この辺では十分な対応かどうかは別にしましても、今公明党さんを中心にしながら、児童手当受給者についての増額もどうかと。それから、できれば10%のときには軽減税率の適用もついてということで、できるだけ低所得者の方に対する一定の配慮をもっと充実させるべきだという御意見もあって、今現在進行形でお話が進んでいるのではないかという情報も得ておりますので、そういう部分の政策全体を考えまして、消費税は全国的に遍在性の少ない税財源でもありますので、使途が社会保障費の維持、拡大ということありますので、この辺については一般税で賄わないで、利用する皆さん方に御負担を願うと、そういう考えでありますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 将来への借金をつくらないということで、今は借金財源がある中で消費税をふやしていくというような国の、政府の代

弁をしていただいたように感じましたけれども、私は一般質問でもさせていただきましたけれども、あらゆる社会保障への負担が次々にされていると。もういち早く生活保護者への削減は進んでいますし、介護保険料もそうです。医療費の負担も増です。ですから、私は軽減税率も消費税を増税しておいて軽減税率というのではないのではないかとうふうに思っています。もちろん食料品だとか、また例えば報道の新聞だとか、そういうものに対する税をかけないというやり方は、私はいいとは思うのですけれども、しかし消費税を増税しておいてこういうやり方はないのではないかとうふうに思っています。先ほども紹介したように、逆進性が非常に強くなっています。これが今おっしゃったように10%になると、さらに負担が200万円台の方々でいうと年収に比して9.5%も負担になってきて、ほとんどが生活費に、収入が生活費として出していくわけですから、こうした方々の暮らし岐がますます大変になってくるとうふうに思っています。

あと、全ての事業に対して転嫁がされているわけですけれども、やはり事業や、また一般市民の皆さん方の暮らしにかかる部分で大きく圧迫するものにはかけないという方策もあったのではないかというふうに思っています。今まで3%、5%になっていったときにかけてきたから、今回もかけるということではなくても済むのではないかというふうに感じているところですが、この部分について再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 市の使用料、手数料全てに消費税がかかっているわけではなくて、非課税項目については国として一定のルールをつけておりまして、医療費であるとか大学の授業料等についてはその顕著な例でありまして、各種証明手数料についても同じような扱いになっていると思っています。先ほど言いましたように、国の税制体制の中でどのような形で住民の皆さん、國

民の皆さん方に御負担願うかということとこの消費税も地方消費税と国の消費税とワンセットになっておりまして、今回消費税がふえた分は地方の固有の財源の地方交付税のほうにもカウントされるということになっておりますので、この辺はできるだけ低所得者に対する温かい救済措置というか、そこは国のはうで考えてもらわなければならぬものの、やはり不足する分については施設を利用しない、サービスの提供を受けない一般の市民の方々に負担が覆いかぶさる形にもなりますので、この辺はしっかり受益者負担の考え方の中で施設を利用する方々、サービスの提供を受ける方々に御負担をお願いしたいと。その使用料自体も少なくとも最低でも5%程度、それから多くても、スキー場関係が一番多いのかもしれませんけれども、30から35と。基本的には、ごみ使用料とか、ごみ手数料とか、パークゴルフ場の使用料については議会とも相談した中では25%でというような話もさせていただきましたので、できるだけ一般税で貢える部分は貢いながら、受益者負担の考え方で負担願っている分について、かかる消費税については受益者の皆さんにお願いをしたいと、こういう考えでありますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 最初の質問の中で、ピヤシリスキー場の条例の一部改正の部分で、6,000円が6,172円に、500円を515円にということで御提案をしていますけれども、この部分については利用料金の上限を指しているものであります、川村議員御存じのとおりピヤシリ温泉についてはここで上限500円と。旧条例でいくと500円と言っていますけれども、現在は400円ということで、それ以内の料金設定をさせてやっておりますので、その辺については上限を設定させていただいているだけだということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今の件は理解をさせていただきます。

また、全てにというところはちょっと私も勘違いをして言ってしまいました。非課税の部分もあるということですけれども、ただ何回も言いますように税の徴収の仕方が満遍なくというふうに言われますけれども、私はやはり逆進性の強い消費税によって税を皆さんから負担していただくというのはあってはならないというふうに思っていますので、またいろいろ御苦労されながらこの計算もしていただいたのだというふうには思いますけれども、しかし市民負担をさらにふやさない方策というのもぜひ検討していただきたい、そのように思います。国からの地方消費税も入ってくるということでしたけれども、その点についてもさらなる負担が大きいですから、決算のときにも指摘させていただきましたけれども、やはり地方も、そして地方に住む国民もみんな負担が大きくなるしかかってきているということを私は強く申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書、意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書、意見書案第3号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第1号
例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成25年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 大石 健二

署名議員 植松 正一

質問通告表(一般質問)

平成25年第4回定例会

発言順序	氏名	発言要旨
1	高橋伸典 (P 30)	1. 自治体による婚活支援で少子化対策を (1) 本市の未婚状況と対策について (2) 地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業について 2. 雑誌スポンサー制度について 3. カラーバリアフリー対策の確立について (1) 色覚障害の実態について (2) 学校における色覚障害の今後の取り組みと対策について 4. 「トムテ文化の森」の移管について (1) 移管状況と今後について
2	佐藤靖 (P 40)	1. 平成26年度予算編成にかかわって (1) 市長訓令及び事務連絡について (2) 概算要求と予算規模の見通しについて (3) 市長選後の政策予算の見通しについて (4) 財政展望について 2. 改めて観光行政のあり方を問う (1) 成果と評価 (2) 将来の見通し 3. 名寄市立総合病院にかかわって (1) 看護師寮の必要性 (2) 看護師人事交流の可能性 (3) 院内案内対策の現状と課題 (4) 病床ベッド対策と入院患者の健康保持向上対策等について 4. 名寄市立大学にかかわって (1) 学内売店等の必要性について (2) 地域も利活用可能な商店等の必要性について
3	東千春 (P 52)	1. 名寄市の将来を見据えた加藤市政の展望は (1) 加藤市政の実績と評価について

		<p>(2) 名寄市の将来像と次期4年間で目指すものは</p> <p>2. 市民に親しまれるホールづくりに向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ソフト事業に対する基本的な考え方と予算について (2) 主催事業の計画と事業企画委員会について (3) 市民との積極的な関わりについて (4) 管理運営のあり方について (5) ホールと小ホールの音響照明設備のクオリティーについて (6) 市民会館の弾力的な運用について <p>3. 名寄産業高校と地域の産業について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業や建設業など地域産業との関わりについて (2) 生徒の資格取得にかかる支援の考え方について (3) 地域の人材確保のために間口維持の支援策を
4	植松正一 (P 63)	<p>1. 農業振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本市の基幹産業である農業への本年度の状況は (2) 新年度の予算編成での重点施策について (3) 名寄魚菜卸売市場の自己破産による現段階での状況と今後の対応、対策について <p>2. 林業振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後の市有林管理での施策は (2) 名寄市の新たな森林経営計画の内容で ア 森林整備の推進について イ 木材利用での公共建築物での利活用の考え方について ウ 森林所有者への利益還元について <p>(3) 木質バイオマスエネルギーでの、庁内委員会で公共施設や産業施設への利活用方策と進捗状況について</p>
5	山田典幸 (P 74)	<p>1. 名寄市の農業振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 米政策転換に伴う影響について (2) 当市としての今後の農業振興策について <p>2. 名寄市の教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全国学力・学習状況調査の結果から ア 当市の現状について イ 今後の課題と改善策について <p>3. ピヤシリスキーカー場の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今シーズンの集客対策について

		(2) 各関係団体との連携について
6	佐々木 寿 (P 88)	1. 行財政運営について (1) 公益目的通報について (2) 不当要求の対応について 2. 雇用広報活動について (1) Uターン情報の発信について 3. 防災・消防について (1) イベント屋台の安全管理について (2) 防災共同訓練の成果について 4. 介護福祉について (1) 介護職の人材育成について
7	駒 津 喜 一 (P 98)	1. 安全で快適な市民生活のために (1) 小型、中型家電のゴミ処理について ア 回収ボックスの設置等 2. 地域経済の活性化について (1) 中小企業振興条例の施策について ア 空き店舗対策等について イ 雇用の促進について (2) 企業誘致の取り組みについて
8	竹 中 憲 之 (P 107)	1. 快適で安全な環境づくりについて (1) 水・大気にかかわる安全問題について (2) 旧焼却施設と炭化センターについて (3) リサイクルの推進と最終処分場について 2. 名寄市立総合病院の現状と課題について (1) 経営の現状と課題について (2) 看護体制変更後の病棟の変化について (3) 看護体制変更にともなう看護師の労働条件の変化は (4) 災害時における院内の体制について (5) 救命救急センター設置の見通しについて
9	川 口 京 二 (P 118)	1. 観光の振興について (1) ひまわり観光について ア 現状の課題について

		<p>イ 今後の取り組みについて (2) ご当地グルメ開発・P R事業について ア 成果と課題について イ 今後の方向性について (3) マスコットキャラクターについて</p> <p>2. 路上駐車について (1) 現状の認識について (2) 対策について</p> <p>3. 市立図書館について (1) 駐車場と北側通路の整備について</p>
10	山 口 祐 司 (P127)	<p>1. 農業政策の大転換について (1) 地域農業への影響について (2) 今後の考え方と対応について</p> <p>2. 農産物及び特産品の販路拡大について (1) 地場産品のP R活動と新たな取り組みについて (2) 道内外及び海外ビジネスの可能性について</p> <p>3. 青少年の健全育成とスポーツ振興について (1) 小学生児童の放課後活動について (2) 民間団体との連携協力について (3) 指導者確保の現況について</p>
11	奥 村 英 俊 (P137)	<p>1. 「なよろコミュニティバス」の実証運行について (1) 12月の見直しについて (2) 利用促進と交通弱者への対策について</p> <p>2. 市道の除排雪について (1) 生活道路の対応について</p> <p>3. 地域の振興について (1) 市民生活にかかわる地域のバランスについて ア 東地区・北地区の課題と要望（まちづくり懇談会から） (2) 営業戦略室の役割について</p> <p>4. 名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金について (1) 利用者の負担のあり方について</p>
12	川 村 幸 栄 (P153)	<p>1. 生活保護基準引き下げの影響について (1) 基準引き下げによる名寄市の事業への影響は</p>

		<p>(2) 生活保護制度利用者への影響は (3) 申請状況について</p> <p>2. 介護保険制度の見直しによる影響について (1) 介護サービス利用者への影響は (2) 介護サービス利用者への対応は (3) 介護労働者への影響について</p> <p>3. 食教育の充実にむけて (1) 食育の現状について (2) 栄養教諭の配置増について (3) 安心・安全な給食を</p>
13	熊谷吉正 (P164)	<p>1. 今後の名寄市の行方と市民の声 (1) 加藤市政の評価と公正な住みよい名寄市の展望について (2) 市長等の役割と責任について (3) 行財政改革と市民満足度について (4) 今後の総合計画のあり方について (5) 地域自治区の前進と自治基本条例について</p> <p>2. 特定秘密保護法（案）と市民生活（活動）への影響について</p> <p>3. 幌延への核廃棄物の持ち込みについて</p>

平成25年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成25年11月29日～平成25年12月13日 15日間
本会議時間数 15時間29分

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第1号	名寄市青少年問題協議会条例の一部改正について	— —	— —	25.11.29 原案可決
第2号	指定管理者の指定について【なよろ健康の森】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第3号	指定管理者の指定について【名寄公園パークゴルフ場】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第4号	指定管理者の指定について【天塩川さざなみ公園】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第5号	指定管理者の指定について【名寄市北国雪国ふるさと交流館】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第6号	指定管理者の指定について【名寄市営牧野】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第7号	指定管理者の指定について【名寄母子里地区共同牧場】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第8号	指定管理者の指定について【名寄東病院】	— —	— —	25.11.29 原案可決
第9号	市道路線の廃止について	— —	— —	25.11.29 原案可決
第10号	市道路線の認定について	— —	— —	25.11.29 原案可決
第11号	定住自立圈形成協定の変更について	— —	— —	25.11.29 原案可決
第12号	平成25年度名寄市一般会計補正予算(第6号)	— —	— —	25.11.29 原案可決
第13号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	— —	— —	25.11.29 原案可決
第14号	平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	25.11.29 原案可決
第15号	平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	— —	— —	25.11.29 原案可決

議案番号	議件名	委員会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審査結果	議決結果
第 16 号	平成 25 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	—	—	25.11.29
		—	—	原案可決
第 17 号	平成 25 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）	—	—	25.11.29
		—	—	原案可決
第 18 号	平成 25 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 2 号）	—	—	25.11.29
		—	—	原案可決
第 19 号	平成 25 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 2 号）	—	—	25.11.29
		—	—	原案可決
第 20 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	—	—	25.12.13
		—	—	原案可決
意見書案 第 1 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	—	—	25.12.13
		—	—	原案可決
意見書案 第 2 号	過疎対策の積極的推進を求める意見書	—	—	25.12.13
		—	—	原案可決
意見書案 第 3 号	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書	—	—	25.12.13
		—	—	原案可決
報告 第 1 号	例月現金出納検査報告について	—	—	25.12.13
		—	—	報告済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	25.12.13
		—	—	決 定